

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

ライセンス契約のガイド

—特に開発途上国のために—

# Licensing Guide

for developing countries

# ライセンス契約のガイド

—特に開発途上国のために—

## LICENSING GUIDE FOR DEVELOPING COUNTRIES

**WIPO PUBLICATION**  
**No. 620(J)**

© WIPO 1980

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION  
(WIPO)

# ライセンス契約のガイド

—特に開発途上国のために—

## LICENSING GUIDE

FOR DEVELOPING COUNTRIES

---

A GUIDE ON  
THE LEGAL ASPECTS OF THE  
NEGOTIATION AND PREPARATION  
OF INDUSTRIAL PROPERTY LICENSES  
AND  
TECHNOLOGY TRANSFER AGREEMENTS  
APPROPRIATE TO THE NEEDS OF DEVELOPING COUNTRIES

工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の  
交渉および契約書作成の法的側面に関するガイド  
(特に開発途上国の要求に即して)

早稲田大学法学部教授 土井輝生 訳

Translated by Teruo Doi, Professor of Law at Waseda University



GENEVA

1980



AIPPI-JAPAN

1980



## 序 文

開発途上国がその要求に即したものとして選択した技術を公正かつ合理的な条件で入手することを促進するのは、これらの国の経済的および社会的発展の速度を増進するための重要な要素の1つである。このような入手は、一般に、とくに特許、商標および技術的ノウハウにかんするかぎり、工業所有権の分野におけるライセンスおよび技術移転契約によってもたらされる。

このガイドは、このようなライセンスや契約の交渉および契約書の作成上生ずる典型的な法律問題を確認し、これらの問題に対することとなるアプローチを指摘し、開発途上国の機関および企業にとって不利益となるような問題に特別な注意をはらい、かつ、これらの国の利益にもっとも即した解決方法を提示するものである。

このガイドが、開発途上国の政府および工業企業の、特許もしくは商標を保有しまたはノウハウを所有する外国の企業との交渉における実務上の役に立つことを希望する。このガイドは、利用者の経験をとりいれて、随時改訂版を発行する計画である。

\* \* \*

このガイドは、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が、工業所有権に関連する開発協力のためのWIPO永久計画のフレームワークのなかで行なった作業の成果である。「特許、商標およびノウハウの分野におけるライセンス契約の法的側面」にかんするWIPO研究報告書(document PJ/92, June 1972)に記載されたライセンス契約の交渉において考慮すべき諸問題のリストを討議した1974年11月にWIPOが主催したライセンシング・セミナーで交換された経験にもとづき、この計画の常設委員会は、1975年3月の会議において、1976年度の計画に開発途上国の要求に応ずるライセンシング・ガイドラインを作成する作業をふくめることを勧告し、WIPOの関係機関は、1975年10月、このことを決定した。WIPO国際事務局は、1976年6月、コンサルタントの助言をえ、開発途上国における工業所有権ライセンシングのガイドライン作業グループによる検討をえて、「開発途上国の要求に応ずる工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉および契約書作成の法的側面にかんするガイド」草案を作成した。ガイド草案は、作業グループの討論ならびにガイドの範囲、内容およびプレゼンテーションを改善するために同グループが行なった提言にもとづき、さらにコンサルタントの助力をえて、改訂され、現在の形で発行されるにいたった。

総数99人が、これらの会議に参加して、作業に協力した。これらの参加者は、47か国からきた、招へいされた国際機関のどれかによって指名された人々である。47か国は、つぎのとおりである：アルジェリア、アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カメルーン、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、チェコスロヴァキア、エクアドル、エジプト、フランス、ドイツ(連邦共和国)、ガーナ、インド、インドネシア、イラク、イタリア、象牙海岸、ヨルダン、ケニア、クウェイト、マレーシア、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ナイジェリア、ペルー、ポーランド、ソヴィエト連邦、スペイン、スリ・ランカ、スーダン、スウェーデン、スイス・シリア、アラブ共和国、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、連合王国、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア、ザイール。参加者の氏名は、211頁から214頁にかかえる。

国際事務局は、本ガイドの作成にあたり、参加者とくにコンサルタントからうけた助言に深く感謝したい。

**ARPAD BOGSCH**

**Director General of WIPO**

1977年8月 ジュネーヴ



## 日本語版序文

国際技術移転の手段である特許やノウハウのライセンスおよび技術援助の法律実務については、1960年代から数多くの参考書が発行されてきた。これに加わる本書は、工業所有権諸条約を管理する専門の国際機関がこれまでの経験と最新の資料にもとづいて作成した詳細な解説書であって、いろいろな点において従来の類書に見られない優れた特色をもっている。

第1に、本書は、その表題が示すように、開発途上国すなわち技術を導入するライセンシーの立場から書かれている。これまでの多くの参考書は、技術をもち、海外市場進出を目的とする立場から書かれていた。本書は、依然として先進国の技術を求めるわが国の企業にとっても、非常によい参考になる。

第2に、本書は、1970年代に制定された開発途上国の技術移転を規制する法律を考慮して書かれている。1960年代のわが国は、「外資に関する法律」にもとづいて、政府機関が外国から技術を導入する契約の条件を審査していた。今日、多くの開発途上国が、これにならって、技術移転取引に積極的な関心を示し、取引条件を規制している。

第3に、本書は、契約書のドラフティングのガイドとして、典型的な契約規定を脚注に引用して、解説をしている。本書の英語版、ドイツ語版、フランス語版等には、それぞれ本文とおなじ言語の契約条項例が引用されているが、日本語版では、実用上のメリットを損わないようにするため、英語の契約条項例をそのまま掲げた。

第4の特徴は、巻末に詳細なチェックリストが掲げられていることである。国際取引については、これまでにいろいろなチェックリストが作成されているが、ライセンス契約にかんするものとして、本書のチェックリストは非常に優れていると思う。

WIPOにおいてライセンシング・ガイドを作成する作業が進められていることは以前から聞いていたが、現実に発行されたものを手にしたとき、ただちに日本の実務家にも普及すべき良書であると思った。幸いにし、AIPPI日本部会事務局にお願いして、WIPOの担当官クロード・マズイエ氏と交渉していただき、日本語版発行の許諾をえた次第である。

本書の翻訳作業は、数人の分担による原稿作成から始まった。最初の訳は、私のほかに、権田潤氏（早大大学院法学研究科前期課程在学）（第Ⅱ部）、平覚氏（同後期課程在学）（第Ⅱ部Ⅰ節—Ⅱ節、Ⅴ節—Ⅵ節）および岩崎一生教授（愛媛大学）（第Ⅱ部Ⅲ節—Ⅳ節、Ⅶ節—Ⅷ節）に担当していただいた。その後、私がこれを整理、修正、編集して最終原稿にした。

日本語版の出版にあたっては、AIPPI日本部会事務局長小倉宏之理事にWIPOとの交渉の労をとっていただくとともに、編集、印刷等の作業の進行および監督を同管理部長伊佐滋氏に担当していただいた。

これらの方々のご協力に感謝するとともに、わが国の実務家の方々が本書を効果的に利用していただくことを希望するしだいである。

1980年7月15日

土 井 輝 生



## 目次

	項
<b>第Ⅰ部：序 説</b> .....	1—81
<b>A. 背 景</b> .....	1— 4
<b>B. 開発途上国の技術取得に対する障害</b> .....	5—48
1. 技術の供給源の集中と技術保有者の技術を移転する意思.....	7— 9
2. 海外からの技術取得における技術的および経済的依存.....	10—12
3. 開発途上国における技術事項にかんする情報および専門知識の欠如.....	13—22
4. 財源の欠乏と技術の高価.....	23—32
5. 技術移転者が関連するインプットの供給および支配的なアウトプットからうける間接的 利得.....	33—34
6. 技術移転取引のための不適切な法的フレームワーク.....	35—36
7. 技術移転取引の法的側面にかんする技能および情報の欠乏.....	37—41
8. 不十分な政府の管理と技術移転の商業的側面の理解の不足.....	42—46
9. 結 語.....	47—48
<b>C. ガイドの目的</b> .....	49—52
<b>D. 開発途上国に対する技術移転の方法</b> .....	53—63
<b>E. 工業所有権ライセンスとノウ・ハウ供給の重要性</b> .....	64—65
<b>F. 技術移転のための法的取決め</b> .....	66—71
<b>G. ガイドの内容</b> .....	72—77
<b>H. ガイドに使用する語の定義</b> .....	78—79
<b>I. 結 語</b> .....	80—81
 <b>第Ⅱ部：交渉プロセス</b> .....	 82—115
<b>A. 総 説</b> .....	82—84
<b>B. 移転者となる者および潜在的被移転者の選択</b> .....	85—86
<b>C. 技術を供給するオファーまたは要求書の作成および提示</b> .....	87—89
<b>D. 交渉の参加者および仲介者</b> .....	90—99
<b>E. 技術移転取引の条件の交渉</b> .....	100—103
<b>F. 締結すべきライセンスまたは契約の決定</b> .....	104—108
<b>G. 必要な法律文書の作成</b> .....	109—113
<b>H. 結 語</b> .....	114—115

	項
<b>第Ⅲ部：解説および契約条項例</b> .....	116—657
<b>A. 導入部分</b> .....	116—123
<b>B. 前文：ホエアラズ条項；リサイタル</b> .....	124—127
<b>C. 主要な用語および表現の定義</b> .....	128—132
<b>D. ライセンスまたは契約の範囲</b> .....	133—189
1. 基本技術の確認および記述 .....	133—142
2. ライセンスまたは……契約の一般的範囲 .....	143—146
3. 使用または事業活動の分野 .....	147—160
4. 製造および販売地域の指定 .....	161—164
5. 地域の排他性および非排他性 .....	165—185
6. 競争技術の取得または使用 .....	186—189
<b>E. 特許にかんする特別の側面</b> .....	190—215
1. 特許の拒絶または無効 .....	190—206
2. 特許の効力の維持 .....	207—211
3. 特許発明の実施 .....	212—215
<b>F. 技術的進歩：ライセンスまたは契約の範囲内における改良および開発</b> .....	216—237
1. 総 説 .....	216
2. 技術的進歩の概念ならびに改良および開発の定義 .....	217—219
3. 改良および開発の入手可能性の要素ならびに条件 .....	220—231
4. 新技術 .....	232—234
5. 研究および開発 .....	235—237
<b>G. ノウ・ハウ；技術情報</b> .....	238—299
1. 特許適格または工業的意匠保護の要件としての情報および専門知識の開示；工業所有権 ライセンスまたは技術移転契約にもとづく技術情報の供給 .....	238—249
2. 価値ある情報および専門知識の伝達，開示または使用を防止する法的手段 .....	250—254
3. ノウ・ハウの開示 .....	255—283
4. ノウ・ハウの保証 .....	284—299
<b>H. 技術役務および援助</b> .....	300—317
1. 総 説 .....	300—303
2. 訓 練 .....	304—309
3. 設計およびエンジニアリング役務 .....	310
4. 技術役務 .....	311
5. マーケティングおよび商業役務 .....	312
6. 経営役務 .....	313—314
7. 企画，研究および開発役務 .....	315—317
<b>I. 資本財，中間財，予備部品，コンポーネントまたは原料の供給</b> .....	318—330

	項
1. 資本の財供給源としての技術供給者……………	318
2. 技術供給源としての機械供給者およびプラント建設者……………	319
3. 供給される技術と特定の資本財, 中間財, 予備部品, コンポーネントまたは原料との リンク……………	320—323
4. 競争価格による品目の供給……………	324
5. 純販売価格の定義からの品目の除外……………	325
6. 図面, 設計図または仕様書の提供……………	326—327
7. ライセンシーまたは技術受領者に特定の出所のまたは特定の供給源から品目を取得する ことを認め, または要求する規定の法律効果……………	328—330
<b>J. 生産段階</b> ……………	331—344
1. 総説……………	331
2. 下請契約……………	332—334
3. 製品の品質基準……………	335
4. 品質管理……………	336—341
5. 製品の品質にかんしノウ・ハウを伝達する必要性……………	342
6. 生産量……………	343—344
<b>K. 商標にかんする特別の側面</b> ……………	345—359
1. 総説……………	345
2. 特許に関連して生ずる問題と類似する問題……………	346—349
3. 商標を使用する権利を付与する手段……………	350—352
4. 商標を使用する形式および方法……………	353—355
5. 連合商標および結合商標……………	356—357
6. 外国商標の使用……………	358
7. 品質管理……………	359
<b>L. マーケティング段階にかんするその他の側面</b> ……………	360—387
1. 特許表示およびライセンスにもとづく製造の表示……………	360—363
2. 製品ラベリングおよび販売促進活動……………	364—366
3. 流通経路……………	367—372
4. 価格およびその他の再販売条件……………	373—374
5. ライセンサーもしくは技術供給者または第三者が外国で製造した製品の輸入……………	375—387
<b>M. 経営役務</b> ……………	388—389
<b>N. 補償; 対価; 価格; 報酬; ロイヤルティ; フィー</b> ……………	390—496
1. 総説……………	390—394
2. 概念および用語……………	395—398
3. 直接の金銭的補償: 一括支払い; ロイヤルティ; フィー……………	399—481
a. 一括支払い……………	402—404

	項
b. ロイヤルティ	405—448
(1) 生産	408—411
(2) 販売	412—430
(a) 総販売価格	417—419
(b) 純販売価格	420—424
(c) 公正市場価格	425—427
(d) 販売の時期および送金	428—430
(3) 利益	431—433
(4) 最低ロイヤルティ	434—441
(5) 漸減ロイヤルティ	442—443
(6) 最高ロイヤルティ	444—445
(7) ロイヤルティ算定基準の選択	446—448
c. 一括支払いとロイヤルティとの比較	449—452
b. 一括支払いとロイヤルティの組合せ	453—455
e. 「税額除外」または「税額控除後」のロイヤルティの支払い	456—463
f. 技術役務および援助に対するフィー	464—481
(1) 特許もしくは商標のライセンスまたは技術的ノウハウ契約に関連する技術役務 および援助に対するフィー	464—480
(a) 総説	464—465
(b) 訓練の費用	466—468
(c) ライセンサーまたは技術供給者が派遣する技術専門家	469—471
(d) ライセンシーまたは技術受領者の工業プラントに必要とする資本財にかんする 技術役務	472—480
(2) 経営, 企画, 研究および開発役務に対するフィー	481
4. 間接的および非金銭的補償または費用	482—491
a. 関連事業からの所得	483
b. 資本参加の利益配当および価値増大; 一括支払いまたはロイヤルティの資本化	484—486
c. 費用転換または分担方法	487
d. 技術情報のフィード・バック; 技術的進歩における権利	488
e. 市場データの取得	489
f. ライセンシーまたは技術受領者の費用削減および節約	490—491
5. 工業所有権または技術の価格または費用の最高限度額	492—494
6. 技術の個々の要素についての個別価格	495—496
<b>0. 支払い</b>	<b>497—527</b>
1. 報告	497
2. 記録の維持, 検査および監査	498

	項
3. 債務および支払いの通貨の指定	499—506
a. 債務表示通貨	500—503
b. 支払い通貨	504—505
c. 為替相場	506
4. 外国為替管理	507—508
5. 送金および支払い受領の手段の指定	509
6. 支払いにかんする新法律また改正法律の効果	510
7. 課税	511—527
<b>P. 最惠条件</b>	528—536
1. 総説	528
2. 不正競争を禁止または制限的取引慣行を規制する法律の適用	529—530
3. 最惠条件規定の範囲および適用	531—533
4. 最惠条件規定のメリット	534—536
<b>Q. 関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請</b>	537—547
1. 第三者との関係についての利益の相互性および同意	537—539
2. ライセンサーまたは技術供給者による権利の譲渡および義務の委譲	540—541
3. ライセンシーまたは技術受領者によるサブライセンス	542—543
4. ライセンシーまたは技術受領者による下請契約	544
5. ライセンスまたは契約における規定の種類	545—547
<b>R. 第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険</b>	548—556
1. 第三者またはその財産に対する侵害または損害	548—554
2. 保険	555—556
<b>S. 履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済</b>	557—576
1. 一定の種類履行遅滞に対する合意した救済手段	557
2. ライセンシーまたは技術受領者の救済	558—567
a. ノウ・ハウの引渡不履行	558—559
b. ノウ・ハウ供給の遅延	560—561
c. 保証または結果の不達成	562—563
d. 侵害を理由とする第三者の請求に対する保証	564
e. 履行保証；前払い；履行信用状	565—567
3. ライセンサーまたは技術供給者の救済	568—572
a. 支払いの遅延	568
b. 支払不履行	569—570
c. ノウ・ハウの開示	571
d. 技術の不実施または商標の不使用	572
4. 条件の変更またはできごと；不可抗力	573—576

	項
<b>T. 効力の発生；存続期間；期間；解除；期間満了；延長</b> .....	577—601
1. 総説.....	577
2. 署名および効力発生の日.....	578—579
3. ライセンスの期間または契約の期間とその延長.....	580—586
4. 期間満了または解除の効果.....	587—601
a. ロイヤルティの支払い.....	591—592
b. 技術の使用および技術情報の使用，開示または伝達の期間.....	593—598
c. 在庫または仕掛品.....	599—600
d. 一定の規定の効力持続.....	601
<b>U. 政府当局の認可</b> .....	602—615
1. 技術の流出および流入の管理の方式.....	602—604
2. 開発途上国における管理の主な特徴.....	605—615
a. 技術の原産国.....	606
b. 管理に服する法人.....	607
c. 技術移転取引および法的取決めの種類.....	608—609
d. 法的取決めの条件.....	610
e. 技術の性質.....	611—612
f. 登録または認可の申請者.....	613—614
g. ライセンスまたは契約の登録または認可をうけられなかったときの効果.....	615
<b>V. 紛争の解決</b> .....	616—646
1. 総説.....	616—619
2. 解釈の原則および契約書を支配する言語.....	620—625
a. 解釈の原則.....	620—623
b. 支配する言語.....	624—625
3. 準拠法.....	626—635
4. 意見の相違および紛争を解決する外部の手続および機関.....	636—646
a. 独立の鑑定人の任命.....	636—637
b. 仲裁.....	638—642
c. 裁判手続.....	643—646
<b>W. 修正または改正</b> .....	647—649
<b>X. 通知</b> .....	650
<b>Y. 契約書の作成</b> .....	651—655
1. 作成条項の内容.....	651
2. ライセンスまたは契約における作成条項の場所.....	652
3. 作成における主な問題.....	653—655
a. 署名する権限.....	654

---

	項
b. ライセンスまたは契約の署名日と効力発生の日.....	655
Z. 追加文書, 付属文書, 別表.....	656—657
	ページ
第IV部：要点のチェックリスト .....	171
序文にのべた会議の参加者一覧表 .....	211

---



第 I 部  
序 說



第 I 部  
序 説  
目 次

	項
A. 背 景	1— 4
B. 開発途上国の技術取得に対する障害	5—48
C. ガイドの目的	49—52
D. 開発途上国に対する技術移転の方法	53—63
E. 工業所有権ライセンスとノウ・ハウ供給の重要性	64—65
F. 技術移転のための法的取決め	66—71
G. ガイドの内容	72—77
H. ガイドに使用する語の定義	78—79
I. 結 語	80—81

---



## 第 I 部 序 説

### A. 背 景

1. 工業化は、開発途上国にとって、自国民の福祉の水準上げを達成する手段として、主要な目標の一つである。科学の進歩と技術的基盤の発展とは、工業成長の不可欠の条件である。
2. 開発途上国における技術的基盤の発展は、その国自身の技術能力が存在することと、その国の研究・開発の努力とその国内で作られた技術の成長とを補足する選択した技術を外国から取得することに依存する。
3. 技術を取得するプロセスには、たがいにリンクした一続きの活動がある。これらの活動には、経済的および社会的発展の目標のもとにおける**技術的要求の確認**、国内の供給源を含めた**技術の代替的供給源**にかんする**情報の取得**、潜在的ユーザーに対する**技術にかんする情報の普及**、もっとも**適切な技術の評価および選択**、**技術パッケージの適合性**、**コストおよびそのコンポーネントの状態を評価するためパッケージを解くこと**、**最良の契約条件の交渉**、**輸入技術の適合および吸収**、国内における**最適な方法による技術の実施**、ならびに**経済のすべてのセクターにおける実施の結果の最大限の利用**がある。
4. 開発途上国への技術移転に対する障害を確認し、減少すること、公平かつ合理的な条件によって開発途上国が技術を入手するのを促進すること、開発途上国に移転された技術を、それらの国が貿易および開発の目標を達成するのを助けるような方法で利用するのを促進すること、開発途上国の生産構造に適合した技術の開発、国内技術の創造を促進する手段の採用、関連技術にかんする情報の伝播、技術移転にかんする商慣行を開発途上国の要求に適合させること、ならびに技術移転者の権利濫用の防止——これらは、第二次国際連合開発10年のための国際開発戦略、新国際経済秩序の樹立にかんする宣言および行動計画ならびに国家の経済的権利義務の憲章のもとにおける開発途上国に対する技術移転を促進するための重要な要素である。

### B. 開発途上国の技術取得に対する障害

5. 開発途上国における潜在的技術取得者は、しばしば、開発国の技術保有者と商取引をするにあたって、重大な障害に当面する。
6. 基本的には、これらの障害には、3種類のものがある。すなわち、技術の市場が不完全であることから生ずる障害、技術の取得のために適切な法的取決めをするにあたって開発途上国の企業や機関の経験および技能

が相対的に欠乏していることによる障害、ならびに、開発国および開発途上国の両方における、開発途上国に対する技術の流出および開発途上国による技術の取得を奨励することを目的とする国家の政策および手続の実行に影響を及ぼす政府の態度（立法および行政）である。

### 1. 技術の供給源の集中と技術保有者の技術を移転する意思

7. 技術の市場の特色は、技術の実質的な部分が、実質的な資源を有する少数の開発国における少数の企業に集中され、かつ、これらの企業によって作り出されるという事実にある。市場経済においては、技術は主として偏在する民間企業によって保有され、創造され、計画経済においては、独占的国有企業によって保有され、創造される。

8. 開発国における多くの小規模および中規模の企業は、開発途上国の企業または機関がとくに関心をもつ専門化した技術をもっている。しかし、これらの技術保有者は、通常、開発途上国における潜在的取得者をその技術に注目させる手段をもっていない。契約が締結されたときでも、開発国におけるこのような企業は、しばしば、海外で商取引を行なうのに必要なバックアップ資源や経験を欠いている。

9. 開発国におけるこれらの企業が他人にその技術を手入れさせ、またはそれを利用することを許諾しようとするのは、技術的、商業的、経済的および政治的理由に動機づけられている。これらのなかで重要なものの一つは、技術を開発途上国において実施し、その製品をこの国やその他の国で販売するのではなく、技術保有者の国で実施し、その製品を開発途上国に輸出するばあいの利点と不利な点とを評価することである。

### 2. 海外からの技術取得における技術的および経済的依存

10. 開発国の技術保有者が開発途上国の企業または機関に売却または実施を許諾してその技術を手ばなそうとしても、開発途上国の企業または機関が同時に技術的に依存するようになることなく、または経済的独立を失うことなくその技術を取得することができるかという問題が生ずる。

11. 技術移転者が関与する程度および技術被移転者の依存の性質は、製造する製品もしくは実施するプロセスの性質によって、または、技術を実施するためのイクイップメントもしくはその他のインプットまたは生産プラント全部の必要によって違って来る。

12. 関与の程度は、不存在（製品の購入と購入者によるその模倣）から最少限（使用のノウ・ハウをとまなうイクイップメントの供給）、中位（製造もしくは組立のノウ・ハウをとまなう製品またはプロセス技術の移転）から強度（共同生産）、それから最大限（合併事業、すなわち利益の分配とリスクの分担）まで、いろいろある。強度の、最大限の関与は、比較的少数の企業が保有する複雑な近代的技術の移転、ならびに、使用の制限に服し、技術移転者による継続的インプットと技術被移転者による継続的フィードバックをもたらす。

### 3. 開発途上国における技術事項にかんする情報および専門知識の欠如

13. 海外から取得すべき技術を確認し、評価し、選択し、および、必要であれば、自国の要求に適應させる過程は、その技術のメリットおよびそれを取得する最善の手段を判断するための情報および専門知識を前提条件とする。しかし、開発途上国の企業または機関は、しばしば、技術の供給源およびその利用の機会についての情報を欠いており、また、代替的技術を評価してそのなかから選択し、自分の必要のためにその技術が適切で

あるかを決定し、かつ、それを取得するための公正にして妥当な条件を交渉する手段をもっていない。その結果、開発途上国において技術を取得しようとする者は、開発国の技術保有者との取引において自分の取引上の地位が弱いことを知っている。したがって、後者は、前者に、商業的、財政的およびその他のインプットと抱合せにした技術「パッケージ」を提示することもありうる。

14. 一定の開発途上国には、技術を確認し、評価し、選択する職務の遂行を援助する国家機関が存在するが、これらは、通常、少数の技術分野または特別の技術セクターに限定されている。その他の分野やセクターについては、またその他の開発途上国においては、国内の企業は、しばしば、国際的なコンサルタントの協力をえなければならぬ。国際的なコンサルタントの多くは、開発国の一定の技術保有者とすでに密接な提携をしているか、または関係を樹立している。したがって、対外的依存が助長される状態になる。

15. **実効的な実施の障害としての技術、エンジニアリングおよび経営技能の欠如。**さらに選択した技術の適応および吸収は、豊富な天然資源をもち、半熟練労働力をもった一定の開発途上国にとってさえも、問題を提起することがある。開発途上国は、一般に、適応および吸収を実行する技術、エンジニアリングおよび経営の専門知識、ならびに研究開発活動によってもたらされる技術的進歩を導入する能力をもっていない。後者も、大部分が開発国の技術保有者の手に集中されている。

16. 技能の形成は、国内の下部構造である技術専門学校および工科大学ならびに現存する産業内の訓練課程をつうじてばかりでなく、技術移転取引の一部を構成する訓練をつうじても行なわなければならない。

17. **研究開発活動および技術的進歩の入手手段の欠如。**同様に、開発途上国における科学技術にかんする基本的な下部構造を強化し、応用研究および固有の技術の創造をとくに強調した研究開発計画を拡大することができるが、開発途上国の企業は、開発国の技術保有者が開発した現存する技術的進歩および新製品またはプロセス技術を入手しなければならない。

18. **移転者または被移転者の技術的進歩にかんする情報についての技術移転者の「行き過ぎ」。**だが、技術移転者は、技術移転取引契約を締結したのち開発した技術的進歩および新技術にかんする情報を提供しながらなかったり、技術被移転者が報酬を支払うときにのみ、また、しばしば技術被移転者が他人に開示しないことを約束するときのみこのような情報を開示することがある。技術移転者は、さらに、技術被移転者から、技術被移転者の技術的進歩にかんする情報を開示し、かつ、技術移転者に無償でこの技術的進歩に対する権利を付与するという約束を取り付けることがある。

19. ばあいによっては、技術移転者は、交渉の時に存在する技術的進歩について情報を提供しないで、技術移転取引を最新でない一定の技術に限定することがある。あとになって、技術移転者は、技術被移転者に、技術的進歩が存在する事実、および交渉によって定める金額を対価として被移転者にその技術的進歩の詳細を開示し、これに対する権利を付与する意思があることを知らせることがある。そうすると、基本技術に含めるべきであったものについて、さらに価格を引き上げることになる。また、技術移転者が、自分の生産施設においてではなく、開発途上国の技術被移転者の工業プラントにおいて技術的進歩の試験を開始するばあいもある。その結果が不満足であるときは、しばしば技術被移転者に相当な回復不能の費用と投資の支出をさせたまま、技術的進歩を完成する努力を放棄することがある。

20. **開発途上国の一般的利益に対する技術的進歩および新技術にかんする情報欠如の効果。** 技術被移転者は継続的な技術情報の提供ばかりでなく、その技術を効果的に使用し、かつその市場の情勢を、拡張しないまでも、維持することを可能にさせる補足的な技術役務および援助の提供をうける必要がある。

21. 技術移転者が技術的進歩および新技術について情報を提供し、この情報を十分な技術役務および援助によって補足することに消極的であることは、技術被移転者にとって不利益であるばかりでなく、開発途上国の企業や機関が代替技術を開発し、その国民の成長能力を助長する必要があることから、開発途上国の一般的利益に反することにもなる。

22. したがって、技術被移転者および技術移転を規制する法律を執行し、技術の輸入を監督する責任を負う政府当局には、供給されるべき基本技術が適切に定義され、その実効性について十分な保証が定められ、技術的進歩および新技術の入手が促進され、かつ、このような進歩および技術にかんする情報の技術被移転者による開示または第三者に対する伝達および第三者による使用に不当な制限が課せられないようにするため、提案される技術移転取引の条件を注意ぶかく検討する義務がある。

#### 4. 財源の欠乏と技術の高価

23. 開発途上国の企業が適切な技術を取得することに対するもう一つの障害は、これらの国にはこの技術の対価を支払う財源が欠乏していることである。

24. 技術が高価なために、小さい、貧乏な開発途上国にとっては、商業的条件で技術を取得することが困難となっている。このカテゴリーにはいる国は、政府間の交渉をつうじて、かつ、開発国の政府機関が供与する資金援助によってのみ、自国の開発のために緊急に必要とする技術を取得することができる。

25. 外部からの資金源をもたない開発途上国の企業および機関にとっては、国際的な商業的条件で技術を取得すると、技術の価格を操作することのできる限界内にもってこないかぎり、国内の経済に負担をかけることになる。

26. **技術に対する公正な価格を決定することの困難性および要素。** だが、技術の価格を決定することは、困難な作業である。技術知識の世界市場も、技術的世界的な取引所や、世界的価格もない。そのうえ、技術が一定の開発国またはこれらの国の少数の企業に集中しているために、開発途上国における潜在的技術取得者が競争入札をし、かつ、技術および関連インプットの供給源を分散することが困難になっている。分散しているとしても、技術取得者が技術の代替的供給源について情報をえたり、異なる供給源から技術および関連するインプットの別個の要素を取得したりする努力をすると、余分の費用がかかる。

27. **技術の価格を決定することの困難性。** さらに、ある技術移転取引をなすにあたっては、移転する技術の価格を決定する尺度が容易にえられないことがある。考慮すべき要素のなかには、移転する技術の創造および将来なされる技術的進歩および新技術に関連する技術移転者の研究開発の費用、同種の技術を多方面に売る可能性、技術被移転者の具体的な要求に応ずるため特別に技術を設計する必要、ならびに、その技術の実施によって技術被移転者がうける収益の所定の割合によって対価の全部または一部を技術移転者が受領する程度、一方において技術移転者の信用供与手段を反映させ、他方において技術被移転者と事業のリスクを分担する意思

を反映させるために意図された支払いの方法などがある。

28. **技術の価値は産業によって異なる。**資源としての、また商品として技術の価値は、産業によって異なることに注意しなければならない。さらに、ある産業においては、他の産業におけるよりも、国家が保護する発明または工業的意匠に反映される技術の重要性が低いことがある。一定の技術分野においては、保護される発明または工業的意匠は、十分に確立されたプロセスのわずかな変更であるにすぎず、あまり有利でないことがある。このような産業においては、革命的な新製品やまったく新規のプロセスがでてくる可能性は比較的小さいであろう。他の産業においては、これとは反対のことがいえるかもわからない。

29. **技術の価格は開示された技術ばかりでなく開示されない技術の価値にも依存する。**さらに、特許は、——国家が発行した、発明の所有者に、一定の限られた期間、その発明を実施しようとする他人の行為に対して保護および一定の権利を与える文書——「当該技術に熟練する者」が新規であると認めるような方法でその発明を説明するが、その発明を実施し、商業的に利用するためには、通常、その発明および関係技術に関連する事項についての広範な知識および専門意見を必要とする。このような知識および専門意見の多くは、特許をうけることができない。その一部は、熟練したエンジニアや販売担当重役にとってよく知られていたり、自明であったりするであろう。他の部分は、そうでないにしても。このことは、現代の傾向としてプラントを操業可能にするため、および、とくにこれを達成したのち操業を継続できるように維持し、マーケティングの段階まで援助をつづけるため多くの月日かける一定の産業においては、とくに重要である。

30. 不可欠の、商業的に価値のある商品となるのは、この、しばしば発明の利用を許諾する権限をとまうがかならずしもそうでない、効果的に同原の全体——「ノウ・ハウ」——に関係づけられた、知識および専門意見または情報および人間の技能の背景である。

31. この商品の全体またはそのなかの個々の要素をどのように評価するかが、大きい容積をもったプロセスであることは明らかである。そのためには、時間がかかることもあり、交渉が困難なこともある。当事者の最初の目的を修正する結果となることもある。

32. したがって、価格政策について、また、技術移転者と被移転者の両者にとって合理的であり、かつ、技術移転者の優位な取引上の地位によって価格が決定されたというクレームを避けるような、受諾できる数字に到達するために、相当な論議がなされることは、驚くにたらない。

##### 5. 技術移転者が関連するインプットの供給および支配的なアウトプットからうける間接的利得

33. さらに、技術移転者は、製品またはプロセスにかんする技術の利用に必要とするプラントまたは機械、原料または中間材もしくはコンポーネントのような移転される技術に必然的に関連するその他のインプットを移転者が供給する結果として、技術移転取引から実質的な間接利益をうることがあるという事実を見逃してはならない。このような資本財またはインプットの販売を移転する技術とリンクさせるタイイン取決めを、技術移転者が追加利益をうける見通しからばかりでなく、それが技術被移転者が代替的な、もっと経済的な供給源を探索する範囲を狭くするような影響を与えるという観点からも、また現地の潜在的な供給者の参加意欲を失わせるような好ましくない効果からも、厳密に検討しなければならないというのは、この理由からである。

34. 同様に、技術移転者は、技術を使用する目的を制限したり、または製品の販売に対して数量もしくは価格の制限を課そうとしたり、あるいは、製品の販売を製造が行なわれる開発途上国に限定し、またはその製品の販路を技術移転者の手に入るように向けたり、または、自分自身の製品もしくは他の技術受領者の製品が供給される市場から外したりして、実施する技術のアウトプットをコントロールすることによって利益をうけることができる。ここにおいても、このような制限は、技術移転者が追加利益をける見通し、技術移転者の自由、ならびに当該開発途上国の経済およびその貿易国として発展する姿勢に対する影響から見なければならぬ。

## 6. 技術移転取引のための不適切な法的フレームワーク

35. 技術の商業的移転または取得のための重要な前提条件の一つは、取引の当事者がそれぞれの権利および義務を定め、かつ、一方においてこれらの当事者の利益、他方において国家もしくは公共の利益の公平な均衡を保たしめるような適切な法的フレームワークである。

36. 当事者間の法律関係については、これらは、これまでに言及した技術的、財政的および商業的事項にかんするもので、技術移転取引を首尾よく実行するように注意ぶかく統合された動作におけるビジネスマン、技術者およびエンジニアが関与する。この実行は、商取引のための適切な法的フレームワーク——すなわち、契約、事業会社、公正取引慣行および工業所有権にかんする法律——に依存するが、しかし、多くの開発途上国においては、これらの法律は、近代化する必要があり、かつ、それを管理する機関を設置または強化する必要がある。

## 7. 技術移転取引の法的側面にかんする技能および情報の欠乏

37. さらに、潜在的な技術取得者の観点からすれば、技術の商業的移転を行なう一つの主要なメカニズムである工業所有権ライセンスと技術移転契約の多くの法的側面を取り扱うための情報および技能が不足していることが多い。

38. これらの側面については、開発途上国の企業および機関が開発国から技術を取得するにあたって直面する障害との関連において、これまでの項で言及した。

39. ライセンスは、特許発明のような工業所有権の所有者が他人にその発明を使用する権利を付与する手段であって、所有者（ライセンサー）と使用者（ライセンシー）とのあいだのその発明を使用する権利および範囲にかんする取決めを正式なものにするものである。

40. ノウ・ハウ契約のような技術移転契約も、法的メカニズムであり、商事取決めを正式なものにするが、特許を付与されていない技術の供給者とその技術の受領者とのあいだについてそうするものである。

41. どちらのメカニズムも、取引の法的、商業的、財政的および技術的パラメーターをスケッチし、技術の移転、その適用、吸収および利用の業務上の手続を定めるものである。

## 8. 不十分な政府の管理と技術移転の商業的側面の理解の不足

42. 開発途上国の政府の立場からは、潜在的技術移転者と技術移転をうける者とのあいだで問題になっている事項よりも一般的な、多くの考慮すべき事項がある。これらのなかには、技術を輸入する国における科学的、

技術的および経済的効果、その国の国際収支に対する効果、財政的事項について並行して交渉する必要、外国為替移転ならびに外国投資がある。

43. これらの事項は、政府内において種々の異なるレベルで取り扱われる。すなわち、科学的、技術的および経済的目標は国家および部門別の開発計画および企画を担当する部局が、また、外国為替の問題および財政面は財務当局が扱う。

44. いくつかの開発途上国においては、技術移転取引自体も、当事者が締結した、または締結しようとする法的取決めの条件を認可する権限をもった政府当局の審査に服する。

45. したがって、このような国においては、技術移転取引は、商取引として移転者と被移転者とのあいだに公正な均衡がとれているかどうかの観点からばかりでなく、その技術的、財政的、商業的および法的側面が政府が達成しようとする目標に合致するかどうか、ならびに、それぞれその国の科学的、技術的および経済的開発を適切に促進するような技術の流入をもたらすかどうかの観点からも見なければならない。

46. しかしながら、商業的技術移転を管理する機構を設ける、または設けようと欲する開発途上国においては、適切な政府政策を確立し、かつ適用する手続および基準を作成するについて困難を生じている。さらに、種々の異なる政府部門の政策、企画および計画の調整の強化、適切な意思決定機関の所在の確認、商業的技術移転およびその管理のための法的基礎の安定、技術移転取引の技術的、財政的および商業的条件の認可における弾力性の助長、ならびに投資の財政的奨励策の継続的改善は、開発国の企業からの技術移転ならびに開発途上国の企業および機関による技術取得のために、より良い環境をもたらすことができる。

## 9. 結 語

47. 開発途上国の開発の増進に重大な役割を演ずるように、技術移転に対する障害を除去し、技術の入手のために公正かつ妥当な条件について交渉をし、技術を適切に利用しかつ適切に開発し、自国の技術を創造し、商業慣行を適合させ、かつ、濫用を防止するためには、開発国の政府または民間の企業と取引をするときの開発途上国の潜在的技術取得者の取引上の地位を強化しなければならない。

48. 開発途上国の潜在的技術取得者の法律知識および法律的技能をたかめること、これらの人々が商業慣行および潜在的濫用を認識すること、ならびに、開発途上国の政府官吏に技術移転者および技術被移転者がその商取引において当面する法律問題および可能な解決方法に注意させることは、開発途上国の潜在的技術取得者の取引上の地位を強化することに寄与するはずである。これが、このガイドの目的である。

## C. ガイドの目的

49. 序説において述べたように、このガイドの目的は開発途上国の要求に適した工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉および契約書作成の法的側面について実務的な援助を与えることにある。

50. このガイドは、主として、開発途上国の潜在的ライセンシーおよび技術受領者の使用に供することを目的とするものである。これは、このようなライセンシーまたは技術受領者が工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の交渉および契約書作成において生ずると思われる法律問題を確認することを助け、可能な解決方法を

示し、かつ、その利益にもっとも適するような行動の方向を指示することを目的とする。

したがって、このガイドは、開発国のライセンサーまたは技術供給者の便宜に供することを目的とするものではない。しかしながら、問題の処理、可能な解決策および指示する行動の方向は、このようなライセンサーまたは技術供給者に対して、開発国であると開発途上国であることを問わず潜在的ライセンサーおよび技術受領者と取引をするにあたって間接的に示唆を与えるであろう。

51. このガイドは、また、技術の流入、外国投資および外国為替を管理する法律の運用における職務として工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を審査し、かつ、工業所有権ライセンスおよび技術移転契約を締結しようとするライセンサーまたは技術受領者に助言を与える開発途上国の政府官吏にとっても有用であろう。このガイドが与える情報の助けによって、このような官吏は、ライセンスまたは技術移転契約の交渉または契約書の作成において見逃されることのある問題についてライセンサーまたは技術受領者の注意を喚起し、ライセンサーまたは技術受領者が選んだ解決策よりもっと適切な解決策を勧告することができる。

52. このガイドは、また、技術の流入、外国投資および外国為替を管理する新しい法律を制定し、または既存の法律を強化しようとする政府の官吏がこのような法律または必要な改正の範囲を決定することを助けるものである。

#### D. 開発途上国に対する技術移転の方法

53. 開発途上国に対する技術の商業的移転は、通常、企業対企業の取決めによって、すなわち、ライセンスを含む工業所有権の移転、技術ノウ・ハウの供給または技術役務および援助の供与を目的とする契約の締結によって、資本財、部品またはその他のコンポーネントの売買および輸入に関連して、フランチャイズまたはディストリビューター契約の要素として、あるいは、一つの通常他の企業の所有または支配にある企業上の、経営上のまたは技術的技能を取得する結果をもたらす直接外国投資（合併事業を含む）によって行なわれる。

54. これらの取決めのパートナーは、一方において、移転者または技術供給者として行動する、工業化された市場経済国における民間企業もしくは政府機関または工業化された中央計画経済国における国有企業もしくは政府機関であり、他方において、被移転者または技術受領者として行動する開発途上国における民間もしくは国营企業または政府機関である。

55. 工業所有権のライセンスおよびノウ・ハウの供給は、開発途上国に対する技術の商業的移転のためにとられる主要な方法のなかの二つである。

56. 「工業所有権ライセンス」は、発明特許、工業的意匠、実用新案、新種の植物、商標またはサービス・マークにかんし法が付与した排他的権利の対象となる一定の行為をなすことの許諾を目的とするものである。

57. ノウ・ハウの供給は、工業技術（「技術ノウ・ハウ」または「技術情報」と呼ばれる）の使用および応用にかんする技術情報および技能を伝達する契約の目的となることがある。技術情報および技能は、文書に記載されることもあり、また、エンジニア、テクニシャン、スペシャリストまたはその他のエキスパートにより、口頭によって、または実演および訓練によって提供することができる。

58. ノウ・ハウは、また、工業プラントまたはその機械およびイクイップメントの基本エンジニアリング、工業プラントの設置、オペレーションおよびメンテナンスならびにその要員の訓練または企業の経営ならびにその工業および商業活動を含む役務および援助（「技術・工業的協力役務および援助」と呼ぶことがある）を提供するコンサルタントまたはその他の専門家をつうじて供給することができる。このような専門家の専門知識は、技術、経済、財政および組織にかんする調査ならびに一般的企画を含む、プロジェクトの投資前および投資後の段階についても供与することができる（「専門的な技術役務」と呼ぶことがある）。

59. このようなノウ・ハウ契約は——技術ノウ・ハウまたは技術情報の供給を目的とするものであると、技術役務および援助の供与を目的とするものであるとを問わず——技術移転取引において締結される種々の契約のなかの二つである。

60. また、技術の商業的移転は、実際には、機械およびイクイップメントならびにその他の資本財、または、技術を含む原料、中間財、部品もしくはその他のコンポーネントおよび関係資料の売買および輸入に付随して行なわれることがある。このような売買および輸入取引は、ある意味において、技術移転取引である。このような売買および輸入を目的とする契約は、工業所有権ライセンスまたはノウ・ハウ契約に付随して行なわれることがある。あるばあいには、このような販売および輸入にかんする規定が工業所有権ライセンスまたはノウ・ハウ契約に付随して行なわれることがある。あるばあいには、このような販売および輸入にかんする規定が工業所有権ライセンスまたはノウ・ハウ契約自体のなかに見いだされることもある。

61. 技術の商業的移転は、消費者製品およびサービスのフランチャイズ・システムまたはディストリビューター契約に関連して行なわれることもある。問題となる物品は、自動車や家庭用器具のばあいのように耐久財であることもあり、たとえば加工食品や飲料のような消費財であることもある。サービスは、たとえば自動車、トラックまたは動力器具のような消費者用耐久財の賃貸や、ホテル事業またはドライクリーニング設備に及ぶことがある。このような物品やサービスを販売する店舗は、通常、技術情報または技術役務および援助（たとえば、生産、マーケティング、オペレーション、メンテナンスおよび経営にかんするもの）と結合した商標またはサービス・マークを基礎とし、かつ、しばしば、店舗の特別のデザインおよび装飾がともなう。フランチャイジーまたはディーラーは、店舗を所有するか、またこれに実質的な投資をするが、フランチャイザーまたはディストリビューターの商標またはサービス・マークおよびノウ・ハウを使用するのである。

62. 一定のばあいには、技術の商業的移転の方法を2以上組み合わせることがある。「ターンキー・プロジェクト」においては、当事者の一方が合意した条件に従って運転することのできる工業プラントを依頼人に引き渡すことを約束する、上述した方法のいくつかを包括的にアレンジすることがあるが、もっと普通には、工業プラントの設計および運転にかんする技術情報を依頼人に供給することを約束する。後者のばあいには、工業プラントの設置、資本財および原料等の取得、ならびに、少なくとも初期の段階においては、プラントの運転についての技術役務および援助の供与またはその他の形式の工業的協力のために補足的取決めをすることができる。

63. 技術は、商業的に移転または取得する以外に、公表された技術情報（たとえば、科学および技術の刊行物）の頒布および利用、他の国から開発途上国への人の移動、他の国における研究開発機関における技術要員の教

育および訓練、らびに技術協力計画にもとづく情報および要員の交換によって移転または取得することができる。

#### E. 工業所有権ライセンスとノウ・ハウ供給の重要性

64. 技術がより近代的になり、かつプロセスの専門化および製品の専門化の程度がより高度になると、技術が工業所有権の対象となったり、技術情報、技能または専門知識が個人または企業の排他的支配に属したりすることが多いし（後者は、しばしば多くの国において事業を行なう）、また、移転がこのような権利のライセンスおよびノウ・ハウ契約の締結をつうじて（しばしば、資本財および原料等の売渡および購入、ならびに直接投資がともなうことが多いし、また、ターンキー・プロジェクトの一部をなすことが非常に多い）行なわれる可能性が大きくなる。

65. 技術の商業的移転のために用いる方法、ならびに開発途上国に対する技術の移転の基礎となる法的取決めの1または2以上の選択は、一方において技術移転者と被移転者の異なる利益、他方において技術取得の当事者間において公正かつ合理的な法的取決めをさせ、かつ国家の経済的発展を促進する政府の利益を調整するための明確な法的、技術的、経済的、社会的、文化的および政治的考慮を反映するものである。

#### F. 技術移転のための法的取決め

66. 技術の商業的移転が行なわれる方法のほとんどでなくても、多くは、移転の当事者間の法律関係、主として諾成的な法的取決めに依存する。会社またはパートナーシップのような企業組織または代理商の創設をもたらす法律行為およびそれらのあいだの法律関係は別として、一方の当事者から他方の当事者への技術の商業的移転にかんする条件は、「付与」(grant)、「ライセンス」(license)または「契約」(contract; agreement)と呼ばれる法律文書に規定される。

67. これらの取決めの範囲、内容および法律効果を明確に理解することは、とくに技術移転取引を規制する開発途上国の法機構の観点から、技術移転者と移転の条件を交渉し、そのあとで契約書を起草する開発途上国の潜在的技術被移転者にとってばかりでなく、交渉および契約書の起草の過程において助言を与え、または、このような法的取決めの管理にかんする問題に関心をもつ開発途上国の政府官吏にとっても不可欠である。

68. 開発途上国への技術の移転をもたらす諾成的な法的取決めは無数にあるから、このガイドでそれらの全部を取り扱うことは不可能である。\*

69. 序説の冒頭でのべたように、このガイドは、開発途上国の要求に即した工業所有権ライセンスおよび技術

\* 読者にとっては、一般に、国際連合のつぎの刊行物が有用である：Manual on the Establishment of Industrial Joint-Venture Agreements in Developing Countries (1971) (United Nations Publication ID/68, Sales No. E.71.II.B.23) and Guidelines for the Acquisition of Foreign Technology in Developing Countries, with Special Reference to Technology License Agreements (1973) (United Nations Publication ID/98, Sales No. E.73.II.B.1)。いずれも、国際連合工業開発機関 (UNIDO) が作成したものである。もっと一般的には、つぎの刊行物を参照：the Guide for Use in Drawing Up Contracts Relating to the International Transfer of Know-How in the Engineering Industry (1970) (United Nations Publication, Trade/222/ Rev. 1, Sales No. E.70.II.E.15), the Guide on Drawing Up Contracts for Large Industrial Works (1973) (United Nations Publication ECE/Trade/117, Sales No. E.73.II.E.13), the Guide on Drawing Up International Contracts on Industrial Cooperation

移転契約の交渉および契約書作成の法的側面を扱うものである。しかし、このガイドは、前者については特許ライセンスと商標ライセンスに、後者については、特許または商標ライセンスに関係するとしないうえ、技術情報および技能を伝達または技術役務および援助を供与するノウ・ハウ契約に限定して説明する。さらに、このガイドは、付随的にはあるが、技術移転に関連する、したがって特許もしくは商標ライセンスまたはノウ・ハウ契約にリンクさせることができる、資本財もしくは原料等の売渡および輸入または物品およびサービスの販売にかんする取決めを扱うものである。注意しなければならないのは、一つの技術移転取引において複数の工業所有権ライセンスまたはノウ・ハウ契約が締結されることがあること、これらは単一の契約書に定められることもあるし複数の契約書に定められることもあること、および、これらは別個になされることもあるし、他の法的取決めと結合してなされることもあることである。

70. さらに、いかなる技術移転取引およびこれを反映する諾成的取決めも、その取引の当事者が交渉を行ない、適切な法律文書を作成し、必要あれば政府当局の承認をうけるときに考慮すべき法的フレームワークの観点から検討しなければならない。このフレームワークは、特定の開発途上国の法体系であることもあるし、他の開発途上国の法体系を含むこともあるが、さらに、その他の国の法体系も取引の特定の面またはその効果について関係することがあることを看過してはならない。

71. これとの関連において注目しなければならないのは、近年、多くの開発途上国が、技術移転を規制し、制限的取引慣行、とくに海外からの技術の取得において生ずるものを管理する法律、規則、条例またはガイドラインを採用したことである。これらの新しい法律は、若干の開発途上国においては工業所有権法のなかに取り入れられ、他の開発途上国においては別個の立法または行政措置となっているが、多くの点において、開発国において工業所有権の行使と関連するとそうでないを問わず制限的取引慣行にかんする特別法により、または裁判所の判決によってとられている手段と並行するものである。技術移転を規制し、制限的取引慣行を管理する法律の重要な特色は第Ⅲ部「解説および契約条項例」のU節第602項から第615項に概説した。これらの法律および制限的取引慣行を管理する法律の個々の要素については、第Ⅲ部の他の節において述べる。

## G. ガイドの内容

72. このガイドは、「序説」(第Ⅰ部)とつぎの3部とからなっている:工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の交渉プロセスにかんする背景となる情報(第Ⅱ部);このようなライセンスまたは契約の交渉および契約書作成にあたって考慮すべき点のチェックリスト(第Ⅳ部);これら諸点の主要な特色の解説およびこのようなライセンスまたは契約に設けることのできるこれら諸点にかんする規定の例(第Ⅲ部)。

73. 第Ⅱ部(交渉プロセス)は、技術移転者となる者および潜在的被移転者の選択、技術を提供するオファー

(1976) (United Nations Publication ECE/Trade/124. Sales No. E. 76. II. E. 14). これら三つの刊行物は、すべて国際連合ヨーロッパ経済委員会 (ECE) が作成したものである。第2の刊行物は、工業プラントの供給および建設にかんする ECE が刊行した多くの文書、とくにプラント機械の供給および建設ならびにその輸入および輸出のための一般条件および追加条項、ならびに相互経済援助審議会 (CMEA) が刊行した同様の一般条件を引用する。

技術移転の一般的課題については、つぎの文献も参照: Guidelines for the Study of the Transfer of Technology to Developing Countries (1972) (これは、国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) の事務局の研究成果である) (United Nations Publication TD/B/AC. 11/9, Sales No. E. 72. II.D. 19), および An International Code of Conduct on Transfer of Technology (1975) (UNCTAD 事務局の報告書) (United Nations Publication TD/B/C. 6/AC. 1/2/Supp. 1/Rev. 1, Sales No. E. 75. II. D. 15).

の準備および実行、交渉の参加者および仲介人、技術移転取引の条件の交渉、締結すべきライセンスまたは契約の決定、ならびに必要なとする法律文書の作成を扱う。

74. 第Ⅲ部（解説および契約条項例）および第Ⅳ部（要点のチェックリスト）は、それぞれ24節に分けられる。これらの節の多くは、すべての工業所有権ライセンスおよび技術移転契約に共通する事項を扱っている。その他の少数の節は、すべてではないが若干のライセンスや契約、とくに特許ライセンス、商標ライセンス、ならびに技術情報および技能を伝達するための、または技術役務および援助を供与するためのノウ・ハウ契約、に共通する事項を扱う。二つの節は、もっと具体的に、移転される技術とリンクさせられることがあるイクイップメントもしくはその他の資本財、または原料、部品もしくはその他のコンポーネントの供給にかんする事項を扱う。

75. チェックリスト（第Ⅳ部）は、ライセンスまたは契約の交渉または契約書作成において考慮すべき問題を掲げる。あるばあいには、この考慮の結果、特定の点についてライセンスまたは契約においてカバーする必要がないと決定することになるであろう。他のばあいには、これらの諸点を考慮した結果、当事者のいずれかがここに列挙されているもの以外の問題を提起することになるであろう。したがって、このチェックリストは、たんなる実務上の「覚え書」であるにすぎない。問題点を掲げる順序は、ライセンスまたは契約の規定の構成またはレイアウトを決定するさいの助けにもなるであろう。

76. 第Ⅲ部の解説は、チェックリストに掲げられている種々の異なるポイントが提起する問題、法的側面および最終的にはライセンスまたは契約に取り入れられるべき、契約条項例に反映されるものを含む、可能な解決策を説明するものである。解説は、すべてをもうらするものではない。また、もうらすることを意図するものでもない。解説は、かならずしもすべての問題を提起するものではない。また、それらの法的側面についてこれを支持する理論とこれに反対する理論のすべてを取り上げたり、それらの解決策のすべてを指摘したりするものでもない。解説は、重要な問題をかたんに要約し、主要な法的要因にハイライトを与え、かつ、どのアプローチが、ライセンシーまたは技術受領者にとって、予定される技術移転者および関係政府担当官と接衝するにあたって、とくに技術移転を規制し、制限的取引慣行を管理する法律にてらして、特別に検討するに値するかを示すものである。

77. 解説において引用する契約条項例は、ライセンスまたは契約の当事者がチェックリストおよび解説に反映される主要な問題を解決する方法を例示するものである。契約条項例は、これらの問題を解決する方法をもうらして例示することを意図したものではない。また、解決する方法を限定しようとするものでもない。掲げた各契約条項例は、それぞれ別個のものであるから、それが示唆するアプローチをあるライセンスまたは契約に取り入れるまえに、他の条項例との関係において注意ぶかく検討すべきである。そして、ライセンスまたは契約の諸規定が、全体として調和した一体とならなければならない。しかしながら、引用する各契約条項例は、その条項例がライセンスまたは契約を開発途上国の要求によりよく適合させるかどうかという観点から選んだものである。

## H. ガイドに使用する語の定義

78. このガイドの目的上、つぎの語は、それぞれそこに掲げる意味を有するものとする：

(i) 「特許」(patent)は、出願によって、政府官庁（または、数国を代表する地域事務局）が発行する、発明を記述し、かつ、通常特許権者の許諾をえてのみ特許発明を実施する（製造し、使用し、販売し、輸入する）ことができるという法的状態を作り出す文書である。特許によって与えられる保護は、時間的に制限される（一般に15年から20年である）。

(ii) 「発明」(invention)は、技術の分野における特定の問題の解決方法である。発明は、物(product)にかんするものであっても、方法(プロセス; process)にかんするものであってもよい。発明は、新規(new)であり、進歩性(inventive step)があり(すなわち、自明(obvious)でなく)、かつ産業上利用できる(industrially applicable)ものであるときは、「特許適格」(patentable)である。

(iii) 「実用新案」(utility model)は、出願によって、政府官庁が、「特許適格な」発明のばあいよりも厳格でない要件に従い(たとえば、低い料金で、一定の技術分野に限定して、進歩性を要件としないで)、明細書、図面または写真を登録して、またはモデルを提出して、より狭い範囲で(たとえば、短い存続期間)保護される発明である。その他の点では、実用新案について付与される権利は、特許権と同様である。

(iv) 「工業的意匠」(industrial design)は、——工業所有権の分野においては——実用品の装飾的な面で、独創的(original)または新規(novel)であって、政府官庁（または、数国を代表する地域またはその他の中央事務局）に登録されたものである。保護される工業的意匠は、登録所有者の許諾がなければ、コピーまたは模倣することができない。許諾なくして作ったコピーまたは模倣物は、販売または輸入してはならない。保護は、一定の限定された期間（一般に5年から15年）与えられる。著作権法によって保護される工業的意匠の所有者に与えられる保護は、工業的意匠のコピーまたは複製を防止することである。

(v) 「植物品種」(plant variety)は、植物(樹木、かん木、薬草、野菜および草花)の種の変化をいう。「植物新品種」(new plant variety)は、たとえば他の既存の品種からの識別性や数代にわたる新品種の均質性および安定性のような、一定の条件を充足するとき、法律によって保護される。保護は、特許法または特別の保護権(「植物新品種権」(a plant variety right))を定める法律によって与えられる。植物繁殖者の権利は、一定の期間に限られ、かつ、所有者に、他人が、商業的販売のために、新種の繁殖資材を生産すること、および、この資材を販売に供しまたは商業化することを防止する排他的権利を与えるものである。若干の国の法律のもとでは、一定の条件のもとで、排他的権利は商業化された生産物の生産および販売に及ぶ。

(vi) 「商標」(trademark)は、サービス・マーク(service mark)がサービス(役務)についてなすように、工業または商業企業の商品を識別させるための標識である。(したがって、商標は、商品の出所を表示し、かつ、一定の永久的品質を保証する機能をもつ。)標識は、1または2以上の識別力のある語、文字、数字、図形、絵画等よりなるものであればよい。若干の国においては、また一定のばあいに、標章は登録がなくても保護されるが、標章が効果的保護をうけるためには、政府官庁（または数国を代表する地域もしくはその他の事務局）に登録する必要がある。若干の国の法律のもとでは、標章の実際の使用または標章を実際に使用する宣言された意思が登録の条件とされる。大多数の国においては、標章の実際の使用は、登録を維持するために要求されるか、または、少なくとも標章を防御する条件として要求される。標章が保護されるときは、その所有者以外のいかなる者または企業も、それを——または、使用すると公衆にとって混同を生じさせるほど類似し

た標章を——少なくとも、そのような混同を生じさせるような商品または役務に、またはそれに関連して使用することができない。標章の保護は、時間的に制限されないが、通常、定期的に登録の更新（一般に、5年または10年ごと）が要求される。また、多くの国において、標章を継続して実際に使用することを要求される。

このガイドにおいては、「商標」の語を使用するとき、明示的にまたは文脈上反対の表示がないかぎり、「サービス・マーク」も含めるものとする。

(vii) 「ライセンス」(license) は、特許によって、または保護される実用新案、工業的意匠、植物新品種もしくは商標（「工業所有権」）によって付される権利のばあいには、当該権利の所有者（ライセンサー）が他の者（ライセンシー）に与える、その権利がカバーする一定の行為をなすことの許諾である。

(viii) 「技術」(technology) は、製品の製造、プロセスの使用または役務の提供のための組織的な知識である。その知識が発明、工業的意匠、実用新案もしくは植物新品種、技術情報もしくは技能、または、工業プラントの設計、設置、オペレーションもしくはメンテナンスのため、または工業もしくは商業企業もしくはその活動の管理のため専門家が与える役務および援助のいずれに反映されるものであってもよい。

79. その他の表現の意味——「ノウ・ハウ」(know-how)、「技術ノウ・ハウ」(technical know-how)、「技術情報」(technical information)、「技術役務および援助」(technical service and assistance)ならびに「契約」(agreement)と結合して使用されるこれらの語および「技術移転契約」(technology transfer agreement)（その当事者は、「技術供給者」(technology supplier)と「技術受領者」(technology recipient)である）の意味は、上記第57、58および59項において定義または示した。

## I. 結 語

80. いかなる工業所有権ライセンスまたは技術移転契約も、当事者が到達した真実の合意の実体を正確に記録しなければ、実際的であり実行可能なものとならない。開発国の技術移転者が開発途上国における技術被移転者の問題およびその政府の政策を理解しなければならないのと同様に、被移転者は、取引の相手である技術移転者の商業的目的およびそれらの活動に対してなされる政府の管理を十分に認識しなければならない。

81. 最後に、タイムリな法律家の専門的助言をうる必要があることを注意しておく。技術移転取引は、範囲および性質が異なり、服すべき法体系によって異なる方法で解決すべき種々の法律問題を提起する。このガイドにおいては、ライセンス契約および技術移転契約の交渉および契約書作成の法的側面について若干の実務上の助言を与えるが、それは、あくまでもガイドにとどまるものである。いかなるばあいにおいても、ライセンスまたは契約の交渉および契約書作成の過程において法律専門家の助言を求めるべきである。

第 II 部  
交渉プロセス



## 第 II 部 交渉プロセス

### 目 次

	項
A. 総 説	82— 84
B. 移転者となる者および潜在的被移転者の選択	85— 86
C. 技術を供給するオファーまたは要求書の作成および提示	87— 89
D. 交渉の参加者および仲介者	90— 99
E. 技術移転取引の条件の交渉	100—103
F. 締結すべきライセンスまたは契約の決定	104—108
G. 必要な法律文書の作成	109—113
H. 結 語	114—115



## 第 II 部 交渉プロセス

### A. 総 説

82. 条件は国によって非常に異なるから、とくに開発途上国のあいだではそうであるから、オファーされまたは必要とされる技術の性質や、その取得、利用および開発のための取決めの種類は、これらの条件によって異なってくる。

83. 技術がその所有者によって他人による利用と開発のためにオファーされる理由、潜在的ライセンスまたは技術受領者が取得しようとする特定の技術の性質およびその必要性、ならびに関係開発途上諸国にとってのその技術の適切性は、このガイドにおける考察と検討の範囲外である。技術の取得、利用および開発の商事、財政および技術的側面、ならびに開発途上国に対する技術移転の経済的効果は、これまで、ぼう大な量の文献の主題とされ、多くの人の関心事となってきたし、また、これからもずっとそうであることは疑いない。

84. このガイドの第 II 部の目的は、技術が保有者によって他人による利用のためにオファーされること、または、技術を国内で開発しないで海外から取得することが決定されたさいの、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の交渉および契約書作成のプロセスに関与する参加者、そのメカニズムならびにテクニックについて、一定の指示を与えることである。このプロセスには、技術移転者となる者および潜在的被移転者の探索および選択、技術を供給するオファーのための文書の作成および提示、交渉における参加者および仲介者の介入、技術移転取引の条件の交渉、締結すべきライセンスまたは契約の決定、必要な法律文書の起草および作成、ならびに、必要あれば取引および文書についての政府の認可の取得が含まれる。

### B. 移転者となる者および潜在的被移転者の選択

85. 技術の移転者となる者と潜在的被移転者の選択は、単純な契約の結果として行なわれることもあれば、徹底的な調査にもとづいて行なわれることもある。しかし、技術移転取引のパートナーの選択にあたっては、最適の技術の選択と同様に、十分な注意を要する。

86. 企業は、その大小を問わず、ダイレクトメールによって、技術を供給または取得する多くの機会を与えられるであろう。業界雑誌や新聞は、しばしば、特定の技術をオファーし、または求める広告を掲載する。業者団体は、しばしば、適当なパートナーを見つけようとする小企業に、援助やアドバイスを与える。多くの銀行やその他の金融機関は、技術の移転者となる者や潜在的被移転者に援助を与える外国部門をもっている。政府

のなかには、貿易振興事務所を置いたり、技術のオファーと要求に対して中心的役割をはたす、国立の研究開発機関のような部門を設置しているものがある。大使館および領事館の通商部は、技術の移転者となる者の情報源となっている。照会は、個人、企業、業者団体ならびに政府諸機関、たとえば投資委員会、国民生産性本部、研究機関およびその国の経済、産業および商業の発展と関係のあるその他の政府諸機関からなされる。技術供給のオファーまたは要求は、移転者となる者と潜在的被移転者が直接に、または仲介者をつうじて間接になされ、かつフォロー・アップされる。

### C. 技術を供給するオファーまたは要求書の作成および提示

87. こうした接触をつうじてえられる情報の量は、その技術の性質や、その他の事情によって異なる。通常、オファーおよび要求は、技術移転者となる者と潜在的被移転者とを確認し、オファーまたは要求される技術を簡潔に説明し、オファーのばあいには説明書および図面、現存する特許および商標または係属中の出願を記載しおよびその用途を記述した文書を提示し、ならびに、行なうことのできる融資または業務取決めの種類を示唆するにとどまる。また、適当であれば、製品見本を提供することができる。技術移転者となる者は、代替的なまたは競合する技術を説明し、そのような技術について問い合わせることのできる、または潜在的被移転者が対価を支払って提案をするように勧誘することのできる他の技術移転者となる者を見いだすことをオファーすることさえもできるし、また技術移転者となる者にそうすることを求めることもできる。

88. 技術移転者となる者は、肯定的な回答をえたのち、さらに、潜在的被移転者に、その技術を取得するためのオプションを与えることができる。オプションの期間は、技術の評価に要する時間の長さ依存する。また、オプションには、さまざまな段階での、技術にかんする情報の開示について定めた規定を設け、かつ、開示する情報の量に相応する対価の前払いを要求するものがある。評価を目的とする開示の程度は、同時に、潜在的技術被移転者の選択した役員または専門家に開示する技術情報にかんする予備的契約の締結にかかることも多い（第Ⅲ部G3「ノウ・ハウの開示」第259項—第265項を見よ）。これらの役員または専門家が手続を進めることに関心を示せば、交渉が開始されることになる。

89. 多くの開発途上国においては、国営機関や国営企業が、公共または半公共の工業投資プロジェクトの一部として、海外から技術を取得する。そのようなプロジェクトを規制する国内法は、入札募集の文書の作成および配布、入札書類の作成および提出、入札の比較および評価、ならびに契約の付与および締結について一定の手続に従うことを要求することがある。

### D. 交渉の参加者および仲介者

90. 技術の移転者となる者が潜在的技術被移転者と交渉する方法には、いろいろある。

91. 市場経済諸国においては、交渉の方法には、技術移転者となる者が、親会社として自己の名において、または輸出部門をつうじて行なう直接的関係や、国内の子会社、または管理部門、地域本部、支店、個人代表者、外国の子会社または関係団体もしくは提携会社をつうじてなす間接的關係から、仲介者をつうじてなす取引まで、いろいろある。多くの企業は、ライセンスを専門とする部門を設けたり、ライセンスを担当するマネジャ

一をおいたりしている。また、他の企業では、特許課または法務部門が、世界全域について、または特定の地域について、技術移転の交渉を行なっている。企業によっては、最高の重役がすべての外国技術移転取引を扱っている。大企業において通常とられる手続には、その地域の代表者にきまりきった種類の工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉にあたらせ、より重要な技術移転取引については交渉を始めさせるものが多い。

92. 市場経済諸国における仲介者については、工業所有権の開発、管理およびマーケティングを専門とし、技術移転者となる者および潜在的技術被移転者の両方にサービスを提供することのできる、ライセンス会社ならびに特許開発会社、特許研究団体、特許ブローカーおよび特許開発エンジニアについて述べなければならない。これらにくわえて、複合輸出マネジメント事務所や経営コンサルタント事務所も、技術移転取引を取り扱うことができる。エンジニアリング会社は、エンジニアリングの役務を提供し、かつ、イクイップメントを調達したり、潜在的技術被移転者が移転者となる者から取得する製品またはプロセスの技術を実施する工業プラントを建設したりすることができる。ばあいによつては、技術移転者となる者がエンジニアリング会社をもっていることがある。

93. 多くの国においては、技術を開発し、研究を安定させ、結果としてえた技術を商業化するための機関が存在する。これらの研究開発機関の目的は、科学的研究の有用な結果を探し、これを評価し、かつ、事業家が商業的開発のリスクを負担しようとする段階にまで開発されたときこれを産業界に知らせることにある。同時に、これらの機関は、研究者に対して、工業所有権ライセンスまたは合弁事業をつうじてなす研究成果の利用を組織化するため、産業界の要求を知らせる。

94. 社会主義諸国および計画経済を有する若干のその他の諸国においては、技術移転取引は、一定の工業製品分野における半自治的な購入および販売機関として活動している外国貿易機関をつうじて、または、それとは別個の、発明のライセンス、技術ノウ・ハウの移転または技術役務および援助の供与のいずれかによって技術の売買を専門的に行なう独立採算の機関をつうじて、交渉することができる。そのような機関は、当該国の個々の生産企業および研究開発機関の代りに技術の取得または移転を行なう。

95. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約は、ライセンサーまたは技術供給者が、つぎのいずれかを開発途上国のライセンシーまたは技術受領者として、これと直接または間接に締結することができる：(a)全株式を所有する製造または非製造子会社；(b)多数または少数株式によって支配する製造または非製造子会社（このような関係は合弁事業(joint venture)と呼ぶことがある）；(c)ライセンサーまたは技術供給者の現地支店（このような支店が法人とみなされる国において）；(d)ライセンサーまたは技術供給者がなんらの支配または利益も有しない製造もしくは非製造企業または企業グループ；(e)個人；(f)政府もしくは半自治的政府機関または政府がスポンサーする機関。

96. 技術移転取引の審査および認可のために設置された開発途上国の国家機関は、とくに、適正な工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉ならびに契約書の作成において、ライセンシーまたは技術被移転者となる者に助言を与えることによって、当事者を援助するよう求められることがある。

97. 開発途上国における受領者たる企業は、特定のプロジェクトについて、そのプロジェクトが要求する異な

る「技術の諸要素」（たとえば、製品またはプロセス技術、エンジニアリング設計、プラント建設、経営）のために、たとえば製品の原製造業者もしくはプロセスのユーザーと、または多くのコンサルティング・グループ、機械製造業者その他と契約を締結することによって、多くの供給者を使用することができる。また、技術移転オペレーションを、主として、単一の技術供給者に支配させることもある。後者のばあいには、しばしば「パッケージ」移転(“packaged” transfer)と呼ばれる。その理由は、供給者が、製造またはプロセス技術といった、ある特定の知識の要素を供与するばかりでなく、受領者たる企業に資本参加し、またはしない、しばしば下請させて、すべてのフィージビリティ調査、エンジニアリング設計、プラント建設、ならびに、最終的には新設企業の経営を引き受けて、生産方法およびディストリビューション技術がパッケージとして移転されるからである（すなわち、「ターンキー」プロジェクト）。開発途上国におけるターンキー・プロジェクトは、とくに技術取引の異なる諸要素に代わる国内供給源への依存およびその取引の価格に対するそのプロジェクトの影響にかんして、注意深く点検する必要がある。

98. ある特定の製品を製造または特定のプロセス技術を使用していて、独自のエンジニアリング資源を有する若干の技術移転者は、その製品またはプロセス技術を直接に技術被移転者に移転し、必要な生産設備の建設において被移転者を援助する。他の技術移転者は、技術被移転者が技術移転者自身のために、または技術移転者の他の被移転者のために工業プラントを建設するため雇われている、または、そのような専門化したプラントを建設する経験の蓄積を生かすことのできる国際的なコントラクターを選ぶことを希望する。他方、技術被移転者は、自分自身でコントラクターを選択したり、基本的な製品またはプロセス技術以外の諸要素について多くの供給者を用いたりすることを希望することがある。しかしながら、こうした選択を行なっても、ありうる最良の工業プラントをうることにはかならずしもならない。それは、基本技術の供給者が与えようとする保証の範囲に影響を及ぼしたり、実施およびオペレーションの段階で問題をおこしたり、ひいては、技術受領者が当該技術取引について最終的に支払う価格を大きく左右したりすることがある。

99. とにかく、いかなる技術移転取引も、各当事者の側の1人の個人または個人のグループにその取引を最初の交渉からライセンスまたは契約の存続期間をつうじて、および、解除または期間満了後の事後処理までなんらかの監督の責任を負わせないかぎり、成功裡に継続させることができないことは、公理として認めることができる。

## E. 技術移転取引の条件の交渉

100. 関係当事者間での技術移転取引の諸条件をめぐる交渉は、複雑で、困難な作業であることがある。

101. 平均的な技術移転取引については、交渉をし、かつ交渉した条件についての当事者の了解を反映した必要な法律文書を作成するために、最低6か月を必要とするであろう（ときには、2年から3年を必要とする）。

102. 交渉および法律文書の作成の期間中に、当事者は、取引の法律的、商業的、財政的および技術的側面について、国内および海外のそれぞれの専門家ならびに関係政府担当官と中間協議をするため、なん度も会合する必要がでてくる。

103. いろいろな国で事業を行なう多くの大企業は、多かれ少なかれ、標準的な工業所有権ライセンスおよび

技術移転契約書式を用いようとする。これらの契約書式は、提示する企業の最初の駆引きの姿勢を示すことが多い。しかし、代替的可能性を考慮することによって、ライセンサーまたは技術受領者は、自分自身の要求および開発途上国の要求を満たすに有利な地位を占めることができる。

## F. 締結すべきライセンスまたは契約の決定

104. 技術移転取引の当事者のそれぞれのパフォーマンスは、工業所有権ライセンスもしくは技術移転契約を定めた単一の法律文書、または、別個のライセンスもしくは契約を定めた一連の相互に関連する法律文書に規定し、これによって規律することができる。

105. 技術移転取引が複雑であって、一定の事項を他と切離すことができるばあいには、各種の要素をそれぞれ別々のライセンスまたは契約に定めるほうが法律実務的にすぐれている（また実際に、技術移転を規制する一定の国の法律のもとでは、必要とされることがある）。したがって、特許のライセンス、商標のライセンス、ノウ・ハウの供給などの各事項について、別個のライセンスまたは契約を用いることができる（供給すべき技術ノウ・ハウまたは技術情報を一つの契約書に定め、技術役務および援助を他の契約書に定めることができる。また、さらに、エンジニアリング設計、プラント建設、マーケティング取決め、経営役務などを、それぞれ別個の契約書に定めることもできる）。このアプローチは、個々のライセンスまたは契約の商業的、財政的および技術的側面の管理を容易にすることができる。それぞれの側面の管理を移転者または被移転者の別個のユニットにゆだねているばあいには、そうである。このアプローチは、また、政府当局が各要素を評価し、それぞれの価格の適正さと取引全体のコストとを決定することを助ける。ただし、各ライセンスまたは契約のなかに、適切な参照規定がなければならない。

106. 要求されるノウ・ハウがそれほど広範囲にわたらないばあいには、すべてのノウ・ハウ条項を特許ライセンスに含めるのが普通である。しかし、実質的なノウ・ハウが要求されるばあいには、特許ライセンス、技術ノウ・ハウ契約および種々の技術役務および援助契約の契約書を別個に作成するのが普通である。

107. 関係国の法律が禁止しないかぎり、一つのライセンスまたは契約に、すべての要素について定めるように契約書を作成することができる。しかし、そのばあいには、各要素を、別個に区別して定めることが望ましい。また、一定の国におけるように、技術移転を規制する法律が要求するばあいには、各要素について別個に価格を付す必要がある。

108. しかしながら、2種類以上の工業所有権（たとえば、特許と商標）のライセンスを結合して一つの法律文書にすることには問題がある。使用または事業活動の分野が異なることがある。製造または販売の地域の指定は、かならずしも同じではないであろう。また、特許のばあいには技術の使用の程度によって商標のばあいには販売またはサービスの程度によって、報酬の計算を別個にする必要がある。

## G. 必要な法律文書の作成

109. 問題の1または2以上の法律文書の起草は、通常、交渉すべき主要な点が合意されたあとで開始される。

多くのばあい、法律文書は、まず、ライセンサーまたは技術供給者を代表する重役、弁護士および特許もしくはライセンス専門家または研究開発機関によって起草され、ついで、潜在的被移転者に提示される。ライセンサーまたは技術受領者の代表者は、伝統的に、必要な法律文書の最初の起草に関与しない。しかし、実際に起草を引き受けることによって、契約書作成の初期の段階に積極的に参加すると、その取引上の地位が強化されることの認識がたかまっている。この目標は、工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉および契約書作成の法的側面についての訓練を強化することによって、達成される。

110. 作成すべき法律文書の形式および内容については、若干の企業が、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の標準印刷書式をもっていることに注意すべきである。新たな書式を考案する必要があるときは、内部の弁護士または外部の特許もしくはライセンス専門家もしくは弁護士にかんたんな特許ライセンス契約書を起草させ、技術移転取引の相手方に提示するまえに、当該企業の責任ある交渉担当者またはその他の重役もしくは役員は審査または承認をうければよい。

111. 単純な特許ライセンスについては、一つの草案で十分であるが、複雑なライセンスや契約については、12またはそれ以上の多くの草案が作成されることもまれではない。細目についての交渉は、通常、起草の期間中継続されるが、これは、当事者間の了解事項を法律文言にする努力を重ねることによって、そうした点を明確にするためさらに議論をする必要が明らかになるからである。複雑な技術移転取引のための取決めには、外部の弁護士および特許もしくはライセンス専門家またはその他のコンサルタントの援助をえて、またはえないで、多くの文書および反対文書を作成する必要があることがある。

112. ライセンスまたは契約に含めるべき項目または細目の範囲については、国境を越えて行なわれる技術移転取引は、国内の取引と比較して、必然的に、国内的性格のライセンスまたは契約には通常現われない事項について多くの条項を設けなければならないことに注意しなければならない。

113. これらの事項には、製造および販売の地域の指定のような固有の要件のほかに、ライセンスまたは契約の当事者の、意思表示がなされたとみなされる文言、支払い義務の算定、および支払手段の明示のために使用される通貨ならびに換算率および租税取決め、紛争が生じたときの準拠法および管轄裁判所などが含まれる。また、さらに、政府がライセンスまたは契約の締結に関与するばあいには、必要な政府の認可をうるために各当事者がどのような役割を分担するか、および、いつそのライセンスまたは契約が効力を発生するかを、考えなければならない。

## H. 結 語

114. 標準的または典型的なライセンスや契約といったものはないが、成功した技術移転取引にはすべて一つの共通した要素があるように思われる。それは、当事者の協調である。技術移転取引は、当事者が、共通の目標に向かって共同作業をし、協力することを要求する。そのために、当事者は、長期にわたって、一方だけではできないような結果を達成するため調和して共同作業をすることができるような法的機構を創設する目的をもって、交渉に入るべきである。

115. 交渉および法律文書の起草をつうじて、また、オペレーションのフォローアップにおいて、法律の訓練を受けた者が、責任ある重役もしくは事業相談役として(そうであることが多い)、または、弁護士として、不可欠でなくても重要な役割を演ずることは明らかである。弁護士であるばあいには、ライセンサーまたは技術供給者となる者および潜在的ライセンシーまたは技術愛顧者の商業的および財政的政策、ならびに当該技術移転取引の技術的側面を知らなければならぬ。



## 第 III 部

### 解説および契約条項例



## 第 III 部 解説および契約条項例

### 目 次

	項
A. 導入部分	116—123
B. 前文：ホエアラズ条項；リサイタル	124—127
C. 主要な用語および表現の定義	128—132
D. ライセンスまたは契約の範囲	133—189
E. 特許にかんする特別の側面	190—215
F. 技術的進歩：ライセンスまたは契約の範囲内における改良および開発	216—237
G. ノウ・ハウ；技術情報	238—299
H. 技術役務および援助	300—317
I. 資本財，中間財，予備部品，コンポーネントまたは原料の供給	318—330
J. 生産段階	331—344
K. 商標にかんする特別の側面	345—359
L. マーケティング段階にかんするその他の側面	360—387
M. 経営役務	388—389
N. 補償；対価；価格；報酬；ロイヤルティ；フィー	390—496
O. 支払い	497—527
P. 最恵条件	528—536
Q. 関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請	537—547
R. 第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険	548—556
S. 履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済	557—576
T. 効力の発生；存続期間；期間；解除；期間満了；延長	577—601
U. 政府当局の認可	602—615
V. 紛争の解決	616—646
W. 修正または改正	647—649
X. 通知	650
Y. 契約書の作成	651—655
Z. 追加文書，付属文書，別表	656—657



## 第 III 部

### 解説および契約条項例<sup>(1)</sup>

#### A. 導入部分

(ライセンスまたは契約の種類；表題の選択；導入規定；ライセンスまたは契約の作成，締結または署名の場所および日付；効力発生の日；当事者または交渉に関係するもしくは権利保有者であるその他の者の確認およびその能力または地位)

116. このガイドの第 I 部（序説）において，いろいろな種類の工業所有権ライセンスおよび技術移転契約をあげて，説明した。ひとたび当事者が締結すべきライセンスまたは契約を決定すると，つぎは，選択したライセンスまたは契約の条件を定める 1 または 2 以上の文書の作成の仕事にとりかかることになる。

117. しかしながら，問題の文書は，付与される権利，供給されるノウ・ハウ，報酬，支払い，契約期間，紛争の解決等の種々の条件にくわえて，ホエアラズ条項 (whereas clauses) またはリサイタル (recitals) とともに（B 節第 124 項から第 127 項を見よ）前文 (preamble) を構成する若干の導入規定をもって始まる。

118. 典型的な導入規定は，当該文書の表題（たとえば，「特許ライセンス」(Patent License) とか「技術ノウ・ハウ契約」(Technical Know-How Agreement) を含んでいる。<sup>(2)</sup>このような表題は，当事者による当該文書の性質の定義付けであり，当事者が意図する法的取決めの性質を規定する証拠となり，当該文書の解釈上の一つの手掛りとなりうるものである。

119. 導入規定は，また，通常，ライセンスまたは契約の両当事者について，その法律上の名称，法人格の種類，設立地および主たる事務所の所在地を記載して，これを確認する。導入規定は，さらに，交渉に関係した

(1) 用語についての説明

単純化のために，工業所有権ライセンス (Industrial Property License) または技術移転契約 (Technology Transfer Agreement) のいずれかに含めるのが適当と考えられる契約条項例のばあいには，(工業所有権ライセンスに関連して通常使用される)「ライセンサー」(Licensor) および「ライセンシー」(Licensee)，または，(技術移転契約に関連して通常使用される)「技術供給者」(Technology Supplier) および「技術受領者」(Technology Recipient) という対応する語ではなく，「移転者」(Transferor) および「被移転者」(Transferee) という語を単独にまたはともに使用する。文脈上「ライセンス」の語がより適切ならばあいをのぞいて，「ライセンスまたは契約」(License or Agreement) という語ではなくて，「契約」(Agreement) という用語を単独で契約条項例中に使用する。

(2) 契約

Agreement made and entered into at (place) this (day) of (month) (year) by and between (name of the Transferor), a (legal entity) organized and existing under the laws of (specified country), having its principal office in (city) (country), (hereinafter called "the Transferor"), and (name of the Transferee), a (legal entity) organized and existing under the laws of (specified country), having its principal office in (city) (country) (hereinafter called "the Transferee").

その他の者、または、当該ライセンスまたは契約の対象である権利の保有者ではあるが当事者ではない者を表示することがある。両当事者およびこれらの当事者以外の者ならびにその能力または地位を正確に記載しておくことは、保証またはその他の約束の範囲について紛争が生じたとき、その履行の責任を負うべき者を確定するにあたって重要な役割を演ずることになる。

120. さらに、導入規定には、ライセンスまたは契約の作成、締結または署名の場所を定めることがある。ライセンスまたは契約に準拠法にかんする規定が設けられていないばあいには、このような場所が定められていると、準拠法を決定する要素とすることができる。とくに、裁判所に特定の国の法を適用することを命ずる規定がなく、法の選択についての一般原則が適用される時はそうである（V節：紛争の解決、第616項から第646項を見よ）。

121. ライセンスまたは契約の作成、締結または署名の日も、導入規定に記載することができる。しかし、当事者によっては、契約書の作成（Y節：契約書の作成、第651項から第655項を見よ）にかんする部分を構成する場所に当事者の署名<sup>(3)</sup>とともに記載することを好むばあいがある。

122. 当事者は、作成、締結または署名の日を、導入規定、文書の終結部分、または契約書の作成にかんする部分に当事者の署名と並置した場所の複数個所に記載して差支えないが、記載した場所ごとに異なる日付を記載しないよう注意しなければならない。当事者の署名が異なる日になされるばあいには、少なくとも優先する日付をはっきりしておかねばならない。記載された日付相互間の相違は、ライセンスまたは契約の締結の日を決定するにさいして困難を生ぜしめることになる。とくに、ライセンスまたは契約を締結の日から一定の期間内に政府当局の認可（U節：政府当局の認可、第615項を見よ）をうけるため提出することを要求する一定の国の法律のもとでは、その日付は重要である。

123. ときにより、ライセンスまたは契約の作成または締結の日とその後の効力発生の日とが区別されることに注意すべきがある。後者は、作成、締結または署名<sup>(4)</sup>の日のあとの段階で、当事者が決定する日であったり、文書の適当な場所に当事者がそう入する日であったりすることがある。政府当局の認可がライセンスまたは契約が効力を発生する、またはこれに法的効力を与える前提として要求されるばあいには（U節：政府当局の認可、第615項を見よ）、効力発生の日をそう入する慣行が一般的である。

(3) 後出注 (315) を見よ。

(4) 後出注 (315) を見よ。

## B. 前文：ホエアラズ条項；リサイタル

(ライセンスまたは契約の目的、意図および理由の記述；ホエアラズ条項またはリサイタルの用法、必要性および内容；解釈およびライセンスまたは契約の他の条項との抵触)

124. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を記載した文書は、当該ライセンスまたは契約の目的および意図を記述し、その理由を明らかにしたホエアラズ条項またはリサイタルよりなる前文を含んでいることがある。

125. このようなホエアラズ条項またはリサイタルは、とくに、一定の国のライセンサーまたは技術供給者が締結するライセンスや契約によく設けられる。一定の基本的な当事者の義務を規定するにとどまり、記述的または説明的な事項を含まない、また、含んでいるばあいには異なった構造の法体系にもとづいて表現され、解釈される、短い法律文書を起草する慣行に親しんでいるライセンシーまたは技術受領者となる者にとっては、ホエアラズ条項またはリサイタルは不必要と思われるかも知れない。

126. ホエアラズ条項またはリサイタルを用いるばあいは、通常、このなかで、ライセンスまたは契約の当事者の業務上の経歴を記述し、<sup>(5)(6)(7)(8)</sup>当事者がライセンスまたは契約を締結する理由を説明し、<sup>(9)(10)(11)(12)</sup>当

### (5) 業務上の経歴 (例1)

Whereas, the Transferor has for a considerable number of years been a manufacturer of (description of the Product) and has acquired a substantial amount of know-how embodied in the design of the Product and utilized by it in the manufacture of (description of the Product);

### (6) 業務上の経歴 (例2)

Whereas, the Transferor has developed certain processes, methods, formulae and techniques used in manufacturing, storing and handling (description of the Product) and possesses substantial valuable knowledge of a specialized nature relating to basic operational technical aspects of such processes, methods, formulae and techniques and continues to acquire information, skills, expertise and reputation relative to the manufacture of (description of the Product);

### (7) 業務上の経歴 (例3)

Whereas, the Licensor and its associates own industrial property rights and have developed know-how based on extensive research and development work and commercial experience in the design, installation and operation of facilities for the manufacture of (description of the Product) by (description of the process);

### (8) 業務上の経歴 (例4)

Whereas, the Transferor itself operates facilities for the manufacture of (description of the Product) and has experience in the (design, installation, operation and maintenance of such facilities);

### (9) 当事者の願望および意思 (例1)

Whereas, the Transferee desires to erect in (specified country) facilities for the manufacture of (description of the Product);

### (10) 当事者の願望および意思 (例2)

Whereas, the Licensee desires to obtain, and the Licensor is willing to grant, a license for the Licensor's industrial property rights (each as hereinafter defined) in the design, installation, operation and maintenance of such a facility;

### (11) 当事者の願望および意思 (例3)

Whereas, the Transferee desires to have the advantage of the Transferor's technical knowledge and experience in the design, installation and operation of such facility in (specified country) and the Transferor is willing to supply such technical knowledge and the advice of such experience, all upon the terms and conditions hereinafter set forth;

### (12) 当事者の願望および意思 (例4)

Whereas, the Licensee desires to obtain, and the Licensor is willing to grant, a license for certain industrial property rights and to supply certain know-how, technical information, and technical services and assistance to enable the Licensee to manufacture the Product;

事者の交渉の経過を述べ、これまでのまたは平行して行なう取決めに言及し、<sup>(13)</sup>工業所有権の所有<sup>(14)(15)(16)</sup>または技術ノウハウ、技能および専門知識の保有<sup>(17)</sup>について表示をし、ライセンスまたは契約を締結する当事者の願望および意思、<sup>(18)</sup>ならびに、それが相互の利益になるという信念<sup>(19)</sup>を表明し、その締結が経済的發展を促進することを確認し、<sup>(20)</sup>かつ、その条件について合意する旨を定める。<sup>(21)</sup>

127. ホエアラズ条項またはリサイクルは、ライセンスまたは契約の全部または一部についての当事者の意思を解釈する助けとなることがある。その法的必要性およびそれに付与すべき効力については異なる見解があるが、ホエアラズ条項またはリサイクルとライセンスまたは契約の本体の規定とのあいだに相違があるときは、通常後者の文言が支配する（V節：紛争の解決、第620項を見よ）。

### C. 主要な用語および表現の定義

（用語；語および表現の使用における明確性、正確性および一貫性；定義の重要性；文書中における定義条項の場所；定義すべき主要な用語および表現；定義の方法）

128. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を具体化した文書に使用する語は、当事者間に成立した了解事項を明確かつ簡潔に表現するものでなければならない。一定の主要な用語および表現が定義され、かつ当該文書中において一貫した方法で使用されるならば、表現における正確性を促進することができる。さらに、定義について合意する過程そのものが、当事者がもっているアイデアを明確にすることを助け、それによって将来不必要な紛争が生ずるのを防止することができる。言語上の障害および当事者が関係をもつようになるいろいろな国の法体系の相違のために、定義条項は、国際的な性格をもった工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を具体化した文書においては、特別の重要性をもっている。

(13) 後出注(294)および(295)を見よ。

(18) 前出注(9)、(10)および(11)を見よ。

(14) 特許；実用新案；工業的意匠

Whereas, the Licensor owns and maintains various letters patents on inventions, utility models, industrial designs and applications therefor in (specified country) and other countries relating to [the Product] [the Process] and has the right to grant to others the license to [make, have made, use or sell the Product] [apply the Process] [exploit the industrial design] and has developed know-how related to such patents, utility models and industrial designs;

(19) 相互の利益

Whereas, both the Licensor and the Licensee believe that it will be of mutual advantage for the Licensee to be permitted by the Licensor to manufacture and sell the Product in (specified country);

(15) 工業的意匠

Whereas, the Licensor represents that it is the exclusive owner of a design registration issued by [specified country] [the International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO)] relating to (description of the Product) and is now preparing applications for similar designs in (specified country or countries), as well as in various other countries throughout the world;

(20) 被移転者の国の利益の促進

Whereas, the consummation of this Agreement will [substantially benefit] [be in the interest of] the industry of (specified country) and the economy of that country, in that...;

(16) 商標

Whereas, the Licensor is the owner of [an application for the registration of] the trademark "XYZ" in (name of country), which [trademark] [application] has been assigned No. ..., dated ..., [and which is based upon (country) Trademark Registration No. ..., dated ...] used to designate the Product manufactured according to the invention(s) covered and secured by Letters Patent of (country) No. ...;

(21) 契約条件についての合意

Now, therefore, in consideration of the premises and of the mutual covenants and conditions herein contained, the Parties hereto have agreed and do by these presents agree as follows:

(17) 前出注(5)、(6)、(7)および(8)を見よ。

129. 工業所有権ライセンスおよび技術移転契約においては、導入規定ならびにホエアラズ条項およびリサイタルよりなる前文を含む最初の部分について、主要な用語および表現の定義を定めた別個の規定を設けることが多い。<sup>(22)</sup>別の方法として、基本的な用語または一定の表現もしくは概念が最初に使用または言及されるさいに、そこでそれを定義または指定し、以後、当該基本的用語、表現または概念の代りにその定義または指定を使用することができる。

130. 定義すべき主要な用語および表現は、通常、当該文書のなかで反覆して使用するものである。つぎに掲げるのは、その典型的なものである：基本技術、<sup>(23)</sup>特許、<sup>(24)</sup><sup>(25)</sup><sup>(26)</sup><sup>(27)</sup><sup>(28)</sup>商標、<sup>(29)</sup>ライセンス、<sup>(30)</sup>契約、<sup>(31)</sup>ノウ・ハウ、<sup>(32)</sup>技術情報、<sup>(33)</sup><sup>(34)</sup>改良、<sup>(35)</sup>開発、<sup>(36)</sup>技術役務および援助、<sup>(37)</sup>使用または活動の分野、<sup>(38)</sup>製品、<sup>(39)</sup>コンポーネント、<sup>(40)</sup>プロセス、<sup>(41)</sup>プラント、<sup>(42)</sup>スタートアップの日、<sup>(43)</sup>イクイップメント、<sup>(44)</sup>品質基準、<sup>(45)</sup>ならびに地域。<sup>(46)</sup>そのほかにも、つぎのようなものがある：純販売価格、<sup>(47)</sup>暦年および会計年度、<sup>(48)</sup>当事者、<sup>(49)</sup>移転者および被移転者、<sup>(50)</sup>ライセンサーおよびライセンシー、<sup>(51)</sup>子会社、<sup>(52)</sup>関係会社、<sup>(53)</sup>関連会社、<sup>(54)</sup>直接または間接の支配、<sup>(55)</sup>第三者、<sup>(56)</sup>契約の日付、効力発生の日または有効期間。<sup>(57)</sup><sup>(58)</sup>

#### (22) 定義

For the purpose of this Agreement, the following terms shall have the following meanings: (後出注(23)から(57)を見よ。)

#### (23) 基本技術

“Basic Technology” means the technology reflected in the invention(s) and industrial design(s) that are the subject of the Patent(s) as well as the technology reflected [by the Know-How] [in the Technical Information].

#### (24) 特許 (例1)

“Patent(s)” means the patent(s) listed in Schedule No. . . . hereto.

#### (25) 特許 (例2)

“Patents” means the patents and patent applications of (the specified country of the Licensor), and transferable rights thereunder, to the extent and only to the extent that the claims thereof cover subject matter within the field of use, which [are based on inventions made] [have been granted or filed] prior to the Date of this Agreement and in respect of which the Licensor shall have the right to make the grants provided for in this Agreement, subject in each case to the conditions under which the Licensor now has or hereafter acquires the right to make such grants.

#### (26) 特許 (例3)

“Patents” means patents and patent applications therefor, and transferable rights thereunder, of the Licensor to the extent and only to the extent that the claims thereof cover subject matter within the field of use, which [are based on inventions made] [have been granted or filed] two (2) years prior to the Start-Up Date of the Plant.

#### (27) 特許 (例4)

“Patents” means patents and applications therefor of the Licensor of all countries now or hereafter owned or controlled (in the sense of having the right to grant licenses hereunder) to the extent and only to the extent that they or the claims thereof cover one or more features of the [Product] [Process (including, but not by way of limitation, apparatus and catalysts for carrying out the Process, techniques for regenerating such catalysts, and products from the Process)], which [are based on inventions, made] [have been granted or filed] prior to (date), or one year after the Start-Up Date (as hereinafter defined) of the Plant whichever is earlier, and as to which inventions the Licensor shall have the right during such time to make the grants provided for in this Agreement, subject in each case to the conditions under which the Licensor now has or hereafter acquires the right to make such grants.

#### (28) 特許 (例5)

“Patents” means those letters patent, utility models and applications therefor presently owned or hereafter acquired by the Licensor or in respect of which the Licensor has or may have the right to control or to grant licenses during the term of this Agreement in any country or all countries of the world and which are applicable to or may be used in the [manufacture of the Product] [application of the Process].

#### (29) 商標

“Trademarks” means the trademarks the short particulars of which are set forth in Schedule No. . . . of this Agreement.

#### (30) ライセンス

“License” means the license of the rights as concerns [the Patents] [the Trademarks] referred to herein.

131. ある語または表現の定義には、当該工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に適用する、または必然的に適用される法体系の法概念を述べるだけでよい。他のばあいには、定義は、その法概念を許容される限度において修正してもよいし、またいくつかの可能性のなかから選んだ意味を規定してもよい。

## (31) 契約

後出注(291)から(293)を見よ。

## (32) ノウ・ハウ

“Know-How” means all the manufacturing knowledge, written or oral, whether in the form of unpatented inventions, formulae, procedures and methods, or current and accumulated skills or experience which the Transferor has acquired or may hereafter acquire, in so far as may be necessary to the Transferee in the [design of the Product, in the design of the equipment for the manufacture of the Product, in the manufacture of the Product, or in the operation, maintenance, use, sale or other disposition of the Product] [application of the Process].

## (33) 技術情報 (例1)

“Technical Information” means all physical matter in the form of drawings, blueprints, diagrams, catalogues, specifications, instructions and lists, with respect to the application of the Process, whether patented or unpatented, which would be useful for the design, operation or maintenance of facilities utilizing the said Process and which shall have been developed or otherwise acquired by either the Transferor or the Transferee prior to two (2) years after the Start-Up Date of the Plant (as hereinafter defined) or January 1, 19... , whichever is earlier, and which such Party shall have the right to provide, but shall not include information acquired from third persons which is subject to restrictions preventing disclosure, as well as such additional technical information as is developed or acquired thereafter by either the Transferor or the Transferee prior to five (5) years after the Start-Up Date of the Plant or (date), whichever is the earlier, to the extent that such additional technical information has been demonstrated commercially in the facilities of the Transferor or its associates and is applicable to improving the operation and manufacture of the Plant operated hereunder by the Transferee, but shall not include information acquired from third persons subject to restrictions preventing disclosure.

## (34) 技術情報 (例2)

Technical Information means

- (i) drawings or other constructional data of machinery, tools and equipment for the [assembly] [manufacture] of the Product [application of the Process],
- (ii) lists of Equipment needed so as to arrive at an optimum efficiency in the [assembly] [manufacture] of the Product [application of the Process],
- (iii) specifications of the measuring instruments best suited for the most efficient system for local production engineering regarding the [assembly] [manufacture] of the Product [application of the Process],
- (iv) general descriptions (including documents, drawings, blueprints, specifications and standardization-sheets) of the [assembly] [manufacture of the Product, in its successive stages] [application of the Process],
- (v) testing instructions regarding the mechanical and electrical requirements which are applicable to the Product,
- (vi) instructions regarding the most suitable packing of the Product,
- (vii) circuit diagrams, as well as schematic diagrams with drawings, of the Product,
- (viii) lists of parts of the Product, and
- (ix) such other information as may be necessary for the [manufacture, operation, maintenance, sale or other disposition of the Product], [application of the Process], [and of any Improvement thereon] which are held or may be hereafter produced or acquired by the Transferor or which the Transferor now has or may hereafter acquire the right to control and furnish to the Transferee during the term of this Agreement.

## (35) 改良

“Improvement” means any technological advance which is not reflected in an invention or industrial design that is the subject of the Patent(s) but which is patentable or is the subject of a patent granted or of an application for the grant of a patent and which would, if exploited, [reduce the cost of the manufacture of the Product [by at least (specified) per cent]] [increase the sales of the Product [by at least (specified) per cent]] [reduce the cost of the application of the Process [by at least (specified) per cent]] [increase the output of the application of the Process [by at least (specified) per cent]].

## (36) 開発

“Development” means any technological advance which is related to the Product or the Process and which is not an Improvement that is the subject of a patent or of an application for the grant of a patent, as well as any technological advance which is not reflected in the Technical Information.

## (37) 技術役務および援助

“Technical Services and Assistance” means the provision through technical or professional expertise of the services and assistance described in Articles ... and ... (後出注(163)を見よ。) of this Agreement.

## (38) 使用または活動の分野

“Field of Use or Activity” means the exploitation of the Basic Technology, the Improvements and the Developments for the purpose of the [manufacture of the Product] [application of the Process] [use of the Trademarks] [other specified purpose].

## (39) 製品

- (a) “Product” means (description of the Product) which is manufactured, assembled, used or sold [under this License] [in accordance with the Know-How, Technical Information, or Technical Services and Assistance furnished pursuant to this Agreement] [and identified by any Trademark covered by this License].
- (b) “Licensor’s existing Product” means the Product that is now or has been in the past manufactured or assembled and offered and sold commercially by the Licensor in (specified country or countries);
- (c) “New Products” means all products other than the Product, hereafter manufactured and hereafter offered to the general public and sold commercially by the Licensor in (specified country of the Licensor).

## (40) コンポーネント

“Components” means parts of the Product (e.g., where the Product is a machine) and functional accessories thereto, including but not limited to ... and ..., but shall not include accessories which are not necessary to the functioning of the Product as an operating unit, e.g. ....

## (41) プロセス

(a) “Process” means (description of process) that is devised for and utilized [to manufacture the Product] [in the application of (description of another process)].

(b) “Licensor’s existing Process” means the Process that is now or has been in the past developed and offered and sold commercially by the Licensor in (specified country or countries).

(c) “New Process” means all processes other than the Process hereafter developed and offered to the general public and sold commercially by the Licensor in (specified country of the Licensor).

132. このことに関連して、一定の用語または表現の定義を定める若干の国の技術移転を規制する法律に注意すべきである。このような法律によって定義される語の典型的なものは、主要な要素が供給される技術の対価を計算する基準となる報酬および価格、ならびに純額、純価格、純受取額および純販売価格といった関係用語である。

## (42) プラント

“Plant” means the Plant constructed hereunder in (specified country) [for the manufacture of the Product] [for the application of the Process].

## (43) スタートアップの日

“Start-Up Date” of the Plant means the date when the Product is first produced by the said Plant.

## (44) イクイップメント

“Equipment” means the items listed in Schedule No. ....

## (45) 品質基準

“Standard of Quality” means the standard of quality in materials and workmanship, set by agreement between the Licensor and the Licensee, which also takes into account applicable governmental regulations, to achieve the quality standard of the Licensor for the Product [upon or in relation to which the Trademark is used] had the Product been manufactured by the Licensor.

## (46) 地域

(a) “Exclusive Territory” for the purpose of [manufacture] [use] [sale] means (specified country or countries).

(b) “Non-Exclusive Territory” for the purpose of [manufacture] [use] [sale] means (specified country or countries).

(c) “Agreed Territory” for the purpose of [manufacture] [use] [sale] means collectively Exclusive Territory and Non-Exclusive Territory defined above.

(d) The expressions “Exclusive Territory” and “Non-Exclusive Territory” in all cases shall mean the area covered by the countries so listed as aforesaid as they are now known, or as they may hereafter become known; provided that where any territory shall be divided into separate politically controlled States either Party hereto shall have the right to require that one or more of such divisions shall be excluded from this Agreement by notice in writing to take effect (number in words) (number in figures) days after such notice shall have been given.

## (47) 純販売価格

“Net Selling Price” means the invoice price of the Licensee of the Product sold, leased or otherwise disposed of by the Licensee to any third person in a nominal arm’s length trade, during the term of this Agreement; such price shall not include normal discounts actually granted by the Licensee, the f.o.b. value of raw materials, intermediate goods, parts or other components supplied, directly or indirectly, by the Licensor as well as standard bought-out components used in the Product manufactured by the Licensee, insurance fees and packing and transportation charges as invoiced separately to customers, and duties and taxes actually incurred and paid by the Licensee in connection with delivery of the Product.

## (48) 暦年; 会計年度

(a) “Year” means a period of twelve (12) calendar months expiring on the anniversary of the Effective Date.

(b) “Accounting Year” means any year of twelve (12) consecutive calendar months beginning with January 1st of each calendar year during the term of this Agreement, except that the first “Accounting Year” shall begin with the date upon which the Product manufactured hereunder by the Licensee shall first be shipped for sale or use, and shall end on the following December 31st, and the last “Accounting Year” hereunder shall end upon the (number in words) (number in figures) anniversary of the aforesaid date.

## (49) 当事者

“Party,” “Parties,” “Parties hereto” mean the Licensor, the Licensee, either the Licensor or the Licensee or both the Licensor and the Licensee, as the case may be.

## (50) 移転者; 被移転者

(前出注(1)および(2)を見よ。)

## (51) ライセンサー; ライセンシー

(前出注(1)および(2)を見よ。)

The expressions “Licensor” and “Licensee” in this Agreement shall be deemed to include wherever the context so permits their respective Subsidiaries, Affiliates and Associates.

## (52) 子会社

“Subsidiary” means any legal entity [which is wholly owned and controlled, directly or indirectly] [more than fifty per cent (50%) of the outstanding shares of stock of which is owned outright or beneficially] [the management or policy of which is directed, directly or indirectly] by the [Licensor] [Licensee].

## (53) 関係会社

“Affiliate” means any legal entity in which the [Licensor] [Licensee] has a financial interest or as to which its relationship is such that it substantially influences its business policies and activities.

## (54) 関連会社

“Associate” means (i) any person or legal entity which controls, or (ii) any legal entity which is controlled by, or (iii) any legal entity which is controlled by any person or legal entity which controls, the [Licensor] [Licensee].

## (55) 支配

“Control” of the [Licensor] [Licensee] by a person or legal entity or control of a legal entity by the [Licensor] [Licensee] means directly or indirectly holding fifty per cent (50%) or more of its issued shares or of the voting power therein or having the power to appoint the majority of its directors or otherwise having the power to direct its business activities.

## (56) 第三者

“Third Person” means a person or legal entity which is neither a Party to this Agreement nor an Affiliate or an Associate of such Party.

## (57) この契約の日付; 効力発生の日;

この契約の期間中

(a) “Date of this Agreement” means, if this Agreement is signed on behalf of each Party hereto on the same date, that date of signature; otherwise it means the later of the dates of signature.

(b) “Effective Date” means the date mentioned, inserted and initialed in the space provided in this Agreement after both Parties have executed this Agreement [and after Governmental Approval of this Agreement has been obtained, whichever is the later].

(c) “During this Agreement” or “During the term of this Agreement” means the period during which this Agreement is fully in force.

## (58) 後出注 (274) を見よ。

## D. ライセンスまたは契約の範囲

(製品の製造もしくはプロセスの実施のために、またはその他の特定の目的のために必要とする技術の確認；時間との関連における、または、特定の資料もしくは指定された専門知識に言及することによる技術の記述；ノウ・ハウの開示および伝達；発明、工業的意匠、ノウ・ハウまたは商標が用いられる使用または事業活動の分野；製造、使用または販売の地域の指定；排他性および非排他性；競争技術の取得または使用)

### 1. 基本技術の確認および記述

133. 当事者は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の条件について交渉するとき、通常、特定の製品の製造または特定のプロセスの実施のために一定の技術が必要であるという前提のもとに交渉を進める。

134. 交渉中の一定の時点におけるその技術の水準、交渉期間中にまたはその後の予見可能な期間内にその技術がさらに進歩させられる見込み、ならびに、ライセンシーまたは技術受領者がひとたび操業が開始されれば与えられた時間内に、また提供される資本によってこれらの技術進歩を吸収する能力は、当事者が、終局的にはライセンスまたは契約の目的となる基本技術を確認しおよび記述するにあたって考慮すべき要素である。

135. 交渉は、一定の時点において、または一定の期間中に、たとえばライセンサーまたは技術供給者がライセンスまたは契約の締結の日<sup>(59)</sup>もしくはそれ以前の特定の日<sup>(60)</sup>に所有する、またはそれ以後一定の日、たとえば政府認可の日、もしくはプラントの設置が開始された日、<sup>(61)</sup> またはその内部レイアウトが決定されもしくはオペレーションが開始される日、またはそれ以後一定の期間内に、<sup>(62)</sup> あるいはまた契約の期間中に、<sup>(63)</sup> 存在する基本技術の確認<sup>(64)</sup>に集中することができる。

136. これらの時間的制限を念頭において、当事者は、関係する技術を確認するばかりでなく、ライセンスまたは契約のなかに、その伝達および開示のためにとった、または採用すべき方法を考慮して、その技術を記述するため十分な規定を設けるべきである。

137. 当事者が、特定の時点において存在する問題の技術を確認したばあいには、ライセンスまたは契約のなかにその技術を反映する文書の明細によってその技術を記述することが可能であろう。<sup>(65)</sup> 特許文書のばあいには、その明細は、ライセンスまたは契約の付表に掲げられることがある。これには、当該特許が登録または付与された国、出願日、出願国、発明の名称および出願手続の状態<sup>(66)</sup>のようなデータが記載される。実用新案、工業的意匠および商標についても、同様のデータを記載することができる。<sup>(67)</sup> ノウ・ハウについては、図面、イクイップメント、ブループリント、ダイヤグラム等の関連書類の明細のなかで技術情報を説明することができる。<sup>(68)</sup> 提供すべき技術的および専門職業的専門知識については、各専門家について仕事の明細書を作成することができる。この情報は、当該ライセンスまたは契約にてん付される追加文書、付属文書または別表に記載することができる。<sup>(69)</sup>

(59) 前出注 (24) を見よ。

(60) 前出注 (25) を見よ。

(61) 前出注 (26) を見よ。

(62) 前出注 (27) を見よ。

(63) 前出注 (28) を見よ。

(64) 前出注 (23) および第78項(viii)を見よ。

(65) 前出注 (24) から (28) を見よ。

(66) 前出注 (24) を見よ。

(67) 前出注 (29) を見よ。

(68) 前出注 (32), (33) および (34) を見よ。

(69) 前出注 (37) およびH節第300項から第317項を見よ。

138. 技術を確認し記述するもう一つの方法は、当該技術を実施する使用または活動分野によって限定することである。<sup>(70)</sup> この方法によれば、移転される技術は、その目的を記述することにより、たとえば、書く目的のために使用される器具（これには、たとえば、万年筆、ボールペンおよびサインペンが含まれるであろう）に関連するすべての技術、または、ボールペン（すなわち、これには万年筆やサインペンは含まれない）の製造において使用する一定の発明もしくは一定の工業的意匠において、または一定のノウ・ハウに反映されるすべての技術として確認し記述して定義することができる。このような定義に含まれない技術は、改良もしくは開発の性質をもった技術的進歩、または異種のもしくは新しい技術とみなすことになろう（F節第232項から第234項を見よ）。<sup>(71)</sup> 使用または事業活動分野の概念は、種々の例とともに、ガイドの本節のあとの款で十分に説明する（D節3第147項から第160項を見よ）。

139. このような技術を確認し記述する方法であっても、とくに一定の製品を製造しもしくは一定のプロセスを実施するに必要な、またはその他の一定の目的のために要求されるすべての技術に言及するばあいには、問題がでてくる。とくに、特定の時点に存在する、または一定の期間中に移転者が取得もしくは開発する技術といったような限定がないときそうである。そのようなばあいには、技術情報の種類を列挙し、技術および専門職業の専門家の仕事の明細を記載するほかに、当事者は、不正確な記述で満足し、誠実に取引を遂行する相互の意欲に依存しなければならないかもしれない。

140. さらに、この章のあとの款でもっと詳細に説明するように（D節3第159項を見よ）、1または2以上の使用または事業活動分野によって技術を確認し記述することは、技術の価格に関係することがあるので、潜在的技術被移転者は、それが、技術移転者となる者と、後者が自分の技術を手ばなす条件を交渉するにあたって考慮しなければならない要素であることに注意しなければならない。

141. 技術を確認し記述する方法は、通常、工業所有権だけがライセンスされるばあいと、工業所有権の目的である発明もしくは工業的意匠に関係するノウ・ハウもしくは技術情報が提供されるばあい（ノウ・ハウもしくは技術情報がこのような権利とは関係がないばあい、または、技術役務もしくは援助が供与されるばあいと区別される）とによって異なる。前者のばあいには、通常、基本技術の範囲を記載した一定の特許もしくはその願書または特定の工業的意匠に言及される。その範囲にはいらぬ技術的進歩は、改良または開発として扱われる。これは、プロセスの技術にかんするばあいには、別個のライセンスまたは契約の締結を必要とする。他方、製品技術にかんするばあいには、これは、さらに報酬を要求することなく、技術被移転者に提供することができる。ノウ・ハウまたは技術情報だけが供与されるばあい、または、技術役務および援助が供与されるばあいには、通常、その記述は、達成されるべき結果または目的、すなわち、特定の使用または事業活動分野によってなされ（第147項から第160項を見よ）、契約期間中、ノウ・ハウもしくは技術情報が供与され、または技術役務および援助が供与される。

142. 注意しなければならないのは、ライセンスまたは契約に明示をもって詳細に移転すべき技術を定義し、ライセンスまたは契約の目的とする特許または商標を確認し、技術情報の概要を記しまたは明細を箇条書きにし、かつ、技術および専門職業の専門家の資格、専門分野および活動を記載することを要求する若干の国の技

(70) 前出注 (25)、(26) および (38) を見よ。

(71) 前出注 (35) および (36) も見よ。

術移転を規制する法律である。

## 2. ライセンスまたは契約の一般的範囲

143. 特許、登録商標もしくは工業的意匠、または工業所有権法によって保護されるその他の目的物は、その所有者に対して、一定の限られた期間、第三者が一定の行為をなすことを禁止する権利を付与し、かつ、さらに、他人にライセンス、たとえば特許のばあいにはそれにかかる発明を実施することの許諾、登録商標または工業的意匠のばあいにはそれを使用することの許諾、を与える権能を付与する。

144. また同様に、ノウ・ハウの供給者は、一定の事情のもとで、かつ一定の期間、第三者がそれを使用、開示または伝達するのを禁止することができるし、また、そのノウ・ハウを他人に移転することができる（G節第238項から第284項を見よ）。

145. 法律が定める限度内において、かつ法律が定める条件のもとで、ライセンサーまたは技術供給者は、だれが特許または登録意匠もしくは商標によって与えられた権利のどれを行使するかを決定し、または、だれがノウ・ハウを受領するかを決定し、かつ、特許発明およびノウ・ハウまたは登録意匠もしくは商標を使用する目的を含めて、いかなる条件で、どの位の期間、どの地域において、およびいかなる価格もしくは報酬でライセンスまたは技術を供給するかを、その発明、ノウ・ハウ、工業的意匠または商標を作りまたは開発するためになした投資の最大の見返りをうる願望を念頭において、決定するであろう。

146. これらのことは、「解説および契約条項例」の本節または他の節で取り扱うことにする。本節は、発明、工業的意匠、ノウ・ハウまたは商標を使用する目的（「使用または事業活動の分野」）（第149項から第160項を見よ）、および工業所有権ライセンスのもとで権利を行使し、または技術を使用する地域（「地域の指定」）（第161項から第185項を見よ）について考察する。報酬の問題は、N節（補償；対価；価格；報酬；ロイヤルティ；フィー）で検討する（第390項から第496項を見よ）。だれが工業所有権を行使し、またはノウ・ハウを使用するかの問題は、Q節（関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請）で（第537項から第547項を見よ）、ライセンサーの権利の存続期間および技術の使用に関連する問題は、その他の事項とともに存続期間の問題を扱うT節（第577項から第601項を見よ）で検討する。

## 3. 使用または事業活動の分野

147. 使用または事業活動の分野にかんする規定には、目的たる発明、工業的意匠、ノウ・ハウまたは商標を使用する目的を記述する。この規定は、ライセンサーまたは技術受領者が使用する範囲を画定するものである。同時に、この画定された範囲によるが、技術供給者は、それぞれ発明、工業的意匠、ノウ・ハウまたは商標を異なる方法で使用する、多くの他のライセンサーまたは技術受領者の各自にライセンスを与えまたはノウ・ハウを供給して、個々のライセンサーまたは技術受領者に、その能力に応じて、もっとも実的な方法で実施をさせることができる。

148. 目的は、特定の製品を使用する用途、もしくは、特定の考案、プロセスまたはノウ・ハウによって製造される最終製品、または、最終製品を製造しないで他のプロセスの使用をもたらす特定の機械もしくはプロセ

スにかんするものであってもよい。さらに、使用または事業活動の分野は、特定の工業所有権がライセンスされるか、または、技術移転契約が締結されるかによって、異なった方法で限定することができる。

149. 特定の製品またはプロセスにかんする**特許**のライセンスのばあいには、分野は、特定の製品またはプロセスの可能な種々の最終用途のなかの1または2以上の用途という形で記述することができる。たとえば、医薬品は、人間用の医薬の分野ばかりでなく、動物医薬の分野でも有用なばあいがある。同様に、特定のプロセスは、ガラス切り用の工業ダイヤモンドの製造においてばかりでなく、宝石に含有させる輝石の製造においても有用なばあいがある。また、特定のプロセスは、電球やラジオの真空管のタングステン・フィラメントの製造においても有用なばあいがある。

150. **工業的意匠**のライセンスについては、使用分野は、スタイルまたはサイズ、たとえば、酒ビンの形状としても使用することができるビンの形状を香水のビンとして使用するように、製品の一定のスタイルまたはサイズに限定することができる。

151. **商標**のライセンスについては、使用分野の記述は、商標登録の指定商品のなかの一定の製品または製品の種類に限定することができる。したがって、使用分野は、香水について、または衣料品をのぞくすべての化粧品について商標を使用することと定めることができる。事業活動の分野は、たとえば、商標を付した商品はラジオやテレビジョンをのぞいて、新聞だけによって広告すると指定するように、一定の宣伝手段とすることができる。

152. 工業所有権のライセンスのばあいのように、ノウ・ハウを目的とするときは、技術移転契約には、一定の技術分野、特定の産業分野、または一定の生産の段階もしくは種類の形で使用または事業活動の分野を記述することができる。したがって、ノウ・ハウが2以上の技術分野において実施することができるばあいには、その使用分野または事業活動の分野は、そのノウ・ハウの実施を一定の技術分野に限定して他の技術分野を排除することができる（たとえば、歯科機器、地盤ボーリングまたはその他の機械工具に使用することができる高速ドリルの冷却）。同様に、そのノウ・ハウの実施は、特定の産業分野（たとえば、肥料製造をのぞいた食品加工における微生物の使用）、または一定の生産段階もしくは種類（たとえば、ゴム・ラテックスの凝固；アルコールを抽出溶媒として使用する砂糖（蔗糖）の製造）に限定することができる。

153. 使用または事業活動の分野についての規定には、工業所有権ライセンスに設けると技術移転契約に設けるをを問わず、使用または事業活動の分野を、製品を一定の顧客またはユーザーに販売するというように（たとえば、洗濯業者またはその他の営業施設ではなく家庭用として販売する洗濯機）、あるいは、特定の状態（たとえば、「完成品」に対する「バラ荷姿」）、もしくは一定の消費形態（たとえば「動物用にかぎる」）、または、これらのものの組合せという形で、記述することができる。

154. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の規定であって、当初は使用または事業活動の分野を定義するものと考えられていたものが、実際には、ロイヤルティを算出する方法となることがある。たとえば、電気モーターにかんする特許のライセンサーは、小型家庭用電気扇風機のモーターについては1台当り10セントとするが、電気機関車に使用する大型モーターについては1台当り数千ドルとするように希望するであろう。ラ

イセンサーまたは技術受領者が、一つまたは二つのサイズだけに関心があるばあいには、他のサイズまたは「分野」については記述しないでよい。しかし、当事者は、一定のロイヤルティの率でなにをすることができるかを定義する目的のためだけにその規定をそう入したと記載することを希望するかもしれない。他の分野は、ライセンスまたは技術受領者の希望により、別に定めるまたは合意されるロイヤルティの率で提供することができる。

155. これまでの説明は、工業所有権ライセンスおよび技術移転契約にかんする一般的慣行を述べたものである。

156. しかし、ライセンサーまたは技術供給者が、同一の技術を異なる分野で使用するについて、多数のライセンスまたは技術受領者と別個にライセンスまたは契約を締結するばあいには、制限的取引慣行を規制する法律が適用される可能性があることに注意すべきである。

157. 各種の使用分野の配分が、複数のライセンスまたは技術受領者のあいだにおける競争を排除する協定を実施する手段としてなされるばあいには、とくに、それらの者が異なる分野で相互に競争することができるにもかかわらず一つの分野に制限されるばあいには、制限的取引慣行を規制する法律が適用される可能性がとくに大きい。他方、ライセンスまたは技術受領者はライセンサーまたは技術供給者の同意をえてライセンスまたは契約に定めた使用分野の外で事業活動を行うことができるという趣旨の規定は、同意を不当に留保されないならば、受け入れることができる。

158. 同様に、競争関係にある複数のライセンスに対し異なる率のロイヤルティを課すことには、制限的取引慣行を規制する法律に違反する危険がある。しかし、異なる使用分野について異なる率のロイヤルティを課すことは、各分野におけるすべてのライセンスまたは技術受領者が同じ率のロイヤルティを支払うかぎり容認される。

159. 取得しようとする技術の価格は、どんな目的のためにその技術を実施するかによって変わってくることに注意しなければならない。技術移転者となる者は、一定の使用もしくは事業活動の分野について、または、たとえば特定の発明、工業的意匠、実用新案もしくは技術ノウ・ハウを実施するすべての目的について、あらゆる技術を移転する意思をもっていることがある。後者のばあいには、要求される価格は、より限定的な使用もしくは事業活動の分野または目的について合意するばあいよりも高くなるであろう。したがって、長期的にみると、潜在的技術被移転者にとってあらゆる目的のためにその技術を実施する機会をうるのが望ましいが、そのような技術の移転に対して要求される価格は、より限定された目的について合意するばあいに要求される安いことの間違いない価格と比較すべきである。この比較検討は、潜在的技術被移転者が、現在または近い将来種々の目的のためにその技術を実施する地位にないときは、より一層必要である。

160. 技術の移転を規制する若干の国の法律は、ライセンスまたは契約のなかの使用または事業活動の分野を制限する規定を、価格または対価が取得する技術と不均衡であってはならない、または国民経済にとって不当な負担となってはならないという要件との関係で判断するよう要求することに注意すべきである。

#### 4. 製造および販売地域の指定

161. 一定の技術移転取引について法的取決めを行なうにあたって、当事者は、発明もしくは工業的意匠を実施する権利を行使する、またはノウ・ハウを使用する地域を指定することを欲するばあいがある。当事者は、また、この実施または使用によって生産する製品を販売する地域、および、その製品にかんする商標があればそれを使用する地域を定めることを欲するばあいもある。

162. このような地域の指定は、多くの要素に依存する。これらの要素のなかには、当事者相互間における、および、第三者に対する競争的地位がある。したがって、ライセンサーまたは技術供給者が、その地域について、すでに他人に工業所有権ライセンスを与え、もしくは他人と技術移転契約を締結している、または、そうしようと考えている範囲を考慮しなければならない。さらに、一定の地域における潜在的市場がライセンサーもしくは技術供給者の生産、または1もしくは2以上の潜在的ライセンシーもしくは技術受領者の生産によって満たされるべきか、および満たすことができるかについて評価しなければならない。

163. これらの要素は、一定の行為——製造もしくは販売またはその両者——をなすことのできる地域の指定ばかりでなく、その技術を利用する目的、すなわち使用または事業活動の分野、ならびに、特定の地域における特定の行為が1人の潜在的ライセンシーもしくは技術受領者の排他的な特権とされるか、またはライセンサーもしくは技術供給者自身、または他の潜在的ライセンシーもしくは技術受領者もそれをなすことができるかの問題にも影響を及ぼす。

164. ひとたびこのような地域が指定されると、これは、しばしば、ライセンスまたは契約のなかで「排他的地域」(exclusive territory) および「非排他的地域」(non-exclusive territory)<sup>(72)</sup>を包含するものとして定義される「合意された地域」(agreed territory)として表示される。個々の契約において、この指定には、当該地域が製造もしくは販売またはその両者のためであることが表示されることがある。<sup>(73)</sup>それぞれのカテゴリーに属する国をリストすることもできるが、将来政変がおこったとき調整する方法について合意すべきである。<sup>(74)</sup>

#### 5. 地域の排他性および非排他性

165. ライセンシーまたは技術受領者となる者に、一定の地域において、排他的に、製造および使用もしくは販売またはその両方を行なう権限を与えるべきか否かの問題は、かんたんな問題ではない。

166. ライセンサーまたは技術供給者は、特定の国のなかで、2以上のライセンシーもしくは技術受領者に工業所有権のライセンスを与え、ノウ・ハウを移転する権限を留保し、または自分自身もこれらの権利を行使しノウ・ハウを使用しようとする可能性がある。<sup>(75)(76)</sup>他方、潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、特定の国

(72) 前出注(46)を見よ。

(73) 後出注(76), (77), (78)および(79)を見よ。

(74) 前出注(46)を見よ。

(75) 付与される権利

The Licensor hereby grants to the Licensee, and the latter hereby accepts, subject to all of the terms and conditions of this License and subject to requirements of existing laws in the Territory where the [Product is made, used or sold] [Process is applied]: .( 後出注(76), (77), (78)および(79)を見よ。).

(76) 排他性および非排他性(例1)

a non-exclusive, non-transferable and indivisible license for the duration of this License to [manufacture the Product] [Apply the Process] in (country of the Licensee) and to sell or otherwise dispose of the Product so made in the said country and in other countries of the world except (name of the country or countries).

において、およびその他の国、とくに隣接諸国において、そのライセンサーもしくは技術供給者による、または他の潜在的ライセンサーもしくは技術受領者による予想される競争に対して、自分の地位を確保しようとするであろう。<sup>(77)(78)(79)(80)</sup> 潜在的ライセンサーまたは技術受領者による排他性の要求は、発明もしくは工業的意匠の実施、商標の使用、またはノウ・ハウの実施が相当の資本の投下を要求するばあいには、とくに強くなるであろう。同時に、ライセンサーまたは技術供給者にとっては、ライセンサーまたは技術受領者が当該技術を実施しないことに対して適切な安全策をこうずることなく排他的権利を与えることは、かならずしも利益とにならないであろう。<sup>(81)(82)</sup>

167. 1または2以上の地域において、特定の製造および使用行為または販売行為を排他的になさしめるかどうかの問題について合意するにあたっては、この決定の商業上および投資上の意味が大きく考慮される。しかしながら、技術移転取引の当事者は、一定の地域における法律事情、とくに、問題の工業所有権およびノウ・ハウの両方について、関係政府の法的規制にかんがみ、当事者に認められている契約の自由の範囲を考慮しなければならない。

168. 工業所有権については、特許の付与、または、登録その他によって工業的意匠もしくは商標に与えられる法的保護は、特許を付与する、または工業的意匠もしくは商標に法的保護を与える政府当局の属する国の全領域においてその発明もしくは工業的意匠を実施し、または、その商標を使用する排他的権利を与えるものである。

169. しかし、その排他的権利の所有者は、その領域内における指定された工場または特定の地区においてのみ、その発明または工業的意匠を実施することを他人に許諾しようとするかもしれない。こうした希望は、その発明または工業的意匠の実施によって製造される製品の使用を、その工場または特定地区に限定する意図をとることもある。さらには、商標を付すと付さないにかかわらず、そのような製品の販売を、当該国の領域内の特定地区、または、当該国の領域だけに限定して、他の地域を除外しようとすることもある。

170. しかしながら、大多数の開発途上国の生産能力にかんがみ、開発途上国の領域をそのように分割することが実際的かどうかは疑問である。さらに、同様の理由によって、複数の開発途上国のあいだで分割することも実際的ではないようである。そのような国々が、自由貿易地域、関税同盟または共同市場のような、単一の通商または経済単位を形成することも、法的に不可能であろう。

(77) 排他性および非排他性 (例2)

an exclusive license for the duration of this License to make, have made, use or sell the Product in (specified country or countries in the Exclusive Territory) and to use or sell the Product in the other countries of the Exclusive Territory.

(78) 排他性および非排他性 (例3)

an exclusive license to make and sell the Product during the first (specified number) years at least in the Exclusive Territory and a non-exclusive license to sell the Product in the Non-Exclusive Territory for the duration of this License.

(79) 排他性および非排他性 (例4)

After the expiration of the period of (specified number) years, if the Licensee is not exploiting the market as provided for in Article ... (後出注 (97) を見よ。) and the Licensor serves a notice in writing to that effect specifying the ground of its dissatisfaction and the Licensee fails promptly to effect a remedy, the exclusive license to make and sell shall cease to be exclusive to the extent that the Licensor shall be entitled to appoint not more than (specified number) other licensees.

(80) 後出注 (87) を見よ。

(81) 前出注 (79) を見よ。

(82) E節3. 第212項から第215項ならびに後出注 (98) および (264) を見よ。

171. それでも、このような分割を行なおうとするばあいには、当事者は、一方において工業所有権法を、他方において制限的取引慣行および技術移転を規制する法律を考慮しなければならない。

172. 特定の国の工業所有権法が排他的権利の所有者にその発明もしくは工業的意匠の実施または商標の使用をその国の特定の部分に限定することを許容することがある。そのようなばあいには、実施または使用の排他的権利の所有者は、実施によって製造した、またはその所有者の商標を付した製品の処分（たとえば、使用または販売）をその国の特定の部分に限定することを欲するかもわからない。

173. しかしながら、そのようなばあい、ある国においては、制限的取引慣行または技術移転を規制する法律が適用されることがある。所有者が潜在的ライセンシーまたは技術受領者との取引において実施もしくは使用または製品の処分をその国の領域内の特定の部分に限定しようとする試みは、そのような法律のもとで効力を否定されるかもしれない。とくに、その制限が、排他的権利の所有者とその潜在的ライセンシーもしくは技術受領者とのあいだで、または、排他的権利の所有者とその他の者とのあいだでその製品に関連する市場を分割する行為の一部をなすとき、とくに、競争者としてそれらの者が集団で支配的とまではいなくても、実質的な市場力を有するときは、効力を否定されるであろう。

174. 技術移転取引の当事者が、特許権を付与した、または問題の工業的意匠もしくは商標に法的保護を与える政府当局の国の領域外の地区における当事者の事業活動について規定しようとするときは、その国の領域ばかりでなく、その領域外の当該地区における法的効果も考慮しなければならない。

175. 特許が付与された、または工業的意匠もしくは商標に法的保護を与えられる国においては、所有者の権利および潜在的ライセンシーまたは技術受領者の権利は、必然的にその国の領域に限定される。したがって、その国の領域外の地域における事業活動にかんする当事者の取決めについては、通常、その国の工業所有権法によっては規制されない。制限的取引慣行または技術移転を規制するその国の法律が域外的に適用されることがあるばあいは別として、当事者の法的地位は、その国の領域外の地域を支配する工業所有権法および制限的取引慣行または技術移転を規制する法律の適用をうけることになる。

176. このような事情であるから、ライセンシーが、ある国（A国）において、その国で付与された特許の所有者からうけたライセンスにもとづいて製品を製造するばあいに、その製品をライセンサーが対応する特許を有する国（B国）に輸出しようとするときは、B国へのその製品の輸入は、B国の法律のもとで、B国におけるライセンサーの特許権またはB国におけるそのライセンシーの権利の侵害とされることがある（L節5第375項から第387項も見よ）。このような事情のもとで、ライセンサーの立場からは、ライセンスまたは契約にA国からB国へのこのような輸出を禁止する規定を設ける必要はないと思われる。このような規定を設けるとするならば、B国で付与された特許について「不争条項」（no contest clause）の性質を有するものとみなされ、その理由から効力を否認されるかもわからない（E節：特許にかんするポイント、第201項および第202項を見よ）。

177. ライセンサーがB国において対応する工業所有権を有しないばあいには、ライセンサーは、B国の工業所有権法のもとで、B国におけるその発明もしくは工業的意匠の実施またはその商標の使用をコントロールす

ることができない。それでも、ライセンサーは、A国のライセンシーまたは技術受領者との契約取決めによって、そうするか、または、少なくともA国で製造した製品のB国への輸出をコントロールすることを欲するであろう。

178. たとえば、ライセンサーが、A国における潜在的ライセンシーと取引を開始するまえに、他のライセンシー（C国における）にC国において製造する権利を付与し、C国のライセンシーがB国に輸出することが予定されることがある。さらに、A国においてライセンサーと潜在的ライセンシーが取引を開始するとき、C国のライセンシーがB国に輸出しているか、またはそうしようとしていることがある。その結果、取引の過程において、ライセンサーとA国の潜在的ライセンシーは、ライセンシーがA国からB国に製品を輸出することについて了解にたっすることになるであろう。

179. これらの事情のもとでは、ライセンサーとA国で製造するライセンシーとのあいだの、製品の販売をA国だけで行なうこと、すなわち、その製品をB国へは輸出しないことを定めたライセンスまたは契約の規定がA国の法律のもとで有効であるか、という問題が生ずる。

180. これに関連して、特許の所有者が適正な条件でライセンスを与えることを拒否するため、特許製品の輸出市場が供給をうけないばあいには当局が強制実施許諾を与えることを認める若干の国の工業所有権法に注目すべきである。このような法律は、輸出の制限は、特許の存在から必然的に生ずる状態と考えることができるが、一定の事情のもとでは不当とすべきであるという政策を反映するものである。したがって、A国にそのような法律があるとすると、ライセンシーが製造した製品の輸出を制限する当事者の取決めは有効とされないであろう。とくに、あとで、B国におけるその製品の市場が、A国のライセンシーに課した制限によって利益をうけるC国のライセンシーから供給をうけないことが立証されるとき、そうであろう。

181. さらに、その他の若干の国においては、制限的取引慣行または技術移転を規制する法律が、その国の領域外における、ライセンサーまたは技術供給者が対応する工業所有権を有しない地域のライセンシーまたは技術受領者の事業活動をコントロールすることを目的とする規定は効力を認めないと定める。

182. したがって、上述のような法律のもとで、そのような国、たとえばA国においては、ライセンサーがA国において所有する工業所有権に対応する権利をB国において有しないときは、A国で製造するライセンシーにその製品のB国への輸出について制限を課すライセンスまたは契約の規定には効力が認められないであろう。これらの法律のもとでは、ライセンサーがC国のライセンシーにB国への輸出についてこれまでにライセンスを与えているばあいにおいても、そのような規定には効力を認められないであろう。

183. さらに、若干の国においては、制限的取引慣行を規制する法律、および、ばあいによっては技術移転を規制する法律が、このような国において他の国で製造された製品のその国への輸入を制限するライセンスもしくは契約の規定または慣行の効力を否定することに注意すべきである。したがって、ライセンサーとライセンシーが、A国で製造した製品をB国へ輸出してはならないという規定を設けたライセンスまたは契約を締結するばあい、ライセンサーがこの規定をB国において、たとえばB国の裁判所で援用しようとしても、その法律のもとで法的効力を認められないであろう。

184. このような事情にかんがみ、ライセンシーは、自分の製品の自国からの輸出を制限したり、他の国への輸入を制限したりするライセンスの規定を受け入れないほうがよい。さらに、製品の輸出または輸入にかんする規定を欠くことによって当事者の意思が不明確となるのを避けるために、この問題についてライセンスに規定を設けることが望ましい。この規定には、輸出国の法律のもとで、または輸入国の法律のもとで生ずることのあるライセンシーの権利を損うことなく、ライセンサーは、ライセンシーが製品を特定の国から他の国へ輸出することができることを認め、かつ、ライセンサーは輸入国の対応する工業所有権にもとづき侵害訴訟を提起し、または、その他の方法でライセンシーによる製品の他の国への輸入を争わないと定めればよい。<sup>(83)</sup> このような訴訟免除規定 (immunity from suit provision) を起草するにあたっては、ライセンシーは、この約束がライセンサーによる訴訟ばかりでなく、ライセンサーの他のライセンシーによる訴訟にも及ぶようにすることに注意すべきである。ライセンサーがこのように範囲をひろげた約束をすることに不本意なときは、ライセンシーが計画する事業活動に影響を及ぼすかぎり、ライセンサーは他のライセンシーとなした約束を開示しなければならない、と定めればよい。

185. 上記の注意事項は、工業所有権のライセンスの範囲の説明、とくに特許によって付与される排他的権利または工業的意匠もしくは商標に与えられる法的保護、に関連して述べたものである。ノウ・ハウを利用することのできる、またはノウ・ハウの実施によって製造した製品を使用もしくは販売することのできる地域を定める規定をノウ・ハウ契約に設けるについては、工業所有権法は通常適用されない。ノウ・ハウの供給者は、多くの国において、ノウ・ハウの使用、伝達および開示をコントロールするために効果のある契約法、雇用関係にかんする法律、営業秘密または秘密情報の不法開示にかんする法律ならびに不正競争にかんする法律に、そのような行為がこれらの法律の規制範囲内にあるかぎり、依拠することができる。しかし、ノウ・ハウの実施によって製造した製品のコントロールについては、これらの法律に依拠しても効果がないであろう。いずれにしても、ノウ・ハウおよびその実施によって製造した製品のコントロールは、制限的取引慣行または技術移転を規制する法律に服する可能性が大きい。その範囲は、すでに、これらの法律の要素および工業所有権ライセンスの地域を定める規定に対するその適用について説明するさいに指摘した。地域を定めるノウ・ハウ契約の規定は、これらの法律のもとで同様の効果をもたらすことになるであろう。

---

(83) 他の国への製品の輸出；対応する特許の侵害訴訟からの免除；  
製品の輸入を争わない義務

The Licensor acknowledges that it holds under the laws of (specified country or countries) patents corresponding to the Patent(s) that is (are) the subject of this License. As to the said country (countries), the Licensor recognizes that the Licensee may wish to export the Product to the said country (countries) and agrees that neither the Licensor nor any person holding rights from the Licensor will bring suit for infringement against the Licensee on the basis of such corresponding patents or to contest the importation by the Licensee into the said country (countries) of the Product manufactured by the Licensee outside the said country (countries).

## 6. 競争技術の取得または使用

186. ライセンサーまたは技術供給者は、通常、ライセンシーまたは技術受領者に供給する技術から最大の見返りをうる手段に関心をもっている。ライセンサーまたは技術供給者にとっては、通常、ライセンシーまたは技術受領者がそのライセンサーまたは技術供給者が供給する技術を、競争技術を排除して、製品の製造またはその製造において実施するプロセスに使用するほうが有利である。供給する技術の価格が、しばしば、製品の純販売価格を基準とするロイヤルティの方式で算定され（また、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、そうしなければならない）、かつ、その製品がライセンサーまたは技術供給者の技術を具現するばあいのみそうすることができるからである（N節第420項から第424項を見よ）。ライセンシーまたは技術受領者が製品の製造またはその製造において実施するプロセスに他の技術を使用する限度において、ライセンサーまたは技術供給者の見返りは減少する。

187. ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンスまたは契約に、ライセンシーまたは技術受領者は競争技術を使用してはならないという規定を設けるよう主張することがある。このような規定には、同様の効果をもった他の規定、たとえばライセンシーまたは技術受領者はライセンサーまたは技術供給者の技術を具現した製品の最低数量を製造または販売しなければならないという規定や、ライセンサーまたは技術供給者に一定の生産数量についてその数量を超える純販売額について支払うべきロイヤルティとともに最低額を支払わなければならないという規定が付随することがある。しかしながら、競争技術を使用してはならないという規定は、それ自体、ノウ・ハウもしくは技術情報の開示に対する安全措置として（G節3第255項から第283項を見よ）、または、製品について合意した品質基準の達成を確保する手段として（J節3, 4, 5第335項から第344項を見よ）用いることがある。

188. ライセンシーまたは技術受領者が競争技術を取得または使用するのを禁止する規定または慣行は、若干の国においては、通常、制限的取引慣行を規制する法律のもとで無効とされる。また、このような規定は、若干の国においては、技術移転を規制する法律のもとで、ライセンスまたは契約の認可を留保する根拠となる。

189. しかし、技術情報の開示にかんする規定を、競争技術の取得または使用を禁止する規定と性質決定するにあたっては、注意しなければならない。AとBのあいだで締結されるライセンスまたは契約において、Bは一定の技術情報を他人に開示または伝達しないことを約束することができる（G節：ノウ・ハウ、第255項から第283項およびT節：存続期間、第593項から第598項を見よ）。Bが、あとで（または、そのまえに）、Aの潜在的または実際の競争者であるCと提携契約を締結するとする。そうすると、技術情報を開示してはならないという規定は、Cの立場からは、Cが競争技術を取得または使用することを禁止する規定または慣行とみることができる。しかし、そのような、競争者に対する技術情報の漏えいを防止する目的をもった技術情報の開示を禁止する規定は、制限的取引慣行を規制する法律のもとでも、技術移転を規制する法律のもとでも有効とみなすべきである。

## E. 特許にかんする特別の側面

(特許出願の拒絶または付与された特許の無効：拒絶または無効の理由、ライセンサーによる保証、「不爭」条項、ロイヤルティの停止、継続、減額または返還、ライセンスの改正または解除；特許の効力の維持；特許発明の実施)

### 1. 特許の拒絶または無効

190. 特許出願の目的物である、または特許を付与された発明がライセンスまたは技術移転契約の基礎をなすばあいにおいて、出願があとで拒絶され、または特許の付与があとで無効と宣言されたときは、その当事者に対する効果を考えなければならない。

191. 特許出願の拒絶は、出願をうけた工業所有権官庁が、その出願が特許法の要件に従わないという理由で特許を付与しないばあいにおこる。

192. 特許の無効は、ライセンスが締結された時、すでに特許が特許権者に付与されていることを前提とする。特許制度のもとにおいては、法律の要件を充足しない発明に特許が付与される危険があるので、あとでそのような特許が無効とされる可能性がでる。

193. 特許出願を拒絶したり、特許の有効性を争ったりする理由はいろいろあるから、これから生ずる問題は、ライセンサーまたは技術受領者が、ライセンス関係にはいるまえに、または、ライセンス関係にはいったあとでは、出願または特許の目的物である発明の使用を基準として権利または技術について多額の支払いをするまえ、またはそのあとにおいて、これらの点について自分自身がなっとくすることである。

194. 一つの解決案は、特許が付与されないとき、または特許出願の公告もしくは公開がなされていないとき、特許付与に対する異議申立をする法定期間もしくは異議申立をするため相当な期間が経過するまでは、ライセンスまたは技術移転契約を締結しないことである。このような解決策の欠点は、問題の技術の実施が遅れること、ならびに、ライセンサーまたは技術供給者となる者と潜在的ライセンサーまたは技術受領者の第三者との関係における競争的地位が不利な影響をうけることである。

195. これとの関連において、少なくとも1国の技術移転を規制する法律に注目すべきである。その国の法律のもとでは、特許出願中の発明は、出願公告および審査請求がなされたのちにおいてのみライセンスの目的とすることができることに注意すべきである。工業所有権法の規定に従い、特許が付与されないとき、もしくは特許の期間が満了したとき（または、商標が登録されないとき、もしくは登録の期間が満了したとき）は、ライセンスの登録は効力を失う。さらに、その国の法律のもとでは、特許（または商標登録）を取り消し、または無効とする手続が開始されたときは、ライセンスの登録は停止される。

196. 法律が、特許が付与されるまえにおいても、ライセンサーまたは技術供給者が一定の特許権のライセンスを与えることを約束し、ライセンサーまたは技術受領者が一定の報酬を支払うことに同意するライセンス関係にはいること、または技術移転契約を締結することを認めるばあいにおいて、当事者がそうするという事実は、必然的に、当事者が（相互的ライセンスの付与によって解決することのできる権利にかんする紛争のばあいは別として）、ライセンスもしくは契約の目的である特許権の有効性を前提とすること、または、特許が拒

絶されるリスクもしくは付与されたのちに無効とされるリスクを負担する意思をもっていることを前提とするものである。

197. それにもかかわらず、ライセンシーまたは技術受領者は、発明における権利について、ライセンサーまたは技術供給者から一定の保証をえようとすることがある。諸国の特許制度は特許付与の法律要件について異なり、かつ、特許の対象とする技術分野が非常に広大であって、たとえば新規性の要件に関連するぼう大な量の資料を調査することは困難であり、費用がかかるという事実にかんがみ、ライセンサーまたは技術供給者は、通常、包括的な保証を与えることを拒絶する。<sup>(84)</sup>

198. しかしながら、ライセンサーまたは技術供給者は、たとえば、自分が特許の所有者であって、ライセンスを与える権利を有することの保証<sup>(85)</sup>のように、限定的な保証を与えること、または、一定の時点において特定の国の特許文書によって公表されていないこと（これは、非常に注意ぶかい調査をしないかぎり危険であるかもしれない）、その発明がライセンサーまたは技術供給者もしくはその支配下にある者によって公然実施されていないこと、ライセンサーもしくは技術供給者が発明者であるか、もしくは発明者ではないがその発明について特許をうける権利を有すること、および、特許の付与をうける権利を害するいかなる行為もなされていないこと、特許もしくはそれにかんする権利が譲渡され、もしくはそれに担保権が設定されていないこと、<sup>(86)</sup>または、その特許について他にライセンスが与えられておらず、また将来も与えられないこと<sup>(87)</sup>のような、特許または特許出願のいずれかにかんする一定の他の事項について保証する意思をもっていることがある。

199. これらの保証といえども、指定された国以外の国における特許出願前の公表、または特許出願前の公知もしくは公用、自明性もしくは進歩性の欠缺のような、特許出願を拒絶し、または特許の有効性を争うためもともとよく引用される理由を含むものではない。

200. 基底にある法律問題の一つは、ライセンシーまたは技術受領者が問題のライセンスまたは契約を解除することができるか否かにかんするものである。もう一つの問題は、ライセンシーまたは技術受領者が、裁判所が特許を無効とする判決をくだした日もしくは特許が付与された日から、または、特許出願の拒絶のばあいにはその拒絶の日から、すでに支払ったロイヤルティを回復する権利を有するか否かである。このような権利が認められるとすれば、ロイヤルティ払戻しの範囲について問題が生ずる。とくに、特許が拒絶されまたは無効

(84) 侵害に対するライセンサーの保証

The Licensor warrants that, to the best of the Licensor's knowledge, the [Product to be manufactured] [Process to be applied] under this Agreement does not infringe [any] [specified country] patents in force on the date of the execution of this Agreement.

(85) 前出注 (14), (15) および (16) を見よ。

(86) 特許または特許出願についての保証

The Licensor warrants, as to the [applications for the] patents listed in Schedule No. . . ., that:

- (i) the invention has not, to its knowledge, been published or used except experimentally prior to the date of the (specified country) application and is fully described in the said patent application of which particulars are given in Schedule No. . . .;
- (ii) [the Licensor is the true and first inventor of the invention] [there are no lawful grounds of objection to the grant of the patents to the Licensor so far as it is aware];

- (iii) the Licensor has not, nor to its knowledge has any other person, done or omitted any act whereby the right to obtain the patents and the conditions or circumstances affecting the validity of the grant of any patents is or will be impaired;

- (iv) the Licensor has not prior to the date of this License assigned or charged or agreed to assign or charge the said patent [applications] or any rights relating thereto or relating to the invention that is the subject-matter of such patent [applications].

(87) 現在ライセンスが存在しないこと、および将来ライセンスを与えないことの保証

The Licensor warrants that other than the license granted on (date) to (persons specified) there are no subsisting licenses under the Patents in respect of (specified country), that no further licenses will be granted to any other person in respect of (specified territory), and that no commitments have been made to grant any additional licenses, in respect of the said territories.

とされる以前の期間についてライセンシーまたは技術受領者が発明の実施によって（たとえば、発明を使用して製造した製品を販売して）利益をえたとき、または、技術情報を受領したとき、または、その保護された状態によって、もしくはライセンスもしくは契約にもとづき発明について権利を保有することによって利益をえているとき、そうである。さらにでてくる問題は、ライセンシーまたは技術受領者が、ひきつづき、すでに供給をうけた技術情報およびノウハウを使用し、かつ、将来同じまたは異なる技術を受領することができるかである（とくに、T節4b第593項から第598項を見よ）。

201. ライセンサーまたは技術供給者がライセンスした特許の有効性についてどのような保証を与えるか、および、その保証に違反したときどのような効果が生ずるかの問題と密接に関連するのは、ライセンサーまたは技術供給者が、ライセンシーまたは技術受領者に対して、後者がライセンスされた特許の有効性を争わないこと、および、第三者がその特許を侵害するおそれがあるとき、または実際に侵害したとき適切な手段をとる意思を有することについて、どのような保証を求めることができるかである。<sup>(88)</sup> ライセンサーまたは技術供給者が、見返りとしてライセンシーまたは技術受領者がライセンサーが付与した特許権の効力を争わないこと（すなわち、「不争条項」）、および、特許の侵害を防止するため訴えを提起し、または、第三者が特許を無効とするために開始した無効手続においてその特許を防御もしくはその防御を援助することを約束するならば、ライセンスする特許の有効性についてなんらかの保証を与える（すなわち、「特許防御義務」）意思を有することは、まれではない。

202. ライセンサーまたは技術供給者が特許の有効性を保証する規定を欠くばあいの法律効果は、はっきりしない。それにくわえて、「不争条項」の強行可能性については、とくに当事者が特許の付与が無効とされることを知っているとき、またはそう信ずる理由があるとき締結されたばあいについては、いろいろ異なる法的見解がある。さらに、ライセンシーまたは技術受領者が特許が拒絶または無効とされたとき支払ったロイヤルティを回復することができるか否か、およびその限度については、法は不確定の状態にある。

203. 多くの開発途上国において、これらの問題にかんする法原則は確立されていないので、当事者はライセンスまたは契約に、政府当局が特許の付与を拒絶したとき、または、第三者が特許の付与を防止もしくは付与された特許の無効宣言をうるため手続を開始したときとるべき措置について規定するよう注意すべきである。

204. 検討すべき措置には、つぎのものがある：

- (i) ライセンシーまたは技術受領者が、ライセンサーまたは技術供給者の費用負担によって、特許の付与または有効性について第三者に対して手続を開始し、もしくは第三者が提起した手続において、とくにライセンシーまたは技術受領者の国で行なわれるとき、防御すること、または、ライセンサーまたは技術供給者にそのような手続を開始し、もしくはこれに対して、とくにその他の国で行なわれるとき、

(88) 後出注(89)を見よ。

- 防御することを求めることの可能性；<sup>(89)</sup>
- (ii) 特許の有効性を争う法的手続の係属中における所定の率によるロイヤルティ支払いの停止<sup>(90)</sup>もしくは継続、または、低減した率によるロイヤルティの支払い、<sup>(91)</sup>また、支払ったロイヤルティの全部または一定の割合をこれらの手続の費用に充当すること；
- (iii) 特許の付与が拒絶され、または特許が無効とされたばあいにおいて、ロイヤルティの減額が認められるときは、その割合または金額およびその始期について当事者が合意することを記載すること；<sup>(92)(93)</sup>
- (iv) 特許の付与が拒絶され、または特許が無効とされたばあいに、ライセンサーまたは技術供給者が支払うべき損害賠償額を定めるときはその最高額、<sup>(94)</sup>および、ライセンシーまたは技術受領者が支払った

(89) 侵害：通知および防御

(a) The Licensee shall promptly advise the Licensor in writing of any notice or claim of infringement and of the commencement of any suit or action for infringement of any patent against the Licensee which is based upon the use of any invention that is the subject of the Patent(s) or of any patent of an Improvement granted to the Licensor and which is used by the Licensee under the authority and in accordance with the terms of this Agreement.

(b) The Licensor shall, upon receipt of such notice and if promptly requested in writing so to do, undertake at the Licensor's own expense the defense of any such suit or action. The Licensor shall have sole charge and direction of the defense of any such suit or action and the Licensee shall have the right to be represented therein by advisory counsel of its own selection at its own expense. The Licensee agrees to cooperate fully in the defense of any such suit or action and to furnish all evidence in its control.

(c) In the event the Licensee undertakes its own defense of any such suit or action against it, the Licensor shall nevertheless bear the expenses of, and fully cooperate in, such defense and shall have the right to be represented therein by advisory counsel of its own selection and at its own expense.

(d) Neither the Licensor nor the Licensee shall settle or compromise any such suit or action without the consent of the other if the settlement or compromise obliges the other to make any payment or part with any property or assume any obligation or grant any license or other rights or be subject to any injunction by reason of such settlement or compromise.

(e) The Licensor will release, acquit and discharge the Licensee from any and all claims or liabilities for infringement or alleged infringement of the Patents prior to the date of validation by the Government Authorities of (country of the Licensee) of this Agreement.

(90) 後出注 (261) を見よ。

(91) 侵害者の競争を理由とするロイヤルティの減額

Payment of royalties as from the commencement of any such infringement shall continue so long as the Licensee is able to sell the Products without reduction in price. In the event that reductions in price are necessary to meet the competition of the infringer and a significant reduction in volume of sales occurs, royalty payments shall be reduced to an extent commensurate with the adjustments necessary on account of said infringement, and in the event of a failure to agree on what is fair and reasonable the matter shall be referred to an independent expert appointed by agreement between the parties, or failing agreement the matter shall be deemed a dispute within the meaning of Article... (後出注 (310) を見よ.) of this Agreement.

(92) 特許権の侵害を理由とするロイヤルティの減額

If the Licensee or any of its sub-licensees is required, after consultation with the Licensor, to pay royalties to a third person (persons) on the Product for the reason that the Licensee's activities under this Agreement infringe the said third person's (persons') patent rights, the royalties payable from the Licensee to the Licensor shall be reduced by the amount of the royalties payable to the said third person (persons).

(93) 後出注 (257) を見よ。

(94) 侵害：ライセンサーによる補償

(a) In the event that the Licensee shall have requested the Licensor to undertake the defense of any such patent infringement suit or action as referred to in Article ... (前出注 (89) を見よ。), the Licensor will hold it free and harmless from any damages or other sums that may be assessed in or become payable under any final decree or final judgement by any court in said suit or action instituted against the Licensee to the extent said decree or judgement is based upon the infringing use by the Licensee hereunder, during the term of this Agreement, of any invention that is the subject of the Patent(s) or of any patent of an Improvement made or acquired by the Licensor and which was used by the Licensee under the authority and in accordance with the terms of this Agreement, or resulting from, or arising in connection with, the manufacture, sale or use of any tool, machinery, equipment, material or process furnished by the Licensor and employed by the Licensee hereunder, or from the performance of any work hereunder, if notified, in detail, promptly in writing of such claim or suit [and given authority to defend the same].

(b) The Licensor shall not be liable for any such infringement in any instance where the particular tool, machinery, equipment, material or process which is the subject of the claim or suit was specified by the Licensee. In such event, the Licensee shall indemnify the Licensor and hold it harmless in the same manner and subject to the same provisions as the Licensor is required to defend the Licensee hereunder unless the Licensor, having been consulted by the Licensee, did not advise the Licensee against such specification or the Licensor though not consulted, had a reasonable opportunity to advise the Licensee on such specification and failed to do so.

金額の払戻しの要否を記載すること；支払った金額の払戻し定めるばあいには、製品の販売について支払ったロイヤルティを、一定の日（たとえば、特許を無効とする最終判決の日）以前の一定の期間に支払ったすべての金額または一定の金額まで、もしくは一定の金額以上を払い戻すか否かを明示すること；

(v) 特許の拒絶または無効にかんする規定について、技術情報またはノウ・ハウの使用の継続、および特許を拒絶または無効とされた発明とは異なる技術による代替を含め、合意された条件によってライセンスまたは契約を改正すること；<sup>(95)</sup>

(vi) 特許出願の目的物である、または、無効とされた特許にかかる発明にかんする特許ライセンスを解除し、または技術移転契約の義務を終了させること。<sup>(96)</sup>

205. 工業的意匠もしくは商標の登録が拒絶され、または登録が無効とされたばあいにも、同様の問題が生ずる。これに対しても、ほぼ同様の措置をとることができる。

206. 特許出願（もしくは商標登録出願）が拒絶されたときライセンスもしくは契約の登録を無効とする、または、特許権（もしくは商標権）を取り消す、もしくは無効とする手続が開始されたときライセンスの登録を停止する、または、ライセンサーはライセンシーが、行政的にもしくは司法手続によって、ライセンサーがその国において請求もしくは取得する工業所有権を争うことを妨げてはならないと定める、または、ライセンスもしくは契約によって、第三者が技術の瑕疵もしくは欠陥について、もしくは工業所有権の侵害を理由として訴えを提起したとき、ライセンサーもしくは技術供給者の責任を免除してはならないと定める、若干の国の技術移転を規制する法律に注意すべきである。

## 2. 特許の効力の維持

207. 大多数の国の法律は、特許の効力を維持するために、毎年、特許料を支払うことを要求する。特許料は、通常、累進的に、特許の存続期間の末期に近づくに従い増額される。この制度は、長期間にわたって効力が維持される特許は、通常、その所有者にとって経済的価値が高く、所有者が重い特許料の負担に耐えることができるという前提のもとづくものである。さらに、累進特許料制度のもとでは、所有者は、自分にとってなんらかの経済的価値のある特許についてだけ効力を維持し、他の特許は失効させるようになるので、産業および通商の自由のために他人に対する障害を除去することになる。

208. 特許の効力の維持は、ライセンスまたは契約の両方の当事者の利益になるが、両者の利益の程度はつねに同じではない。特許の経済的価値が高いほど、または、その経済的価値が増大するかぎり、特許ライセンサーの利益が大きくなる。また、排他的ライセンスのばあいには、特許の効力の維持におけるライセンシーの利益も大きくなる。しかしながら、特定の特許の経済的価値を決定することは、かならずしも容易ではない。と

(95) 侵害：排除する選択権

In the event of any notice or claim of infringement as referred to in Article ... (前出注 (89) を見よ.), or in the event that the Licensor shall become obligated to make any payment to the Licensee pursuant to Article ... (前出注 (94) を見よ.), the Licensor shall have the right, at its sole option, to eliminate the alleged or adjudicated infringement by, at the Licensor's own

expense, (a) procuring for the Licensee an appropriate license or (b) making such changes in the Licensed Plant, subject to suit, as the Licensor shall deem desirable to avoid such infringement; provided, however, that such changes shall not impair the operation of the Licensed Plant.

(96) 後出注 (254) を見よ。

くに、製品の製造またはプロセスの実施が数個の特許（そのいくつか異なる特許権者によって所有されることもある）にかかる発明のライセンシーによる実施にかかるときは、そうである。したがって、ライセンサーとライセンシーのあいだで、特定の特許の効力を維持すべきか否かについて意見が分かれることもある。

209. この問題を解決する一つのアプローチは、ライセンスまたは契約に、特許権者であるライセンサーは、問題の特許の更新料を支払わなければならないが、特定の特許についてその効力を維持する費用を負担する価値がないと考えるときは、ライセンシーにその旨を通知し、かつ、特許の譲渡をうける（通常は名目的な対価で）機会を与えなければならない、と定めることである。<sup>(97)</sup>

210. 登録制度のもとで保護をうける商標のばあいにも、同様の問題が生じ、同じようなアプローチをとることができる。

211. 少なくとも1国の技術移転を規制する法律のもとでは、特許（または商標）ライセンスにその国で付与された特許（または商標）を維持する責任および義務（財政的義務を含む）をライセンシーに課す規定を設けることが禁止されていることに注意すべきである。

### 3. 特許発明の実施

212. 発明または工業的意匠の実施、ノウ・ハウの使用および商標の使用は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の存在理由である。ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者が、ライセンスまたは契約の有効期間中、付与した権利および供給した技術を十分に実施することを期待する。それは、通常、ライセンサーまたは技術供給者が受領する報酬が、一般的に実施および使用の程度に比例するようになっているからでもある。さらに、工業所有権ライセンスのばあいには、特許発明もしくは工業的意匠の実施または商標の使用が所有者のこれらの工業所有権を継続して認める条件とされることもある。これらの権利は、工業所有権法が他の制裁を課さなくても、少なくとも強制実施許諾には服せしめられる。

213. したがって、当事者は、ライセンシーまたは技術受領者が特許発明もしくは工業的意匠を実施し、または、ノウ・ハウもしくは商標を使用しなければならないことを定め、<sup>(98)</sup> かつ、実施または使用が当事者が定めた限度に達しないときとるべき措置を決定することを欲するようになる。

(97) 特許の維持

(a) The Licensor will pay any renewal fees necessary for the maintenance of the Patents and will on receiving prior written notice produce at its offices to the Licensee or its representative the renewal receipts for inspection.

(b) Notwithstanding the foregoing the Licensor shall not be obliged to maintain any patents which in its opinion do not justify the expense of maintenance. Before allowing any patent to lapse the Licensor will give to the Licensee at least one month's prior notice of its intention to allow any patent to lapse and will (if the whole of the rights in such patent are exclusive to the Licensee) offer to the Licensee an assignment thereof for a nominal consideration, the expense of the transfer thereof to be at the expense of the Licensee. Where the patent rights are divided out amongst more than one person the Licensee shall be entitled to a part share or other joint right therein equally with other non-exclusive licensees.

(98) 製品の製造および販売

The Licensee shall begin the manufacture of the Product within (stated period) after the delivery of the Technical Information and shall exert its best efforts during the term of this Agreement to create, supply and service in the Exclusive Territory [as extensive a market for the Product as possible] [a market for the Product which shall reach sales of at least (specified number of units of the Product or specified amount of revenue)].

214. ライセンシーまたは技術受領者が競争的手段によって十分に市場を開拓しなかったばあいにとることのできる措置のなかには、ライセンサーにライセンスまたは契約を解除する権利を与えることや、<sup>(99)</sup> ライセンサーまたは技術供給者に、一定の期間の経過後、排他的地域の他の者にライセンスを与え、または他の製造業者に技術情報を伝達する特権を与えることがある。<sup>(100)</sup>

215. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、特許または商標ライセンスに、ライセンシーはライセンスの目的である特許発明を実際に行い、または登録商標もしくは宣伝スローガンを使用する義務を負うことを定めなければならないことに注意すべきである。

## F. 技術的進歩：ライセンスまたは契約の範囲内における改良および開発

(技術的進歩の概念ならびに改良および開発の定義；一方の当事者が行なった改良および開発の他方の当事者による入手可能性；要素および条件；報酬をとまわらない情報の相互交換；技術的進歩の供与をうけた第三者から受領した報酬の分配；改良に対する権利，開発の開示および報酬，とくにライセンサーもしくは技術供給者の他のライセンシーおよび提携者またはライセンシーもしくは技術受領者が行なった技術的進歩のばあい；クロス・ライセンスおよび優越的地位；改良もしくは開発または新技術としての技術的進歩；研究および開発)

### 1. 総説

216. ひとたび基本技術（発明，工業的意匠またはノウ・ハウのいずれの形に反映されているかを問わない）（D節1第133項から第144項を見よ）を確認し記述すると，また確認および記述の過程であっても，当事者は，当事者の一方または両方が将来行ないまたは取得する技術的進歩が工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の範囲にはいるか否か，また，はいるとすれば，当事者のいずれか一方，両方の当事者または第三者にとっての入手可能性を含めて，どのような条件のもとに，相互的とするかまたは非相互的とするか，どの位の期間，どのような地域について，いくらの追加価格で，ならびに，その法的保護を確保するためどのような手段をとるべきか，といった問題に注意を向けるべきである。

### 2. 技術的進歩の概念ならびに改良および開発の定義

217. 前項で述べた諸問題を解決するにあたっては，なにが技術的進歩を構成するかが，当事者が工業所有権ライセンスまたは技術移転契約において理解しかつ定義すべき，もっとも重要な事項の一つである。

218. 技術的進歩は，一定の時点に存在するものとして確認され記述される，または，一定の期間中に行なわれもしくは取得される技術状態を越えた技術進化における1ステップと定義することができる。さらに，当事者が関心をもつ技術的進歩は，通常，一定の製品のばあいを例にとれば，その生産数量，その製造の費用またはその使用の効率，また，一定のプロセスのばあいには，そのプロセスを実施する物質的条件，その実施の費用またはその実施の効率に重大なまたは実質的な影響を与えるようなものである。したがって，技術的進歩を構成するものは，通常，時間についてばかりでなく，特定の製品またはプロセスとの関係におけるその効能または経済的効率の観点からする機能である。

219. このガイドにおいて，「改良」(improvement)の語は，特許または特許出願（一定の製品またはプロセ

(99) 後出注(264)を見よ。

(100) 前出注(79)を見よ。

スにかんする基本技術を反映する特許および特許出願をのぞく)の目的物である発明または工業的意匠に反映される技術的進歩を意味するものとして使用する。また、「開発」(development)の語は、一定の製品またはプロセスにかんして、特許または特許出願の目的である発明または工業的意匠に反映されない技術的進歩を意味するものとして使用する。当事者は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約において、これら二つの語を、このガイドにおいて使用するのと同じ意味をもつものと定義することができる。<sup>(101)(102)</sup>

### 3. 改良および開発の入手可能性の要素ならびに条件

220. なにが技術進歩を構成するかという問題は別として、つぎのような他の要素が上記第 216 項で述べた諸問題の解決において重要な役割を演ずる：他の者に対する原技術の入手不能性、各当事者および原技術を入手できる他の者の研究能力、一方の当事者の他方の当事者への技術依存度、特定の技術的依存が一方の当事者による基本技術または改良の入手に起因する可能性、他方の当事者があとで提供する技術情報またはその他のノウ・ハウ、技術的躍進としての進歩の性質または水準、技術移転者および技術被移転者ならびにそのいずれかとの関係における第三者の技術的進歩にかんする情報を交換する意思、技術的進歩が工業的利用を実現できる段階に達したか否か、ならびに各当事者が相互の利益のために技術的進歩を実施する相手方の意思を信頼する度合。

221. いずれかの当事者が行ないまたは取得することのある改良および開発にかんする情報を提供し、かつ、それに対する各当事者の権利を定めるため当事者がとることのできるアプローチは、いろいろある。

222. 当事者は、改良および開発にかんする情報の相互交換が自分たちにとって最大の利益となること、<sup>(103)</sup>ならびに、各当事者はそれぞれ相手方の技術的進歩を無償で実施できること、<sup>(104)</sup>しかし、いずれかの当事者がその技術的進歩を第三者に有償で利用させたときは、他方の当事者は合意した方法および金額でその報酬の分配をうける権利を有すること、<sup>(105)</sup>を規定することができる。このような解決策をとる規定は、通常、さらに、技術的進歩を行なう当事者は、特許の出願をしなければならないこと、また、特許出願をしないときは、他方の当事者は、いずれかの当事者の名において、かつ自分が費用を負担して、出願することができることと規定する。このアプローチは、技術的進歩が各当事者から均等でなくても実質的に同等にでてくることが予期されるとき、または、当事者がほぼ同等の研究開発能力を有するときに採用される可能性がある。

#### (101) 改良

“Improvement” means any technological advance which is not reflected in an invention or industrial design that is the subject of the Patent(s) but which is patentable or is the subject of a patent granted or of an application for the grant of a patent and which would, if exploited, [reduce the cost of the manufacture of the Product [by at least (specified) per cent]] [increase the sales of the Product [by at least (specified) per cent]] [reduce the cost of the application of the Process [by at least (specified) per cent]] [increase the output of the application of the Process [by at least (specified) per cent]].

#### (102) 開発

“Development” means any technological advance which is related to the Product or the Process and which is not an Improvement that is the subject of a patent or of an application for the grant of a patent, as well as any technological advance which is not reflected in the Technical Information.

(103) いずれかの当事者による改良および開発

(a) Each Party shall promptly inform the other of any Improvements and Developments which it may own, possess or

control or be aware of and provide all available details thereof sufficient to enable the recipient Party to use and practice the same.

(b) Any Party notifying the other of any matter in paragraph (a) above may at the time designate the same as potentially patentable, whereupon the recipient Party shall keep the same confidential and do all such things as will ensure that letters patent applied for shall not be void for prior publication, prior use or otherwise. [Should the notifying Party desire that any such patentable matter shall not be patented, he shall have the right to veto any application for the grant of a patent on such patentable matter and the recipient Party shall respect such veto.]

(104) 後出注(106)の(d)項および注(108)の(d)項を見よ。

(105) 後出注(241), (242), (243), (244)および(245)を見よ。

223. 上記の互惠主義および相互主義にもとづく解決策からはなれた、多くの他のアプローチがある。これらのもとでは、改良に対する権利が付与され、または開発が開示されるまえに、異なる条件が求められ、また、基本技術からの技術的進歩を、ライセンシーまたは技術受領者ではなく、ライセンサーまたは技術供給者が行なったばあいが区別される。これらのアプローチにおいては、当事者間の相対的な研究開発能力に依存するところが大きく、弱い地位にあるのがライセンシーまたは技術受領者であるときは、その者のライセンサーまたは技術供給者の技術的進歩を入手する必要があるが大きくなる。このようなばあいには、ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者および、他のライセンシーおよび技術受領者ならびにその提携先を含め、ライセンサーまたは技術供給者と関係のある第三者のあいだで行なったまたは取得した技術的進歩にかんする情報をプールする取決めに参加すれば、うるところが大きい。

224. ライセンシーまたは技術受領者の、自分が行なった改良および開発をライセンサーまたは技術供給者に開示し、またはこれに対する権利を与えて、ライセンサーまたは技術供給者の技術的進歩の提供をうける代償とする能力は少ないばあが多い。したがって、このようなライセンサーまたは技術供給者の技術的進歩の提供に対しては、合意した、または基本技術の価格を決定するとき考慮した価格で対価を支払わなければならないことがある。さらに、技術的進歩の供与をうける期間は、ライセンサーまたは技術供給者のライセンシーまたは技術受領者に技術的進歩を供与して競争者に対するライセンシーまたは技術受領者の競争的地位を強化して最大の見返りをえようという願望と同様に、価格を決定する要素となる。同時に、ライセンシーまたは技術受領者のライセンサーまたは技術供給者に依存する期間が不当に長くないように注意しなければならない。それは、国内の技術能力の創出と開発を促進することを欲する開発途上国の利益にならないからである。

225. この意味において、当事者は、改良および開発についての情報の相互または条件付開示を行なう期間を、たとえばそのような開示を短期、ライセンスもしくは契約の全期間中、または3年、5年もしくは、ライセンスもしくは契約の期間よりも実質的に短い他の期間中になすことを定め、かつ、追加支払いをしないとを問わず、それ以後開示を継続させる条件は当事者の一方または両方の選択により再交渉するという要件を付して、制限することができる。

226. 問題とされているのが基本技術のライセンサーまたは供給者の技術的進歩のばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者に自分が技術的進歩をなしたまたは取得した事実を通報することを欲するであろう。しかし、ライセンサーまたは技術供給者は、その事実を技術的進歩をなした時または取得した時に開示しないで、研究所での試験ののち、特許出願が公告されたのち、ライセンサーもしくは技術供給者が技術的進歩の工業的利用が商業的に実現可能と考えるとき、または、生産テストに成功したのちのみ開示することを欲するかもわからない。<sup>(106)</sup>しかし、ライセンシーまたは技術受領者にとっては、ライセン

(106) ライセンサーによる改良および開発

(a) The Licensor shall furnish to the Licensee, [without any delay and free of charge,] as soon as [laboratory tests are completed and before the Licensor applies for the grant of a patent], [the application for the patent is published] [their industrial application is commercially realizable], all information on Improvements or Developments made or acquired by the Licensor [during the term of this Agreement] [during a period of (stated) years].

(b) As the Licensor may have the right to apply for the grant of patents on such Improvements the Licensor agrees to make reasonable efforts to obtain such protection in the Exclusive

and Non-Exclusive Territories.

(c) In the event the Licensor elects, with respect to such Improvements, not to apply for a patent or patents in the said Territories, the Licensee shall have the right, with the prior consent of the Licensor in writing to apply for a patent or patents in the Licensor's or Licensee's own name and at the Licensee's own expense.

(d) It is agreed that during the term of this Agreement the Licensee shall have the right to use such patent or patents and free of charge in the Exclusive Territory and non-exclusively, but subject to payment, in the Non-Exclusive Territories.

サーまたは技術供給者に、早期の開示日、たとえば研究所のテストが完成した時、ライセンサーまたは技術供給者が特許出願をするまえに開示すること、に同意させるほうが有利である。さらに、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者に、無償または有償で、改良についての権利を付与し、または開発を開示することを欲するであろう。また、とくに、ライセンシーまたは技術受領者が技術的進歩の利益をうるとともに、これを第三者に供与する権限をもつことを欲するとき、報酬を支払うよう主張するであろう。ライセンスまたは契約のなかのこれらの要素にかんする規定は、ライセンサーまたは技術供給者の提携者または他のライセンシーが行ないまたは取得した改良または開発にも及ぼすことができる。<sup>(107)</sup>しかしながら、このようばあいには、ライセンサーまたは技術供給者が、ライセンシーまたは技術受領者にその提携者またはその他のライセンシーが要求する報酬を一定の方法で分配する要件を課すことはめずらしくない。

227. 潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者となる者が基本技術の価格を、予期する情報または改良および開発の開示またはこれにかんする権利の付与の予想価額に対応する報酬となるような金額だけ、技術的進歩がないためその開示または権利付与が実現しなくても、増額しようとすることに抵抗すべきである。ライセンサーまたは技術供給者は、情報の開示および権利の付与について、通常技術的進歩の実施によるロイヤルティの基礎とされる製品の生産および販売の増加によって十分に報酬をうけるものとみなすほうがよい。技術的進歩が生産または販売の増加をもたらさないが、製造費用または販売費用の減少をもたらすときは、ライセンスまたは契約に、このようばあいには一括払いを取り決めるかまたはロイヤルティの率を改正するため交渉をするという趣旨の規定を設けることができる。ライセンサーまたは技術供給者となる者がこのアプローチを受諾することができないときは、潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンスまたは契約に、ライセンサーまたは技術供給者がなしたまたは取得した技術的進歩の開示およびそれに対する権利の付与を、その開示または権利付与のときに合意する支払いを条件としてなさしめる規定を設けるよう努力すべきである。

228. 問題となるのが基本技術のライセンシーまたは受領者の技術的進歩であるときは、その技術のライセンサーまたは供給者は、自分が潜在的競争者と取引をしていることを認識して、技術的進歩における権利をライセンサーまたは技術供給者に付与するか、またはその権利がライセンサーまたは技術供給者の財産とみなすこと、あるいは、ライセンサーまたは技術供給者はそのような権利を取得する選択権を有すること、またときには、ライセンサーまたは技術供給者はそれについてサブライセンスの権利をとまうロイヤルティなしのライセンスをうけることについて、ライセンシーまたは技術受領者の同意を求めることがある。これらの事情のもとで、ライセンシーまたは技術受領者が同意することのできる限界は、ライセンサーまたは技術供給者に、技

(107) 将来の権利

It is understood and agreed that in so far as the Licensor may hereafter own, or may hereafter acquire license rights under, letters patent with claims covering the Product, and as to which rights the Licensor has the right to grant sub-licenses, the Licensor shall extend to the Licensee the same rights under such patents in respect of manufacture, use or sale of the Product, in so far as the Licensee may desire and request such license or sub-license, and in so far as the Licensor is able to do so, as are extended to the Licensee under this License in respect of the Patents.

術的变化がおこったことを通知し、かつ、改良における権利について、または開発の開示について報酬を要求することである。<sup>(108)</sup> この種の契約であっても、ライセンサーまたは技術受領者が、問題の技術分野における研究開発活動を政府機関が行ない、その成果が、少なくとも関係政府当局の同意なくして、他人に伝達するためライセンサーまたは技術受領者に供与されない開発途上国に属するばあいには、不可能であろう。

229. 上述のばあいにおいて、基本技術のライセンサーまたは供給者の意見が支配し、他のライセンサーまたは技術受領者とも同様の慣行に従っているときは、ライセンサーまたは技術供給者を優越的地位におき、競争を減少させる目的をもった複雑なクロス・ライセンスの仕組みがつけられることになる。

230. しかしながら、市場を支配しようとする地位にあるのは基本技術のライセンサーまたは供給者だけではないことを指摘しなければならない。個人もしくは小企業からライセンスをうけ、またはこれと契約を締結し、かつ、改良における権利をそのライセンサーまたは技術供給者に付与し、または開発をこれに開示することを拒否する有力なライセンサーまたは技術受領者は、重要な技術的進歩を達成し、この進歩について、ライセンスまたはその他の権利をだれに与えることも拒否し、それが優越的地位をもたらすことがある。

231. 提案される解決策がなにであっても、それぞれ、事情に応じて、各国の制限的取引慣行および技術移転を規制する法律の規定にてらして検討しなければならない。これに関連して、基本技術のライセンサーまたは技術受領者にライセンサーまたは技術供給者の改良または開発を利用させることを拒絶する規定、技術的進歩を供与するが、対価を支払うことを条件とする規定、および、ライセンサーまたは技術受領者に、無償であると有償であるとを問わず、自分が行なった改良または開発をライセンサーまたは技術供給者に供与することを要求する規定に、とくに注意しなければならない。

#### 4. 新技術

232. 一方の当事者がなした技術的進歩が、ライセンスまたは契約の目的である製品またはプロセスに取り入れたときその製品またはプロセスを実質的に変更するようなものであるばあいには、困難が生ずることがある。

233. このような事態は、技術的進歩を発明もしくは工業的意匠の改良またはノウ・ハウの開発とみなして、改良および開発にかんする規定に従わせるか、あるいは、技術的進歩を新技術であり、ライセンスまたは契約

(108) ライセンサーによる改良および開発

(a) The Licensee agrees to inform the Licensor of the fact of, and, subject to payment, to furnish to the Licensor, as soon as [laboratory tests are completed and before the Licensee applies for the grant of a patent] [the application for the patent is published] [their industrial application is commercially realizable], all information on Improvements and Developments made or acquired by the Licensee [during the term of this Agreement] [for a period of (stated) years].

(b) As the Licensee may have the right to apply for the grant of patents on Improvements, the Licensee agrees to make reasonable efforts to obtain such protection in the Exclusive and Non-Exclusive Territory.

(c) In the event the Licensee elects, with respect to such Improvements not to apply for a patent or patents in the said Territories the Licensor shall have the right, with the prior consent of the Licensee in writing, to apply for a patent or patents in the Licensor's or the Licensee's own name and at the Licensor's own expense.

(d) It is agreed that during the term of this Agreement the Licensor shall have the right to use such patent or patents non-exclusively, subject to payment to be agreed upon, in the non-exclusive Territories but shall not have the right to use such patent or patents issued or registered in the Exclusive Territory.

の範囲外のものとなして、合意する別個の取決めによって扱うかという問題を提起する。<sup>(109)(110)(111)</sup> 一方において改良および開発、他方において新技術を区別する試みは、これらの概念を定義することができること、または、少なくとも一定の区別する基準について合意することができることを前提とするものである。

234. 一つの解決策は、ライセンシーまたは技術受領者がなしたまたは取得した、基本技術を実質的に変更する技術的進歩を取り入れるについて、とくに製品にライセンサーまたは技術供給者の商標を使用する権利が付与されているばあいには、ライセンサーまたは技術供給者の同意をうることを要求することである。このような同意が要求されるばあいには、さらに、技術的進歩が改良もしくは開発であるかまたは基本技術を実質的に変更するものであるかについてのいかなる紛争も、鑑定人に付託してその意見を求めなければならない、と定めることが望ましい（V節：紛争の解決、第636項および第637項を見よ）。当事者は、また、ライセンスまたは契約に規定を設けて、改良および開発にかんして提起される同様の問題、すなわち、一方の当事者から他方の当事者へのそのような技術的進歩または新技術の伝達、革新を行なった者に付与する権利およびその者がうける報酬、その技術的進歩または新技術の第三者への供与、ならびに、技術的進歩または新技術をライセンサーまたは技術供給者が創出または取得しないとき、または、これをライセンサーまたは技術供給者が入手することができないとき、ライセンシーまたは技術受領者は既存のライセンス契約を改正または解除することができるかの問題、を解決することを欲するであろう。

## 5. 研究および開発

235. 技術的進歩は、既存の発明または工業的意匠の改良、ノウ・ハウの開発または新発明のいずれであっても、研究開発のための投資を前提とするものである。ライセンサーまたは技術供給者は、しばしば、広範な研究および開発活動を行なう地位にある。そして、ライセンシーまたは技術受領者に対して、技術移転取引の一部として、多種の研究および開発サービスを提供することすらある（H節7第315項から第317項を見よ）。

236. ライセンサーまたは技術供給者とライセンシーまたは技術受領者との関係が研究および開発における協力の形式をとり、一定の活動を後者が行なうときは、だれの名において、かつ、どの国において、発明について特許出願をするかという問題が生ずる。一つの解決策は、当事者のいずれか一方に特許をとらせ、その当事

### (109) 新使用分野

Each of the Parties undertakes to inform the other in good faith and without reservation of any uses not envisaged by him at the time when this [License] [Agreement] was made which subsequently appear to him practicable or which he proposes to put into effect.

### (110) 新製品

(a) The Licensor agrees to keep the Licensee informed as to any New Products of the Licensor which the Licensor is willing to consider licensing and which the Licensor believes will hold real promise for commercial success in the Exclusive and Non-Exclusive Territories. In respect of any such New Products the Licensor will discuss licensing arrangements with the Licensee, such arrangements to be on an arm's length basis and any licenses granted to be on a non-exclusive basis.

(b) The Licensee agrees to keep the Licensor informed as to any New Products the Licensee develops which the Licensee believes will hold real promise for commercial success. In respect of any such New Products, the Licensee may discuss

licensing arrangements with the Licensor, such arrangements to be on an arm's length basis and any licenses granted to be on a non-exclusive basis.

### (111) 実質的な技術的進歩：新技術

If, after the expiration of the period of (stated time) from the effective date of this Agreement, either Party informs the other that a technological advance has occurred which substantially alters the basic technology or that new technology exists which enables the [Product to be manufactured] [Process to be applied] in a substantially different manner or with a substantially different effect, the Parties shall enter into negotiations with a view to modifying the terms of this Agreement or to concluding a new agreement in its place. If the said technological advance or the said new technology has been made or acquired by, or is available to, the Licensor, the said negotiations shall extend to the terms and conditions upon which the said technological advance or the said new technology will be made available to the Licensee; otherwise, this Agreement may be terminated by the Licensee in the manner provided in Article... (後出注 (254) を見よ.)

者に、発明活動においてなした各当事者の寄与を考慮して、他方の当事者に無償または有償でライセンスを与えさせることである。これらのばあいにおいて、当事者は、いずれか一方がその研究開発の利益を第三者に与えることを欲するばあいについても規定しようと考えることがある（F節第222, 226, 228および234項, G節第272項, Q節第540項から第544項を見よ）。

237. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンシーまたは技術受領者の研究および開発を制限し、または、自国の技術研究および開発に不利な効果をもたらすような規定を設けた工業所有権ライセンスまたは技術移転契約には認可が与えられないことに注意すべきである。

## G. ノウ・ハウ；技術情報

（特許もしくは工業的意匠保護の要件としての、または工業所有権ライセンスもしくは技術移転契約の条件の一部としての情報および専門知識の開示；価値ある情報および専門知識の伝達、開示または使用を防止する法的手段；ノウ・ハウの開示にかんする法的承認および安全措置；予備的交渉中における開示、工業所有権ライセンスおよび技術移転契約における開示規定；ノウ・ハウの保証）

### 1. 特許適格または工業的意匠保護の要件としての情報および専門知識の開示；工業所有権ライセンスまたは技術移転契約にもとづく技術情報の供給

238. 大多数の特許法の標準的な要件のもとで、発明の説明は、当該技術に熟練する者がその発明を実施することができる程度に明確かつ完全でなければならない。若干の特許法は、それをさらに進めて、発明者が企図するその発明を実施する最善の方法を記載することを要求する。しかし、これらの法律は、しばしば長期間の実験によって取得する情報および専門知識の使用を前提とする、最善の——もっとも経済的で、単純であり、かつ速い——方法を開示することを要求するまでにはいたっていない。

239. 多くのばあい、潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、関係する技術に十分に熟練した者を雇用していない。ライセンサーまたは技術供給者となる者の必要な人員を訓練する専門知識が必要となるであろう。

240. さらに、このような熟練した労働者を確保することができるとしても、製造にはいるまえに多くの問題に当面しなければならない。工場およびそのレイアウトの計画の立案および実行、ならびにその費用の決定、適切な機械の設置ならびにコンポーネント・パーツのリストおよびメンテナンス・スケジュールの起草、フロー・チャートの作成およびアセンブリ手順の編成、テスト手続の実施、生産計画および製品の品質管理、製品の包装ならびにその販売促進および流通経路についての専門知識が要求されるであろう。

241. これらは、支配する特許法および慣行に従い、「当該技術に熟練する者」という基準のもとでも、また「発明を実施する最善の方法」を記載するという要件を充足させるためにも、開示する必要のない事項である。

242. さらに、看過してならないのは、問題の情報または専門知識を、基本技術として保護すべき発明または

工業的意匠の説明や、のちに特許または工業的意匠の保護を求める技術的進歩に反映させることが可能でないばあいがあるということである。

243. したがって、ばあいによっては、適用される法律のもとにおいて、発明について特許付与の条件または工業的意匠の保護の要件を満たすことができないことがある。たとえば、あるフォーミュラが特許適格であっても、個人の技能にもとづく生産方法は本質的に特許適格でない。また、生産、支出およびそれらの管理のための責任の確定の原則の特定の方法による結合および適用——経営管理の専門家に一般に知られている——も、特許適格ではない。同様に、一定の結合の諸要素が、他人が保有する現存の特許の対象となったり、一定の目的のためよく知られるようになっていたりすることがある。しかし、結合を作るこれらの諸要素の比率、商業的価値を有する物品を製造するために必要とみなされる追加要素、および、製品の製造のためにする結合の適応は、他人に知られていない事項ではあるが、その結合のなかにあっては特許適格でないことがある。

244. ばあいによっては、大きい商業的または工業的規模において発明をもっとも効率的に実施するために不可欠の情報および専門知識が、発明の説明のなかに開示されないことがある。そうしなければならない要件がないからではなく、ばあいによって、たとえば、プロセスの詳細が実施される地方の条件によって非常に異なるときや、寸法、資材のリスト、アセンブリ手順、テスト手続、メンテナンス・スケジュールその他同様のものが関係するときのように、説明に入れるのがあまりにもはん雑だからである。

245. もっとよくあるのは、情報または専門知識が、特許または工業的意匠保護を出願するさいに提出すべき文書の一部として説明のなかにまとめて入れるとき知られていなかったために、開示されないことである。説明は、実験室でまたは小規模な条件のもとで行なわれる研究を基礎とすることが多い。商業的生産はもとより、試験的規模の生産でさえも、もっとあとの段階で行なわれる。そうすると、特許出願の時に発明の説明のなかに取り入れるには遅すぎることになる。さらに、発明がコストにおいて競争的であるか否かは、特許出願の時にはわからない。商業的コストは、商業的生産を開始するまでは、決定することができないからである。

246. さらに、有用な技術のフローを確保するには、当事者間の継続的な対話が必要であり、それによって、いずれかの当事者が（または、いずれか一方との関係において第三者が）基本技術のあとで開発した情報および専門知識を、わずかな追加費用で取り入れることができる。この情報および専門知識の多くは、そのある部分はその性質自体から既知の製造技術における技術的進歩のこともあるが、のちに基本技術のライセンサーまたは供給者（あるいは、ライセンサーまたは技術供給者との関係における第三者、たとえば他のライセンサーまたは技術受領者）によって開発される。したがって、これは、基本技術にかんする特許発明の説明に反映させることができなかったものである。だが、それは、ライセンサーまたは技術受領者が、そのコストについての競争的地位を維持しようとするとき、必要である。その他の情報および専門知識は、ライセンサーまたは技術受領者が、その基本技術を実施する経験にもとづき、または、自分自身の研究開発活動によって、開発することができるものである。

247. 上記の理由から、開発途上国の潜在的ライセンサーまたは技術受領者が、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に、ライセンサーまたは技術移転者となる者に少なくとも発明を実施し、もしくは工業的意匠を

利用し、または、その他の方法で基本技術を実施する技術情報または技術ノウ・ハウを、<sup>(112)(113)(114)</sup> そうでなければ、まえに述べたような方法で改良および開発にかんする情報を供給する義務を課す規定を設けるよう主張することが不可欠となる（F節第216項から第231項を見よ）。

248. 同時に、可能なばあいに特許または工業的意匠の保護を確保することを決定し、そのために必要な手続を開示するまでは、技術情報および専門知識を、第三者——ライセンサーまたは技術供給者の競争者であるばかりでなく、ライセンシーまたは技術受領者の競争者でもある——による、またはこれに対する無許諾の使用および開示を防止する適切な手段をとることなく伝達することは、危険である。したがって、当事者は、その法的地位を確定し、かつ、あとの款（第255項から第283項を見よ）で述べるように、開示にかんして安全措置をとらなければならない。

249. 注意しなければならないのは、ライセンサーまたは技術移転者に、ライセンスする特許の実施に必要な、または移転する技術にリンクしたすべての技術情報を供給することを要求する若干の国の技術移転を規制する法律である。

## 2. 価値ある情報および専門知識の伝達、開示または使用を防止する法的手段

250. 個人または企業は、専門職業または事業活動を行なう過程において、対価をえなければ他人に伝達し、開示または使用させることを欲しないような工業技術の使用および適用にかんする価値ある情報および専門知識を取得することがある。

251. しかし、その使用人もしくは元使用人の信頼義務違反によって、または、第三者の窃取もしくは不正な手段による情報取得によって、このような伝達、開示または使用が行なわれることがある。

252. 現状における法は、個人または企業に、研究および開発に投資してえた価値ある情報および専門知識の伝達、開示または使用を防止するため一定の限定された手段を与える。これらの法的手段は、工業所有権、著作権、雇用関係、営業秘密および不正競争にかんする法律のもとで、工業所有権ライセンスおよび技術移転契約における契約取決めに法的効力を与えることによって供与される。

253. このような情報または専門知識をもった個人または企業は、その情報または専門知識を刊行物のなかに開示して、著作者として、その発行著作物の著作権を主張することができる。著作権法が定める要件を充足するならば、著作者の同意をえないでなすその刊行物の複製または頒布を禁止することができる。しかし、この法律は、他人がその刊行物に記載された情報または専門知識を使用または実施するのを防止する法的手段を与えるものではない。

(112) ノウ・ハウの供給；技術情報

(a) Forthwith on the Effective Date of this Agreement the Transferor shall, to the extent that he has not already done so, supply to the Transferee the [Know-How] [Technical Information].

(b) The Transferee hereby acknowledges that the Technical Information already supplied or shown by the Transferor to the employees or agents of the Transferee prior to the said date shall be deemed to have been furnished under this Agreement.

(113) 図面

(a) The Transferor shall supply the Transferee with sufficient copies of each relevant Drawing.

(b) The Transferor hereby grants to the Transferee so far as it is necessary a license to reproduce in three-dimensional form the Drawings and other such printed and photographic matter for the term and for the purposes of this Agreement.

(114) 後出注 (137) を見よ。

254. その情報および専門知識がこれまでに公表され、または一般に入手できるようにされていないばあいには、適用される工業所有権法が一定の保護手段を供与することがある。このような情報および専門知識は、特許法が定める要件を充足する発明の説明に反映させることができることもある。さらに、そのような情報および専門知識は、工業的意匠に具現させることもできる（これは、国によって、工業所有権法によって保護されたり、著作権法によって保護されたりする）。特許によって、または保護される工業的意匠によって与えられる権利は、関係個人または企業が、当該発明または工業的意匠に関連して他人が一定の行為をなすのを、たとえば、発明のばあいには、特許が付与された製品の製造またはプロセスの実施をその発明の説明に記載された情報および専門知識が開示する方法で行なうこと、を排除することを可能にさせる。

### 3. ノウ・ハウの開示

255. これまでに概説した工業所有権法および著作権法によって与えられる保護とは別に、一定のばあいには、公表されまたは一般に入手できるようにされていない工業技術の使用および適用にかんする情報および専門知識（「開示されていないノウ・ハウ」）を所有する個人または企業は、雇用関係、営業秘密または不正競争にかんする法律のもとで、使用人が許可なくしてこれを伝達することや、それを許諾されていない方法で取得した競争者がそれを開示または使用することを禁止することを可能にさせる。

256. 個人または企業がそのようなことをすることができるか否かは、裁判所の態度にかかっているし、また、当該産業における一般知識の範囲、当事者が問題の情報または専門知識を知っている程度、費した金銭、時間および努力の量、開示を防止するためにとった予防手段、あまり苦労しないで適法に取得することができるか否かの問題、当事者間の信頼関係および信義誠実の度合、ならびにその概念の新規性および独創性のような多くの異なる要素に依存する。

257. 諸国の国内法においてノウ・ハウの移転または伝達、使用および開示を規制する特別法が一般に欠けており、また、このような法律が存在するとしても多様であり、かつ、知的創作物または活動の保護にかんする国際条約にはノウ・ハウにかんする具体的な規定がないため、一つの国のライセンサーまたは技術移転者が他の国の潜在的もしくは現存のライセンシーまたは技術受領者と取引をするにあたって当面する問題は複雑になっている。

258. しかしながら、ノウ・ハウの供給に内在するリスクは、工業所有権ライセンスもしくは技術移転契約の条件の一部として定められる、または、予備的交渉の過程において採用される安全措置によって、ある程度少なくすることができる。

259. 予備的交渉中における開示。付与される権利および供給される技術の性質、範囲および存続期間のほか、予備的交渉においては、一般に、ノウ・ハウの開示の問題についても関心がもたれる。

260. 潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、技術およびその収益性を評価するために十分な情報の供与をうけるべきである。他方、技術保有者は、交渉が決裂したとき回復することができないため、または、開示もしくは伝達を制限することができないため、潜在的ライセンシーまたは技術受領者に詳細を開示することを避けようと思うであろう。

261. 予備的交渉の過程において当事者がとることができる一つの解決策は、要素について情報を与えないで、うる結果だけを説明することである。

262. もう一つの解決策は、技術保有者が事前に、潜在的ライセンシーまたは技術受領者が予備的交渉の過程においてえたノウハウを伝達、使用または開示しないことを約束する契約を締結して、要素にかんする情報を開示することである。この契約によって、ライセンシーまたは技術受領者に技術を取得するオプションを与えることもできる（第88項を見よ）。予備的開示契約は、個別的に、または潜在的ライセンシーまたは技術受領者の選ばれた使用人と個別的に、または共同して締結することもできる。この契約において、潜在的ライセンシーまたは技術受領者の組織内における適当地位にある一人を選んで、その人に最初の評価をなさしめることができる。この「最初の評価者」は、開示をうけた情報にもとづき、その技術に関心をもたれるか否かについて助言する。そして、関心をもたれないときは、開示をうけた情報を開示しないことを約束する。関心をもたれるときは、潜在的ライセンシーまたは技術受領者は、情報を使用しないことを約束し、かつ、最初の評価者とともに、その使用および技術の取得の条件を定めた契約が締結されるまで、その開示を制限することに同意する。

263. 予備的開示契約には、ライセンサーまたは技術供給者が供給する技術情報と第三者、とくに前者の競争者が潜在的ライセンシーまたは技術受領者に供与する他の技術情報とのあいだに存在する相関関係または同一性を第三者に開示することを禁止する規定を設けることができる。<sup>(115)</sup>

264. このような予備的開示契約は、多くの問題を提起する。その一つは、契約違反が生じたとき一定額の金銭を支払う規定の強制力、または、そのような規定がないばあいにおける損害賠償額の算定である（S節：履行遅滞；条件の変更；免責；救済、第571項を見よ）。

265. もう一つの解決策は、ライセンサーまたは技術供給者が、潜在的ライセンシーまたは技術受領者に、問題の情報を使用または開示しないという契約の担保として保証金を提供させることである。工業所有権ライセンスまたは技術移転契約が首尾よく締結されると、この保証金は、ライセンシーまたは技術受領者が支払うべき技術に対する報酬から差し引かれる（N節3第454項を見よ）。ライセンスまたは契約が締結されないときは、この保証金はライセンサーもしくは技術供給者が留保するか、または、少し遅れて、全部または一部が払い戻される。この取決めは、保証金として要求される金額が、十分な担保となるほど大きいことが、潜在的ライセンシーまたは技術受領者の交渉を開始する意欲をまったく失わせるほど大きくはないこと、および、潜在的ライセンシーまたは技術受領者がステイクホルダー（賭け金を預かる第三者）として行動し、開示をしないという契約の条件が守られたか否かを判定する第三者ではなくライセンサーまたは技術供給者が保証金を保有することに同意するほどライセンサーまたは技術供給者を十分に信頼していること、を前提とするものである。

266. **ライセンスまたは契約における開示条項。**工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の条件そのものについては、当事者は、どちらの当事者がいつ開発したものであっても、ノウハウのどの部分を、どのような目的のために、どの人に対して、どの位の期間開示してはならないかを、偶発的にまたはその他の原因によって無許諾の伝達、開示または使用が行なわれたとき、および、ライセンスまたは契約が解除されたときの効果

(115) 後出注 (116)の(v) 項を見よ。

とともに、明確に規定することを欲するであろう。

267. 開示してはならないノウ・ハウを確定するについては、特定のノウ・ハウを開示してはならないと規定するか、または、一定の例外を設けてすべてのノウ・ハウを開示してはならないと規定するかの、二つのアプローチのどちらかをとることができる。<sup>(116)</sup>これらの例外には、法律上、いかなるばあいにも保護の範囲外にあると通常みなされるもの、すなわち、技術移転者または第三者が公表した部分、<sup>(117)</sup>公有の一部となったものの、<sup>(118)</sup>ノウ・ハウの受領の時に一方の当事者が保持していて他方の当事者から取得しないもの、および、第三者から当然でたものがある。<sup>(119)</sup>

268. 開示すべきでないノウ・ハウの確定にあたっては、開示すべきノウ・ハウのなかに基本技術の一部をなすものばかりでなく、当事者のいずれか一方または両方があとで開発するものも含めるかを決定すべきである。これとの関連において、基本技術の改良および開発にかんしライセンスまたは契約の規定において重要な役割を演ずる互惠主義および相互主義の原則（F節第216項から第231項を見よ）も、開示禁止の条件を規定するにあたって考慮しなければならない。

269. 最初は、ライセンサーまたは技術供給者が供給するノウ・ハウの開示に対する安全措置は、ライセンシーまたは技術受領者だけがとればよいと考えられるかも知れない。しかし、ライセンシーまたは技術受領者にとっては、基本技術の一部をなすノウ・ハウを実施することができるようになるただちに、また、とくに排他的権利を付与されているときは、ライセンサーまたは技術供給者もそのノウ・ハウおよびあとでなされる

(116) 技術情報の開示、伝達および使用

The Transferee shall, subject to the provisions of Articles... (後出注 (117), (119), (120) から (126), (131) および (134) を見よ):

- (i) not disclose or communicate the Technical Information of the Transferor which has been or may hereafter be made available to the Transferee directly or indirectly under this Agreement [and which, at the time it is made available to the Transferee, is specified by the Transferor and the Transferee as not to be disclosed or communicated to others];
- (ii) use its best efforts to prevent duplication or disclosure of any such Technical Information except to such third persons as may be specifically approved by the Transferor in writing as authorized to receive the same [and then only to the extent necessary in the selection of a contractor and for the design, installation, operation and maintenance of the Plant] and who, to the satisfaction of the Transferor, shall have agreed not to disclose the same;
- (iii) limit access to such Technical Information to those of its employees as may reasonably require the same for use under this Agreement;
- (iv) not use any of such Technical Information for any purpose other than [for the manufacture of the Product] [for the application of the process] [for the design, installation, operation and maintenance of the Plant];
- (v) not make or cause to be made known to any third person any correlation or identity which may exist between, on the one hand, Technical Information supplied by the

Transferor pursuant to this Agreement and, on the other hand, any other technical information now or hereafter made available by third persons.

(117) 公衆に知られている事項

The obligation under Article ... (see note (116), *supra*) shall cease on the publication by the Transferor or any third person of information comprising or being part of the Technical Information to the extent of such publication [or of the agreement by both Parties that such information or part thereof is, or has become, a part of the public domain].

(118) 前出注 (117) および後出注 (119) を見よ。

(119) 被移転者が保者する、または第三者から入手することのできる技術情報の被移転者による開示

Nothing contained herein shall in any way restrict or impair the Transferee's right to use, disclose or otherwise deal with any Technical Information received, directly or indirectly, from the Transferor which,

- (i) at the time of its receipt is, or which thereafter becomes, part of the public domain by publication or otherwise; or
- (ii) the Transferee can show was in its possession at the time of receipt and was not acquired, directly or indirectly, from the Transferor; or
- (iii) is independently made available to the Transferee, after the time of receipt from the Transferor, by a third person as a matter of right and which did not originate with the Transferor.

その開発について安全措置をとるのが有利である。<sup>(120)</sup> さらに、ライセンスまたは契約が同様の相互の義務——改良および開発にかんする情報およびこれに対する権利の交換——を定めるばあいには、ライセンシーまたは技術受領者は、基本技術のライセンサーまたは供給者にライセンシーまたは技術受領者が開発したノウハウについて安全措置をとる義務を課すと自分の利益になることに気がつくであろう。<sup>(121)</sup> したがって、ライセンスまたは契約には、明文をもって、安全措置は最初にまたはのちに受領したノウハウについて、当事者のどちらが受領したものであっても、適用されると定めればよい。

270. 当事者は、また、ノウハウを伝達する相手、またはそれを使用することができる者を明確に定めることを欲するであろう。これには、たとえば、特定の使用人、<sup>(122)</sup><sup>(123)</sup> 当事者のいずれかの子会社、関係会社または提携会社および承認した研究機関、<sup>(124)</sup> 政府の取締機関、<sup>(125)</sup> ライセンシーまたは技術受領者の下請業者<sup>(126)</sup> およびサブライセンシー、ライセンサーまたは技術供給者の他のライセンシーまたは技術受領者<sup>(127)</sup> などがある。とくに、このような第三者が、ライセンスまたは契約の利益を第三者に及ぼすことを認め、かつ、そのばあいには、それらの者にその負担を適用することを要求する一般規定の対象とならないとき、そうである。<sup>(128)</sup>

271. とくに使用人にかんしては、安全措置には、使用人による技術にかんする情報の公表または開示の差止め、使用人がその情報を他人に入手させることの差止め、および、使用人が雇用期間中または雇用終了後の一定期間、雇用者の競争者に雇われたときその情報を使用または開示することの差止めを含めることができる。いずれかの当事者が第三者となす取決めにおいても、同様の安全措置をこうずることができる。

272. しかしながら、第三者にかんしては、ライセンスまたは契約の当事者間におけるノウハウの開発の相互伝達は、ノウハウの不開示について、とくに、当事者の一方または両方が他の企業と関係をもっていて関

(120) 移転者による他の製造業者およびその他の第三者に対する開示

The Transferor shall not, during a period of (specified duration) from the effective date of this Agreement, disclose or communicate any Technical Information [or other Know-How] of the Transferor to any other manufacturer in the territory of the Transferee or disclose or communicate any Technical Information [or other Know-How] of the Transferee to any third person without the consent of the Transferee.

(121) 前出注 (120) を見よ。

(122) 被移転者の使用人による技術情報の開示

The Transferee shall cause its present and future employees to give suitable undertakings to the same effect as those specified in Articles ... (前出注 (116) および後出注 (133), (134) を見よ。).

(123) 移転者の要員が取得した被移転者のオペレーションにかんする情報の開示

Persons sent by the Transferor to the Plant of the Transferee to assist the Transferee shall not disclose any Technical Information relating to the Transferee's method of manufacture coming to their knowledge and the Transferee may require such persons to enter into a written obligation not to disclose such information.

(124) 子会社、関係会社または提携会社および承認した研究機関に対する開示

Either Party may disclose or communicate any Technical Information, made available to it by the other, subject to the agreement of the other and against payment, to its Subsidiaries, Affiliates, Associates or Research Institutions, provided that such an entity gives suitable undertakings to the same effect as those specified in Articles ... (前出注 (116) および後出注 (133), (134) を見よ。).

(125) 政府の取締機関に対する開示

Either Party may disclose or communicate any Technical Information, made available to it by the other, to any Government regulatory body for the purpose of fulfilling the requirement of the applicable law concerning the approval or registration of this Agreement or of the [Product] [Process].

(126) 販売促進のための、または下請業者に対する開示

The Transferee may communicate a limited part of the Technical Information to the extent that it is bona fide necessary for promoting the sale and use of the Product and provided it is no more than is necessary in the circumstances; or, where the Transferee proposes to use subcontractors for assistance in the manufacture of the Product, it may, provided that a written undertaking against non-disclosure is obtained, disclose necessary technical information relating to the Product.

(127) 前出注 (120) を見よ。

(128) 後出注 (241) から (245) を見よ。

係分野におけるノウ・ハウをその企業に伝達しなければならないばあいに、困難な問題をもたらす。特定のノウ・ハウは、そのまま、またはわずかな変更をくわえて、関係するノウ・ハウに利用することができる。その結果、そのような開発の伝達をうけた当事者のそれを開示しない義務は、関係するノウ・ハウにかんする契約パートナーである企業に対するその当事者のすべての開発を伝達する義務と抵触することになる。このような事態に対処する一つの方法は、当事者間のライセンスまたは契約に——通常は排他的権利が関係するとき——いずれの当事者も同一または関係分野におけるノウ・ハウを移転する取決めを第三者としてはならないこと、<sup>(129)</sup>または、いずれか一方の当事者がそうするときは、適当な規定をその取決めのなかに設けてその第三者に安全措置をとらせることを定めることである。<sup>(130)</sup>

273. 当事者が考案することができる安全措置のなかには（開示されない種類のノウ・ハウの明細に、およびそのノウ・ハウを伝達、開示もしくは使用する者またはその伝達もしくは開示をうける者の確定に固有のものは別として）、とくに有形の情報について、開示の程度によるノウ・ハウの分類、それを取り扱うことを許可された者および主たる責任者の指定、収蔵の場所および容器の指定、複製物の作成の制限または禁止、情報の操作のたびに必ず詳細の記録、ならびに緊急事態のばあいにとるべき安全措置の記載のような管理手段がある。

274. 無形のノウ・ハウの管理については、ライセンスもしくは契約の当事者間のまたは第三者とのあいだの契約取決めに反映させることのできる安全措置は少ない。基幹要員と契約を締結する可能性については、すでに述べた（第262項を見よ）。合意のフレームワークの外における管理手段には、安定した職場およびその他の人事政策上のインセンティブを与えて要員の流出を防止しまたは最少限にとどめること、重要な要員を失ったばあいについて緊急対策をたてること、ノウ・ハウを可能なかぎり客観化すること（すなわち、有形物に固定すること）、および、実行可能であればノウ・ハウを特許および保護される工業的意匠の形で保有することがある。

275. ライセンスまたは契約の当事者は、問題のノウ・ハウの開示を禁止する期間の問題の検討を見逃してはならない。また、できれば、その期間を定めるべきである。しかし、期間について合意することが困難なことを軽視してはならない。

276. まず第1に、ノウ・ハウの開示を禁止する期間は、ライセンスによって付与される特許権もしくはその他の権利の期間、またはライセンスもしくは契約によって要求される特定の履行義務（たとえば、技術役務および援助の供与、またはロイヤルティの支払い）とかならずしも関連するものではない。

277. 平均的なばあいには大部分の、時にはすべてのノウ・ハウが、契約締結の時に、または当事者間の関係が始った初期の段階にライセンシーまたは技術受領者に与えられる。専門家は、ノウ・ハウそのもの予想寿

(129) 前出注(87)を見よ。

(130) 後出注(241)から(245)を見よ。

命を5年としている。3年とする者もある。少数の人は、10年以上としている。例外的なばあい、とくに非常に複雑なノウ・ハウのばあいには、予想寿命はもっと長いであろう。

278. 他方、継続的にノウ・ハウを供与するばあいには、期間を定めるのはもっと困難であるが、ノウ・ハウの性質およびノウ・ハウを供給する義務が定められているライセンスまたは契約の期間に対応させればよいであろう。

279. ノウ・ハウの開示を禁止する期間が、ライセンスによって付与される権利の期間、もしくはノウ・ハウを供給する義務が定められているライセンスの期間と対応させて、またはそれ以前に終了する一定の期間と定められているばあいには、<sup>(131)</sup>特許ライセンスの目的である製品またはプロセス技術に関連する技術情報を開示しない約束は、ライセンシーの責に帰すべき理由によってライセンサーがライセンスを解除したとき、<sup>(132)</sup>または、所定の期間が満了するまえに権利が無効とされ、もしくはライセンシーがライセンスを解除したときに、<sup>(133)</sup> それ以後所定の期間が満了するまで継続させるべきかを考えなければならない。さらに、継続してノウ・ハウを供給するばあいには、開示しない義務を技術情報の最後の引渡日から所定の期間が満了するまで継続させるべきでないかを考えなければならない。<sup>(134)</sup>

280. 最後に、当事者は、1または2以上の安全措置が偶然にまたはその他の理由で達成されなかったときの効果、または、ライセンスもしくは契約の期間が満了したとき、もしくは、いずれか一方の当事者の責により所定の期間が満了するまえに終了したときの効果、とくに開示禁止期間が継続するばあい、について規定することを欲するであろう。

281. 一定のノウ・ハウの開示の結果は、他のノウ・ハウを開示しないという約束、開示されたノウ・ハウについてなされた、もしくはなすべき支払い（たとえば、免除、減額または払戻し）、発明もしくは工業的意匠の継続的实施、またはノウ・ハウを実施する一般的義務(定められているとき)、および、ライセンスまたは契約の改正もしくは解除<sup>(135)</sup>との関連において定めることができる。

282. 定められたライセンスまたは契約の期間は、ノウ・ハウを開示しない約束の期間と一致しないことがある。しかし、ライセンスまたは契約は、一方の当事者により、所定の期間が満了するまえに、いずれの当事者も支配することができない事情を理由として、または、相手方の責任（たとえば、ライセンシーもしくは技術受領者の支払不履行、またはライセンサーもしくは技術移転者のノウ・ハウ供給もしくは保証義務不履行）を

(131) 技術情報の開示を禁止する期間

The Licensee shall, for the duration of the license of any of the Patents or of any patent of improvement granted under Article .. (前出注 (103), (106) および (107) を見よ。), [or for a (specified) period, whichever ends earlier], not disclose or communicate, except as provided in Articles .. (注 (120) から (128) を見よ。), the Technical Information referred to in Article .. (前出注 (116) を見よ。) that is required for [the manufacture of the Product] [the application of the Process] [and any Improvement] in respect of which such license is granted.

(132) 後出注 (264) および T 節 4 : 期間満了または解除の効果, 第 593 項から第 598 項を見よ。

(133) 後出注 (254) および T 節 4 : 期間満了または解除の効果, 第 593 項から第 598 項を見よ。

(134) 技術情報の開示を禁止する期間

The Transferee shall not disclose or communicate, except as provided in Articles ... (前出注 (120) から (128) を見よ。), any Technical Information referred to in Article .. (前出注 (116) を見よ。), until the expiration of a (specified) period after the last delivery of such Technical Information, or until the expiration of the term of this Agreement, whichever is later.

(135) 後出注 (264) および第 588 項を見よ。

理由として解除されることがある。そして、この権利は、開示禁止期間中に行使されることがある。このようなばあいについて、当事者は、ライセンスまたは契約に、開示をしない約束が継続して効力を有するか否かを定めることができる。<sup>(136)</sup>

283. 若干の国の法律は、国家安全保障の目的のために、その法律の適用をうける者が一定の技術情報を国内にいる許可されていない者、国外にあるその他の者または特定の国のあらゆる者に開示することを禁止することに注意しなければならない。このような法律の適用をうけるライセンサーまたはその他の技術情報の供給者は、ライセンスもしくは契約または別個の文書に規定を設けて、ライセンシーまたは技術受領者からその法律に従う保証をえておくべきである。

#### 4. ノウ・ハウの保証

284. 問題となるのは、供給される技術の適切性および適合性について、実施するプロセス、製造する製品または当事者が達成すべきその他の目的にかんがみ、技術供給者がどのような約束をするか、および技術受領者がどのような期待をもつかを規定することである。

285. 技術の適切性または適合性については、多くのアプローチが可能である。技術移転契約の保証 (guarantee) 規定は、供給される技術の合意された特定の技術の説明への適合性、特定の技術の使用によってえられる結果、または、技術受領者の技術的要求に応ずるための特定の技術の適合性<sup>(137)</sup>について定めることができる。

286. 保証が説明にかんするものであるばあいには、<sup>(138)</sup>実際に供給される技術と契約（または追加文書、付属文書もしくは別表）に定めた供給することを約束した技術との比較と、その正確さおよび完全さの確認の問題である。この形式の保証は、とくに、内容を一覧表またはその他の方法で詳細に記載することができる文書になった技術情報のばあいに、とくに有用である。

287. 他方、結果の保証は、それよりももっと詳細に、当該技術は特定の製品を製造するに適切である、また

(136) 後出注 (279) および第598項を見よ。

(137) 移転者による保証

Subject to the terms and conditions hereinafter set forth, the Transferor makes to the Transferee the following guarantees:

- (i) all the written Know-How and the Technical Information handed over or disclosed to the Transferee pursuant to the provisions of this Agreement will be correct, complete, up-to-date and adequate to [manufacture the Product] [apply the Process];
- (ii) the [Product] [application of the Process] will meet those performance characteristics for the Product [Process] set forth in Appendix No. . . . within the normally permitted tolerances;
- (iii) the [Product] [application of the Process] [operation of the Plant] will meet the safety and environmental requirements of the laws and regulations in force in the Territory of the Transferee [and will at least meet the said requirements as applicable on the Effective Date of this Agreement in the territory in which the Transferor carries out similar operations];
- (iv) the Plant will be designed, constructed and operated according to the Know-How and Technical Information

furnished, or approved, in writing by the Transferor and will be mechanically capable of meeting the operating requirements set forth in the said Technical Information; and all components of the Plant, including all mechanical and electrical equipment and auxiliaries directly related and essential to operations of the Plant, will be in good mechanical and operating condition; the equipment of the Plant will be properly responsive to controls and will be capable of sustained operation for the period required for conducting performance tests as hereinafter provided.

- (v) within . . . months from the Start-Up-Date the Plant will attain at least a yield and reach the planned capacity which satisfies the requirements set forth in Appendix No. . . .;
- (vi) the training services by the Transferor for the Transferee's personnel will be of a quality not less than that provided by the Transferor to his own personnel and adequate to meet the needs of the Transferee.

(138) 前出注 (137) の (i) 項を見よ。

は、特定のプロセスの実施において当該技術を使用するとその特定の製品を製造することができる」と規定する。ついで、保証規定には、達成すべき結果の技術的パラメーター、すなわち製品の品質基準、生産すべき数量、最低または正常のパフォーマンス、特定の寸法、許容誤差、<sup>(139)</sup>安全および環境上の特性および基準<sup>(140)</sup>等を定めることができる。後者は、技術供給者または技術受領者もしくはその両者の国で施行されている法律に従って設定することができる。これらの技術的パラメーターは、通常、契約の追加文書、付属文書または別表において詳細に定められる。

288. 結果の保証のばあいには、通常、保証義務を発動させるための要件も詳細に列挙される。これには、一定の方法、仕様、原料、半製品またはコンポーネントの利用、関連イクイップメントの選択および敷地またはその他のプラント・レイアウトおよびアSEMBリの詳細、作業基準、温度や湿度のような外的要素ならびにその他条件を含めることができる。<sup>(141)</sup>ここでも、詳細は、通常、契約書にてん付された追加文書、付属文書または別表に規定される。しかしながら、保証の範囲および費用は、技術供給者または技術受領者がこれらの要件の1または2以上を実行または充足するか否か、および、それが他方の当事者または両当事者の管理または承認に服するか否かにかかることに注意すべきである。

289. 通常、これらの条件は、技術供給者が必要とみなし、所定の目的を達成するために従うものである。そのようなばあいに、契約には、技術供給者が主張する結果を技術受領者が証明する旨を定め、かつ、試験の条件、その場所、日時および参加を認められたスタッフを含め、その手続を設定することができる。<sup>(142)</sup>

290. 技術供給者による保証は、これをさらに進めて、技術受領者の特定の技術的要求に応ずるための技術の適合性について定めることができる。そのばあいには、技術供給者の約束は、これらの要求に応ずる自分自身の技術的能力に依存するばかりでなく、技術受領者が事業活動を行なうことが予期され、かつ実際に行なう条件の十分な理解にも依存することは明らかである。

(139) 前出注 (137) の (ii) 項を見よ。

(140) 前出注 (137) の (iii) 項を見よ。

(141) 保証の条件

It is understood and agreed that the guarantees set forth in Article . . . (前出注 (137) を見よ.) shall apply only if the following conditions are satisfied:

- (i) the [Product is manufactured] [Process applied] in accordance with the specifications therefor and with the Know-How and the Technical Information and Technical Services and Assistance to be furnished under this Agreement;
- (ii) the workmanship in the [manufacture of the Product] [application of the Process] is comparable to the standards observed by the Transferor in its own [manufacture of the Product] [application of the Process];
- (iii) in the [manufacture of the Product] [application of the Process] the Transferee utilizes the methods and the specifications provided in the Transferor's written Know-How and in the Technical Information furnished by the Transferor as well as the raw material and semi-finished products and other substances provided in accordance with the terms of this Agreement, or the Transferee utilizes methods, specifications, materials, products or other

substances of its own design or supply which are not inconsistent with the aforesaid Know-How and Technical Information and evidently practised or used in the Transferor's [manufacturing of the Product] [application of the Process] to the extent that the Transferee has information or actual knowledge of such current practices of the Transferor or which, though inconsistent, the Transferor has agreed may be utilized;

- (iv) in the [manufacture of the Product] [application of the Process] the Transferee uses personnel trained by the Transferor or trained under its direction.

(142) 後出注 (146) から (160) を見よ。

291. イクイップメントまたは工業プラントの設置およびオペレーションのばあいには、当事者は、技術移転契約に、ライセンサーまたは技術供給者が自分が供給するイクイップメント<sup>(143)</sup>またはプラント<sup>(144)</sup>が一定の能力で稼動することを保証することおよびパフォーマンスの要件は問題のプラントまたはイクイップメントの設置およびスタートアップのあと行なうテストによって確認する<sup>(145)</sup>ことを定める規定を設けることを考慮すべきである。ライセンサーまたは技術受領者がイクイップメントまたはプラントを供給するばあいには、ライセンサーまたは技術移転者は、技術移転取引の技術役務および援助の一つとして、製品のパフォーマンス・テストを実施することを依頼され、これに同意することがある。<sup>(146)</sup>

292. そのばあい、パフォーマンス・テストの技術的要件は、通常、交渉のまえに技術要員のあいだで協議され、しばしば、ライセンスまたは契約の別表に記載される。<sup>(147)</sup>これとの関連において、個々のテストと承認のために、生産の各ユニットまたはイクイップメントの各ラインを分離することが可能である。とくに、これらのユニットまたはラインが、独立の機能を営むばあい、あるいは、ライセンサーまたは技術供給者が供給しないで、ライセンサーまたは技術受領者が購入または設置したばあいに、そうすべきである。製品が要求される品質およびパフォーマンスを達成しないばあいにとるべき是正手段は、明確に定めるべきである。<sup>(148)</sup>

293. 通常は、パフォーマンス・テストを行なうべき期間も、イクイップメント引渡しの日またはプラントのスタートアップの日から設定される。<sup>(149)</sup>この期限は、ライセンサーまたは技術移転者の不可抗力によって遅延したときは、延期される。<sup>(150)</sup>パフォーマンス・テストの開始は、イクイップメントまたはプラントを動か

(143) イクイップメントの能力の保証

The production of the said Plant will be realized by Equipment consisting of two (2) [Equipment] in active use and one (1) [Equipment] in reserve, a nominal design capacity of (number) metric tons per year of normal types, provided that the said Equipment can produce for sale by normal types (number) metric tons per year. Normal types are defined in Schedule No. ....

(144) 前出注 (137) の (iv) 項および (v) 項を見よ。

(145) 後出注 (149) を見よ。

(146) 移転者による製品のテスト：サンプルの検査

The Transferor agrees to test from time to time in (specified country) without additional charge to the Transferee the results of the manufacture by the Transferee of the Product by examining samples of such Product (which are to be put at the disposal of the Transferor free of charge) and send reports on such tests to the Transferee.

(147) 移転者による製品のテスト：製品のテストを実施する方法

Prior to any test of the Product, detailed methods of carrying out the test shall be agreed upon between the Transferor and the Transferee. These methods shall include methods of determining the composition of the Product, methods of measuring the quality and the quantity of the Product, methods of taking and of compositing samples, etc.

(148) 移転者による製品のテスト：

品質およびパフォーマンスを達成するための是正手段

In the event that the Product manufactured by the Transferee does not attain the quality and performance of the Product made by the Transferor as set forth in Appendix No. ... then the Transferor will send his representatives to the Plant of the Transferee to ascertain the reasons for such failure and will propose the necessary corrective action to overcome the known deficiency. If the representatives of both Parties find the Transferor to be responsible for the failure, then the Transferor will cover all expenses connected with the rectification of the said failure up to the sum of ..., whereas if the Transferee is found to be responsible, the expenses shall be covered by the Transferee.

(149) プラントのパフォーマンス・テストの開始

The Transferor shall carry out a performance test of the Plant for the purpose of determining whether it meets the guarantee set forth in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (iv) 項および (v) 項を見よ。) Such performance test shall be commenced as soon as is feasible following Start-Up of the Plant, on a date mutually agreeable to the Parties, but in any event not later than (specified number) days following Start-Up of the Plant [unless such period is extended by mutual agreement between the Parties].

(150) プラントのパフォーマンス・テスト：開始の遅延

Any delay in carrying out the performance test of the Plant due to any cause or circumstances beyond the control of the Transferor, which shall be promptly set forth in detail in writing to the Transferee, shall to that extent extend the time for commencing said performance test.

し、テストを行なうために必要とする原料、要員、光熱水、施設および役務をライセンサーまたは技術受領者が供給することを条件とすることができる。<sup>(151)</sup> これらは、通常、ライセンスまたは契約にてん付される追加文書、付属文書または別表に定められる。当事者は、また、いずれか一方が支出した費用を分担し、<sup>(152)</sup> 保証を調整し、<sup>(153)</sup> かつ、保証の解除<sup>(154)</sup>およびテストの開始が遅れたとき、または条件が満たされなかったときの損害賠償<sup>(155)</sup>を定めることができる。

294. パフォーマンス・テストの期間中は、通常、イクイップメントまたはプラントが、継続して一定の期間、技術的要件に従って、継続的に稼動することが要求される。<sup>(156)</sup> そのように稼動するばあいには、ライセンスまたは契約に、保証はパフォーマンス・テストが首尾よく完了したことによって終了すると規定することができる。<sup>(157)</sup> 技術的要件が充足されないときは、ライセンサーまたは技術供給者は、通常、自分の費用をもって、かつ、一定の期間内に、自分が供給したイクイップメントまたはプラントに変更をくわえ、<sup>(158)</sup> 保証を達成す

(151) プラントのパフォーマンス・テスト：手続——原料、要員、光熱水、施設および被移転者の役務の調達可能性

(a) Performance tests of the Plant will be conducted under the general supervision of the Transferor's personnel, and the Transferor shall not be required to furnish or make available such personnel until such time as the Transferee guarantees that a sufficient, dependable supply of the raw materials, and all personnel, utilities, facilities and services to be provided by the Transferee as required by Appendix No. ... of this Agreement, to operate the plant and to conduct such tests are available for the Transferor's immediate use.

(b) In the event that the Transferee makes such guarantees and the Transferor furnishes its personnel, but the said raw materials, personnel, utilities, facilities and services to be provided by the Transferee are not readily available so that the Transferor is unable, through no fault of the Transferor, to conduct such tests, the Transferee shall pay the Transferor the actual costs to the Transferor of furnishing its start-up personnel for the same.

(152) 前出注 (151) の(6) 項および (148) を見よ。

(153) パフォーマンスの保証の調整

In the event that the Transferee is unable to supply the raw materials required by Appendix No. ..., and in the opinion of the Transferor the raw materials made available by the Transferee will result in lower yields than those guaranteed by the Transferor, the Parties shall agree on an appropriate adjustment in the guarantee set forth in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ。) based on the best technical information available to support such adjustments.

(154) 保証：操業条件からの反離；解除

If, because of any departure from the conditions set forth in Article ... (前出注 (151) を見よ。), successful performance tests as provided for in Article ... (後出注 (156) を見よ。) are prevented, the Transferor shall notify the Transferee of such departure and the Transferee shall with reasonable promptness after such notice remedy any such departure; and, in the event of the said notice and remedy, the period for conducting the said performance tests shall be correspondingly extended. If, because of the Transferee's failure to remedy such departure for any reasons under the control of the Transferee, or if, because of any other reason under the control of the Transferee, successful performance tests as provided for in Article ... (後出注 (156) を見よ。) are prevented, then the Licensor shall be released from all obligations under the guarantee as set forth in Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ。).

(155) 後出注 (259) および (260) を見よ。

(156) プラントのパフォーマンス・テスト：手続——稼動状態

During the performance test, the operating conditions shall be maintained at such values as may be specified by the Transferor's representatives from time to time during the test, while operating at a production rate selected by the Transferee between (specified number) percent (...%) and (specified number) percent (...%) of the design production rate and, unless the aforesaid guarantee is satisfied within a shorter period, the performance test shall be of not less than (specified number) days of substantially continuous operation. If, for any substantially continuous (specified number) hour period of operation at said rate selected by the Transferee during the performance test, the average yield equals or exceeds the guaranteed yield, the guarantee set forth in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ。) shall be deemed to be satisfied. Any additional performance tests herein provided for shall be conducted as hereinabove provided.

(157) プラント保証の達成

When the Transferor's guarantee set forth in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ。) shall have once been met as provided in Article ... (前出注 (156) を見よ。), such guarantee shall no longer apply to the Plant, and the Transferor shall be released from all obligations under such guarantee as are therein set forth.

(158) プラントのパフォーマンス・テスト：移転者によるプラントの変更

In the event that the Plant meets the conditions set forth in Appendix No. ... but fails in any performance test to meet the guarantee referred to in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ。), the Transferor shall have the right, prior to any particular performance test, to make at its own expense such changes in the Plant as it deems desirable in order that the said guarantee may be met. The Transferor shall be permitted a reasonable time within which to effect any such changes, and, to the extent of any delays in the conduct of performance tests thereby occasioned, the period for conducting performance tests herein provided shall be correspondingly extended.

るためさらにテストを行なうことを要求される。<sup>(159)</sup>

295. ライセンスまたは契約には、ライセンサーまたは技術供給者に、保証が達成されたか否かを記載したパフォーマンスの結果の報告書を提出するよう要求する規定を設けることができる。この規定には、さらに、ライセンサーまたは技術供給者がパフォーマンスが成功したことを記載し、かつ、ライセンサーまたは技術受領者がいかなる点において保証が達成されていないかを指摘しないときは、保証は達成されたものとみなされ、と定めることができる。<sup>(160)</sup>

296. 技術受領者が技術供給者から供給を受けた技術を使用した結果、第三者の工業所有権を侵害したことを理由とするその第三者の請求については、問題は、特許の無効について検討した問題と同様である（E節：特許にかんするポイント、第190項から第206項を見よ）。

297. 技術移転契約には、技術受領者が技術供給者の提供する技術情報を使用しても第三者が所有する特許を侵害しない、または、少なくとも、技術供給者は当該契約にもとづいて提供する技術情報を十分に享有することを妨げるような第三者の特許を知らない、という趣旨の規定を設けることができる。<sup>(161)</sup>

298. これとの関連において、契約に第三者が工業所有権侵害の訴えを提起したばあいに技術移転者の責任を免除する規定を設けることを禁止する若干の国の技術移転を規制する法律に注意すべきである。

299. 保証に違反したばあいの救済の問題は、この解説の他の節で扱う（S節：履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済、第557項から第576項を見よ）。第三者に傷害を与えたばあい、および第三者の財産に損害を与えたばあいの責任の当事者間における分担の問題についても、この解説の他の節で説明する（R節：第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険、第548項から第556項を見よ）。

(159) プラントのパフォーマンス・テスト：追加テスト

If, during the course of the first performance test, the guarantee referred to in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (v) 項を見よ) is not met, the Transferor will conduct such additional performance tests as the Transferee may request from time to time for the purpose of satisfying the aforesaid guarantee; provided that the Transferor shall not be obligated to commence a performance test beyond the expiration of the guarantee period referred to in Article ... (前出注 (156) を見よ)。

(160) 移転者によるプラントのパフォーマンス・テスト：結果の報告

Within a reasonable period of time after the completion of the performance test conducted as provided in Article ... (前出注 (149) を見よ), the Transferor shall determine and submit to the Transferee in writing the results thereof indicating whether the guarantee set forth in paragraph ... of Article ... (前出注 (137) の (iv) 項および (v) 項を見よ) hereof has been met in such performance test. Such guarantee shall be

deemed to be satisfied if the Transferor indicates that the performance test was successful, and if the Transferee, within (specified) days after notification by the Transferor of the results of such performance test, does not specify in writing to the Transferor in what respect, in the Transferee's opinion, such guarantee has not been met.

(161) 被移転者による技術情報の享有の第三者による妨害にかんする移転者の保証

The Transferor warrants that as of (specified date) it has no knowledge of any patents granted or rights inuring to third persons that would prevent the full enjoyment of the Technical Information furnished under this Agreement.

## H. 技術役務および援助

(技術役務および援助の種類：訓練、設計およびエンジニアリング、マーケティングおよび商業役務、経営役務、企画、研究および開発；契約におけるこのような役務および援助の目的、範囲および内容の十分な記載；パフォーマンスの条件の仕様；特定の技術役務または援助の費用を技術供給者または技術受領者のどちらが負担するか；技術役務および援助のフィーの決定)

### 1. 総説

300. 技術移転取引には、いろいろな種類の技術役務および援助が関係する。専門知識——エンジニア、スペシャリスト、エキスパートまたはコンサルタントのどの形であっても——は、訓練プログラムを確立するため、または、設計およびエンジニアリング役務、技術役務、マーケティングおよび商業的役務、経営役務ならびに企画、研究および開発に用いることができる。この解説では、これら各種の役務および援助について、かんたんに説明する。

301. 技術移転取引の当事者がひとたび特定の技術役務および援助が必要であることを決定したのちに当面する問題は、雇用契約または個人の役務の契約の交渉および契約書の作成において生ずる問題と同様である。

302. 多くの国際機関および国内団体は、技術役務および援助にかんする標準契約および条件ならびに一般規則を作成している。たとえば、「依頼人とコンサルティング・エンジニアとのあいだの国際模範契約書式および国際契約一般規則」(International Model Form of Agreement and International General Rules for Agreement between Client and Consulting Engineer)、「コンサルタント役務契約」(Contract for Consultants' Services)、ならびに「海外への技術要員派遣の条件」(Conditions for the Provision of Technical Personnel Abroad)がある。これらは、適切な法的契約の交渉および契約書作成のための有用な手引である。<sup>(162)</sup>

303. ある特定の技術移転取引の立場から当面する主要な法律問題には、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約における技術役務および援助の目的、範囲および内容の説明の妥当性、それらを履行または実行する条件の明細、特定の役務および援助の費用をライセンサーまたは技術供給者とライセンシーまたは技術受領者のどちらが負担するか；決定、ならびに、後者が負担するばあいには、提供される役務および援助のフィーの決定がある。<sup>(163)</sup> 技術役務および援助に対する報酬の問題は、この解説のあとの節で扱う(N節3 f 第464項から第481項を見よ)。その他の問題は、この節で考察する。

(162) 国際連合工業開発機関(UNIDO)の研究である「開発途上国における工業プロジェクトのための契約指針」(Guidelines for Contracting for Industrial Projects in Developing Countries) (1975) (United Nations Publication ID/149, Sales No. E. 75. II. b. 3.)を見よ。

(163) 技術役務および援助

The Transferor shall, at the request of the Transferee [and at the expense of the Transferee] make available to the Transferee in (specified country) the Technical Services and Assistance hereinafter described. For this purpose, the Transferor shall:

(a) advise on the factory layout, assembly process—and improvements thereof—for the Product, in its successive stages, and on material handling, flow and storage of component parts and of the Product;

(b) carry out tests of the Product in accordance with Articles ... (前出注 (146) から (148) を見よ。);

(c) advise on quality control of the Product;

(d) advise on selection methods for personnel to be employed by the Transferee in manufacturing the Product;

(e) provide training to the Transferee's personnel in accordance with Article ... (後出注 (165) を見よ。);

(f) supervise the Start-Up and putting into operation of the Plant;

(g) carry out the performance test of the Plant in accordance with Articles ... (前出注 (146) から (160) を見よ。);

(h) make available engineering services as provided in Article ... (後出注 (166) を見よ。);

(i) dispatch engineers, specialists and experts in accordance with Article ... (後出注 (167) を見よ。).

## 2. 訓練

304. 技術供給者の専門知識は、技術受領者のスタッフを訓練して、技術供給者が派遣した個々のエンジニア、スペシャリストまたはエキスパートおよび管理者にとって代り、終局的には工業プラントを引き取り、これを操作することができるようにするために用いられることが多い。

305. 一つの観点からすれば、技術移転者による技術受領者の要員の訓練は、技術供給者がノウ・ハウを開示して、技術を技術受領者に移転する一つの具体的な方法である。

306. 技術供給者が行なう訓練の役務のなかには、長期訓練計画の立案、必要であればプラント内訓練プログラムの設定、技術受領者のエンジニア、テクニシャンおよびその他の技術要員のための訓練センターの管理、ならびに、総務、財務、マーケティングおよびマネジメント職員のような高級スタッフの訓練のための取決めが含まれる。

307. 訓練計画およびプログラムには、通常、与える指導の種類および質、訓練生の種類、資格および数、訓練生の選抜方法、訓練の時期、期間、場所、回数および使用言語、<sup>(164)</sup>ならびに、訓練を技術受領者の利益に帰すようにし、かつ、訓練生をよりよい条件で雇おうとする他人の利益にならないようにするため、訓練生を技術受領者のスタッフに再編入する措置を定める。

308. 技術供給者の指導員が技術受領者の場所に派遣されるばあい、または、技術受領者のスタッフが技術供給者のプラントで訓練をうけるばあいには、そのような指導員またはスタッフのためにどのような便宜を供与するかも考慮しなければならない。そのなかには、入国査証および労働許可の申請、とくに住民の義務にかんする現地の法律を遵守させる方法の採用、<sup>(165)</sup>旅行、傷害および医療保険の加入、宿舎、食事、通勤、レクリエーション、医療施設および通信手段の提供、ならびに、指導員または訓練生の身体障害または死亡のばあいの措置を含む。

### (164) 被移転者の要員の訓練

(a) Personnel designated by the Transferee shall be given adequate opportunity to study the method of manufacture of the Product at the manufacturing plants of the Transferor. Such personnel shall be given adequate opportunity to acquaint themselves with the production design, production engineering, processes of production and testing of the Product and with related shop practices and operations at such plants, and to discuss such production design, production engineering, process of production, testing practices and operations with the Transferor's appropriate engineers and production personnel at such manufacturing plants. The Transferee's designated personnel shall be permitted to make notes and sketches and to procure pertinent information and photographs in the possession of the Transferor relating to the foregoing including purchase material costs and methods of quality control which may be in use in connection with the manufacture of the Product.

(b) The number of the Transferee's personnel shall not exceed (number) in each time, and the sum arrived at by multiplying

each such personnel by the number of days visiting the Transferor's plants and totaling the quantity thus arrived at shall not exceed (number) man-days in each year.

(c) The Transferee shall advise the Transferor in advance, in writing, of the names, interests, qualifications and probable lengths of stay of the Transferee's designated personnel desiring to visit such plants in order to provide ample time to enable the manufacturing plants to prepare for such visits.

(d) The travel and living expenses and all other expenses for such personnel shall be borne by the Transferee.

### (165) 一方の当事者の要員による他方の当事者の国の国内法遵守

Personnel of either Party, during the time they are present on the premises of the other Party, shall be subject to all rules and regulations prevailing on the premises of such other Party. However, none of such personnel of either Party shall be considered for any purposes to be an employee of the other.

309. 特許ライセンスまたは技術移転契約に、ライセンスまたは契約の目的である技術を吸収し、取り扱うことができるように自国民であるスタッフを十分に訓練することを定めるよう要求する若干の国の技術移転を規制する法律に注意しなければならない。

### 3. 設計およびエンジニアリング役務

310. 設計とエンジニアリングの役務は、イクイップメントもしくは全工業プラントの設置または組立にかんするコンサルティング役務の「古典的」なものである。<sup>(166)</sup> そのなかには、プラントの設計、イクイップメントおよび土木工事の入札書類の作成、入札の評価、イクイップメントの設置または組立て、工業プラントの建設、スタートアップおよびテストの監督、ならびに特定のイクイップメントまたは全工業プラントの操業開始の援助が含まれる。<sup>(167)</sup>

### 4. 技術役務

311. 技術役務は、生産方法および品質管理の評価および改良、ならびに、建設基準、安全施設、および工業プラントおよび製品またはプロセスの環境的側面の調査および勧告を含む工業プラント規則および規約の確立にかんするものである。

### 5. マーケティングおよび商業役務

312. マーケティングおよび商業役務は、ブランド名の調査および助言、ラベリングおよび包装、広告およびその他の販売促進テクニック、アフターセールス・サービス、流通経路、消費者の好みおよび受諾、マーケティングダイジニング・テクニック、貯蔵、取扱い、輸送、関税、輸出入規制、支払方法、ならびに、予想国内販売量および輸出販売量を含む見込売上額にまで及ぼすことができる。

#### (166) エンジニアリング役務

(a) It is recognized that the Transferee will require engineering advice to facilitate its rapid progress for the tooling up and the manufacture of the Product.

(b) In this connection, the Transferor will provide at the Transferor's factory an expert engineering staff specialized in the field of the Product forming the subject of this Agreement and related laboratory and other supporting facilities.

(c) This engineering staff will be available for consultation purposes to the Transferee for a total of (specified number) man-hours per year during the term of this Agreement to be appropriated during any one year as follows: (specified number) man-hours per month, or, if desired, (specified number) man-hours apportioned as desired by the Transferee in any (specified number) month period of such year. If (specified number) man-hours of the Transferee's engineering time are not used in any one month by the Transferee, the difference in man-hours from that actually used and that allowed may be carried over for use in later months of said yearly period to the maximum accrual of (specified number) man-hours.

#### (167) エンジニア、スペシャリスト、エキスパートの派遣

(a) Upon written request of the Transferee, the Transferor shall send to the Transferee, subject to the availability of per-

sonnel and to mutual agreement, one or more qualified engineers, specialists or experts to render services and assistance to the Transferee in connection with the [manufacture, sale and operation of the Product] [application of the Process] [installation, operation, and maintenance of the Plant or Equipment] [training of Transferee's personnel] for a reasonable period to be agreed upon by the Parties hereto.

(b) The Transferee agrees to bear for each such engineer, specialist or expert the travel expenses to and from the place of the Transferor, the living expenses at the place of the Transferee, incurred by any such person, as well as a fee per day during the period of each such person's visit, at the amount agreed upon by the Parties hereto in advance.

(c) The sending of each such engineer, specialist or expert shall be subject to the prior approval of the terms and conditions agreed upon by the Parties having been obtained from case to case from the government authorities concerned of the country of the Transferee.

(d) Persons sent by the Transferor to the Plant of the Transferee to assist the Transferee hereunder shall be furnished by the Transferee with suitable working facilities, clerical services, proper equipment and tools to enable such persons properly and efficiently to perform their duties.

## 6. 経営役務

313. 複雑な技術移転取引は、経営および組織技能の大きい需要を生じさせることがある。このような技能は、技術受領企業のマネージャーが、コンサルタントの助力をえて経営および組織の実地訓練を行なって習得することができる。また、これは、全面的に経営役務契約によって、提供することもできる。

314. このような経営役務は、既存の生産もしくはマーケティングのプログラムまたはプロジェクトの審査および評価、製品の生産およびマーケティングの企画および監督、ならびに、人事、財政および会計政策の実施または管理のために必要な規則および手続の適用に及ぼすことができる。

## 7. 企画、研究および開発役務

315. 企画、研究および開発役務は、製品、投資または組織について提供することができる。これらの役務は、改良製品または新製品の潜在的市場の評価、既存の製品もしくはそのプロセスを改良する、または新製品もしくはプロセスを開発するプログラムの作成およびプロジェクトの考案、ならびに、追加投資の必要性およびそのプログラムおよびプロジェクトを実行する組織の形態の決定に及ぼすことができる。

316. 役務には、可能な将来の開発を決定するため検討する地域の一般経済的調査、市場の予備的工業調査、プロジェクトのフィージビリティ・スタディ、プロジェクトの分析、投資予測、利用することができる労働市場ならびに原料および部品またはその他のコンポーネントの調査、可能な取引関係の種類の評価、資金調達先の確認、ならびに、その他の投資前の役務を含めることができる。このような役務には、製品もしくはプロセスを改良するため、新製品もしくはプロセスを開発するため、またはそうするために必要な技術を取得する目的をもって実際に研究および開発を行なって、そのプログラムおよびプロジェクトを実施することも含めることができる。

317. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に明文をもって技術役務および援助の範囲および詳細を定義し規定するとともに、実際に技術役務および援助を行なう、または要員の訓練プログラムを実施する技術者または専門家の国内および海外における活動の範囲または分野を明確に定めなければならない。さらに、これらの国のいくつかの法律は、特許ライセンスのライセンサー、または、消費者商品の生産に使用するノウ・ハウの供給契約または機械、イクイップメントもしくはその他の資本財の製造に必要とするノウ・ハウの供給契約の技術供給者に、技術役務および援助を供与することを要求する。さらにまた、これらの法律のもとで、技術役務および援助契約は、国内のコンサルティングまたはエンジニアリング会社によって、またはこれをつうじてそのような技術役務を供与することができるばあいには、認可されない。また、外国から技術役務および援助の供与をうけるばあいには、技術受領者は、そのような技術役務および援助を吸収するため十分な技術者または専門家を常時雇用していることを立証しなければならない。

## I. 資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料の供給

(資本財の供給源としてのライセンサーまたは技術供給者；技術供給源としての機械供給者およびプラント建設者；供給される技術と、特定の資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料とのあいだのリンク；このような品目の競争価格による取得；このような品目の純販売価格の定義からの除外；図面、設計または仕様書の提供；ライセンサーまたは技術受領者に特定の出所または特定の供給源から資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料を取得することを認め、または要求する規定の法律効果)

### 1. 資本財の供給源としての技術供給者

318. 技術受領者は、製品を製造し、または、その製造のためのプロセスを実施するために、工業プラント全体でないにしても、特定の機械、イクイップメントまたはその他の資本財を必要とすることがある。同様に、このような製造のための技術を供給する技術移転者は、特定の資本財または工業プラント全体の供給源となるか、または、少なくとも供給源について助言を与える地位にあることがある。

### 2. 技術供給源としての機械供給者およびプラント建設者

319. 同様に、機械およびイクイップメントの供給者またはプラント建設会社は、それ自身、重要な技術供給源であって、技術受領者に、機械またはイクイップメントを運転し整備するための技術役務および援助を提供することができる。プラントおよびイクイップメントが技術的に複雑なばあいには、機械供給者およびプラント建設会社は、通常、生産を開始し、かつ、受入国の要員が訓練をうける最初の期間、プラントの操業を継続するために、自分の要員を派遣することができる。

### 3. 供給される技術と特定の資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料とのリンク

320. 資本財の売買契約の交渉および契約書の作成に内在する通常の一連の法律問題とは別に、一定の技術移転取引におけるプラントまたはイクイップメントの取得において生ずる主要な困難な法律問題は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約のなかにライセンサーまたは技術受領者に特定の資本財をライセンサーまたは技術供給者から購入することを要求し、さもなければこのような物品の供給源を限定する規定をどの程度までそう入することができるかである。

321. 中間財、予備部品もしくはその他のコンポーネントまたは製造する製品の原料の取得においても、同様の困難な法律問題が生ずる。この解説において考察する問題は、これらの品目の取得についても関係がある。これらの品目の他の側面は、この解説のあとの部分で扱う（J節：生産段階にかんする問題点、第331項から第344項を見よ）。

322. ライセンサーまたは技術供給者は、さらにライセンサーまたは技術受領者でさえも、技術的な理由でライセンスまたは契約を、資本財、中間財、予備部品もしくはその他のコンポーネントまたは原料とリンクさせることを主張する。特定の機械もしくはその他のイクイップメント、指定された中間財もしくはコンポーネントまたは原料を使用しないと所与の技術を実施することができないか、または、製品とくに輸出する製品またはライセンサーの商標を付すべき製品の品質を保証することができないばあい、または、通常の保証を与えることができないばあいがある。

323. したがって、ライセンスまたは契約に、少なくとも、ライセンシーまたは技術受領者は、その要求に応じて、特定の機械、イクイップメントもしくはその他の資本財、または、当該技術を実施し、もしくは所定の品質基準に合致した製品を販売するために必要とする中間財、予備部品もしくはその他のコンポーネントまたは原料の供給をうけることをライセンサーまたは技術供給者が保証する規定を設けることは、両当事者にとって利益となる。<sup>(168)</sup> ライセンサーまたは技術供給者は、この保証を、限定した期間、または代替供給源を定めて、たとえば、そのような品目がライセンシーまたは技術受領者の国で入手できるまで、もしくはできないかぎりという条件を設けて、あるいはまた、問題の品目をライセンサーまたは技術供給者から入手するほうが一般的により有利であるときは期間を限定せずに、与えることができる。<sup>(169)</sup> イクイップメントのばあいには、この保証を、メンテナンス、修理および取替えにまで拡大することができる。<sup>(170)</sup>

#### 4. 競争価格による品目の供給

324. いずれのばあいでも、ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者から、問題の品目をライセンサーまたは技術供給者から購入するときは、競争価格——通常は現行の国際市場価格より高くない——で、あるいは、ライセンサーまたは技術供給者が第三者に同一の品目を供給するばあいには、最惠価格でその供給をうける保証をうけることを希望するであろう。<sup>(171)</sup>

#### 5. 純販売価格の定義からの品目の除外

325. ライセンシーまたは技術受領者が、ライセンサーまたは技術供給者が供給する中間財、部品もしくはその他のコンポーネントまたは原料を製品に含め、または、含めようとするばあいには、当事者は、ライセンサーまたは技術供給者が供給する技術のロイヤルティ支払いの基準となる純販売価格を、ライセンサーまたは技術供給者が供給するこのような品目の費用を純販売価格の算定から除外するような方法で定義することを欲する（これとの関連で、N節3b(2)(b)第420項から第424項を見よ）。<sup>(172)</sup>

#### 6. 図面、設計図または仕様書の提供

326. ライセンシーまたは技術受領者にとって、資本財、中間財、部品もしくはその他のコンポーネントまたは原料をライセンサーまたは技術供給者以外の供給源から入手することができるばあいには、ライセンサーま

(168) 被移転者からのイクイップメントの取得

The Transferor, at the request of the Transferee, agrees to supply to the Transferee the Equipment at such prices, not higher than current international market prices, and on such other conditions, including the maintenance, repair and replacement of such Equipment, as may be agreed upon between the Parties.

(169) 被移転者の国の供給源または国際市場からのイクイップメントの取得

The Transferee may give preference to Equipment which is produced, or is available for sale by suppliers, in (country of

the Transferee), or on the international market, provided such Equipment is offered at equally advantageous conditions with regard to quality, price and availability at the time and in the quantities required and provided further that, even if such Equipment is not, in (country of the Transferee), so offered with regard to price, such Equipment is nevertheless so offered with regard to quality and availability.

(170) 前出注 (168) を見よ。

(171) 前出注 (168) を見よ。

(172) 前出注 (47) (「純販売価格」の定義) も見よ。

たは技術供給者から、必要であればこのような品目にかんする図面、設計図、または仕様書を提供するという保証をえておくと有利である。<sup>(173)</sup>

327. しかしながら、代替的供給源の存否は、取得する技術によって製造する製品の性質に依存することに注意しなければならない。一定のばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、問題の品目の唯一の供給者であるか、または、主要な供給者であることがある。また、このような品目に関連する技術にかんするかぎり、優越的な地位を占めることがある。たとえ代替的供給源が存在するばあいであっても、図面、設計図または仕様書は問題の品目の調達のための要件を充足することのできる供給源の数を制限するような方法で作成することができることに注意しなければならない。

#### 7. ライセンサーまたは技術受領者に特定の出所または特定の供給源から品目を取得することを認め、または要求する規定の法律効果

328. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を資本財、中間財、コンポーネントまたは原料の供給とリンクさせることは、批判的に検討されてきたことに注意しなければならない。ライセンスまたは技術移転をこのような供給とリンクさせる規定（「抱合せ」規定または条項）は、ライセンサーまたは技術供給者に追加収入をもたらすものとして、かつ、技術移転取引のインプットに過大な価格を付す手段として、非難されてきた。さらに、資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料が世界市場で入手可能であるばあいには、このような品目をライセンサーまたは技術供給者から購入することを要求する抱合せ規定に拘束されるライセンサーまたは技術受領者、およびこのような規定によってこれらの品目の供給から排除される第三者は、市場機会を利用することができない。しかし、この考え方の妥当性は、当該規定がライセンサーまたは技術受領者にこのような品目をライセンサーもしくは技術供給者または他の特定の売主から取得することをたんに許容するだけで、要求しない規定のばあいには、減少する。

329. 若干の国の工業所有権にかんする法律、制限的取引慣行を規制する法律または技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンサーまたは技術受領者に、自国内に所在するばあいであっても、特定の出所または特定の供給源から資本財、中間財、予備部品、コンポーネントまたは原料を取得する義務を課す工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の規定は効力を認められないことがあるという事実にも注意しなければならない。

330. さらに、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンスまたは契約は、ライセンサーまたは技術移転者が移転する技術が関係する製品の製造またはプロセスの実施に必要とする資本財、中間財、部品もしくはその他のコンポーネント、原料または役務を供与することを約束する規定を含まないときは、認可されない。（おそらく、これらの法律のもとでは、ライセンサーまたは技術受領者がこのような約束を要求するときは、その約束をすることが強制されると思われる。）そのような法律は、また、ライセンスまたは契約には、供与されるこのような品目または役務の価格を現行の国際市場価格以上としないという保証を定めなけれ

(173) イクイップメントの代替的供給源に対する図面の提供

For the purposes of Article ... (前出注 (169) を見よ。), the Transferor agrees to make available direct to such source or

sources as shall be selected by the Transferee all such detailed drawings, bills of materials and technical information relating to the Equipment or parts thereof as may be necessary for its manufacture.

ばならないと規定する。これらの法律のもとでは、そのような品目は、通常、移転される技術のロイヤルティ支払いの基準とされる純販売価格の算定から除外すべきものとされる。

## J. 生産段階

(下請業者またはライセンサーもしくは技術供給者による製品またはそのコンポーネントの製造または組立；下請させるばあいに技術情報の開示を防止する手段；製品の品質基準、とくに商標を付した製品のばあい；品質管理；製品の品質についてノウ・ハウを供与する必要性；生産量)

### 1. 総説

331. 直接または間接に生産段階に関係する工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の交渉をし、または契約書を作成するにあたっては、多くの問題点について考えなければならない。

### 2. 下請契約

332. 技術移転取引の当事者が考慮すべき事項の一つは、製品の全製造工程をライセンサーまたは技術受領者が担当するのか、その一部分を第三者がライセンサーまたは技術受領者のサブコントラクターとして担当するのか、あるいは、ライセンサーまたは技術供給者が製品の一定のコンポーネントを供給または組み立てるのか、という問題がある。ライセンサーまたは技術供給者によるコンポーネントの供給または組立の問題は、この解説においてすでに扱った（I節第318項から第330項を見よ）。

333. 下請の問題にかんしては、第三者に製品の部品もしくはその他のコンポーネントを製造させ、または、製品の一部を組み立てさせる可能性をもつことは、ライセンサーまたは技術受領者にとって有利であろう。このためには、ライセンスまたは契約の範囲にかんする規定を検討して、そのような下請を禁止しないように起草しなければならない。ライセンサーに製品を「製造し、かつ、製造させる」権利を与える特許ライセンスの権利付与条項の文言<sup>(174)</sup>は、通常、下請を許容する意図を伝えるものである（Q節4第544項も見よ）。

334. 下請が許容されるばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンサーまたは技術受領者およびサブコントラクターがライセンサーまたは技術供給者から供与をうける技術情報またはその他のノウ・ハウの開示を防止する適切な手段を採用することの保証をえようと欲するであろう（G節3第270項）。<sup>(175)</sup>

### 3. 製品の品質基準

335. 両当事者が関心をもつべきもう一つの事項は、製品の品質基準を維持する問題である。製品の品質は、ライセンサーまたは技術受領者のグッドウイルを確立し、市場における競争的地位を維持するための一つの要素である。それはまた、製品にライセンサーまたは技術供給者の商標を付して販売するばあいには、ライセンサーまたは技術供給者の評判にとっても重要である。公衆の立場からは、商標を付した製品は、確認されるとされないを問わずだれかが責任を負う品質、一貫性またはその他同様のものについての一定の評判をとま

(174) 前出注(77)を見よ。

(175) また、前出注(126)も見よ。

うものである。製品に商標を付さないばあいであっても、移転された技術のロイヤルティの支払いが競争市場における製品の販売量に依存するときには、製品の品質が製品の需要に、したがって、製品の販売に影響を及ぼす。

#### 4. 品質管理

336. 品質管理は、いろいろな方法で行なわれる。これらの方法は、ライセンスまたは契約に適切な規定を設けて反映させなければならない。当事者は、合意された品質基準を規定することができる。ライセンサーまたは技術供給者の商標を付した商品のばあいには、基準は、通常、ライセンサーまたは技術供給者の品質基準を達成するために、同時にまた、適用される政府の規制をも考慮して、ライセンサーまたは技術供給者とライセンサーまたは技術受領者とのあいだの合意によって設定される材料および仕上げの品質基準とされる。<sup>(176)</sup> 当事者は、商標を付した製品が、地方的または国際的ではなくもっぱら国内的に販売されるばあいには、異なる品質基準を採用するかどうかを考慮しなければならない。いずれにしろ、市場が高度に競争的であるときは、製品の品質基準は、支配的ではないにしても重要な要素となる。

337. 間接的ではあるが製品について一定の品質基準を維持するその他の方法としては、ライセンサーまたは技術供給者が供給する技術以外の技術を使用しないこと、その技術にいかなる変更もくわえてはならないこと（D節6第186項から第189項も見よ）、一定の生産手続に従うこと、ライセンサーまたは技術供給者はオペレーションを検査し製品のテストを行なうことができること、一定の生産段階を監督するためライセンサーまたは技術供給者が指定する要員を雇用すること、あるいは、製品の製造または組立において特定のイクイップメント、中間財、部品もしくはその他のコンポーネントまたは原料を使用しなければならないこと、を規定することである。一定の品質基準を達成するこれらの間接的な方法のすべてでないにしても多くは、代替技術を取得し、かつ、ライセンサーまたは技術供給者から取得した技術および製品を国内需要に適應させる、または、国内資源を利用する可能性を妨げるものとして批判されてきた。

338. この意味において、若干の国の工業所有権法のもとでは、品質の要件を課すことが特許によって付与される権利の範囲内に属するものとみなされ、したがって、特許ライセンスにおける品質管理を達成することを目的とする規定は有効とされるという事実には注意しなければならない。さらに、若干の国の商標法のもとでは、商標のライセンスは、商標の登録所有者とライセンサーとのあいだにその商標を使用するライセンサーの物品または役務の品質を商標の登録所有者が実効的に管理する関係または規定がないばあいには、無効とされる。

339. 同様のアプローチは、若干の国の技術移転を規制する法律で、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約にはライセンサーまたは技術受領者が供給する物品または役務の品質を保証する規定を設けなければならないと定めるもの、または、商標のライセンスにはその商標または宣伝スローガンによって識別される製品または役務がライセンサー自身によって生産される製品および役務と同様の仕様書にもとづき、かつ、それと同様の種類および品質のものでなければならないと定めるものにおいてとられている。ただし、この点について主務官庁が内部的に設定した規範はのぞく。その他の少なくとも1国においては、品質仕様書または品質を標準化する措置を課す規定でその国の法律に定められたものと相いれないものは、その製品が主として基準および

(176) 前出注(45)（「品質基準」の定義）を見よ。

品質を必要とする市場に向けられているばあいをのぞいて、好ましくないものとみなされる。

340. 他方において、品質要件は、ライセンスまたは契約には生産を制限する規定を設けてはならないと定める他の若干の国の技術移転を規制する法律に見られる禁止と、かならずしも対立するものではない。

341. 若干の国の技術移転を規制する法律の工業所有権ライセンスまたは技術移転契約における資本財、中間財、部品もしくはその他のコンポーネント、原料または製品の製造もしくはプロセスの実施のための役務の供給に関連する規定に与えることのある効果にかんしては、I 節第328項から第330項を見よ。

## 5. 製品の品質にかんしノウ・ハウを伝達する必要性

342. 商標を付した製品の品質について適切な管理を行わなければならない国において、また、さらに、このような要件とはまったく別に、契約が品質基準について規定するばあいには、ライセンス契約の当事者は、商標の所有者またはライセンサーはライセンシーまたは技術受領者に要求される品質基準を達成するように製品を製造する方法を伝達しなければならないという規定を設けることが望ましい。<sup>(177)</sup>また、製品のサンプルをテストするため、および、その製造を検査するため、<sup>(178)</sup>さらにまた、製品が品質基準に合致しないばあいにそれを回収または是正するための規定も設けるべきである。<sup>(179)</sup>

## 6. 生産量

343. 技術移転契約の当事者が注意ぶかく考慮するに値するもう一つの問題は、ライセンシーまたは技術受領者の生産量をどの程度制限し、または、すべきかという問題である。生産量は、ライセンスまたは契約において、最小または最大生産量を規定し、技術の使用または製品の製造もしくは組立を特定のプラントに限定し、または、生産施設の規模もしくは位置を制限する規定によって制限することができる。生産量はまた、一定の生産量の超過に対しより高いロイヤルティを支払わせることによって、または、技術受領者に一定の重量をもった所定の包装に入れた製品を製造する義務を課すことによって、間接的に制限することができる。

344. これらの制限は、合意された品質基準の達成を目的することがある。そのようなばあいには、上に述べたような点を考慮しなければならない。他方、そのような制限は、ライセンサーもしくは技術供給者または第三者の競争的地位を強化することを意図することもある。これらの規定が価格を維持または市場を割り当てる効果をもたらすことを意図し、または、実際にそのような効果をもたらすばあいには、制限的取引慣行を規制する法律の適用を免れることができない。若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、生産を管理し、制限し、または限定する工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の規定は効力を認められない。

(177) 品質基準を達成するためライセンサーによる技術情報の供給

To ensure that the Product on or in relation to which the Trademark is used achieves the Standard of Quality, the Licensor shall supply to the Licensee all Technical Information needed concerning the Standard of Quality.

(178) 製品のサンプルの提供をうけ、ライセンシーのプラントを視察するライセンサーの権利

It shall not be necessary for the Licensor to provide constant supervision of the Licensee's manufacture of the Product. It shall be sufficient that the Licensee will from time to time on

request supply at its own cost random samples of the Product to the Licensor and that the Licensor may on reasonable notice during business hours by its authorized representative visit the Licensee's Plant to inspect methods of manufacture, materials used and storage and packing of the Product.

(179) 品質基準の不達成

Any Product intended to be marketed under the Trademark which fails to attain the Standard of Quality shall, at the expense of the Licensee, be withdrawn from the production line and corrected or destroyed [or the Product may be sold provided it carries no reference to the Trademark].

## K. 商標にかんする特別の側面

(特許について考察した問題と類似する問題：商標の確認，登録出願の拒絶および登録の無効，使用または活動の分野，地域の指定および排他性，品質基準，マーケティングの手段；商標を使用する権利を付与する方法；商標使用の形式および方法；連合商標および結合商標)

### 1. 総説

345. 商標の法的側面は，さまざまな視点から考察することができる。しかしながら，技術移転取引の観点からは，製品のマーケティング段階における商標の役割は，ライセンシーまたは技術受領者の主要な関心事である。当事者が適切な工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉および契約書作成の過程で多くの問題を考察しようとするのは，このような立場からである。

### 2. 特許に関連して生ずる問題と類似する問題

346. これらの問題のいくつかは，特許権のライセンスに関連して生ずる問題と類似する。これらについては，この解説の他の部分である程度説明した。したがって，特許ライセンスの目的となる特許または特許出願のばあいと同様に（D節1第133項から第142項を見よ），使用すべき商標は商標ライセンスのなかで明確に指定し，<sup>(180)</sup>ライセンスの対象となる国における登録を記載し，かつ，当該商標が先行する類似の商標によってすでに予期されるかどうかを決定するために調査をしなければならないのは当然である。商標の登録出願の拒絶または登録の無効をもたらす効果も考える必要がある。そして，特許の拒絶または無効のばあいについて示唆した線に沿って（E節1第190項から第206項），適当な解決方法を採用しなければならない。

347. 同様に，商標に固有の事項以外の事項については，すでにこの解説で考察した。これらの事項には，使用または事業活動の分野（D節3第147項から第160項），<sup>(181)</sup>地域の指定（D節4第161項から第164項），ならびに商標を付した製品の使用または販売にかんする地域の排他性および非排他性<sup>(182)</sup>がある。

348. したがってまた，ライセンサーの商標を付すべき製品の品質基準の問題は，製品の品質基準についての一般的問題との関係において検討することにする（J節3，4，5，6第335項から第344項）。ライセンサーの商標を付すばあいを含めて，製品のマーケティングにおいてライセンシーまたは技術受領者を援助する手段から生ずる特別の困難な問題は，L節第360項から第387項で扱う。ロイヤルティの算定については，N節第390項から第496項で論ずる。

(180) 前出注(16)および(29)を見よ。

(181) 商標使用の許可

The Licensor hereby grants to the Licensee on the terms and conditions of this Agreement the permission to use as a trademark [but not as part of the trade name or corporate title of the Licensee or of any of its Associates] the Trademark upon or in relation to the Product which is put on the market for use or consumption in (specified territory).

(182) 商標の排他的使用

The Licensee shall be the sole licensee of the Trademark and the Licensor agrees that it will not itself market the Product in (specified territory).

349. しかしながら、商標については、特許にかんする法的側面とは異なる、この解説において特別に取り扱う必要のある、いくつかの法的側面がある。

### 3. 商標を使用する権利を付与する手段

350. 商標を使用する権利を付与する手段またはメカニズムは、多少注意してこれを検討する必要がある。若干の国においては、法律が、商標をライセンスすることを認め、必要な文書の審査および所定の要件のもとでの認可を条件とする、または条件としない、ライセンスの登録について定める。

351. ライセンスについて規定がないばあいには、当事者は、所有者が国内で商標を登録し、この登録を使用者に譲渡し、かつ、日付を記載しない契約書によってこれを所有者に再譲渡するか、または、反対に、使用者が商標を登録して、その登録を所有者に譲渡する便法をとることができる。<sup>(183)</sup>一定の国の工業所有権にかんする法律のもとでは、商標を使用する企業の全部または一部の移転をとらなわなにかぎり、商標の譲渡は許されない。代替的手段として、所有者は、使用者を所有者のサブコントラクターに任命し、同時に、所有者の単独販売代理店に任命することができる。

352. これとの関連において、若干の国の外国商標の使用を規制する法律に注意しなければならない。国によっては、このような規定は技術移転を規制する法律のなかに見られる。これらの法律は、商標を使用もしくは実施する権利またはライセンスを排他的に取得する契約を政府に提出してその認可をうけることを要求する。このような契約は、ライセンサーまたはライセンシーが一定の約束をしないかぎり、たとえば、ライセンシーは代替的内国商標を開発しなければならないこと、ライセンサーは国内市場において外国商標の自由な使用を許可すること、または、ライセンサーは商標を付した製品を他の国へ輸出するライセンスを与え、かつ、この商標の使用について支払うべきロイヤルティは商標を付した製品を輸出してえた外貨収益の一定割合とすることを定めなにかぎり、認可されない。(結合商標および連合商標については、第357項を見よ。)

### 4. 商標を使用する形式および方法

353. 若干の国の商標法のもとでは、商標を付した製品を製造し販売するように、登録商標の所有者が商標を使用することを効力存続の要件としている。このような法律のもとでは、ライセンシーによる商標の使用は、登録所有者による使用とみなされる。したがって、ライセンサーが、商標ライセンスに、ライセンシーはその国において商標をたんに宣伝のためだけに使用してはならない(通常は十分な使用とはみなされないからである)、ライセンシーはその国において商標のもとに製品を販売しなければならないという趣旨の規定を設けようとするのは、驚くべきことではない。

354. さらに、ライセンサーは、商標の文字の書体、形式、大きさおよび色彩ならびに製品に付す場所<sup>(184)</sup>は

(183) 使用者の地域における登録

Where it is or becomes advisable for an application to be made for the registration of the Trademark in (specified territory), the (User) will render all reasonable assistance to the (Owner) in connection therewith. Should it be desirable that any such application should be made in the name of the (User), such application shall be made by the (User) at the expense of the (Owner). Any registration so obtained shall be promptly assigned to the (Owner).

(184) 商標使用の条件

The Licensee shall use the Trademark precisely as spelt or drawn by the Licensor and shall observe any reasonable directions given by the Licensor as to the color and size of the representation of the Trademark and the manner and disposition thereof on the Product or its containers.

かりでなく、商標の使用が所有者の許諾を「えて」またはその「もとに」なされていることを表示すべきことを定めるように、製品にまたはそれに関連して商標を使用する方法を規定しようと欲するであろう（第362項および第363項を見よ）。

355. これに関連して、外国の所有者の名において登録された商標については、その商標に使用されている語を自国の国語に翻訳しなければ使用してはならないと定める若干の国の商標のライセンスを規制する法律に注意しなければならない。また、これらの国のなかのいくつかの国の法律のもとでは、ノウ・ハウ契約のなかに技術および役務を供給する条件として外国の商標または宣伝スローガンの使用を義務づける規定を設けるときは、認可されない。これらの国のなかの他のいくつかの国の法律のもとでは、外国との提携契約にもとづいて製造された製品に外国商標を付すことは、その製品が国内市場に向けられているばあいには許されず、輸出市場に向けられているばあいにはのみ許容される。

## 5. 連合商標および結合商標

356. ライセンシーまたは技術受領者は、共通の特徴を有する多数の異なる商標（「連合商標」(associated trademarks)）を使用することを欲することがある。これらの商標のあいだの相違は、使用目的に応じて異なる製品の組成上のわずかなヴァリエーションを示すものである。同様に、ライセンシーは、自分の商標をライセンサーの商標とともに使用することを欲することがある（「結合商標」(combined trademarks)）。このようなばあいに、当事者は、ライセンスに、連合商標または結合商標の使用について、およびいずれかの当事者がこのような商標の登録をうけるためにとるべき手段について、適切な規定を設けるべきである。<sup>(185)</sup>

357. 若干の国の商標のライセンスを規制する法律は、ライセンスに、ライセンシーは、適当と考えるときは、自分自身の商標または宣伝スローガンを自分がライセンスをうけた商標または宣伝スローガンとともに、または、ライセンスの目的とする商標または宣伝スローガンによって識別される製品または役務以外の製品を製造もしくは販売し、または役務を提供するときは、別個に使用する選択権を有するという趣旨の規定を設けなければならないと定めていることに注意すべきである。少なくとも他の1国においては、法律が、最初に外国で登録された商標、または外国の自然人もしくは法人が所有する商標の使用にかんするライセンスには、その商標を、最初に自国で登録され、かつライセンシーの財産である商標とともに使用しなければならないという義務を定めることを要求する。さらに、この法律のもとでは、二つの商標を結合して使用する義務は一定の期間内に履行しなければならないとされ、また、これら二つの商標を使用する方法およびその他の条件が定められている。

(185) 連合および結合商標

The Licensee shall have the right to use the Trademark owned by the Licensor in connection with the Product (in combination or in association with its own trademark), provided the form and method of use shall be decided upon in advance by agreement between the Licensor and the Licensee.

## 6. 外国商標の使用

358. 第352項および第357項で述べた法律は、国内で登録されているが、外国のものであり、外国で最初に使用または登録された商標のライセンスから生ずる一定の濫用を是正することを意図するものである。このような外国商標のライセンサーは、開発途上国の市場へ浸透するために、自分の企業のグッドウィルおよびその事業に関連する商標の威信を利用することができる。ライセンサーは、商標を国内で登録し、国内の企業にそれを使用するライセンスを与え、その商標を付した製品の実質的な市場の拡大に十分な期間その使用を許容し、その後さらに、既存のライセンシーのためにライセンスを更新することを拒絶することができる。そのライセンシーは、しばしば、生産および販売の施設に実質的な投資を行ない、その後、ライセンスの期間が終了する時に、そのライセンスが更新されないことを知る。ライセンサーは、ライセンシーの国に直接輸出を行ない、完全に所有もしくは支配する企業をつうじて事業活動を行ない、または、その国の他の企業に商標を使用するライセンスを与えることができる。したがって、ライセンスの期間中に内国商標を当該外国商標とともに使用しているばあいには、外国商標の撤回から生ずる損失をある程度軽減することができる。とくに、内国商標自体が、製品の品質およびライセンシーによる製造との関連において一定の名声および地位を確立しているときは、そうである。

## 7. 品質管理

359. 第348項で指摘したように、ライセンスされた商標を付した製品の品質の問題は、J 節第335項から第344項において検討する。

### L. マーケティング段階にかんするその他の側面

(特許表示およびライセンスにもとづく製造の表示；製品ラベリングおよび販売促進活動；流通経路；価格および他の再販売条件；ライセンサーもしくは技術供給者または第三者が海外で製造した製品の輸入)

#### 1. 特許表示およびライセンスにもとづく製造の表示

360. 若干の国の特許法は、特許または特許出願にかかる発明の目的物である製品に付与された特許または特許出願の番号を表示することを要求する。このような「特許表示」条項は、特許所有者の権利を通告することを目的とするものである。同様の規定は、他の種類の工業所有権法、たとえば工業的意匠の保護、原産地名、原産表示およびその他の商業的名称の保護にかんする法律にも見られる。

361. 前項に述べたことから、特許ライセンスの当事者は、特許表示の問題について規定を設けることを欲するであろう。<sup>(186)</sup> また、特許権者であるライセンサーは、製品における特許表示の場所を指定しようとするであろう。<sup>(187)</sup>

(186) 表示；補償

The Licensee shall indemnify the Licensor against any contravention of local laws relating to the marking of the Product made according to the Patent or the Industrial Design or sold under the Trademark licensed hereunder.

(187) 製品の表示

The Licensee shall, when and as requested in writing by the Licensor, mark the Product, where appropriate, with patent numbers and indications of source of manufacture.

362. 製造される製品が特許発明または特許プロセスにかかるものでないばあいには、また、そうであるばあいであっても、製品にそれが「ライセンスにもとづいて製造された」ことの表示とそれにつづけてライセンサーの名称とを、または同様の趣旨の文言を表示すべきであるかどうかの問題となる。<sup>(188)</sup><sup>(189)</sup>このような表示は、ライセンシーまたは技術受領者にとって、製品のマーケティングにおいて役に立つ。そのような表示は、商品の製造において使用した技術の出所を確認させるとともに、製品の販売促進のための宣伝および広報活動においてライセンサーまたは技術供給側の名声およびグッドウィルを利用することを可能にするからである。

363. 特許または商標のライセンスをとらなわれない技術移転取引にかんする契約に、製品が「ライセンスにもとづいて製造された」ことを意味する規定、または、工業所有権に言及する同様の意味の他の言葉による規定を設けることを認めない若干の国の法律に注意しなければならない。

## 2. 製品ラベリングおよび販売促進活動

364. 特許表示およびライセンサーからのライセンスにもとづいて、または、技術供給者との取決めにもとづいて製造したことを製品に表示することとは別に、当事者は、種々の宣伝もしくは広報活動または製品の販売促進のための他の手段を、どの程度共同して行なうべきかを考慮しなければならない。

365. ライセンサーの商標を付すべき製品のばあいには、製品ラベリングならびに説明書、フォルダー、カタログ、ブロック、カットおよび他の販売促進資料を含む適切な宣伝方法を考案するための協力、ならびに販売促進費用の分担についての取決めは、通常、これを商標ライセンスの規定に定める。<sup>(190)</sup>

366. その他のばあいには、製品ラベリングおよび製品の販売促進活動は、技術移転取引の当事者が交渉において考慮すべきマーケティングおよび商業役務および援助にかんする問題である。

## 3. 流通経路

367. ライセンサーまたは技術供給者が海外で開発した流通経路をライセンシーまたは技術受領者に利用させることは、とくにライセンシーまたは技術受領者の生産能力が国内需要を超えることを意図され、または、実際にを超えるばあいには、技術移転取引の両方の当事者にとって有利である。

368. とくに国内生産が原料、中間製品またはコンポーネントからなるばあいには潜在的購入者でもあるライセンサーまたは技術供給者のマーケティング技能および財源は、ライセンシーまたは技術受領者の製品の輸出を拡大する努力をかなり補完することができる。同時に、ライセンシーまたは技術受領者の輸出生産は、ライセンサーまたは技術供給者にとって、他の地域の製品需要に応ずるための供給源を確保することになる。

(188) ライセンスにもとづく製造、使用または販売の表示

The Licensee may use the term "licensed by (specified name of the Licensor)" or its equivalent on or in connection with the manufacture, use, sale or other disposition of the Product in the manner and to the extent and on the conditions authorized and approved by the Licensor.

(189) 後出注 (190) も見よ。

(190) 宣伝およびその他の販売促進資料

Each of the Parties hereto agrees to cooperate in the devising of appropriate advertisements, in the exchange of printing blocks and other items where they meet local requirements. Material supplied shall be invoiced at cost plus freight. Such advertisements shall from time to time carry statements making clear the Licensor is the proprietor and that the Licensee is the licensee of the Trademark.

369. ライセンシーまたは技術受領者とライセンサーまたは技術供給者とのあいだの輸出取決めは、いろいろな形態をとることができる。前者は後者を輸出のための製品の排他的ディストリビューターに任命し、後者に全輸出製品を販売することを約束することができる。また、前者は、後者に、輸出製品の全部または一部を購入する選択権を与えることができる。あるいはまた、後者は、前者が要求すれば、輸出製品の全部または一部を販売することを約束することができる。<sup>(191)</sup>

370. ライセンシーまたは技術受領者の輸出製品を供給または購入するこのような排他的ディストリビューター契約またはオプション契約には、輸出販売の地域を指定し、輸出に供する製品の生産数量を決定し、製品を販売する価格を設定し、または、輸出販売のその他の条件を定める規定を設けることができる。<sup>(192)</sup>

371. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約で、ライセンシーまたは技術受領者に製品をライセンサーもしくは技術供給者または特定の第三者に排他的に販売すること、ライセンサーまたは技術供給者と自国の地域における排他的販売または代表契約を締結すること、または、ライセンサーまたは技術供給者にライセンシーまたは技術受領者の製品の全部または一部を購入する選択権を与えることを要求する規定を設けるものを認可しないと定める若干の国の技術移転を規制する法律に注意しなければならない。ある国のこのような法律のもとでは、ライセンシーまたは技術受領者がライセンサーまたは技術供給者に製品の全部または一部を販売することを約束するライセンスまたは契約は、その製品の価格が国際市場に支配する価格よりも低くないときは許可される。

372. ライセンシーまたは技術受領者が製造した製品を供給または購入する排他的ディストリビューター契約またはオプション契約のその他の側面は、この解説の他の場所で扱う。これらのなかには、販売地域の指定（D節4、第161項から第164項を見よ）、その地域の排他性または非排他性（D節5第165項から第185項を見よ）、生産量（J節6第343項および第344項）および価格またはその他の販売の条件（L節4第373項および第374項を見よ）にかんする事項がある。

#### 4. 価格およびその他の再販売条件

373. いくつかの技術移転取引においては、当事者は、ライセンシーまたは技術受領者が製造する製品を第三者に販売する条件をまえもって規定しようとすることがある。このような条件には、価格のほかに、とくに製品にライセンサーまたは技術供給者の商標を付すべきばあいには、各当事者が第三者に与えるべき製品の品質についての保証、ならびに、修理、メンテナンスおよびオペレーションを含むアフター・セールス・サービスについての取決めを含めることができる。

(191) ライセンシーの要求にもとづくライセンサーによる製品のマーケティング

The Licensor agrees to use its best efforts to market the Product, if requested by the Licensee, in (specified territory), at such prices, not lower than those prevailing on the international market, and upon such other terms and conditions as may be agreed upon between the Licensor and the Licensee.

(192) ライセンサーによるマーケティング：ライセンシーがより有利な価格で販売することができるばあい

In the event that the Licensor is requested to market the Product and if a more favorable price is available to the Licensee for the Product, then the Licensee shall so advise the Licensor. The Licensor shall notify the Licensee regarding the Licensor's intention to meet the more favorable price. In the absence of such notice, the Licensee shall market the said Product. As long as the Licensee is marketing the Product referred to above, it shall account to the Licensor on the basis of the more favorable price.

374. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の規定が、卸売業者もしくは小売業者またはライセンサーもしくは技術供給者が支払うべき製品の再販売価格を定めるとき、または、第三者に同等の物品の販売について異なる条件を適用して競争的地位を害するときは効力を認めない若干の国の制限的取引慣行または技術移転を規制する法律に注意しなければならない。

#### 5. ライセンサーもしくは技術供給者または第三者が外国で製造した製品の輸入

375. 一定の期間、国内で製造される製品を受け入れるために、国内市場を準備する必要があることがある。とくに、生産を開始するまえにおいては、製品の存在を消費者に知らせ、または、製品の需要を作り出すことさえ必要となる。さらに、輸入によって類似の商品を国内で入手することが可能なばあいには、消費者の好みを競争商品から問題の製品の受入れへと転換させる努力をする必要がある。製品それ自体が国内で入手不可能のばあいには、外国で製造した製品を輸入しなければならず、また、国内生産が国内需要に応ずるに十分な段階を判定しなければならない。

376. このような事情のもとで、技術移転取引の当事者は、ライセンサーまたは技術供給者に、ライセンサーまたは技術受領者の要求により、自分が海外で製造した製品の十分な数量を、国内生産が国内需要に十分応ずることができるようになるまで供給する義務を負わせるか否かを考えなければならない。さらに、当事者は、ひとたび国内生産が国内需要に応ずることができるようになったときは、ライセンサーもしくは技術供給者、他のライセンサーもしくは技術受領者または第三者が他の国で製造した同一の製品が、国内で製造した製品の販売を害し、または害する恐れがあるほどの数量または価格で輸入されないようにするための手段を考えなければならない。

377. ライセンサーまたは技術受領者が完全操業を始めるまでのあいだ国内需要に応ずるために製品を供給する問題については、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約のなかに、ライセンサーまたは技術供給者に、ライセンサーまたは技術受領者が指定する数量の海外で製造された製品を後者が指定する時期に後者に供給する義務を課す規定を設けると、生産およびマーケティングの最初の段階において、有用であろう。このような製品の輸入は、ライセンサーまたは技術受領者が製品の国内需要を最大限に利用する手段となるからである。

378. 他方において、海外で製造された同一または類似の製品の輸入による国内で製造された製品との競争を排除する措置は、考案または実施することがさらに困難であり、また、ばあいによっては、工業所有権、不正競争または技術移転にかんする法律のもとで効力を認められないことがある。

379. たとえば、A国のライセンサーまたは技術受領者と締結された工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の目的である製品が、B国においてライセンサーまたは技術供給者（B国における他のライセンサーまたは技術受領者と区別される）によって製造されるばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、その製品をA国に輸入してA国においてライセンサーまたは技術受領者と競争してはならないというライセンスまたは契約の規定は、A国において間違いなく効力を認められるであろう。工業所有権ライセンスにおけるこのような規定は、当該ライセンスを排他的なものとし、かつ、このようなライセンスを与える権限は、通常、特許の付与によって与えられる権利または商標もしくは工業的意匠に与えられる保護の範囲内にあるものとみなされる。さらに、技術供給者が技術受領者と競争しないことを約束する技術移転契約の規定も、また、制限的取引慣行

または技術移転を規制する若干の国の法律のもとで有効とされる。

380. 以上のようなばあいと区別しなければならないのは、ライセンサーまたは技術供給者によってではなく、B国における他のライセンシーまたは技術受領者によって海外で製造され、かつ、そのライセンシーまたは技術受領者がA国に輸出しようとするばあい、または、その製品がライセンサーもしくは技術供給者と無関係の第三者によって、A国へ輸入して販売するため、B国において製造または購入されるばあいである。

381. ライセンサーまたは技術供給者がB国においてライセンシーまたは技術受領者が製造した製品のB国からの輸出をコントロールしようとするときに生ずる問題は、この解説の他の節において考察した（D節5：地域の排他性および非排他性、第165項から第185項）。

382. B国において製造販売された製品のA国への輸入および同国における販売をコントロールするためにA国においてとる措置については、その製品に商標が付されているか否か、および、付されているときは、その商標はA国において製造販売される製品に付される商標と同一または類似のものであるか否か、ならびに、A国において工業所有権法により商標所有者および特許の所有者に与えられる保護の範囲、に多く依存する。

383. A国において製造される製品とB国において製造される製品に、それぞれの国において同一人が所有しているか否かを問わず同一の商標が付されているばあい、または、それらの製品に類似の商標が付されているばあいには、ライセンシーまたは技術受領者は、B国において製造された製品の輸入を、A国で認められる商標の侵害であると主張して、または、B国で製造された製品がA国で製造販売される製品についてライセンサーまたは技術供給者が設定した品質基準に合致しないこと、または、輸入製品に付される商標がA国における公衆にとって混同を生じさせることを理由として不正競争にかんする法律を援用して、阻止することが可能であろう。

384. B国から輸入される製品に商標が付されていないばあい、または、A国において製造される製品に付される商標と同一もしくは類似のまたは異なる商標が付されているが、商標または不正競争にかんする法律が救済を定めていないばあいには、A国のライセンシーまたは技術受領者は、A国の特許法のもとでライセンサーまたは技術供給者すなわち特許権者（したがって、ライセンシーまたは技術受領者）がもっている権利を援用して、A国で付与された特許の目的物である発明にかかる、またはそのようなプロセスによって他の国で製造された製品のA国への輸入を阻止することができよう。大多数の国の特許法のもとでは、特許の付与は、特許権者（したがって、ライセンシー）にその特許にかかる製品の自国への輸入を排除する権利を与える。議論の余地がないではないが、この輸入を排除する権利は、B国で付与された対応する特許の目的物である発明を取り入れた、またはそのようなプロセスによって製造された外国、たとえばB国、で製造販売された製品にも及ぶ。とくに、A国で付与された特許がA国において実施されていることが立証されるばあいに、そうである。

385. しかしながら、共同市場を形成する地域的経済共同体に所属する諸国にとって、輸入を排除する権利は、共同市場内における商品の自由な移動の原則の適用によって、共同体のいずれかの加盟国において市場にだされた製品には及ばないことがある。

386. 以上のことから、当事者にとっては、ライセンスまたは契約に、ライセンサーまたは技術供給者は、ラ

イセンサーまたは技術受領者の要求により、自分の権限の範囲内で、ライセンスイセンサーまたは技術受領者が製造する製品と競争する可能性のある海外で製造された製品の輸入を排除する措置をとることを約束する規定を設けると有益である。

387. しかしながら、多くのばあい、工業所有権の範囲の外にある要因が、ある国から他の国への輸入の貿易条件を規制する役割を演ずる。たとえば、製品の競争価格、輸入関税、外国為替管理または外国で製造された製品に依存するまえに国内で製造された製品を購入させることを目的とするその他の規制がある。

## M. 経営役務

(経営役務の種類；技術移転を規制する法律が定める経営の方法)

388. ライセンサーまたは技術供給者がライセンスイセンサーまたは技術受領者に提供する経営役務の種類については、技術移転取引に含めることができる種々の技術役務および援助を扱う節において説明した（H節6第313項および第314項を見よ）。

389. この解説の目的は、技術移転取引の当事者が考慮すべき経営方法の種類に関係する若干の国の技術移転を規制する法律に注意を向けさせることにある。これらの法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約は、ライセンスイセンサーまたは技術供給者にライセンスイセンサーまたは技術受領者の経営をコントロールしまたはこれに介入することを可能にさせる規定や、ライセンスイセンサーまたは技術受領者にライセンスイセンサーまたは技術供給者が指定する要員を常時使用するよう要求する規定を含むときは、認可されない。

## N. 補償；対価；価格；報酬；ロイヤルティ；フィー

(総説；概念および用語；一括支払い；ロイヤルティ：生産数量、販売——総販売価格、純販売価格およびその算定に用いる特定の項目、公正市場価格、販売および送金の時期——または利益を基準とするもの、最低ロイヤルティ、漸減ロイヤルティ、ロイヤルティ算定基準の選択、ロイヤルティと比較した一括支払い、一括支払いとロイヤルティの組合せ、「税額除外」または「税額控除後」ロイヤルティ支払い；特許もしくは商標ライセンスまたは技術ノウ・ハウ契約に関連する技術役務および援助に対するフィー——訓練の費用、技術専門家、資本財にかんする技術役務；経営、企画、研究および開発の役務のフィー；間接的および非金銭的補償または費用：関連事業からの所得、資本参加の利益配当および価値増大、一括支払いまたはロイヤルティの資本化、費用転換または分担方法、技術情報のフィード・バック、技術的進歩における権利、市場データの取得、ライセンスイセンサーまたは技術受領者の費用削減および節約；工業所有権または技術の価格または費用の最高限度額；技術の個々の要素についての個別価格)

### 1. 総説

390. 技術移転者となる者と潜在的被移転者とが交渉しなければならないもっとも重大で複雑な問題の一つは、直接にまたはライセンスによって取得する工業所有権および移転される技術の「価格」(price)または「費用」(cost)である。

391. 「価格」または「費用」は、工業所有権および技術の性質ならびに両当事者の相対的な取引上の力を含む多くの要因に依存する。技術移転者となる者は、通常、特定の技術の価値または必要性、入手可能な代替技術、技術的進歩の予想ならびに潜在的被移転者の生産見込みおよび収益性について、注意ぶかく評価をする。

技術移転者となる者は、また、生産およびそれによる他の潜在的ライセンシーまたは技術受領者の生産およびそれからの所得について詳細な計画を立てる。

392. 潜在的技術被移転者は、特定の技術およびその技術における進歩の対価として支払おうとする総金額を、一定の期間にわたるその企業の収益性と対応させて査定する。また、そのような支払総金額を代替技術の費用または同様の取引についてなす支払いとの関連において評価する。

393. これらの価格および費用の要素の経済的側面の分析は、このガイドの範囲を越えるものである。しかしながら、この問題については、潜在的技術被移転者の取引上の地位に関連する一定の法的側面がある。これらは、このガイドにおいて指摘することができる。これらは、主として、工業所有権の移転または利用および技術の取得に対する種々の可能な支払形式、これらの形式の相違、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約においてこれらの形式をどのように表現するか、ならびに、適用される法律、とくに若干の国の技術移転を規制する法律、のもとでこれらの形式にどのような法的効果が与えられるか、にかんするものである。

394. このコンテキストにおいて、まずはじめに、若干の国の技術移転を規制する法律が、技術の価格および費用の要素に関連する種々の側面を扱うことに注意しなければならない。これらの側面のなかには、技術移転取引の種々の要素について個別的な価格づけ、支払いの段階および形式、支払いをなすべき期間、ならびに技術被移転者と技術移転者が特別の関係にあるばあいに前者が後者に対してなす支払いの効果がある。これらの側面は、その他の側面とともに、この解説で扱う。

## 2. 概念および用語

395. 工業所有権または技術の「価格」または「費用」の検討に内在する困難な問題の一つは、「価格」または「費用」の概念自体およびその要素を記述するために使用する用語の選択である。

396. これらの工業所有権または技術についてライセンサーまたは技術供給者が受け取るもの、およびライセンシーまたは技術受領者が与えるものは、直接の金銭的意味で考察し、または、表現することができる。したがって、技術移転者となる者が受領するものは「補償」(compensation)、「対価」(consideration)、「所得」(income)、「価格」(price)、「報酬」(remuneration)または「見返り」(return)と呼ばれ、潜在的被移転者が支払うものは「支払い」(payments)、「ロイヤルティ」(royalties)、「フィー」(fees)、「役務料」(service charges)、「コミッション」(commissions)または「費用」(costs)と呼ばれる。これらは、もっともよく用いられる表現であるが、ライセンサーまたは技術供給者との関係や、ライセンシーまたは技術受領者との関係において、この項で述べるのとかならずしも同じ意味または同じ方法では使用されない。

397. さらに、工業所有権または技術の「価格」または「費用」は、ライセンスまたは契約のなかで表現されない金銭的または非金銭的な性質の他の要因の影響をうけることがある。これらは、ライセンサーまたは技術供給かライセンシーまたは技術受領者のどちらかの所得または費用となるものである。

398. つぎの項においては、工業所有権ライセンスまたは契約の規定に表現される種々の形式の直接の金銭的補償を詳細に検討する。そのあとで、技術移転取引の当事者のいずれか一方の所得または支出を間接的に招くいろいろな措置または慣行について、かんたんに述べる。

## 3. 直接の金銭的補償：一括支払い；ロイヤルティ；フィー

399. 工業所有権または技術に対する直接の金銭的補償は、いろいろ異なる方式によってなすことができる：

- (a) 「一括支払い」 (lump-sum payment) — あらかじめ算定した金額を一時にまたは分割して支払うもの；
- (b) 「ロイヤルティ」 — あとで算定して継続的に支払うもので、その金額は経済的利用または結果（生産単位、役務単位、製品の販売、利益）によって決定される；(c) 「フィー」 — 技術的または職業的専門家によってなされる役務および援助に対する補償で、一定金額とするか、または、人数および役務の期間ごとに算定される。この解説においては、「報酬」の語を、これら三つの形式の1または2以上を指すために使用する。

400. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約においては、これら三つの方式の報酬を組み合わせることができる。<sup>(193)(194)(195)(196)</sup>あるばあいには、ロイヤルティ制度の代りに一括支払いの方式だけがとられるが、<sup>(197)</sup>他

## (193) 報酬：特許ライセンス（例1）

In consideration of the Patent License granted hereunder by the Licensor to the Licensee, the Licensee agrees to:

- (i) pay the Licensor a lump-sum amounting to (amount and designation of currency) within (number in words) (number in figures) days after validation of this Agreement by the competent Government Authorities of (specified country);
- (ii) pay to the Licensor during the term of this License or for the duration of the Patents, whichever is earlier, royalties in the amount of [figures] % of the net selling price of the Product manufactured and sold in the Exclusive Territory for manufacture and sale by the Licensee and sold or otherwise disposed of in the Non-Exclusive Territory for sale to the extent to which, upon manufacture, the Product includes any invention claimed by the Patents or if, and to the extent to which, such Product includes or employs, when sold or otherwise disposed of, any invention claimed by any of the Patents.

## (194) 報酬：特許ライセンス（例2）

(a) In respect of the use by the Licensee of the Patents specified in the Patent Portfolio set forth in Schedule No. . . . , the Licensee agrees to pay to the Licensor during the term of this License or for the duration of the Patents, whichever is earlier, a sum representing either

- (i) for the right to use any or all of the said Patents (whether used in fact or not), a flat rate representing (specified) percent of the aggregated Net Sales Price of the Product sold in (specified territory);
  - (ii) for the right to use selected groups of Patents during the time that in respect of each group there is a valid Patent subsisting and being used by the Licensee, including improvement patents, the separate rates for each such group as shown against the groups in Schedule No. . . . in respect of existing patents (and without increasing the rate for any group on account of an improvement patent being added) and applying the resultant percentage to the aggregated Net Sales Price of the Product sold in (specified territory).
- (b) The selection of either of the rates provided for in (i) and (ii) above shall be at the option of the Licensee.
- (c) The Licensee has, for ease of accountancy, requested the Licensor to grant the patent license at a flat rate for all the rights to the Patents notwithstanding that the Licensee may not be at all times using or exercising all such rights.

(d) The Licensee reserves the right to convert such flat rate payment into an obligation to pay at separate rates for each group of Patents according to the grouping shown in Schedule No. . . . , in each case for the duration of the Patents in each group respectively, and at a separate rate for the use of each group, according to actual use.

(e) The Licensee, if paying at the flat rate, shall be entitled to call for a list of all rates not already shown in Schedule No. . . . After receipt of the said group use rates the Licensee may opt for the aggregate rate of the sum of the group rates of selected patent groups listed by the Licensee in place of the flat rate provided he gives the Licensor (sixty (60)) days' notice in writing to expire on a quarter day of his intention to pay selected rates as from the expiration of the notice in place of the flat rate; and if paying at separate group rates he may give (sixty (60)) days' notice in writing to expire on a quarter day of his intention to pay at the flat rate.

## (195) 報酬：特許ライセンスに関連する技術情報

In consideration of the Technical Information furnished by the Licensor to the Licensee hereunder, the Licensee shall compensate the Licensor by paying to it for a period of (specified) or for the duration of the Patent License, whichever is earlier, the following amount:

- (1) the sum of (specified amount in words and in figures) within (sixty (60)) days after the effective date of this Agreement; and
- (2) royalties of (specified) percent (. . . %) of the Net Selling Price of each Product manufactured and sold, leased or otherwise disposed of by the Licensee.

## (196) 報酬：商標ライセンス

In consideration of the Trademark License granted hereunder, and:

- (a) in respect of the provision of information and materials for the imparting of a full knowledge of the Standard of Quality, the Licensee shall pay to the Licensor a sum of (amount in figures and words);
- (b) in respect of the provision of Technical Services and Assistance by engineers, specialists or experts of the Licensor to instruct personnel of the Licensee in the methods of the Licensor in achieving the Standard of Quality, the Licensee shall pay to the Licensor a sum sufficient to cover the relevant proportion of their salaries and other usual benefits paid to or

のばあいには、ライセンシーまたは技術受領者にいずれかの方式のロイヤルティの代りに一括支払いを選択させるばあいのように、なんらかの方法で二つの方式が組み合わされる。<sup>(198)</sup> またあるばあいには、ライセンシーまたは技術受領者に、販売ではなく生産単位を基準としてロイヤルティを支払う方式を選択する機会が与えられる。技術役務および援助のフィーは、まえもって定めるか、<sup>(199)</sup> または、供与するたびに交渉する<sup>(200)</sup>方法で、別個に定めることができる（第464項から第481項を見よ）。

401. しかしながら、あとでもっと詳細に述べるように、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、種々の権利または技術の要素は、それぞれ別個に価格を付し、または評価し、また、さらに、別個のライセンスまたは契約の目的としなければならないことに注意すべきである。

#### a. 一括支払い

402. 工業所有権の移転または譲渡のばあいには、工業所有権の移転または譲渡のときに、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約のばあいには、ライセンスもしくは契約の締結のときに、または、その後間もなく、もしくはしばらくして一括した金額を、1回でまたは分割して支払うことができる。後者は、たとえばライセ

received by such skilled persons having regard to the working time spent by them in such instructions and any travel, subsistence and other expenses where any such skilled person is required to travel to the facilities of the Licensee;

(c) in respect of the supervision of the Standard of Quality and inspection and testing of samples and of methods of manufacture, storage and packing, the Licensee shall pay to the Licensor during the term of this License or for the duration of the registration of the Trademark, whichever is earlier, [a sum of (amount in figures and words) per annum] [(specified) percent (...%) of the Net Selling Price of the Product sold by the Licensee in (specified territory)].

(197) 報酬：一括支払い

In consideration of the grant of the Industrial Property License, the supply of the Know-How and Technical Information and the provision of Technical Services and Assistance as well as of their respective covenants, the Parties hereto agree on the amount of (sum in figures and words) consisting of the following:

(i) Industrial Property License	_____
(ii) Know-How	_____
(iii) Technical Information	_____
(iv) Technical Services and Assistance	_____
Total	_____

(198) 報酬：ロイヤルティに代る一括支払い

(a) In lieu of paying the royalties pursuant to Article . (前出注 (193), (194), (195), (196) を見よ.);, the Licensee, by so notifying the Licensor in writing [at any time] [prior to (specified date, e.g., the Start-Up-Date of the Plant)] may elect to acquire a fully paid license to manufacture an unlimited amount of the Product by a cash royalty payment of (specified amount in words and figures). This payment may be made in (specified number) instalments.

(b) The Licensee shall be entitled to a credit, applicable towards payments for the fully-paid license to manufacture in respect of each year (or fraction of a year) for which running royalties shall have been paid pursuant to Article . (前出注 (193) (194), (195), (196) を見よ.), in an amount equal to (specified) percent (...%) of the running royalties previously paid for such year (or fraction of a year).

(199) 報酬：ライセンシーによる純販売価格でなく生産単位を基準としてロイヤルティを算定する方法の選択

In lieu of paying the royalties pursuant to Article . (前出注 (193), (194), (195), (196) を見よ.), in terms of a (specified figure) % of the net selling price of the Product, the Licensee, by notifying the Licensor in writing [at any time] [prior to (specified date)], may elect to pay for (specified period) to be determined by the Licensor and the Licensee, as royalties, [the sum of (stated figure)] [a sum to be agreed upon between the Licensor and Licensee] per Product manufactured and sold as indicated in the said Article.

(200) 報酬：技術役務および援助

(a) In consideration of the Technical Services and Assistance provided under this Agreement, the Transferee agrees to pay the Transferor, in accordance with the terms and conditions of this Agreement, and subject to adjustments in such sum as provided for in the General Conditions hereof, the Basic Technical Services and Assistance Agreement Price of (amount in words and figures), which sum more particularly is composed for the various items of the work as follows:

(i) Training services performed in (country of the Transferor)	_____
(ii) Training services performed in (country of the Transferee)	_____
(iii) Engineering services performed in (country of the Transferor)	_____
(iv) Engineering services performed in (specified country of the Transferee)	_____
(v) Installation and testing services performed in (specified country of the Transferee)	_____
(vi) Management services	_____
Total	_____

(b) The Basic Technical Services and Assistance Agreement Price shall include an amount satisfactory to pay all wage rates and fringe benefits applicable on the date of signature of this Agreement; provided that, if after such date, any such rate or benefit is increased, or any benefit is added, the Basic Technical Services and Assistance Agreement Price shall be correspondingly increased.

ンスまたは契約の締結、一定の技術情報の提供等の一定のできごとと関連させて、づらすことができる。

403. 一括支払いは、しばしば、売買によると譲渡によるとを問わず工業所有権を即時に取得するためばかりでなく、工業所有権のライセンスまたはノウ・ハウの移転のばあいには、技術を一時に移転することができ、かつ、ライセンシーまたは技術受領者が容易かつ十分にそれを吸収することができる時になされる。このような支払いは、あまり複雑でない技術にかんする権利およびノウ・ハウの移転のためになされる。ライセンシーまたは技術被移転者の観点からは、ライセンサーまたは技術供給者が技術的進歩にかんする技術情報を継続して供給すること、あるいは、ライセンシーまたは技術受領者を援助するため製品のマーケティングまたは技術役務および援助をなすことを要求されないときは、きわめて適切である。たとえば、一括支払いは、特許製品、特許プロセスあるいはライセンシーまたは技術受領者が一定の製品を製造し販売することを可能にさせるほど十分な一組の図面、仕様書またはその他の技術情報を取得するためになされる。

404. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとで、工業所有権または技術を取得するため一括支払いの方式をとるには、一定の条件に服する。このような法律のなかの一つは、特定の政府機関の認可を条件として、一括支払いは、ライセンスまたは契約の期間中の予想販売量を基準として事前に金額が決定され、かつ、その金額がセクター、事業活動または製品について設定される最高限度額以下である時になすことができる、と規定する。このような法律の他の一つのもとでは、一括支払いは、移転または購入による特許権の取得および一定の種類技術役務および援助について許容される（第478項から第480項を見よ）。そうでなければ、特許もしくは商標のライセンス、または、消費者商品もしくは資材一般の生産または機械、イクイップメントもしくはその他の資本財の製造において実施するノウ・ハウを供給する契約のばあいには、報酬は、ロイヤルティの方式をとらなければならない。しかしながら、後者のばあいには、最初に供給される技術情報について一括の金額を定めることができるが、ロイヤルティ報酬の前払い(advance)でなければならない。

#### b. ロイヤルティ

405. まえに述べたように、ロイヤルティは、事後に算定され、継続的に支払われるもので、その金額は経済的利用または成果に応じて決定される。このガイドにおいては、「ロイヤルティ」または「ロイヤルティ支払い」という語を、このような意味において使用する（第399項を見よ）。

406. 継続的に支払う金額と経済的利用または成果とのあいだにこのような機能的関係を設定するために、ライセンスまたは契約のなかには、生産数量、当該技術を利用して製造される（または、商標ライセンスのばあいには、その商標を付して販売される）製品の販売価格、またはライセンシーもしくは技術受領者の利益を基準とする規定を設けることができる。

407. まえに指摘したように、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、ロイヤルティは、特定の種類工業所有権ライセンスまたは技術移転契約において規定することができる唯一の報酬の方式である。とくに、これらの法律は、ロイヤルティを割合または製品1単位について一定金額のどちらかによって算定し、かつ、いずれのばあいにも、販売価格について課し、もしくはこれに関連させ、または、できるときは製品の販売による利益とリンクさせることを要求する。

## (1) 生産

408. ロイヤルティは、生産の単位または数量とリンクさせ、製造する製品、重量（トンまたはキログラムあたり）もしくは数量（ガロンまたはリットルあたり）について、または、その他のなんらかのアウトプット指標（たとえば、発電の種類）に比例する一定の金額として算定することができる。

409. 製品の国内販売価格が国際販売価格に比べてきわめて高いことが予期されるばあい、価格がインフレ要因によって長期間にわたり上昇する傾向にあるばあい、製品の価格が異常な需給要因に応じて変化するばあい、または製品の価格の上昇がかならずしも技術使用の増大に応じて変化しないばあいには、とくに、ロイヤルティを、製品の販売価格を基準とするよりも、生産単位あたり一定金額として表現するほうが適切である。

410. このようにして算定されるロイヤルティは、関係する製品またはアウトプットの費用、販売または利益の増大とは独立したものである。各生産単位について、費用、価格および通貨の変動に応じて変化させない、一定の金額が支払われる。しかし、この金額を決定するにあたっては、ライセンサーまたは技術供給者に自分が供給する品目または供給する技術とは関係のない品目の価格を含めさせないように注意しなければならない（第422項を見よ）。そうでなければ、生産単位の基準尺度を正確に定義し、かつ、ライセンシーまたは技術受領者の活動不十分に対する手段を定めることがもっとも重大な問題となる。

411. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、一定の種類のリソースまたは契約には特許または商標ライセンスの目的である製品、ないし技術の実施によって生産される製品の販売価格に対して課す、または、これとの関係において算定するロイヤルティを規定しなければならず、生産量を基準として算定するロイヤルティは認められないようである。しかし、ある1国の法律のもとでは、ロイヤルティを生産単位について固定額を基準として算定する方式は、製品の国内販売価格が国際販売価格と比べて非常に高いことが予期されるばあいには許可される。

## (2) 販売

412. 販売とリンクさせたロイヤルティは、製品が実際に販売されたときのみ支払われる。この種のリンクは、通常、利益をとまなう販売と利益をとまなわない販売とを区別しない。したがって、ロイヤルティの金額を決定するさいには、ライセンシーまたは技術受領者が利益からロイヤルティを支払ったあと健全な残額をもつことができるようにするため、十分な考慮をしなければならない。

413. 「従価」(ad valorem) ロイヤルティの方法は、販売額を基準としてロイヤルティの率を決定するため、もっともよく用いられる。この方法によって、ロイヤルティの率は、たとえば、製品の販売価格のXパーセントに設定される。

414. しかしながら、高い販売量に対して低いロイヤルティの率の適用を定めることは、実際には最初に技術の価格を一定の生産数量との関連で計算した結果であることに注意しなければならない。

415. さらに、まえに指摘したように、ロイヤルティを代替的に生産単位ごとの一定額として表現する方式は、一定のばあいには、より適切である（第409項および第411項を見よ）。

416. ロイヤルティを販売とリンクさせるばあいには、ロイヤルティを算定する基準が重要となる。この基準は、総販売価格または純販売価格とされる。また一定のばあいには、公正市場価格とされることもある。

(a) 総販売価格

417. 総販売価格を基準とするロイヤルティは、会計帳簿の調査および検査によって確認することができるから、疑問の余地を残すことが少ない。ライセンサーまたは技術供給者にとってこの方式はきわめて有利であるが、ライセンシーまたは技術受領者にとっては、この方式は不利である。これは、ライセンサーまたは技術供給者が供給した技術によって製造した製品の部分の価格ばかりでなく、そうでない製品の部分の価格も基準とするからである。

418. このロイヤルティ算定方式と関連して、当事者は、「総販売価格」(gross selling price)の語を定義することが望ましい。その意味が、国によって違うからである。さらに、ライセンシーまたは技術受領者のサブライセンスによって可能にさせられた生産をロイヤルティ算定にあたって含めるべきかどうかを考えなければならない。

419. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、総販売価格は、実際に販売された製品または提供された役務のプラントの送状価格を意味するものと理解されている。しかしながら、あとで指摘するように、これらの法律は、ロイヤルティを総販売価格から一定の項目の価格またはその他の費用を控除したのちにえられる純販売価格を基準として算定することを要求する。

(b) 純販売価格

420. 純販売価格は、販売価格が技術とは関係のない項目、または、技術と関係があるがライセンサーもしくは技術供給者または第三者が供給するものであって、ライセンシーまたは技術受領者の費用支出によってすでに利益をえている品目を含むばあいにライセンシーまたは技術受領者がうける不利益を除去するために、ロイヤルティ算定の基準として用いられる。したがって、純販売価格は、販売価格から一定の項目の費用もしくはは価格または経費を差し引いたものからなる。<sup>201)</sup>販売価格からどのような項目を控除すべきかは、製品の性質、製品の販売慣行および、この点について基準を定める若干の国の技術移転を規制する法律の効果に依存する。

421. このような控除過程の明白な目的は、ライセンサーまたは技術供給者が供給した技術を利用してライセンシーまたは技術受領者が製品の製造またはプロセスの実施において付加した価値を基準としてロイヤルティを算定することである。

22. 当事者が控除について交渉し、または、控除に含めなければならない具体的な項目のなかには、つぎのようなものがある：

- (a) 包装費（製品価格の一定割合として定めることがある）；
- (b) 保険料；
- (c) 運送費（製品価格の一定割合と定めることができる）；

<sup>201)</sup> 前出注(47)を見よ。

- (d) 輸出税，関税；
- (e) 総取引高または販売税；
- (f) 通常の商事割引；
- (g) 返品；
- (h) 製品を使用する場所における設備費；
- (i) ライセンサーもしくは技術供給者，これと特別の関係にある者または第三者によって供給される原料，中間財，部品または標準購入コンポーネントを含むその他のコンポーネントの価格；
- (j) ライセンサーまたは技術供給者が供給した技術が使用されない製品部分について投入されたイクイップメントの価格；
- (k) 製品価格のうちロイヤルティを反映する部分；
- (l) 特許または商標の効力を維持するためにライセンサーまたは技術受領者が支払った料金。

423. 総生産によって，または生産単位ごとに，生産に関連してロイヤルティを設定するにあっても，同様に，上にかかげた項目の1または2以上の費用または価格について控除を認めなければならない。

424. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは，「純販売価格」の語は，第422項に掲げた項目の大部分ではないにしても多くを除外する方法で定義されている。しかしながら，これらの法律は，とくに国内で，またはライセンサーもしくは技術供給者と特別の関係にない第三者から調達したインプットの価格または価値の控除にかんするかぎり，異なる。

#### (c) 公正市場価格

425. ライセンサーまたは技術受領者が特別の関係にある第三者に不当に低い価格で製品を販売するばあいにおいて，その販売価格をロイヤルティの算定に使用するときは，ライセンサーまたは技術供給者は，不利益をうける。これを避けるため，当事者は，このようなばあいにはロイヤルティの算定は製品の公正市場価格を基準とすると定めることができる。<sup>(202)</sup>

426. そのばあい，公正市場価格は，ライセンスまたは契約のなかに，つぎに掲げるものの1または2以上による規定を設けて定義することができる：(1) 客観的価格方式，すなわち，ライセンサーもしくは技術受領者と特別の関係にない製品の買主に提示された，もしくはその買主が付した価格，このような買主に対する販売において合意された価格，またはライセンサーもしくは技術受領者またはライセンサーもしくは技術供給者と特別の関係にない当事者間でなされた販売における同等の製品の価格<sup>(203)</sup>；(2) 再販売価格方式，すなわち，ライセンサーまたは技術受領者の買主による製品の再販売にあたって付される価格で，この再販売における当該買主——売主の値上げ額を減額して調整したもの；(3) コスト・プラス値上げ額方式，すなわち，ライセンサーまたは技術受領者の製品の生産費にライセンサーまたは技術受領者の販売利益としてその費用の一定割合または定額を付加したもの。

(202) 前出注(47)および後出注(203)を見よ。また，前出注(168)および(191)と比較せよ。

(203) 販売されないがその他の方法で処分された製品の価格

In respect of any Product which is not sold loose but incorporated, or which is otherwise disposed of, the list or invoice price shall be estimated as if a normal arm's length sale to a third person had been made at the time of such disposal.

427. これとの関連において、若干の国の技術移転を規制する法律でロイヤルティ算定のために「公正市場価格」の語を定義する規定を設けてはいないが、ライセンサーまたは技術供給者からの資本財、原料または役務の購入に関連して価格決定の基準または方法として「現行国際市場価格」またはそれと同様の意味の語を用いているものに注意しなければならない（I節第330項を見よ）。これらの法律は、それによって、とくにライセンサーもしくは技術供給者またはこれと特別の関係にある第三者に対する製品の販売について、製品の販売価格にもとづくロイヤルティの算定にあたって予期すべき基準を示すことができる。

(d) 販売の時期および送金

428. **販売の時期。**販売とリンクさせたロイヤルティのばあいには、ライセンシーまたは技術受領者が「いつ」製品を販売したかについて問題が生ずる。販売活動は、通常、注文から、製造、引渡し、および代金請求をつうじて、製品の買主から支払いを受領するまでの期間にわたってなされる。この期間の長さはいろいろ異なるから、販売の時期の決定が困難なことがある。

429. 販売の時期はライセンシーまたは技術受領者の判断にゆだねることができるが、ライセンスまたは契約に販売の時期を定めることがある。たとえば、販売は、売買契約に従って製品を発送した時、または契約がないばあいには買主が製品を受領した時になされたものとみなす、と定めることができる。<sup>(204)</sup>ライセンスまたは契約の期間が満了し、またはこれが解除された時の在庫品については、通常、その製品はその時に販売されたものとみなすと規定される<sup>(205)</sup>（T節4第400項も見よ）。

430. **送金の時期。**ロイヤルティを送金する時期は、ライセンスまたは契約に明示される。通常、販売を計算する期間は、4半期、半年または1年と定められる。そうして、各期間におけるロイヤルティの総額が計算される。その期間の末日が定められ、送金は期間満了後一定の時期までに、たとえば4半期の末日である3月31日から30日または60日以内に、することを要求される（O節1第497項を見よ）。

(3) 利益

431. ロイヤルティをライセンシーまたは技術受領者の企業の利益とリンクさせるときは、その企業が製品の販売によって利益をうるまではロイヤルティの支払いはなされない。

432. 販売は、限定された利益で、または損失をともしなければならないことがある。とくに、国内の技能と市場を開発する、生産開始後の最初の数年間はそうである。しかしながら、ライセンサーまたは技術供給者は、自分がその企業の経営の責任をとり、収益の予想について満足するまでは（その典型は、合弁事業のばあいである）、あるいは、ライセンシーまたは技術受領者が、希少な原料を支配するばあいのように、非常に強い取引上の力をもっていないかぎり、このような取決めを受諾するには消極的であろう。それにもかか

(204) 製品販売の時期

A sale is considered to have been made when the Product is shipped pursuant to a contract of sale or accepted by a purchaser in the absence of a contract.

(205) 契約の期間満了または解除の時に販売されたものとみなされる製品

(a) Upon the expiration or sooner termination of this Agreement, any of the Product in stock and not sold by the Licensee

shall be deemed as sold on the day such expiration or sooner termination becomes effective.

(b) Royalties shall be payable upon all Products manufactured prior to but remaining unsold at the date of the expiration of the [designated] Patent [No. ...] and shall be calculated and paid in the manner and at times as provided in Article(s) ... (後出注 (218) および (219) を見よ)。

ならず、ライセンシーまたは技術受領者は、交渉する技術に対する支払いの合理性を査定するにあたって、予想される利益率を考慮しなければならない。

433. 「利益」の概念があいまいで、論争されやすいという事実にかんがみ、当事者は、ライセンスまたは契約においてこの語を定義し、ライセンシーまたは技術受領者の利益の決定および証明のために特別の手段を定めることが望ましい。

#### (4) 最低ロイヤルティ

434. 最低ロイヤルティの取決めは、ライセンシーまたは技術受領者が一定数量の製品を生産したか否か、または、一定の販売もしくは利益を達成したか否かとかかわりなく、一定の金額を支払わせるものである。実際の生産、販売または利益にもとづいて算定されるロイヤルティの金額よりも少ないばあいには、ライセンシーまたは技術受領者は、その差額を負担しなければならない。

435. しかしながら、最低ロイヤルティの取決めは、ライセンシーまたは技術受領者が合意された結果を達成することができないばあいに事前に定めた一定の金額を支払う約束と区別しなければならない。

436. 最低ロイヤルティの取決めは、とくに排他的ライセンスにおいてよく用いられる。ライセンサーまたは技術供給者は、他にライセンスを与えることができず、ライセンシーまたは技術受領者の生産およびマーケティング能力に依存しなければならないため保証手段を欲するからである。

437. 生産、販売または利益を基準として算定するロイヤルティが、たとえば競争製品の出現、需要の低下、または生産活動もしくは販売努力における困難といった予見不可能なできごとによって低下することがある。このようなばあいには、最低ロイヤルティの金額を注意ぶかく調査した需要予測にもとづいて決定しないかぎり、ライセンシーまたは技術受領者は支払いすぎるという不利益をうけることがある。このような結果に対して保護するには、最低ロイヤルティを、予測されるロイヤルティの一定割合を超えないように定めるか、または、実際のロイヤルティを超える一定額に限定するかの方法をとることができる。さらに、ライセンスまたは契約の最初の期間には、その後の期間に比べて低度の生産、販売または利益しかえられないことを前提として、段階的に漸増させる方式で定められることが多い。

438. さらに、最低ロイヤルティの支払いは、ロイヤルティの頭金または前払いとみなされるばあいがある。ロイヤルティの実際の支払いは、ロイヤルティの総額が頭金を超えるまで行なわれない。それまでは、たんに各支払期間についてのロイヤルティの金額の計算報告がなされるにすぎない。ロイヤルティの実際の支払いは、その総額が頭金または前払金の金額を超える支払期間から開始される。

439. 最低ロイヤルティ取決めの一部としてとることができるその他の手段には、最低ロイヤルティの金額が達成されなかったとき自動的にまたはライセンサーもしくは技術供給者の選択によってライセンスまたは契約を解除し、または排他的なものから非排他的なものに転換する方法や、最低ロイヤルティの金額が達成されたときライセンシーまたは技術受領者の選択によってライセンスまたは契約を継続する方法がある。

440. 上に指摘したように、最低ロイヤルティの取決めは、ライセンサーまたは技術供給者に一定の保証手段

を与えるものである。それはまた、ライセンサーまたは技術受領者が特許を実施し、技術を利用し、またはライセンスされた商標を付した製品を販売することを奨励するものである。しかしながら、ライセンサーまたは技術供給者がライセンサーまたは技術受領者とともに合弁事業に出資するばあいには、ライセンサーまたは技術供給者が受領する報酬は、少なくとも自分自身が一部責任を負う合弁事業の成功または失敗を直接に反映すべきものであり、したがって、最低ロイヤルティを採用すべきではないと主張することができる。

441. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、技術の対価の支払いが生産、販売または利益とリンクされるばあいには、最低ロイヤルティの取決めは認可されない。

#### (5) 漸減ロイヤルティ

442. ライセンスまたは契約には、生産または販売の単位数を基準として次第に漸減するロイヤルティを定めることができる。すなわち、単位数が大きくなれば、ロイヤルティを少なくする方法である。この慣行は、ライセンサーまたは技術供給者が、合弁事業における外国パートナーであるばあいや、一定の販売または生産の水準が達成されたのちには拡大のために最大限の努力をするよう奨励しないが販売の努力において援助すべきばあいには、理想的ではない。さらに、このような慣行は、最低ロイヤルティの取決めの効果をもつものである。

443. 一つの国の技術移転を規制する法律は、資本財の製造に必要とするノウ・ハウの供給ならびに関連する技術役務および援助の契約のばあいには、報酬は、国内のエンジニアリング役務の参加を大きくするために、契約の許容される期間にわたって減少させなければならないと規定する。

#### (6) 最高ロイヤルティ

444. 最高ロイヤルティの取決めは、ライセンサーまたは技術受領者から、生産、販売または利益を基準とするロイヤルティの金額が一定額を超えるばあいに、超過額の支払いを免除するものである。したがって、ライセンサーまたは技術受領者の販売努力にもとづくことのある最高額を超える部分は、ライセンサーまたは技術受領者の所得となる。このような取決めは、とくに市場の拡大がライセンサーまたは技術供給者が供給する技術またはこれが与える販売援助と無関係であるばあいや、長期にわたって販売価格が不断に上昇する傾向にあるばあいに、ライセンサーまたは技術受領者の利益を保護するものである。

445. 一つの国の技術移転を規制する法律は、消費者製品または資材一般の生産のため実施することを意図するノウ・ハウを供給する契約のばあいにおいて、ロイヤルティの支払額が契約期間が満了するまえに一定の最高限度額に達するとき、または、契約期間が満了する時に支払額が予想額に達しないときは、それ以上支払う必要はないと規定する。

#### (7) ロイヤルティ算定基準の選択

446. 開発途上国のライセンサーまたは技術受領者にとって、ロイヤルティを算定するためにどのような基準（生産、販売、利益）が最善であるかを示すことはむずかしい。考慮すべきいくつかの点は、いろいろな種類のロイヤルティ取決めについて説明するさいに、すでに指摘した。考慮に値するその他の点には、つぎのものがある。

447. 純販売価格を基準とするロイヤルティ取決めは、合併事業に関係するほとんどのばあいには、生産または総販売価格のどちらかを基準とするロイヤルティ取決めよりも適切であろう。純販売価格を基準とするロイヤルティ取決めは、最大の販売成績をあげるため、したがって合併事業に最大の利益をもたらすため、ライセンサーまたは技術供給者があらゆる可能な手段をとることを奨励し、製品が製造されたにもかかわらず販売されないばあいには合併事業に負担を課さないからである。

448. 事業関係の目的の一つがライセンサーまたは技術受領者の国からの輸出を促進することにあつて、ライセンサーまたは技術供給者が輸出市場を提供し、もしくは輸出販売を援助し、またはその両方を行っているばあいには、ライセンサーまたは技術受領者にとっての強力な取引上の利点は、輸出販売について異なるロイヤルティを支払うことである。輸出製品について、国内で販売する製品と対比して、輸出製品の純販売価格に対し高いロイヤルティを支払うことによって、外国市場を開拓するにあつて、または、ライセンサーもしくは技術受領者が外国市場に進出するため最初に権利を確保するにあつて、より積極的な協力をするようにライセンサーまたは技術供給者を奨励するであろう。

### c. 一括支払いとロイヤルティとの比較

449. 一括支払いの特徴は、支払義務がただちに、またはかなり短時間内に履行されるという事実にある。さらに、当事者は、ロイヤルティのばあいのように、継続的に計算を行ったり、算定や送金を管理したりする必要がない。

450. 一括支払いは、ロイヤルティと比較したとき、一定の租税上の利点をもつばあいと、もたないばあいとがある。ロイヤルティの継続的支払いは、課税の観点からは、ライセンサーまたは技術供給者の所得とみなされる。したがって、ロイヤルティには、所得税が課される。単一の一括支払い、および、一括金額の合割払いは、販売または購入活動の反面または財政的結果とみなされ、工業所有権の譲渡または移転およびノウ・ハウの供給は、商品の販売に相当するものとされる。ライセンサーまたは技術供給者は、同様に、一括支払いについても租税を納入しなければならない。しかしながら、単一の一括支払いは、ロイヤルティの形式の所得とは異なる（それよりも高いことが多い）税率で課税されることがある。いくつかの国の税法のもとでは、一括支払いに対する高率のまたは累進的な課税は、一括支払いを分割払いとし、なん回かの課税年度にわたって納入することによって軽減し、低い税率とすることが可能である。

451. 多かれ少なかれ単一の履行が対価であるばあいには、当事者間において、一括支払いの方が経済的に妥当である。たとえば、とくに通貨変動またはその他の経済事情の影響によって、予期しない高い販売額が達成されたばあいには、ロイヤルティ制度は、ライセンサーまたは技術供給者に予期しない、かつ不当な見返りをもたらすことになる。一括支払いがなされると、ライセンサーまたは技術供給者は、自分の1回だけの履行について、契約を締結したときに正当と考えた対価だけを受領する。

452. 他方、一括支払いは、製品の生産または販売が当初の期待どおりに達成されないとき、および、一括支払いがライセンサーまたは技術供給者の履行の経済的価値と不均衡であるばあいには、ライセンサーまたは技術受領者にとってリスクをともなわせることになる。

**d. 一括支払いとロイヤルティの組合せ**

453. 多くのばあい、工業所有権またはノウ・ハウの報酬は、一括支払いとロイヤルティとを結合したものである。<sup>(206)</sup>

454. 一括支払いは、しばしば、潜在的ライセンシーまたは技術受領者が技術を評価することを可能にさせるため情報を開示することに対する最初の支払い(initial payment)として扱われる(G節3:ノウ・ハウの開示、とくに第259項から第265項を見よ)。ライセンシーまたは技術受領者は、この支払いを、しばしば技術の基本的研究および開発に対する最初の報酬と考える。実際の最初の支払いは、取引ごとに非常に異なり、最初の技術情報の開示に対する少額のものから、かなりの研究および開発を要する複雑な技術に対する非常に大きい額のものまで多様である。ばあいによっては、最初の一括支払いは、最低支払いとみなされるか、または、ロイヤルティの頭金もしくは前払金とみなされる(第438項を見よ)。さらに、ライセンシーまたは技術受領者は、ロイヤルティの代りに、すでに支払ったロイヤルティの額を控除して、追加的な一括支払いを、事前に定められたところによって、または、その支払いをなすことを選択する時点での交渉によって行なう機会を与えられることがある。<sup>(207)</sup>

455. 一括支払いとロイヤルティの組合せの方式による報酬について交渉するにあたっては、ライセンシーまたは技術受領者は、いろいろな組合せによる支払いの総額および負担を注意ぶかく評価する必要がある。たとえば、利息の負担は、一括支払いの金額を決定するさいに重要である。また、ライセンスまたは契約の期間中の生産の予測および販売からの現金収入のプロジェクションは、ロイヤルティの率を決定するさいに不可欠である。

**e. 「税額除外」または「税額控除後」のロイヤルティの支払い**

456. 工業所有権の取得または技術に対する支払いに関連する重要な問題は、ライセンシーまたは技術受領者の国およびライセンサーまたは技術供給者の国において課せられる租税である。

457. この解説の他の場所で指摘するように(O節7:支払い——課税、第511項から第527項を見よ)、課税に対する責任の問題は、各国で適用される所得税法およびライセンサーまたは技術供給者の国とライセンシーまたは技術受領者の国とのあいだの租税条約関係の存在に影響される。

458. ロイヤルティの金額を算定するにあたっては、ライセンシーまたは技術受領者の国で課せられる「税額除外」(free of tax)または「税額控除後」(net of tax)支払いの規定の効果を考慮しなければならない。一括支払いまたは技術役務および援助のフィーの算定についても、同様の考慮をすべきである。ロイヤルティにかんするつぎの例は、所得税の問題とこのような規定の効果とを説明するものである。

459. 1.00ドルの「純」ロイヤルティの支払いが規定され、かつ、ライセンシーまたは技術受領者の国が外国人または非居住者に対するロイヤルティの支払いのすべてに15パーセントの源泉課税をするばあいに、ライセンシーまたは技術受領者は、1.00ドルの純ロイヤルティを支払うために総額約1.18ドルのロイヤルティを支払

(206) 前出注(193)、(195)および(196)を見よ。

(207) 前出注(198)および第400項を見よ。

わなければならない。ライセンサーまたは技術供給者が自国においてロイヤルティ所得に対し50パーセントを課税されるが、外国税額控除規定を利用しようと仮定すると、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンサーまたは技術受領者の国で支払われた税額18セント（すなわち、1.18ドルの15パーセント）およびライセンサーまたは技術供給者の国で支払われた税額41セント（すなわち、1.18ドル-1.18ドルの50パーセント=0.59ドル-外国税額控除0.18ドル=0.41ドル）等、すべての課税額を控除して正味59セントを受領することになる。他方、1.00ドルの「純」ロイヤルティ支払いの代わりに1.00ドルの「総」ロイヤルティ支払いが規定されるばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンサーまたは技術受領者の国で支払われた税額15セント（すなわち、1.00ドルの15パーセント）およびライセンサーまたは技術供給者の国で支払われた税額35セント（すなわち、1.00ドル-1.00ドルの50パーセント=0.50ドル-外国税額控除0.15ドル=0.35ドル）等、すべての課税額を控除して正味50セントを受領することになる。

460. したがって、純ロイヤルティ方式のもとでは、ライセンサーまたは技術受領者が「総」ロイヤルティ方式によるばあいよりも18セント多く支払うことになるが、ライセンサーまたは技術供給者は、結果的に9セントほど多く受領する。このような相違は、それぞれの国で支払われる税額の相違によるものである（一方の国では3セント、他方の国では6セント）。しかしながら、6セントの金額は、実際には、ライセンサーまたは技術受領者が負担することになる。

461. 純ロイヤルティ方式のもとでは、ライセンサーまたは技術受領者の国の政府は、より多額の源泉課税を受領し（総ロイヤルティ方式のもとでの15セントに対して18セント）、ライセンサーまたは技術供給者の国の政府も、同様により多額の税を受領する（総ロイヤルティ方式のもとでの35セントに対して41セント）。しかしながら、ライセンサーまたは技術受領者にとって純ロイヤルティ方式を採用することは、たんにライセンサーまたは技術供給者に高いロイヤルティ（総ロイヤルティ方式のもとでの1.15ドルに対して1.18ドル）の支払いを意味するばかりでなく、結果としてライセンサーまたは技術供給者の国に税を支払うこと（すなわち、6セント—41セントと35セントの差額）をも意味する。同時に、それは、ライセンサーまたは技術受領者がより多額の外貨を取得する必要がある、したがって、その支出を増大させ、自国の外貨準備の負担を増加させることをも意味する。

462. この結果を回避し、または、少なくとも部分的にこれを防ぐために、当事者間の租税取決めには、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンサーまたは技術受領者に対して、前者が自分が受領したロイヤルティに対して自分の国で課せられる税額の控除として、または、その税額の算定において所得からの控除として主張する税額の部分を償還しなければならないと定めたものがある。この取決めのもとでは、関係国の政府が受領する税の額には変りがない。しかしながら、ライセンサーまたは技術供給者がこのような償還をすることは、税額控除またはその他の控除を認められないといった結果を招き、かつ、それはライセンサーまたは技術受領者の「所得」とみなして、いずれかの国で課税されるべきである、という主張がなされよう。

463. この解説の他の節で指摘したように（O節第511項から第527項を見よ）、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンスまたは契約には、どちらの当事者が所得税を納入する責任を負うかを規定しなければならない。他の若干の国の法律のもとでは、ライセンスまたは契約のなかの「税額除外」または「税額控除後」の支払いを定める規定は許されないし、また、一つの国の法律によれば、少なくともその国の政府機

関と交渉するライセンスまたは契約にこのような規定を設けることは許されない。

#### f. 技術役務および援助に対するフィー

##### (1) 特許もしくは商標のライセンスまたは技術的ノウ・ハウ契約に関連する技術役務および援助に対するフィー

###### (a) 総説

464. ライセンサーまたは技術供給者は、技術移転または商標を付した製品のマーケティングに関連して、特別の技術役務および援助を供与する必要が生じ、これについては別個に支払いをうけなければならないことがある。

465. 特許もしくは商標のライセンスまたは技術ノウ・ハウ契約に関連する特別の技術役務および援助に対するフィーは、これをつぎの三つの主要な表題のもとに検討することができる：(a) ライセンシーまたは技術受領者の要員の訓練プログラムの費用；(b) ライセンスまたは契約の期間中にライセンサーまたは技術供給者の技術専門家がライセンシーまたは技術受領者に対して後者の工業プラントにおいて行なう技術役務および援助に対するフィー；(c) ライセンシーまたは技術受領者の工業プラントにおける技術の利用に必要な機械、イクイップメントまたはその他の資本財にかんする技術役務および援助に対するフィー。<sup>(208)</sup>

###### (b) 訓練の費用

466. 訓練についての種々の側面は、この解説の他の節で扱う（H節2 第304項から第309項を見よ）。訓練の費用にかんして生ずる問題は、ライセンシーもしくは技術受領者の工業プラントまたはライセンサーもしくは技術供給者の施設で行なわれる訓練プログラムの費用をどちらの当事者が負担すべきかである。

467. ある見解によれば、職場研修は、ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者に供給することを約束したノウ・ハウを学ぶ手段の一つであるから、すべての費用を負担するのは前者でなければならない。他の見解によれば、指導員の給料、派遣旅費、生活費および交通費、ならびにその教材および器具は、ライセンサーまたは技術供給者の国におけるライセンシーまたは技術受領者の国におけるを問わず、前者が負担すべきであるが、ライセンシーまたは技術受領者の要員がライセンサーまたは技術供給者の施設において職場研修をうけるばあいには、これらの要員の給料、派遣旅費および生活費は、ライセンシーまたは技術受領者が負担すべきである。<sup>(209)</sup> 他方において、ライセンシーまたは技術受領者が特別の訓練を要求するときは、その要求に応ずる準備の費用は、指導用の補助器具および資材の調達を含めて、ライセンシーまたは技術受領側が負担すべきである。<sup>(210)</sup>

468. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、消費財もしくは原料の生産または資本財の製造において実施する特許のライセンスまたはノウ・ハウの供給契約に、ライセンシーまたは技術受領者の専門技術要員の訓練にかんする規定を設けなければならないことを想起されたい（H節2 第309項を見よ）。これらの国のな

(208) 前出注 (200) を見よ。

(209) 前出注 (164) を見よ。

(210) 前出注 (167) を見よ。

かのいくつかの法律においては、ライセンシーまたは技術受領者が、特許ライセンスまたは技術ノウハウ契約について支払うべき報酬とは別に、このような訓練の役務または援助については別個に支払いをする必要がないことが黙示的に認められているようである。他のいくつかの国の法律によれば、ライセンシーまたは技術受領者の要員のための訓練プログラムを実施するため技術者がなした役務については、報酬を請求することができる。これらの法律のもとでは、報酬の額を見積りのための基準が定められ、支払いの方式が指定されている（このような基準および支払いの方式の詳細については、第471項を見よ）。

(c) **ライセンサーまたは技術供給者が派遣する技術専門家**

469. ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者から派遣される技術専門家の技術役務および援助を必要とするばあいがある。このような役務および援助は、特許発明もしくは特許プロセスの実際の実施、供給されたノウハウの実施、またはライセンスされた商標を付した製品のマーケティングに関連して、ライセンシーまたは技術受領者の工業プラントにおいて必要とされるばあいがある。<sup>(211)</sup>

470. ライセンスまたは契約には、通常、専門家の人数、その任務の期間および各部門の要員の費用が明記される。ライセンシーまたは技術受領者は、このような専門家とその本国で受け取っていた通常の賃金を支払うこと、旅費および生活費を支払うこと、または現地における住居およびその他の便宜を提供することを要求されることがある。<sup>(212)</sup>このような技術専門家の報酬を設定するにあたっての主たる問題は、通常、1日当りの賃金額、支払通貨および役務の期間を定めることである。解決しなければならないその他の事項には、住居および医療または保険の入手可能性がある。

471. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンサーまたは技術供給者に外国通貨で支払うべき技術専門家の報酬の総額見積りは、専門家の人数および1人1日当りの賃金額——生活費をのぞく——を含む一定の基準にもとづかなければならない。これは、専門家の本国で通常採用される基準に合致し、かつ、各専門家の専門および部門ならびにその役務の性質を基礎として査定しなければならない。さらに、この見積りは、技術役務および援助を供与するに十分と判断される期間の査定にもとづくものでなければならない。これらにくわえて、これらの法律は、国内在留の技術専門家の生活費は、個人ごとに見積り、内国通貨で支払わなければならないと規定していることに注意すべきである。さらにまた、これらの法律のいくつかは、技術専門家の役務に対するフィーの支払方式も定めている。たとえば、請求書の送付は、現実に供与された役務の割合に従い、ライセンサーまたは技術供給者が発行する適式に項目別に記載され、認証された送状によらなければならないとされる。

(d) **ライセンシーまたは技術受領者の工業プラントに必要とする資本財にかんする技術役務**

472. 技術役務は、ライセンシーまたは技術受領者の工業プラントにおける技術の利用のために必要とする機械、イクイップメントまたはその他の資本財についても要求されることがある。

473. これらの役務は、このような資本財の購入にかんする図面、仕様書、入札書類およびその他の文書の作

(211) 前出注 (167) を見よ。

(212) 前出注 (167) を見よ。

成に関係することがある。このドキュメンテーション、特許ライセンスまたは技術ノウ・ハウ契約の一部として供給される技術情報とは別個のものである。ドキュメンテーションは、通常、ライセンサーまたは技術供給者の施設において作成することができる。<sup>(213)</sup>

474. 技術役務は、ライセンサーまたは技術受領者の工業プラントにおける機械、イクイップメントまたはその他の資本財の設置、オペレーションおよびメンテナンスに関係することもある。そのばあいには、役務は、ライセンサーまたは技術受領者の工業プラントに派遣される技術および専門職業の専門家によってなされる。<sup>(214)</sup>

475. 技術役務は、しばしば、工業所有権ライセンスまたは技術ノウ・ハウ契約ならびにその技術を利用する工業プラント（H節3第310項およびI節第318項から第330項を見よ）の建設に必要とする機械、イクイップメントまたはその他の資本財の購入、設置、オペレーションおよびメンテナンスにかんして、技術および専門職業の専門家をつうじて専門的な設計およびエンジニアリングまたはコンサルティング役務を供与する契約を含む、統合された技術移転取引の一部とされることがある。

476. ライセンサーまたは技術供給者の施設において行なわれる技術役務に対する料金は、通常、1時間当たりまたは1日当りの額を基礎にして算定する。また、ライセンサーまたは技術供給者は、一定額のフィーによってこのような役務を数時間供与することに同意することがある。<sup>(215)</sup>

477. ライセンサーまたは技術受領者の工業プラントに派遣される技術および専門職業の専門家の報酬を確定するさいの問題は、すでに扱った（第471項を見よ）。

478. 若干の国の技術移転を規制する法律は、とくに、機械、イクイップメントもしくはその他の資本財の設置、組立およびオペレーションに関連して要求される技術役務に対する、専門化した技術的もしくは専門職業的エンジニアリングおよびコンサルティング役務に対する、または一定の専門職業的作業を一定の期間行なわせるための専門家の雇用に対する報酬および支払方式について規定している（H節3, 4, 5第310項から第317項を見よ）。

479. これらの法律のもとでは、報酬は、役務の性質、プロジェクトの重要度、その投資総額に対する関係、ならびにそのようなばあいに通常採用される基準を考慮して、証明される費用にもとづき、一定の価格として確定しなければならない。確定された金額の支払いは、役務の履行および供与の期間中、行なった役務およびそれに対応する金額を記載した送状に対して、分割払いでなければならない。支払いは、また、役務の完全かつ適正な利用および役務の履行からえられる有形の結果をうることを条件とするものでなければならない。

480. ライセンサーまたは技術供給者の専門家が供与する技術役務および援助の内容にかんしては、これらの国のなかのいくつかの国の法律のもとでは、このような専門家の役務の報酬は、別個に見積らなければならない。そして、そのような役務について定められた支払いの方式には、上に述べたような方法で従わなければならない（第471項を見よ）。

(213) 前出注 (166) を見よ。

(214) 前出注 (167) を見よ。

(215) 前出注 (166) を見よ。

## (2) 経営、企画、研究および開発役務に対するフィー

481. 経営、企画、研究および開発役務の種類については、この解説の他の場所で詳細に述べてある（H節6および7第313項から第317項を見よ）。若干の国の技術移転を規制する法律は、まえに述べたような方法で（第479項および第480項を見よ）、このような役務に対するフィーを決定するにあたって適用すべき基準を設定し、かつ、その支払いの方式を定めていることに注意しなければならない。

## 4. 間接的および非金銭的補償または費用

482. 技術移転取引においては、ライセンサーまたは技術供給者に直接または間接に追加所得をもたらしたり、ライセンシーまたは技術受領者について、工業所有権または技術の費用の増加を招いたり、このような費用を削減したりする一定の要素が存在する。これらの要素については、つぎの項においてかんたんに述べる。

### a. 関連事業からの所得

483. ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者のためにライセンサーまたは技術供給者の流通経路をつうじて行なった製品販売の手数料、排他的購入取決めによってライセンサーまたは技術供給者に供給された製品の販売による利益、ライセンシーまたは技術受領者に対するそのマーケティング計画を完成する関連製品の販売による利益、ライセンシーまたは技術受領者に対する原料、中間財、部品またはその他のコンポーネントの販売による利益、ならびにライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者にリースした機械、設備またはその他の資本財の賃貸料のような、いろいろなオペレーションから所得をうることができる。

### b. 資本参加の利益配当および価値増大；一括支払いまたはロイヤルティの資本化

484. ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者の企業への資本参加を引き受けたいばあい、または合併事業を行なうばあいにおいて、ライセンサーまたは技術供給者は、商業的オペレーションに成功したとき、その資本参加から利益配当をうけることになる。商業的オペレーションの主要部分がライセンサーまたは技術供給者の工業所有権または技術に依存するばあいには、ロイヤルティの金額と配当金の額とは直接の依存関係にあることがある。すなわち、ロイヤルティが高くなれば、それだけ配当金の額が低くなる。また、その逆のばあいもある。参加の程度ならびに財政的および租税上の要因が、両者の金額の決定および準備金の積立てまたは利益の留保の決定を左右することがある。これは、資本参加額の増大をもたらすことがある。

485. この意味において、子会社とその親会社とのあいだ、または子会社相互間でなされる工業所有権または技術の対価の支払いを、当事者間に経済的単一体もしくは利益共同体が存在するばあい、技術受領者の実効的な技術、管理、財政および商業上の業務執行を技術移転者が行なうばあい、または、技術移転者がプロセスにおいて使用する原料もしくは中間財を製品の総費用の一定割合よりも多い額供給するばあいには、利益として扱う若干の国の技術移転を規制する法律に注意しなければならない。これらの法律のいくつかは、このようなばあいには、一括支払いまたはロイヤルティは、ライセンシーまたは技術受領者の企業への出資として扱われない、またはその利益の配当もしくは資本の持分とならない、また、その所得に対する税額の算定において控除されない、と規定する。

486. 他のいくつかの国の技術移転を規制する法律のもとでは、ライセンサーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者に対し、後者が前者に資本参加をしているばあいであっても、ロイヤルティを支払うことができるが、ロイヤルティ支払いの金額は、ライセンサーまたは技術供給者がライセンサーまたは技術受領者に過半数の出資をしているばあいには、実質的に削減しなければならない。さらに、通常、子会社が全株式を所有する外国の親会社にロイヤルティを支払うことは、許可されない。

#### c. 費用転換または分担方法

487. 採用される一定の費用転換または分担方法、たとえば、特許または商標にもとづく権利の維持または防御の費用は、技術移転取引のライセンサーまたは技術供給者の支出を削減し、ライセンサーまたは技術受領者の費用を増大させる効果をもつことがある。

#### d. 技術情報のフィード・バック；技術的進歩における権利

488. ライセンサーまたは技術受領者の技術ノウハウでライセンサーまたは技術供給者に引き渡さなければならないものは、後者にとって一つの形式の所得である。改良、開発または新技術についての技術情報のフィード・バック、および、技術的進歩について権利を取得するための条件は、この解説の他の節で検討する（F節第216項から第237項を見よ）。

#### e. 市場データの取得

489. ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンサーまたは技術受領者が提供する新しい販売促進技術を含む国内における製品のマーケティングにかんするデータによって利益をうけることがある。これは、他の地域における製品のマーケティングに役立つことがある。

#### f. ライセンサーまたは技術受領者の費用削減および節約

490. 一定の技術移転取引の要素のいくつかは、ライセンサーまたは技術受領者のオペレーションの費用を削減する効果をもっていたり、そうでなければ、技術受領者にとって節約をもたらしたりすることがある。

491. たとえば、ライセンサーまたは技術受領者によるライセンサーまたは技術供給者の販売流通経路の利用、ライセンサーまたは技術供給者の商標の無償の使用、ライセンサーまたは技術受領者によるライセンサーまたは技術供給者の既存の発明の改良、ノウハウの開発または新発明にかんする情報ないしこのような技術的進歩にかんする権利へのアクセス、ならびにライセンサーまたは技術供給者のマーケティング情報およびその他の技術役務および援助から利益をうける機会、のような手段をあげることができる。

### 5. 工業所有権または技術の価格または費用の最高限度額

492. 工業所有権または技術の価格または費用およびその価格または費用の諸要素、ならびに、一括支払い、ロイヤルティまたは技術役務および援助のフィーの金額を決定する一般的問題については、この節の最初に述べた（第390項から第394項）。ここで提起するもっと具体的な問題は、このような工業所有権または技術の価格または費用の最高限度額である。

493. 若干の国の技術移転を規制する法律は、工業所有権または技術の価格も統制することに注意しなければならない。

494. これらの国のなかのいくつかの国の法律のもとでは、ライセンスまたは契約は、価格または対価が取得する技術からえられる利益よりも大きいばあい、または、国民経済にとって不当な負担となるばあいには、認可されない。その他のいくつかの国においては、指定された政府機関が、部門、事業活動または製品ごとに、ライセンシーまたは技術受領者が支払う価格または対価の最高限度額を設定する権限を有する。このような国のなかの一つの国の法律のもとでは、最高限度額が設定されていないばあいに、ライセンスまたは契約は、その価格が純販売価格の見積額を一定額以上超えるとき、特別の認可を必要とする。このような国のなかの他の国の法律のもとでは、合意されたロイヤルティは、産業ごとに定められた一定の率の枠以内のものでなければならない。さらに他の国においては、当事者は、一定のパラメーターを考慮して価格を設定しなければならない。その他の少なくとも1国においては、ライセンスまたは契約の認可は、最初に一定の生産数量についてだけ与えられ、生産がこの数量を超えるばあいには、超過生産分についてのロイヤルティの支払条件にかんして事前の認可をえなければならない。

## 6. 技術の個々の要素についての個別価格

495. ある特定の技術移転取引において、技術の種々の異なる要素を区別し、それぞれについて別個に価格を付すことができる、またはそうすべき限度について問題が生ずる。<sup>(216)</sup>この問題は、とくに、同一分野における多くの特許を目的とする、または複雑な製品またはプロセスにかんするライセンスのばあいに深刻である。いくつかの特許については、個別的にまたはグループもしくはサブグループごとに別個の価格を付し、または、それらが不可欠であるかどうかを知ることが可能または実際的であるが、他の特許については、そうではないかもしれない。<sup>(217)</sup>この問題については、法的、商業的および経済的考慮ならびにこのような統合された取引または特許ライセンスが開発途上国への技術移転に及ぼす効果の観点から、いろいろ異なる見解が表明されている。

496. これとの関連において、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約が目的とする技術の種々の異なる要素の価格は、項目別にすることが可能であれば、別個に定めなければならないと規定する、または、技術の種々の異なる要素をそれぞれ別個のライセンスまたは契約の目的とし、各要素の価格は別個に付し、かつ法律が定める基準に従うことを要求する一定の国の技術移転を規制する法律に注意しなければならない。さらに、これらの国のうちのいくつかの国の法律のもとでは、ライセンスまたは契約に、使用されない、もしくは使用される可能性のない、または、なんら経済的価値を有しない特許または商標についてロイヤルティの支払いを定める規定を設けてはならないことに注意しなければならない。

(216) 前出注 (197) および (200)、ならびに第523項を見よ。

(217) 前出注 (194) を見よ。

## 0. 支払い

(報告：記録の維持，検査および監査；債務および支払いの通貨の指定：債務表示通貨，支払い通貨；為替相場；外国為替管理；送金および支払い受領の手段の指定；支払いにかんする新法律または改正法律の効果)

### 1. 報告

497. ロイヤルティが支払われるばあいには，ライセンスまたは契約に，生産数量，販売または利益，およびそれらにもとづいて決定されるロイヤルティの金額を報告する方法が規定される。<sup>(218)</sup>このような生産，販売または利益の期間が定められ，その期間との関連で算定されたロイヤルティを支払う時期が記載される<sup>(219)</sup>（N節3第430項を見よ）。

### 2. 記録の維持，検査および監査

498. ライセンスまたは契約には，通常，ライセンシーまたは技術受領者に記録を維持させ，<sup>(220)</sup>ライセンサーまたは技術供給者にライセンシーまたは技術受領者が算定したロイヤルティが正確であることを検査する機会を与える規定が設けられる。とくに，生産単位数，販売額または利益を示すライセンシーまたは技術受領者の会計帳簿，ファイルおよびその他の記録を，ライセンサーもしくは技術供給者，その指定された代表者，<sup>(221)</sup>または会計士もしくは監査人のような，<sup>(222)</sup>両当事者間の合意によって選任された<sup>(223)</sup>第三者の閲覧に供さなければならぬ。ライセンスまたは契約には，検査の目的，検査に付す記録，検査を行なうことのできる時期および場所，ならびに検査の費用の分担にかんする規定が設けられ，<sup>(224)</sup>かつ，純販売価格の証明について定められる。<sup>(225)</sup>

#### (218) ライセンシーによる報告

Within 30 days after the 31st of March, the 30th of June, the 30th of September and the 31st of December of each year this Agreement is in force the Licensee undertakes to submit to the Licensor or such person or body as the Licensor may designate from time to time a statement in writing, duly certified by the auditors of the Licensee, setting out the quantities and the net turnover in (the designated currency) of the Product manufactured by the Licensee and sold or leased or otherwise disposed of in the preceding quarter as well as the amounts due by the Licensee thereon under Article ... (前出注 (193), (194), (195), (196), (199) を見よ。)

#### (219) 送金の時期

The Licensee shall pay to the Licensor in (specified country) and (designated currency) within (sixty (60)) days after the dates of 31st March, 30th June, 30th September, and 31st December, referred to in Article ... (前出注 (218) を見よ。), the royalties due thereunder.

#### (220) ライセンシーの記録作成義務

The Licensee shall keep true and accurate files and books of account or other records containing all the data reasonably required for the full computation and verification of the amounts to be paid and the information to be given in the statements provided for herein.

#### (221) ライセンサーまたは第三者による記録の監査

The Licensee shall, during the usual business hours, permit the Licensor or the Licensor's representative to inspect the same adequately for the sole purpose of determining the amounts payable by the Licensee. In lieu of inspection by the Licensor's representative, the Licensee shall have the option to have such inspection made at the Licensor's expense by independent chartered accountants mutually acceptable to the Parties hereto.

#### (222) 独立の監査人による記録の監査

The Licensee shall permit an independent auditor appointed for that purpose by the Licensor and the Licensee to inspect the records of the Licensee relative to this Agreement for the purpose of the statements referred to in Article ... (前出注 (218) を見よ。) at any reasonable time during the period this Agreement remains in force or within six months after the termination thereof. Such inspection shall be completed at the Licensor's own expense provided that if any discrepancy or error exceeding three percent of the money actually due is found in connection with the computation, the cost of such inspection shall be borne by the Licensee.

#### (223) 前出注 (221) および (222) を見よ。

#### (224) 前出注 (221) および (222) を見よ。

#### (225) 純販売価格の証明

The Licensee's Net Selling Price shall be certified by auditors appointed by both Parties.

### 3. 債務および支払いの通貨の指定

499. 通貨指定の問題については、つぎの二つの面を区別しなければならない。第1は、支払う債務の尺度となる通貨の決定にかんし、第2は、その債務を履行するためになす支払いの通貨の選択にかんする。債務の通貨と支払いの通貨とは、同一のばあいもあるが、かならずしもそうである必要はない。事実、これらは異なることがある。とくに、国際商取引においては、異なることが多い。

#### a. 債務表示通貨

500. 第1の側面——債務の通貨——にかんしては、一括払いのばあいには、債務表示通貨は、ライセンサーもしくは技術供給者の国、ライセンシーもしくは技術受領者の国または第三国のいずれかの通貨とされる。<sup>(226)</sup>

501. ロイヤルティのばあいには、ロイヤルティの金額が生産数量とリンクさせられていて、生産単位の価格によらないときは、選択する通貨は、生産を行なう国またはその他の国のどちらの通貨でもよい。ロイヤルティの金額が販売とリンクさせられているばあいには、選択する通貨は、販売が行なわれる国の通貨でよい。輸出販売がなされる可能性があるばあいには、複数の通貨、すなわち生産および国内販売が行なわれるライセンシーまたは技術受領者の国の通貨および輸出販売が行なわれる1または2以上の国の通貨を選択することができる。ロイヤルティがライセンシーまたは技術受領者の企業の利益とリンクさせられているばあいには、その企業が法律上設立された国の通貨を選択することができる。

502. 技術役務および援助に対するフィーについては、専門家の本国の通貨または役務が行なわれる国の通貨のどちらかに決定される可能性がもっとも大きい。しかしながら、ライセンシーまたは技術受領者の国に派遣された専門家が行なう役務のばあいには、フィーの金額は、通常、専門家の本国の通貨によって決定され、その支払いは、全部または一部をその国の通貨でなし、残額があるばあいには、ライセンシーまたは技術受領者の国における生活費およびその他の便宜の費用とともにライセンシーまたは技術受領者の国の通貨によって支払われる。<sup>(227)</sup>

503. 若干の国の技術移転を規制する法律は、債務表示通貨は、ライセンシーまたは技術受領者の国の通貨でなければならないが、海外への送金は、同等額の外国通貨で行なうことができると規定している。しかし、これらの国のなかの他のいくつかの国の法律のもとでは、債務表示通貨は外国通貨とすることができるが、少なくともライセンシーまたは技術受領者の国における専門家の滞在にかんする費用はその国の通貨で支払わなければならない（N節3第471項を見よ）。

#### b. 支払い通貨

504. 通貨指定の問題の第2の側面は、支払う債務の金額を支払い、すなわち資金の送金、のために換算する通貨の選択である。すでに指摘したように、この通貨は、債務の通貨と同じであってもよいが、異なる国の通

(226) ロイヤルティ支払いの金額を算定するための通貨の指定

The amount of payment due by the Licensee to the Licensor pursuant to the provisions of Article ... (前出注 (218) を見よ。) shall be calculated in (designated currency of the country of the Licensee).

(227) 現地の通貨による支払い

To the extent that the Licensor can pay its costs under Article ... (前出注 (167) を見よ。) in (designated currency of the country of the Licensee), the Licensor agrees to accept payment from the Licensee in the said currency.

貨とされることが多い。

505. 支払通貨の選択にあたっては、多くの要因が役割を演ずる。たとえば、このような原因には、ライセンサーまたは技術供給者は債務表示通貨をその通貨が所属する国で使用することができるか、債務表示通貨の国におけるインフレーションの率、国際通貨市場におけるその通貨の他の通貨との関係における安定性、債務表示通貨の国またはライセンサーもしくは技術受領者の所得が生じた国における為替管理の存在、および、いずれか一方の当事者に特別の恩典を与える税法の適用の有無がある。

#### c. 為替相場

506. 選択した支払通貨が債務表示通貨と異なるばあいには、その換算率は、通常、ライセンスまたは契約のなかに規定される。<sup>(228)</sup>いくつかの異なる為替相場のなかから、どれか一つを選択することができる。たとえば、国内もしくは、国際通貨当局が設定した公定相場、このような相場の平均、電報送金売相場または特定の国内または外国商業銀行が指定するその他の相場のような商業相場がある。<sup>(229)</sup>

#### 4. 外国為替管理

507. 若干の国の外国為替取引を規制する法律は、金銭債務の外国通貨による支払いの手段について、中央銀行またはその他の財務当局から認可をうけることを要求する。

508. さらに、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の規定によって要求される海外への送金は、すべて、財務当局が設定する外国為替規制に従ってなすことを要求される。これら国のなかのいくつかの国では、法律が、財務当局による送金の許可はライセンスまたは契約の効力発生の条件であると規定する。これらの国のなかの他のいくつかの国の法律のもとでは、技術移転を規制する法律を執行する政府官庁によるライセンスまたは契約の認可が財務当局の許可をうけるまえに必要とされる。

#### (228) 外国通貨による支払い

(a) Except as provided in Article ... (前出注 (227) を見よ。) and subject to Article ... (前出注 (223) を見よ。) all payments to the Licensor referred to in Article ... (前出注 (193) から (200) を見よ。) shall be effected by transfer of (designated currency of country of the Licensor) or—at the option of the Licensor—of other currency, convertible in the sense of Article VIII of the Articles of Agreement of the International Monetary Fund, to the credit of the Licensor at such Bank as the Licensor may designate, from time to time, in writing, and at the rate of exchange specified in Article ... (後出注 (229) を見よ。)

(b) Each payment shall constitute a valid discharge in so far as it is made available, irrevocably, for the Licensor's free disposal in (specified country).

#### (229) 為替相場

The exchange rate shall be:

##### Example 1

As regards fixed amounts referred to in the Agreement, the official cross rate computed on the basis of the par value quo-

tation in terms of US Dollars of the International Monetary Fund or its successor organization on the day of transfer.

##### Example 2

As regards the royalty calculated percentage-wise, the average of the highest and lowest official exchange rates occurring during the calendar month preceding the date of the statement referred to in Article ... (前出注 (218) を見よ。)

##### Example 3

As regards the royalty calculated percentage-wise, the telegraphic transfer selling rate of (designated currency of the country of the Licensor) (or other convertible currency as the case may be) in terms of (designated currency of the country of the Licensee) for payments of current transactions on the day of transfer.

##### Example 4

The rate of exchange prevailing at a first-class foreign exchange bank in (country of the Licensee) on the day such payment is made.

## 5. 送金および支払い受領の手段の指定

509. ライセンサーまたは技術供給者と内国および外国の銀行との関係ならびにこれらの銀行とライセンサーもしくは技術受領者またはその取引銀行との関係によって、資金の送金または受領のためにどの仲介機関を選択するかにあたって、種々の要因が支配する。ライセンサーまたは技術供給者およびライセンサーまたは技術受領者は、資金の移転のため仲介機関としてどの金融機関を利用するかについて、一定の希望をもつことがある。どの当事者の希望が受け入れられるかを問わず、当事者は、ライセンスまたは契約のなかに、ライセンスまたは契約にもとづく金銭債務の支払いのための送金および資金の受領のために選択した手段を定めるとともに、資金の移転の過程におけるどの時点およびどの場所において一定の支払義務が履行されるかを定めることがある。<sup>(230)</sup>

## 6. 支払いにかんする新法律または改正法律の効果

510. ライセンスまたは契約には、ライセンサーまたは技術受領者による支払いの方法、場所またはその他の要素に影響を及ぼす新しい法律が制定され、または、そのような既存の法律の改正が行なわれたときにとるべき措置について規定を設けることが望ましいばあいがある。規定することのできる措置には、ライセンサーまたは技術受領者によるこのような新しい法律または改正の通知、<sup>(231)</sup> ライセンサーまたは技術供給者に問題の支払要素の改正を提案をする要件を課すこと、<sup>(232)</sup> ライセンサーまたは技術受領者に自国の銀行に資金を預金するといった他の一定の手段によってその支払義務を履行させること、<sup>(233)</sup> 新しい法律の結果として支払いともなうリスクを実質的に増大させる事情が生じたばあいにライセンサーまたは技術供給者にライセンスまたは契約を解除させること、<sup>(234)</sup> などがある。

## 7. 課税

(所得税課税権の概念：売上税；租税の源泉徴収；二重課税防止条約の効果；報酬の「所得」としての性質決定および税率；所得の源泉の決定ならびに項目別の明細化および評価；税の支払い、税額控除ならびに支払いおよび控除の割当；ライセンサーとライセンサーが特定の関係にあるばあいにおける特別の問題)

511. 租税、とくに一つの国のライセンサーまたは技術供給者との他の国のライセンサーまたは技術受領者とのあいだの技術移転取引によって生ずる報酬に対する課税の問題は、その報酬に複数の国の所得税が課せられるかぎり、当事者にとっての特別の関心事である。

(230) 前出注 (228) の(a)項を見よ。

(232) 前出注 (331) の(b)項および後出注 (257) を見よ。

(231) 支払いの方法：新しい法律の制定または法律の改正の効果

(a) The Licensee shall notify the Licensor in writing immediately if any new laws, regulations or changes to existing laws or regulations are adopted or imposed by the Government of (specified country) which, for any reason whatsoever, relate to the method of payment specified under the provisions of Article ... (前出注 (228) を見よ。) hereof. (b) The Licensor shall, within (thirty (30) days) from receipt of such notification, advise the Licensee in writing of any revision of the method of payment under the provisions of Article ... (前出注 (228) を見よ。) which the Licensor deems necessary. Upon agreement between the Licensor and the Licensee as to such revision, if any, this Agreement shall then be amended to reflect such revision.

(233) 支払いの方法：為替管理法の改正の効果

In the event that by virtue of any law, regulation or order the Licensee is unable to make the payments falling due in Article ... (前出注 (228) を見よ。) payment into a bank in the country of the Licensee to the credit of the Licensor (or to two persons or to (specified legal entity) as trustees of the Licensor or such other arrangements as may be permitted) shall be a good discharge of the Licensee's liability to make such payments but it shall also be ground for the Licensor to give written notice terminating this Agreement (specified number) days after giving notice of such ground.

(234) 後出注 (264) を見よ。

512. ある国の租税法には、その国の法律にもとづいて設立された企業の課税対象となる所得は、その源泉がどこにあってもすべて所得税を課せられると定められていることがある。このような税法のもとでは、法律上の設立地が所得税の課税権の基礎とされる。

513. その他の国においては、所得税の課税権の概念は、経営および支配の概念を基礎としている。重要なのは、企業がどこで設立されたかではなく、その取締役会および経営陣がどこに位置するかである。したがって、このような国においては、A国の法律に準拠して設立された企業で、その取締役会および経営陣がB国で活動するものは、その企業の所得についてB国の政府によって課税され、さらに、A国の政府によっても所得税を課せられることになる。

514. その他のいくつかの国においては、別の所得税課税権の概念が用いられている。すなわち、属地主義にもとづいて課す所得税の概念である。この概念によれば、ある国における国内源泉所得額はその国の政府によって課税され、国内での支出額は課税所得から控除されるが、国外での支出額は国内源泉所得額から控除されない。

515. その他の国においては、さらに別の所得税課税の理論がとられている。これらの国は、経済的関連の理論に従い、国内と国外の両方で行なわれる取引に対して比例配分課税をする。

516. 開発途上国への技術移転にかんする取引のばあいには、通常、少なくとも二つの国が関与する。すなわち、ライセンサーまたは技術供給者の技術を利用するライセンシーまたは技術受領者がプロセスを実施もしくは製造をし、製品を使用または販売する国（および、製品が同様に販売される他の国）、ならびにライセンサーまたは技術供給者の企業の設立準拠法所属国または営業の本拠がある国である。

517. 租税条約がないばあいには、ライセンサーまたは技術供給者が受領する報酬は、ライセンサーまたは技術供給者の企業が設立された国においてその国の所得税率によって所得税を課せられるばかりでなく、その報酬の源泉国においてもその国の所得税率によって課税されることがある。

518. 報酬に所得として課税されるほか、源泉国となるいくつかの国は、たとえば、売上税や付加価値税のような他の種類の税も課す。さらに、源泉国の税務当局は、通常、ライセンシーまたは技術受領者に、ライセンサーまたは技術供給者が支払うべき税額を源泉徴収することを要求する。

519. 二重課税を回避するため、若干の国は、一定の種類所得について関係2国のうちの1国の税を免除する、または、少なくとも問題の所得について源泉国で支払った税額を控除する租税条約を締結している。これらの租税条約は、通常、二重課税条約と呼ばれている。

520. ばあいによって、二重課税条約は、所得の受領者である企業が設立された国だけで所得税を課すことができると規定する。また、他のばあいには、二重課税条約は、報酬の源泉国においてだけ所得税を課すことができると規定する。自分の企業がある国で設立されている受領者が、他の国に恒久的施設を設けてその国から所得をうるばあいについては、このような二重課税条約は、通常、その所得は恒久的施設の所在国において課税されると規定する。「恒久的施設」の語は、通常、このような条約において定義されている。条約によって多少定義が異なるが、通常、この語は、問題の国に固定した営業の場所を有することを意味する。ライセンサ

一または技術供給者が問題の国において恒久的施設に該当するような事業活動を行っていないばあいには、通常、その報酬について、その国の所得税を免除される。

521. 国内税法および二重課税条約のもとでは、多くの問題が生ずる。第1の問題は、報酬を「所得」、または、他の種類のものとは異なる税率を適用される一定の種類「所得」と性質決定をすることである。たとえば、権利または技術の使用の程度に依拠しない一括支払いまたは分割払いを対価としてなされる工業所有権の売却およびノウ・ハウの移転は、資本資産の売却とみなされ、受領した報酬がその資産の費用を超過する部分だけが所得として課税される。その所得は、定期的に、かつ、工業所有権または技術の利用の程度に応じて支払われる報酬とは異なる（それより高いか低い）税率によって課税されることがある。所得の種類によって異なる税率が適用されることは、当事者の技術移転取引の種類および報酬の支払方法の決定に影響を及ぼす。

522. 第2に、所得の「源泉」を決定する問題がある。工業所有権の売却のばあいには、その所得の源泉は、所有権が移転する国（たとえば、譲渡または移転の文書が署名される国、または当該工業所有権が登録され、かつ、譲渡も登録しなければならない国）とみなすことができるが、対価を利用の程度と無関係に支払うノウ・ハウの供給のばあいには、技術情報を引き渡し、または、技能もしくは専門知識を供与する場所を源泉とみなすことができる。他方において、報酬を使用の程度、たとえば生産または販売の数量、に応じて支払う工業所有権ライセンスまたはノウ・ハウの供給のばあいには、生産または販売地を源泉とみなすことができる。

523. 国内税法および条約の源泉の基準を利用し、それによって二重課税の危険を最少限にするために、ライセンサーまたは技術供給者は、自分がなす一定の履行を項目別に記載し、各項目について別個に価格を付し、かつ履行地を表示するよう希望することがある。このような規定は、たんに課税問題だけでなく、技術移転を規制する法律のもとにおいて技術移転取引の価格の内訳が必要とされ、または、それが要求されるばあいにその他の問題にも関係するライセンシーまたは技術受領者の国の政府当局にとっても役に立つことが多い（第496項を見よ）。

524. 第3の問題は、税の納入、税額控除の請求ならびに技術移転取引の当事者のあいだにおける納税の負担および控除の利益の配分にかんするものである。報酬に対する税を源泉において、たとえば製造または販売が行なわれた場所で、納入しなければならないときは、その地の税法のもとでその税を負担し、納入する責任を負うライセンサーまたは技術供給者は、管理の目的および便宜上、自分に代ってライセンシーまたは技術受領者がその税を納入すること、および後者が前者にその納入の証拠を提出し、かつ報酬の計算書および支払いのための送金にこれを反映させることを希望するであろう。<sup>(235)</sup>ばあいによっては、ライセンシーまたは技術受領者の国の法律が報酬に課される税を源泉徴収し、その国の政府に納入することを要求する。この納税の証明書は、ライセンサーまたは技術供給者にとって、その国の政府との関係において役に立つばかりでなく、ライセンサーまたは技術供給者の企業の設立準拠法所属国であり、源泉がどこであるかを問わずその企業のすべての所得について課税する国の政府に納入する税を計算するさいに外国税額控除（または課税所得からの控除）を請求するばあいにも有用である。

#### (235) 所得税

The Licensor shall bear the income tax to be levied under the law of (country of the Licensee) on the income of the Licensor arising under this Agreement. In the event that the

Licensee deducts such tax from the amount of the income to be remitted to the Licensor, the Licensee shall send to the Licensor, in due course, a tax certificate showing the payment of such tax.

525. このような税額控除または所得からの控除が認められるばあいには（また、許可されないばあいでも、ライセンサーまたは技術供給者は）、ライセンシーまたは技術受領者から、請求された、前者に支払うべき報酬に税額を含めないという約束をとりつけようと試みる、すなわち、納税義務の負担および支払いの負担を後者に転換しようと試みることもある。このようなばあいには、ライセンシーまたは技術受領者は、税に相当する金額を追加送金すること、または、最初に送金する金額を税額を差し引いた金額が請求した報酬とおなじ金額となるように増額することを要求する。ライセンシーまたは技術受領者にとって、このことは、納税額だけ支払いの負担が増大することを意味する。しかしながら、これは、ライセンサーまたは技術供給者が、ライセンシーまたは技術受領者が納入した税を、ライセンサーまたは技術供給者の企業の所得でライセンシーまたは技術受領者の国に源泉を有するものに対して前者の国の政府が課す税額を計算するにあたって、前者がこれを税額控除として、または課税所得からの控除として利用することができる範囲において払い戻すという方式によって、あとになって軽減されることがある（N節第459項の例を見よ）。

526. ライセンサーとライセンシーとのあいだのもう一つの特別の租税問題は、ライセンサーとライセンシーとの関係が親会社と子会社の形式をとるばあい、または、株式所有、支配または財政的利益を共通にするばあいに生ずる。このようなライセンシーによるこのようなライセンサーに対する支払いは、ライセンサーの国の所得税法のもとで、異なる（すなわち高い）税率によって課税される、または、他の特別の規則の適用をうけるライセンサーの所得とみなされ、また、ライセンシーの国で適用される法律のもとでは、ライセンシーによるそのような支払いは、ライセンシーの所得税を算定するさいに控除を認められないことがある。

527. 若干の国の技術移転を規制する法律は、当事者にライセンシーまたは技術受領者の国において納入すべき所得税を支払う責任を割り当てることを要求し、または、受領者の国において報酬が課税対象となる支払いとして扱われるのに、報酬を税を控除したあと支払うことを要求する規定を設けた契約の効力を認めないことに注意しなければならない。

## P. 最惠条件

（1人のライセンシーまたは技術受領者により有利な条件を与えるばあいにおける差別待遇、支配的地位の濫用またはその他の不利益を与える行為；最惠条件規定のメリット；技術が開発段階にあるばあい、または同一市場において競争が生ずる可能性があるばあいにこのような規定を設ける利点；ライセンシーまたは技術受領者にその後締結されるライセンスまたは契約を通知する要件）

### 1. 総説

528. ライセンサーが同一の工業所有権について複数のライセンシーにライセンスを与えるばあい、または、技術供給者が同等のノウ・ハウを複数の技術受領者に供与するばあいにおいて、後のライセンスまたは契約のもとにおける（または、先のライセンスまたは契約の修正のもとにおける）条件が先のライセンスまたは契約のもとにおける条件よりも有利であるときは、先のライセンスまたは契約は後のライセンスまたは契約の条件の恩恵をうけるべきか否か、および、うけるべきであるとすれば、どの範囲において、および、どのような方法においてそうさせるべきか、という問題が生ずる。

## 2. 不正競争を禁止または制限的取引慣行を規制する法律の適用

529. この問題にかんして生ずる最初の課題は、ライセンサーまたは技術供給者が差別待遇、支配的地位の濫用またはその他の不利益を与える行為をしたと主張する先のライセンシーまたは技術受領者が援用する不正競争の防止を目的とする、または制限的取引慣行を規制する法律の適用である。

530. 多くのライセンシーまたは技術受領者に同一の権利についてライセンスを与え、または、同等のノウハウを供給することが望ましいばあいにおいて、各ライセンシーまたは技術受領者がそれぞれ異なる程度でこれを利用し、異なるロイヤルティを支払うべきときには、差別待遇の主張を回避するために、ライセンシーまたは技術受領者のあいだに、たとえば各自の本国の国民総生産にもとづく率によるように、独立の基準に従って公平な率を設定することができる。

## 3. 最惠条件規定の範囲および適用

531. 第2の課題は、先のライセンスまたは契約に設ける最惠条件規定の範囲および適用にかんするものである。

532. 最惠条件規定の本質は、ライセンサーまたは技術供給者に、後のライセンシーまたは技術受領者に与える最惠条件を先のライセンシーまたは技術受領者にも与える義務を課すことにある。

533. 最惠条件規定は、ライセンスまたは契約の全体に適用することがある。また、その一部、たとえばロイヤルティの金額またはその期間、販売地域、ライセンスまたは契約の期間その他の一定の条件、だけに適用することもある。<sup>(236)</sup>

## 4. 最惠条件規定のメリット

534. ライセンスまたは契約の最惠条件規定のメリットについては、議論の余地がある。このような規定を実効的に実施するためには、他のライセンスまたは契約のもとでの条件を知っていること、あるいは、より有利な条件を含むライセンスまたは契約にかんする情報を入手できることが前提となる。ライセンサーまたは技術

(236) 最惠条件

(a) If, under similar and substantially the same terms and conditions as contained in this Agreement, a license or agreement is concluded by the Licensor with any third person in (specified country (countries)) in respect of the terms and conditions of [this Agreement] [the Articles on royalty rates] on more favorable terms and conditions than those of this Agreement, the Licensee shall be entitled to have the terms and conditions of [this Agreement] [the Articles on royalty rates] modified as of the earlier date on which such other person conducts operations under such favorable terms and conditions, to such extent that the same shall be as favorable as those granted to such third person, but only for so long as such terms and conditions shall be applicable to such third person.

(b) Provided, however, that the Licensee shall not be entitled to such more favorable terms and conditions referred to in paragraph (a) above, without accepting any less favorable terms and conditions that may be in the said Agreement, and also provided that such lower terms and conditions shall not entitle the Licensee to any refund or abatement of royalties paid or accrued prior to the aforesaid earlier date.

(c) For the purpose of paragraph (b) above, the royalty rate granted to another Licensee shall be deemed to be the actual rate so granted plus the amount of any allowance or reduction made to such other Licensee in connection therewith in respect of any rights or other valuable consideration, passing to the Licensor [and or its related enterprises] from such other Licensee, as consideration in whole or in part for the license granted [the know-how supplied] to such other Licensee by the Licensor.

(d) Provided, furthermore, that the foregoing provisions of paragraphs (b) and (c) above shall not apply in respect of any cross license that may be entered into by the Licensor.

(e) The Licensor shall inform the Licensee of the terms and conditions of any license covering the Patent(s) or of any agreement covering the Know-How and of the terms and conditions of any such license or agreement for [specified countries] [those countries to be agreed by the Parties] [in respect of which the terms and conditions are, or appear to be, more favorable than the terms and conditions of this Agreement].

供給者がこのような情報の入手を保証しないときや、このような情報の入手を援助する政府機関がないときは、最惠条件を援用することはむしろかしくなる。そのうえ、このような最惠条件規定は、問題のライセンスまたは契約が種類、目的とする権利、供給する技術、市場、報酬の支払い方法、存続期間およびその他の要因について類似するばあいだけに適用することができる。さらに、多くのばあい、とくにライセンスまたは契約が多く、相互に依存する要素の結果であったり、統合された技術移転取引の一部であったりするばあいには、どの条件がより有利であるかを決定するのが困難である。最後に、第1のライセンシーまたは技術受領者は、より有利な条件をうる条件として、第2のライセンスまたは契約のより不利な条件を受諾しなければならないかという、やっかいな問題がある。<sup>(237)</sup>

535. このような障害があるけれども、ライセンシーまたは技術受領者にとっては、最惠条件規定を設けるよう主張するほうがよい。とくに、ライセンサーまたは技術供給者と交渉する最初の相手であり、かつ、目的たる技術がさらに開発する余地のあるものであったり、同一の市場において他のライセンシーまたは技術受領者と競争する可能性があったりするばあいには、そうである。最惠条件規定のもとでは、ライセンサーまたは技術供給者にライセンシーまたは技術受領者に対し、後に締結するライセンスまたは契約で当該技術受領者に供給するものと同一または類似の技術を目的とするもの、ならびに、そのようなライセンスおよび契約の条件を通知する義務を課すべきである。少なくとも、当事者が定めまたは合意した国について、あるいは、ライセンシーまたは技術受領者の国と同様の事情のもとにある国、またはライセンシーまたは技術受領者と締結したライセンスまたは契約におけるよりも有利なまたは有利と思われる条件にかんする国については、そうすべきである。<sup>(238)</sup>

536. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約は、ライセンサーまたは技術供給者が他のライセンシーまたは技術受領者により有利な条件を与えるばあいに、その有利な条件が自動的に最初のライセンシーまたは技術受領者にも与えられる規定を設けていなければ認可されないことに注意しなければならない。

## Q. 関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請

(第三者との関係に対する利益の相互性および同意；ライセンシーまたは技術供給者による特別の関係にある第三者に対する権利の譲渡および義務の委譲；ライセンシーまたは技術受領者が選んだ第三者に対する便益の移転；各当事者による自分の義務の継続的履行の保証；サブコントラクターによる任務遂行；ライセンスまたは契約における規定の種類；第三者の指定および用語の定義)

### 1. 第三者との関係に対する利益の相互性および同意

537. どの技術移転取引も、当事者間の相互の利益と信頼にもとづくものである。当事者のいずれか一方が工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の利益の一部を享受し、またはその契約の義務の一部を負担させるため新しいパートナーまたはその他の者を連れてこようとすると、当事者間の関係を疎遠にしないまでも、緊張

(237) 前出注 (236) の(b)項を見よ。

(238) 前出注 (236) の(e)項を見よ。

させるようになる。また、交渉において確認し、当事者間の法的取決めにおいて表明した相互の利益の結合を破たんさせることにもなる。

538. したがって、ライセンスまたは契約に、いずれの当事者も、相手方の同意をうることなく、第三者にその権利を譲渡し、義務を委譲し、またはその他の方法でライセンスまたは契約の便益を移転し、もしくはそれにもとづく任務を与えてはならないという規定<sup>(239)</sup>を設けることは、まれではない。しかし、そのようなばあいには、いずれかの当事者の営業の承継人に対する譲渡または移転は、通常、例外とされる、

539. ばあいによっては、当事者は、事前の相互の合意のアプローチをはなれた、もっと弾力的な措置をとろうと欲することがある。

## 2. ライセンサーまたは技術供給者による権利の譲渡および義務の委譲

540. 多くの独立企業の複合体のなかの法人であるライセンサーまたは技術供給者は特別の関係にある他の法人に、その権利のなかのあるもの、とくにロイヤルティを受領する権利<sup>(240)</sup>を譲渡し、あるいは、一定の義務、たとえばライセンスの目的である特許もしくは商標の効力を維持し、または、契約にもとづいて技術情報を供給もしくは技術役務および援助を供与する義務、を委譲する権限をもち、それによって、関係事業会社の種々の異なる性質を考慮し、その法的同一性の変更または自分が構成員として所属する企業集団の法的組織の再編成といった事態に対処することができるようにしようとすることがある。

541. ライセンシーまたは技術受領者は、ロイヤルティまたはその他の報酬以外の事項についてそのような権限を与えることを受諾したときは、ライセンサーまたは技術供給者の譲受人または被移転者がライセンスされた権利を維持し、または約束した技術ノウ・ハウもしくは技術役務および援助を供与する同一範囲の義務を負い、かつそうする地位にあること、あるいは、ライセンサーまたは技術供給者の履行またはその他の約束を引き受けることに同意する保証をうることを欲するであろう。<sup>(241)</sup>

## 3. ライセンシーまたは技術受領者によるサブライセンス

542. これと対照的に、ライセンシーまたは技術受領者は、一定の便益を他の者に<sup>(242)</sup>または少なくともライ

### (239) 譲渡

Neither Party shall, without the prior written consent of the other, assign any of its rights or delegate any of its duties under this Agreement or under any agreement supplementary thereto, except to its legal successor or to any legal person acquiring all or substantially all the business and assets of such Party.

### (240) ロイヤルティまたはその他の報酬受領権の譲渡

The Licensor may assign the right to receive royalties or other remuneration payable by the Licensee under the terms of this Agreement to any bank or financial institution or other legal person, provided that notice in writing is given by the Licensor to the Licensee at least thirty days before any of the dates indicated in Article ... (前出注 (218) を見よ。) of the name and address of such legal person and of the date as from which such royalties or remuneration should be paid to such legal person.

### (241) 一定の条件によるライセンサーの第三者に対する譲渡

The Licensor may assign all rights or delegate all duties under this Agreement to any third person who shall have agreed to be bound to the same extent as the Licensor by all of the terms and conditions of this Agreement and to whom the Licensor shall have:

- (i) assigned all or substantially all of the Patents and transferred all the Technical Information and Know-How; or
- (ii) assigned or granted the right to grant licenses (for the country specified) under all or substantially all of the Patents and transferred all the Technical Information and Know-How.

### (242) ライセンシーによる第三者へのサブライセンス

The Licensee may, with the consent of the Licensor, extend the benefits of this Agreement to any one or more of the Licensee's present and future Associates or to any third person upon such terms and conditions as may be agreed upon among the Licensor, the Licensee and any such Associate or third person and, where appropriate, subject to the action of any government body concerned.

センサーまたは技術受領者と特別の関係にある者に、<sup>(243)</sup>あるいはまた、一定のばあいには自国の政府部局または機関に<sup>(244)(245)</sup>移転して、その第三者に当該技術を実施または工業所有権を行使させることを望むことがある。サブライセンスは、他の製造者と便益を分与することを認め、国内ですでに入手することのできる技術の利用を促進するものである。

543. ライセンサーまたは技術供給者は、このようなサブライセンス受け入れることがある。とくに、ライセンスセンサーまたは技術受領者が継続してロイヤルティの支払いについて責任を負うこと、および、受益者が技術情報を開示しない約束を守ること、または商標を付した製品の品質および商標使用の基準に従うことについて保証が与えられるばあいには、そうである。<sup>(246)</sup>

#### 4. ライセンサーまたは技術受領者による下請契約

544. ライセンサーまたは技術受領者は、サブコントラクターをつうじて一定の任務を遂行しようとすることがある。ライセンスセンサーまたは技術受領者は、下請契約によって、国内の供給者および資源を利用することが可能になる。とくに、プラントの建設、イクイップメント、その他の資本財、中間財もしくは原料の供給（I節第318項から第330項を見よ）、または、製品の部品もしくはその他のコンポーネントの製造（J節2第332項から第334項を見よ）において、そうである。下請契約にともなう主要な問題は、ライセンスセンサー以外の者がライセンスセンサーの同意をえて製品の全部または一部を製造することが付与されたライセンスの範囲にはいるかの問題（第333項を見よ）、および、技術情報またはノウ・ハウの開示を防止するため適切な安全措置を採用する問題（第270項および第334項を見よ）を含めて、すでに扱った。<sup>(247)</sup>

#### 5. ライセンスまたは契約における規定の種類

545. これらの弾力的な手段をとるには、当事者は、ライセンスまたは契約に適切な規定を設ける必要がある。このような規定によって、特定の第三者に特定の権利を譲渡もしくはこれを行わせる許可を与える、または

(243) ライセンサーによる関係会社へのサブライセンス

(a) The Licensee may extend the benefits of this Agreement from time to time to any one or more of the Licensee's present Associates; provided, however, that each Associate of the Licensee to which such extension is made shall agree to be bound by all the other terms and conditions of this Agreement to the same extent as the Licensee is bound hereby.

(b) The Licensee will promptly notify the Licensor in writing of each such extension made by it as herein provided.

(c) The Licensor agrees that it will accept from such Associates of the Licensee statements and royalty payments in respect of operations of such Associates hereunder in lieu of statements and royalty payments from the Licensee in respect of such operations.

(d) The Licensee shall be and remain primarily responsible for the rendering of statements and the payment of royalties in respect of such operations as well as for the performance of all other obligations under this Agreement of such Associates.

(244) ライセンサーによる政府部局または機関へのサブライセンス  
(例1)

The Licensee may extend the benefits of this Agreement to any agency or institution of the Government of (specified country) upon such terms and conditions as may be agreed upon among the Licensor, the Licensee and the Government.

(245) ライセンサーによる政府部局または機関へのサブライセンス  
(例2)

(a) The Licensee may extend the benefits of this Agreement to any agency or institution of the Government of (specified country), provided such agency or institution shall agree to be bound by all the terms and conditions of this Agreement to the same extent as the Licensee.

(b) In the event of such extension the Licensee will promptly notify the Licensor in writing and the operations of such government agency or institution shall be deemed, for the purposes of this Agreement, to be operations of the Licensee.

(c) The Licensee shall be and remain primarily responsible for the payment of license fees in respect of such operations as well as for the performance of all other obligations under this Agreement of such government agency or institution.

(246) 前出注 (243) の(d)項および注 (245) の(c)項を見よ。

(247) 下請契約の問題一般については、国際連合工業開発機関 (UNIDO) の研究をまとめたつぎの書を参照: Subcontracting for Modernizing Economies (1974), United Nations Publication ID/129 (ID/WG. 41/35), Sales No. E. 74. II. B. 12.

特定の第三者に特定の義務を委譲もしくは特定の任務を与える権限を付与することができる。また、さらに、この譲渡、許可または委譲の条件を定めることができる。

546. これらの規定の範囲に含めることのできる権利または便益および義務または負担の種類については、すでに説明した。第三者にかんしては、当事者は、特定の法人もしくは政府機関を指定し、または、一般的な方法でこれを定めることができる。後者のばあいには、「子会社」、「関連会社」、「関係会社」、「第三者」といった語を定義する必要がある。<sup>(248)</sup>

547. この後者の意味において、当事者は、どの国の企業組織、租税、外国からの投資および外国為替、輸出入管理等にかんする法律のもとにおいても、これらの語は特別の方法で定義されるばあいが多くことに留意すべきである。さらに、一定の国の技術移転を規制する法律のもとでは、これらの語の1または2以上がその法律の目的のためにも定義されていること、および、これらの定義は、まえに述べたその他の法律のもとにおけると同様に、同じであると考えたり、同じように解釈したりしてはならないことに注意すべきである。

## R. 第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険

(技術の実施またはそれによって生産された製品の使用にもとづく侵害または損害に対する責任；責任および保険の費用の分配；責任または義務の免除)

### 1. 第三者またはその財産に対する侵害または損害

548. 発明もしくは工業的意匠の実施またはノウ・ハウの使用、あるいは実施または使用によって生産された製品によって、第三者が自分の身体に傷害をうけ、または自分の財産に損害をうけることがある。

549. 傷害または損害を生じさせた行為は、ライセンサーまたは技術移転者、ライセンシーまたは技術受領者、それらの使用人、その他の者のいずれかの責に帰すことができる。問題の行為は、発明または工業的意匠における、ノウ・ハウにおける、それを実施または使用する方法における、供与した技術役務または援助における、製品の製造または組立における、あるいは、製品の生産に必要なプロセスの利用における過失または欠陥にもとづくことがある。

550. 傷害をうけた人は、ライセンサーまたは技術供給者の使用人、ライセンシーまたは技術受領者の使用人、製品を使用または購入した者、あるいは、まったく無関係の第三者であることもある。このような使用人については、安全基準を含めて労働条件を規制する法律および雇用関係に適用される法律、ならびに不法行為法が、雇用者または独立のコントラクターの行為にもとづく傷害のリスクを配分し、責任を決定せるにあたって重要な役割を演ずる。

551. 製品に起因する傷害または損害に対する民事責任の分野において生ずる主要な問題には、製品の定義、責任を負う者、責任を課すことによって利益をうける者、補償をうけることのできる傷害または損害の種類、補償回復の制限、責任を負う者が援用することのできる抗弁理由、責任の基礎、および出訴期間がある。こ

(248) 前出注 (51) から (56) を見よ。

これらの問題は、その他の問題とともに、現在、国際連合国際取引法委員会（UNCITRAL）によって、とくに責任の規則の統一およびその国際取引への影響との関連において、研究されている（つぎの文献を見よ：Liability for Damage Caused by Products Intended for or Involved in International Trade, Report of the Secretary General of the United Nations, United Nations document A/CN. 9/103, March 6, 1975）。

552. したがって、当事者にとっては、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に、(a) どちらの当事者が責任を引き受けるか、(b) どのようにして責任を配分するか、(c) 損害補償をするとすれば、どのような補償をどちらの当事者に与えるか、または、(d) どのようにして当事者がこれらの事項について相互に通報するか、といった事項について定めると有益である。

553. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約のなかに、製品の製造または製品の製造に使用したプロセスの実施から、またはこれに関連して生ずる、ライセンシーまたは技術受領者によるライセンサーまたは技術供給者が供給した技術の使用に起因する、第三者またはその財産に与えた損害についてライセンサーまたは技術供給者に責任を分担させる規定を設けることは珍しくない。<sup>(249)</sup>

554. この点については、ライセンサーまたは技術供給者は、第三者が工業所有権ライセンスまたは技術移転取引の目的である技術に内在する欠陥を理由として第三者が提起した訴訟にかんし責任または義務を免れることができないと定める一定の国の技術移転を規制する法律に注目すべきである。

## 2. 保 険

555. 当事者は、身体傷害または財産損害をてん補する保険をうる可能性および適用される法律の規定にも注意しなければならない。保険契約を締結することができる（または、適用される法律のもとでそうしなければならない）ばあいには、当事者は、その保険の費用を分担し、必要な保険の保証をうるためにどちらの当事者が必要な手続をとるか、および、どの国においてそうするかを決めるべきである。

556. ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者の国における自分の行為をカバーする、または、その国の外でなされた行為によってその国のなかで生ずる傷害または財産損害をカバーする保険を自分の国でうることが困難なことがある。ばあいによっては、適用される法律がライセンシーまたは技術受領者の国で生ずる対人傷害または財産損害についてその国の企業を被保険者とすることを要求する。そのばあいには、当事者は、ライセンシーまたは技術受領者が保険契約を締結すべきか、および、その費用をライセンサーまたは技術供給者とライセンシーまたは技術受領者のどちらが負担すべきかを考えなければならない。<sup>(250)</sup>

(249) 製品の損失もしくは損害または第三者もしくは財産についての移転者による補償

The Transferor also agrees to indemnify and hold harmless the Transferee and its directors, officers and employees from any and all claims for loss of or damage to the Product manufactured using any Technical Information furnished under this Agreement and from any and all claims for damage or injury to persons or property or for loss of life arising out of or in connection with the manufacture or the use of the Product manufactured using the Technical Information furnished under this Agreement.

(250) 保険

(a) If requested by the Transferor [Transferee], the Transferee

[Transferor] shall effect insurance with (name of Company or State Enterprise organized in country of the Transferee) in conformity with the Regulations of (country of the Transferee) against death, accident, medical expenses and hospitalization of the personnel of the Transferor or the disposition of the remains of the defunct.

(b) The Transferor [Transferee] shall reimburse to the Transferee [Transferor] the full amount of expenses entailed by such insurance by remitting the sum due into the account of the Transferee [Transferor] at (specified Bank in the country of the Transferee) within (specified number) days of the date of receipt from the Transferee [Transferor] of the invoice accompanied by a document from [Company or State Enterprise] confirming that such insurance has been effected.

## S. 履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済

(一定の種類履行遅滞に対する合意した救済手段；ライセンシーまたは技術受領者の救済；ノウ・ハウの引渡し不履行，ノウ・ハウ供給の遅延，保証または結果の不達成，侵害を理由とする第三者の請求に対する保証，履行保証——前払い，履行信用状；ライセンサーまたは技術供給者の救済；支払いの遅延，支払い不履行，ノウ・ハウの開示，技術の不実施または商標の不使用；条件の変更またはできごと；不可抗力)

### 1. 一定の種類履行遅滞に対する合意した救済手段

557. 当事者間には個々のおよび共通の利益を追求するについて必要な程度の相互の信頼があるが、いずれか一方の当事者がライセンスまたは契約にもとづく義務を所定の期間内に履行しなかったり、その全部または一部を履行しなかったりすることがある。不履行のおそれがあるか、または不履行が生じたときは、当事者は、裁判所において法的救済を求めないで、履行における欠陥を治癒する満足すべき解決に達することができる。しかし、相手方の履行遅滞によって損害をうけた当事者が満足できる代替的な解決手段を見いだすことのできないような事情が生ずることがある。独立の専門家の助言、仲裁、または裁判所における法的手続のような外部の機構による紛争の解決を求めるまえに（V節4第636項から第646項を見よ）、当事者は、もっともひんぱんに起る種類の履行遅滞についていずれかの当事者がとることのできる<sup>(251)(252)</sup>または、一方の当事者が他方の当事者に一定の遅延遅滞があったときにとることのできる<sup>(253)</sup>救済手段について合意し、これをライセンスまたは契約に定めることが望ましい。このような手段にかんする主要な原則および慣行は、その他の商取引に支配するものと異ならない。

### 2. ライセンシーまたは技術受領者の救済

#### a. ノウ・ハウの引渡し不履行

558. 技術情報の供給または専門家もしくはその主要な要素による技能の伝授もしくは技術役務および援助の供与の不履行は、ライセンスまたは契約にもとづく約束の基本的な違反である。ライセンスまたは契約には、ライセンシーまたは技術受領者による契約の解除およびすでに支払った金額の返還について規定することがで

(251) いずれか一方の当事者の履行遅滞による契約の解除

In the event of failure or neglect of either Party hereto to fulfill any of its obligations under this Agreement and if the other Party gives written notice of such default, then if such default is not cured within (sixty (60) days) after the giving of such notice, the party giving such notice shall have the right to terminate this Agreement at any time thereafter, provided the default is still in existence, by giving written notice of such termination to the defaulting Party.

(252) 支払不能、債権者の利益のためにする譲渡または破産を理由とする契約の解除

If either of the Parties hereto becomes insolvent or makes an assignment for the benefit of creditors or proceedings in voluntary or involuntary bankruptcy are instituted on behalf of or against the said Party or a Receiver or Trustee of the said Party's property is appointed, this Agreement shall forthwith terminate without further action or notice.

(253) 後出注 (254), (257), (259), (260), (261) および (264) を見よ。

きる。<sup>(254)</sup>

559. ライセンスまたは契約には、ノウ・ハウの引渡不履行のばあいについて、一定の金額、すなわち確定損害賠償額、の支払いを明文をもって規定することができる。また、不履行がライセンサーまたは技術供給者の遅滞にもとづかないばあいに、確定損害賠償額を免除する旨を規定することができる（第573項から第576項を見よ）。

#### b. ノウ・ハウ供給の遅延

560. 当事者は、しばしば、遅延について、その長さにもとづいて算定する確定損害賠償額の支払いを規定する。これによって、ライセンシーまたは技術受領者がうけた現実の損害額を立証する不確定性を避けることができる。

561. しかしながら、確定損害賠償額の日額を計算することは困難であるかもしれない。実際的であるばあい（すなわち、技術情報または技術もしくは専門知識の確認できる要素が原料、中間財、部品またはその他の資本財のコンポーネントの特定の品目に対応するばあい）には、遅延した情報または専門知識が関係する品目の送状価格の1日あたりの率を用いることができる。そうでなければ、当事者にとって一率に適用する日当りの率を定めるほうが便利である。いずれのばあいにも、当事者は、損害賠償額を合意した最高限度額（たとえば、当該項目の価格の一定割合または一定額）に限定し、この額に達したときライセンシーまたは技術受領者にライセンスまたは契約を解除する権利を与えることができる。<sup>(255)</sup>品目自体の引渡しの遅延についても、同様のアプローチをとることができる。

#### c. 保証または結果の不達成

562. ライセンスまたは契約がライセンシーまたは技術受領者がうるべき結果について一定の保証を定め（G

(254) ライセンシーによる解除：一定のできごとが生じたばあい

The Licensee may terminate this Agreement [at any time] by [(number of) months] written notice to the Licensor upon the occurrence of any of the following events:

- (i) after the date upon which royalties are no longer payable under Article ... (前出注 (193) から (196) および (199) を見よ.), or when the Licensee shall have acquired a paid-up license for the then existing capacity of the Plant in accordance with Article ... (前出注 (198) を見よ.) or (specified period) following the Start-Up Date of the Plant, whichever shall last occur;
- (ii) the failure of any warranty set forth in Articles . (前出注 (84) から (87) を見よ.) or of any guarantee contained in Article ... (前出注 (137) を見よ.);
- (iii) the failure to supply the Technical Information as provided in Articles . (前出注 (112) および (113) を見よ.) or the Technical Services and Assistance as provided in Article ... (前出注 (163) を見よ.);
- (iv) the occurrence of technological advances which substantially alter the basic technology or the availability of new technology which enables the Product to be manufactured [the Process to be applied] in a substantially different manner or with a substantially different effect as referred to in Article ... (前出注 (111) を見よ.).

(255) 類推のため、後出注 (259) および (260) を見よ。

節4第284項から第289項を見よ), かつ, その保証が達成されないばあい, またはその結果がえられないばあいにおいて, ライセンシーまたは技術受領者に, 解除,<sup>(256)</sup> 支払いの改訂<sup>(257)</sup> および確定損害賠償額<sup>(258)</sup>を含めて, いかなる救済を与えるかを規定することができる。しかしながら, 保証義務の不履行について支払うべき損害賠償額の立証は, 困難なことがある。イクイップメントまたはプラントが達成すべき生産の率によってパフォーマンスをテストするときは, ライセンサーまたは技術供給者の不履行の相対的規模を基準として, 損害額を査定(または制限)することが可能であろう。

563. たとえば, 当事者は, ライセンサーまたは技術供給者が支払うべき損害賠償額に, イクイップメントまたは工業プラントの価額および達成された生産率の一定割合とする最高限度額を設定することができる。確定損害賠償額の最高限度額は, イクイップメントまたはプラントの送状価格の一定割合とすることができる。この最高限度額の範囲内で, 損害賠償として支払う金額は, 達成された要求生産率の割合と反比例する, 10パーセントから100パーセントまでと定めることができる。<sup>(259)</sup> 当事者は, また, この方式またはこれと類似する方式にもとづいて回復することのできる確定損害賠償額は, 支払義務が発生したロイヤルティと相殺することができる<sup>(260)</sup>と定めることができる。

(256) 前出注(254)の(iii)項を見よ。

(257) ライセンサーに対する支払いの改訂

(a) The obligation of the Licensee to make payments and the rate of payment for each Product manufactured and sold, or leased or otherwise disposed of, shall be subject to revision in the event that:

- (i) legal proceedings are instituted attacking the validity of the Patent;
- (ii) any of the Patents is invalidated or an application for the grant of any of the Patents is refused;
- (iii) the Licensee can show to the satisfaction of the Licensor that the invention under the Patents or the Know-How supplied by the Licensor has been superseded by the technical or other advances of third persons in the field of use;
- (iv) new laws or regulations are adopted or changes are made to existing laws that relate to the method of payment as provided for in Article ... (前出注(231)を見よ.);
- (v) more favorable terms and conditions are granted to a third person as provided for in Article ... (前出注(236)を見よ.)

(b) In the event of failure to satisfy the Licensor or failure to agree on a revised scale of payments, the matter shall be deemed a dispute within the meaning of Article ... (後出注(306)を見よ.)

(258) 後出注(259)および(260)を見よ。

(259) 保証の不履行: 確定損害賠償額(例1)

(a) If the Transferor fails within the prescribed test period successfully to complete its performance test with respect to the rate of production of the Product required pursuant to Section ... of Appendix ..., the Transferor will pay to the Transferee a percentage of Maximum Liquidation Damages in amounts corresponding to the following schedule:

Percentage of Required Production Rate Achieved	Percentage of Maximum Liquidated Damages Payable Pursuant to Article
100%	No damages
95% to 99%	20%
90% to 94%	40%
85% to 89%	60%
80% to 84%	80%
Under 80%	100%

(b) For the purpose of this Article, "Maximum Liquidated Damages" shall mean ([amount in words and figures] [specified percentage of total price of Plant or Equipment, etc.]).

(260) 保証の不履行: 確定損害賠償額(例2)

If, after the expiration of the period of the guarantee referred to in paragraph ... of Article ... (前出注(137)の(v)項を見よ.), the said guarantee has not been satisfied in any such performance test, then, as liquidated damages, the Licensee shall be entitled to a credit which may be applied against each of the Licensee's cash royalty payments otherwise payable pursuant to Article ... (前出注(193)から(196)および(197)を見よ.) in respect of all production of the Product from the Plant not exceeding the initially installed designed production capacity of the Plant, and the amount of such credit applicable against each such royalty payment shall be determined by multiplying the amount of each such royalty payment by the "Credit Factor" determined in accordance with Table I below:

Percentage of Guaranteed Yield	Credit Factor
Less than 100%, but at least 99%	...
Less than 99%, but at least 98%	...
Less than 98%, but at least 97%	...
Less than 97%, but at least 96%	...
Less than 96%, but at least 95%	...
Less than 95%	...

The above "Percentage of Guaranteed Yield" shall be determined by dividing the highest Yield of Specification Grade determined in a performance test by the guaranteed Yield of Specification Grade and multiplying the resulting quotient by 100.

#### d. 侵害を理由とする第三者の請求に対する保証

564. ライセンサーまたは技術供給者が、ライセンシーまたは技術受領者に、第三者の特許権の侵害を理由とする第三者の請求につき保証をしたときは、その保証の性質および範囲（E節1、第190項から第205項を見よ）、ならびに、第三者の請求が認められるばあいのその当事者間における効果（ライセンシーまたは技術受領者による義務の履行の停止、<sup>(261)</sup>ロイヤリティ支払いの改訂、<sup>(262)</sup>およびライセンスまたは契約の解除<sup>(263)</sup>を含む）について規定することが望ましい。

#### e. 履行保証：前払い；履行信用状

565. ライセンシーまたは技術受領者にとっては、一括支払いまたは技術役務および援助に対するフィーのなかの確定損害賠償額の最高限度額の全部または一部と同等額を、保証またはその確定損害賠償額が関係する特定の履行について定められた期間が満了するまで、保証金として控除することが望ましい。

566. これと代替的に、支払う金額の一部の留保の代りに、またはこれにくわえて、もう一つの形式の保証を取り付けることができる。ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンサーまたは技術供給者に、商業銀行をつうじて、支払うべき確定損害賠償額の最高限度額の全部または一部について、条件付信用状を提供するよう要求することができる。この形式の保証は、ライセンシーまたは技術受領者に十分な保証を提供するものである。また、これは、ライセンサーまたは技術供給者にとっても、ライセンシーまたは技術受領者が支払った前払金のその部分の資金を即時に使用することができ、かつ、たとえば紛争が生じたとき支払いに先立って仲裁が要求されるときは、それについて一定のコントロールを行使することができるから、不利益となるものではない。

567. さらに、ライセンシーまたは技術受領者がなす前払いの金額が大きければあいには、ライセンサーまたは技術供給者に、約束した技術ノウハウまたは技術役務および援助を供与しないとき前払金の返還を保証するため、第2の履行信用状を要求することができる。

### 3. ライセンサーまたは技術供給者の救済

#### a. 支払いの遅延

568. ライセンスまたは契約には、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者が期限までに支払わないとき後者からいかなる補償をうけることができるかを定めることができる。一般に、この補償は、支払うべき金額に対する利息の方法によってなされる。

(261) 履行の停止：特許、ノウハウまたは技術役務もしくは援助の有効性を争う法的手続

In the event that legal proceedings are instituted by any third person attacking the validity of the Patents, the Licensee may, after giving (number of (days)) written notice to the Licensor, suspend the performance of the Licensee's obligations under this Agreement.

(262) 前出注 (257) の (i) および (ii) 項、ならびに注 (91) および (92) を見よ。

(263) 前出注 (254) の (ii) 項を見よ。

### b. 支払不履行

569. ライセンシーまたは技術受領者が支払わないばあいについて、当事者は、ライセンサーまたは技術供給者が救済手段を行使するまえに待つべき期間、および、それを行使する条件を定めることができる。たとえば、救済には、ライセンサーまたは技術供給者による履行の停止や、ライセンスまたは契約の解除がある。<sup>(264)</sup>

570. ライセンスまたは契約に解除されたとき技術情報を返還しなければならないと定められているときは (T 4 節第593項から第598項を見よ)、ライセンサーまたは技術供給者は、ライセンシーまたは技術受領者に、後者がノウ・ハウを知り、それを使用する可能性をえた、または実際にそれを利用しているという事実の補償として一定額の支払いを要求することがある。

### c. ノウ・ハウの開示

571. ノウ・ハウの開示の問題とライセンスまたは契約の当事者が採用すべき安全措置については、この解説の他の節で検討した (G 節 3 第 255 項から第283項を見よ)。当事者が安全措置が守られないばあいについて確定損害賠償額を定めることが可能であるかは、別の問題である。

### d. 技術の不実施または商標の不使用

572. ライセンシーまたは技術受領者による支払いがえた結果と関連しているばあい (すなわち、ロイヤルティが生産、販売または利益とリンクされているばあい) において、ライセンスまたは契約がライセンシーまたは技術受領者に一定の期間中に特許を実施し、ノウ・ハウを利用し、または商標を使用し、一定の生産数量をうる義務を課しているときは、<sup>(265)</sup>当事者は、ライセンシーまたは技術受領者がこの義務を履行しないときの救済——たとえば、確定損害賠償または解除——を定めることができる。<sup>(266)</sup>

## 4. 条件の変更またはできごと；不可抗力

573. 条件が根本的に変ったり、できごとが起って、当事者の履行を妨害し、もしくは妨害する脅威をもたらし、または、履行を不可能にし、あるいは、履行に実質的な危険または費用の増大をもたらしたりすることがある (不可抗力)。

(264) ライセンサーによる解除：特定のできごとの発生

The Licensor may terminate this Agreement [at any time] by [(number) days] written notice to the Licensee upon the occurrence of any of the following events:

- (i) whenever amounts payable to the Licensor pursuant to Article ... (前出注 (219) を見よ.) have not been received in full by the Licensor within a period of (number) months from the dates on which the statements shall be submitted pursuant to Article ... (前出注 (218) を見よ.) of the present Agreement;
- (ii) failure to make payments on the ground stated in Article ... (前出注 (233) を見よ.) (Effect of Change in Exchange Control Law);

- (iii) if the Licensee fails to take reasonable measures to safeguard against the disclosure of Technical Information provided for in Article ... (前出注 (116) を見よ.) and as a result of that failure the technical information is disclosed or communicated to unauthorized persons;
- (iv) if the Licensee is not exploiting the market as provided for in Article ... (前出注 (98) を見よ.).

(265) 前出注 (98) を見よ。

(266) 前出注 (264) の (iv) 項を見よ。

574. 当事者がこれらの条件またはできごとを定義しないかぎり、影響をうける当事者は、裁判所に依存するとともに、不履行について補償を支払うことなくライセンスまたは契約にもとづく自分の履行義務を免除されるか、または履行を停止もしくは延期することを認められるために当該条件の変更またはできごとが十分であるかについて異なる裁判所の解釈に依存しなければならない。<sup>(267)</sup>

575. このような事情のもとでは、当事者は、一方の当事者に特定の義務から解放されたこと、<sup>(268)</sup>または、特定の履行を停止もしくは特定の救済を援用することを認められる、<sup>(269)</sup>と主張する権利を生じさせる条件またはできごとを定義し、規定し、または列挙することが望ましい。

576. しかしながら、一般的にこのような条件またはできごとをもうらの的に列挙または定義しようとすることは、非生産的であろう。変更する条件または発生するできごとが列挙されていないばあいには、その省略は意識的になされたものと推測されることになる。また、規定が一般的なばあいには、異なる解釈がなされるであろう。したがって、当事者は、少なくとも、一方の当事者が契約にもとづく自分の履行に影響を及ぼすような条件が変更した、またはできごとが発生した、もしくは発生しようとしていると信ずるときにとるべき手続を定めるべきである。<sup>(270)</sup> この手続には、一方の当事者から他方の当事者への通知、条件またはできごとにかんする共同報告書の作成、一方の当事者から他方の当事者へのとるべき行動についての提案、ならびに、提案に効力を与えないと紛争とみなされ、紛争の解決について定めた機構を発動する旨の規定（たとえば、その事項を鑑定人もしくは仲裁、または、裁判所における法的手続に付託すること）（V節4第636項から第646項を見よ）がある。

(267) 不可抗力

No failure or omission by either Party hereto in the performance of any of its obligations under this Agreement shall be deemed a breach of this Agreement nor create any liability if the same shall arise from *force majeure*.

(268) 権利放棄

(a) No omission or delay on the part of any Party hereto in requiring a due and punctual fulfillment by the other Party hereto of the obligations of such other Party shall be deemed to constitute a waiver by the omitting or delaying Party of any of its rights to require such due and punctual fulfillment of any other obligations hereunder whether similar or otherwise, or a waiver of any remedy it might have hereunder.

(b) The failure on the part of either of the Parties hereto to exercise or enforce any right conferred upon it hereunder shall not be a waiver of any such right nor operate to bar the exercise or enforcement thereof at any time or times thereafter.

(c) Waiver of any breach of any provision hereof shall not be deemed to be a waiver of any other breach of the said provision or any breach of any other provision hereof.

(269) たとえば、前出注(254)の(iv)項、注(257)の(iii)、

(iv) および(v)項、ならびに注(261)を見よ。

(270) 条件の変更またはできごと

(a) Each Party hereto shall notify the other of any material change in conditions or the occurrence of any event which interferes or threatens to interfere with the performance of this Agreement.

(b) Upon such notice, the Parties shall establish a joint report as to the existence of such change or event and, pending the establishment of the said report, either may submit to, or invite proposals to be submitted by, the other as to the measures which may be taken by either Party or others to overcome the interference or as to any alternative steps to be undertaken by either Party or others with a view to continued performance under this Agreement.

(c) These proposals may include recommendations for the suspension of any condition or performance under this Agreement, for a modification of the terms of performance, or for the termination of the Agreement and for the assumption by either Party of any costs incurred or to be incurred as a result of the change or event which has arisen or in giving effect to the recommendations.

(d) Failure of the Parties to agree on the establishment of the joint report referred to in paragraph (b) of this Article, or to make proposals, or to give effect to the recommendations advanced by the other, shall be considered a dispute within the meaning of Article ... (後出注(306)を見よ)。

## T. 効力の発生；存続期間；期間；解除；期間満了；延長

（署名および効力発生の日；ライセンスの期間または契約の期間とその延長；期間満了または解除の効果；ロイヤルティの支払い，技術の使用および技術情報の使用，開示または伝達の期間，在庫または仕掛品，一定の規定の効力持続）

### 1. 総説

577. 工業所有権ライセンスまたは契約の当事者は署名および効力発生の日，付与されるライセンスの期間，契約または要求される特定の履行の期間，ならびに，その始期，期間満了および延長の条件を定めるべきである。さらに，当事者は，所定の存続期間が満了するまえに解除する原因となるできごとを定めるべきである。

### 2. 署名および効力発生の日

578. 署名および効力発生の日は，ライセンスまたは契約の始めに記載することがあるが，<sup>(271)</sup>契約書の末尾に記載するのが通常であり，そうすることがもっとも多い。<sup>(272)</sup>署名は各当事者が異なる時にすることがあるから，当事者は，署名がなされる日よりもあとの日を「このライセンス（または契約）の日」として定義することができる。<sup>(273)</sup>

579. 署名および効力発生の日を定めることは，重要である。とくに，ライセンスまたは契約を締結の日から一定の期間内に認可申請のため提出することを要求する若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは，そうである。政府の認可を要求されるため，当事者は，認可の日との関連においてライセンスまたは契約の効力発生の日を定めればよい。<sup>(274)</sup>たとえば，認可の日または認可の通知の日，<sup>(275)</sup>およびライセンスまたは契約に認可の日を記載してから一定の日としたり，当事者がライセンスまた契約に効力発生の日を記入し，この日付にイニシャルを付した時<sup>(276)</sup>とすることができる（A節：導入部分，第121項から第123項も見よ）。

### 3. ライセンスの期間または契約の期間とその延長

580. ライセンスの期間または契約の期間については，<sup>(277)</sup>存続期間は，関係工業所有権の法定期間または要求される履行をなす期間による。

581. 工業所有権の法定期間は，様々である。たとえば，特許によって与えられる保護は，一般に15年から20年である。工業的意匠の保護期間は，5年から10年である。実用新案のばあいには，それよりも短い。商標の保護は，時間的に限定されないが，通常は定期的（一般に5年から10年ごと）に登録を更新しなければならない。また，多くの国では，継続して商標を使用することを要件とされる。ライセンスの期間を定めるにあたっ

(271) 前出注（2）を見よ。

(272) 後出注（315）を見よ。

(273) 前出注（57）の(a)項を見よ。

(274) 効力の発生；存続期間；期間；満了

(a) [Subject to Articles ...] This Agreement shall come into force, and the term thereof shall commence, on the Effective Date.

(b) Unless terminated as provided in Articles .(前出注（251），（252）および（253）を見よ。)，this Agreement shall continue in full force for a period of (stated number) years.

(275) 前出注（57）の(b)項を見よ。

(276) 後出注（315）を見よ。

(277) 前出注（274）の(b)項を見よ。

ては、工業所有権の法定期間の残余の期間を考慮しなければならない。また、一定の履行について要求される期間は、その履行の性質に依存する。一定の技術情報を供給する期間は、ライセンスの期間と一致させることができる。技術役務および援助の期間は、訓練プログラムまたはその他の活動に依存する。ロイヤルティ支払いの期間は、ライセンスの期間と、当事者が考えている予想「価格」にかかる。技術情報の開示に対する安全措置の期間については、情報の種類、問題の技術分野における開発のペース、および情報に触れる人の数を考慮しなければならない。

582. これらのことから、当事者は、少なくとも工業所有権または一定の履行もしくは一連の履行の存続期間に言及することなくライセンスの期間または契約の期間を定めるにあたっては、注意しなければならない。当事者は、ライセンスの期間または契約の期間を定めるまえに、相互の関係でその存続期間を比較衡量するか、あるいは、代替的に、ライセンスの期間または契約の期間を定めず、一定の権利または一定の履行について与えられる許可の存続期間だけを定めるべきである。

583. 一定の国の技術移転を規制する法律のもとでは、一定の種類 of 工業所有権ライセンスもしくは技術移転契約の存続期間またはその履行の期間については、一定の時間的制限に服するか、または、一定の規準に合致しなければならないことに注意すべきである。

584. 一つの国の法律のもとでは、政府当局はライセンスまたは契約の存続期間を設定することができ、存続期間が設定されないばあいには、5年を超えるライセンスまたは契約は特別の認可をうけなければならない。他の国では、5年を超えてはならないとされる。もう一つの国では、長すぎたはいけないが、いかなるばあいでも10年を超えてはならないとされる。さらに他の国では、存続期間は、長すぎても短かすぎてもいけないとされる。若干の国の法律は、特許ライセンスまたは商標ライセンスはその特許または商標登録にかんする工業所有権保護の有効期間を超えてはならない、または、ロイヤルティ支払いの期間はこの期間を超えてはならないと規定する。少なくとも一つの国では、ロイヤルティの支払いは、生産開始の日から5年間に限定され、かつ、生産は契約署名の日から2年以上遅延してはならない（すなわち、契約署名の日から最大限7年）とされている。

585. 工業所有権を目的としない技術移転契約については、ある一つの国の法律は、消費者製品もしくは資材一般に利用することを目的とする、または、資本財の製造に必要とするノウ・ハウを供給する契約の期間は、技術受領者がそれを適切に使用して技術をマスターし、かつ、その取入れによって具体的結果をうるに必要とする時間との関係において設定しなければならないと規定する。資本財のばあいには、実際に生産を開始してから5年の期間を遵守しなければならない。しかし、この期間は、延長することができる。これらの目的を達成するため、その国の法律は、また、これらの契約のもとにおいて、技術受領者は、技術の吸収および専門技術要員の訓練プログラムの作成の時間表を付した、技術能力にかんする別個の情報を提出しなければならないと規定する。技術役務および援助にかんしては、その国の法律は、契約の期間は、専門家の役務の供与、プロジェクトの提示または問題の工事の完成に必要とする時間を考慮して定めなければならないと規定する。

586. さらに、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスの期間または技術移転契約の期間の更新または延長についても、政府当局の認可を必要とすることに注意しなければならない。

#### 4. 期間満了または解除の効果

587. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の存続期間は、ライセンスの期間または契約の期間によって設定された一定の期間の正常な満了によって、あるいは、それ以前においては、契約解除権の行使によって終了する。

588. この解説の前節において述べたように、契約解除権は、いずれか一方の当事者に、他方の当事者の一定の種類の履行遅滞に対する合意した救済措置の一つとして与えることができる（E節：特許にかんするポイント、第200項および第204項(vi)、ならびに、S節：履行遅滞；条件の変更またはできごと；救済、第557項から第576項を見よ）。

589. ライセンスまたは契約が解除され、またはその期間が満了したときは、その期間満了または解除のロイヤルティの支払い、技術の使用、技術情報の使用、開示および伝達、仕掛品または在庫品の製造または販売を含む一定の履行、ならびにライセンス契約に定めた一定の義務の継続に対する効果について、問題が生ずる。

590. これとの関連において、一定の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の当事者が、期間が満了するまえに解除するときは、解除の日から一定の期間内にそのことを政府当局に届け出なければならないことに注意しなければならない（第615項を見よ）。

##### a. ロイヤルティの支払い

591. ライセンスの期間または契約の期間が満了すると、ロイヤルティ支払義務も通常は終了する。しかしながら、解除のばあいには、ライセンサーまたは技術供給者による解除の理由がライセンシーまたは技術受領者の履行遅滞にあるときは、ロイヤルティ支払義務はライセンスの期間または契約期間が満了するまで継続するかという問題が生ずる。ライセンシーまたは技術受領者の履行遅滞が財政的困難または事業の失敗にもとづくばあいには、ロイヤルティの支払いは生産、販売および利益とリンクされているから、ライセンシーまたは技術受領者がロイヤルティの支払いを継続する実際的な理由はない。その他の事情によって履行遅滞が生じたばあいには、ライセンサーまたは技術供給者は、ロイヤルティの喪失について損害賠償を請求することができる。

592. すでに指摘したように（第585項）、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権の存続期間を超えるロイヤルティの支払いは許可されない。さらに、これらの国のなかの1国の法律のもとでは、消費者製品または資材一般の生産に使用することを意図したノウ・ハウの供給契約が満了した時におけるロイヤルティ支払いの金額が総予想額に達しないばあいには、両金額の差額は支払う義務がないものとみなされる。

##### b. 技術の使用および技術情報の使用、開示または伝達の期間

593. ばあいによって、当事者は、工業所有権ライセンスの期間または技術移転契約の期間が満了したのちにおいても、技術の使用を管理し、または技術情報の開示にかんする安全措置を継続させようと欲することがある。

594. 工業所有権ライセンスの期間満了の効果の問題については、若干の国の技術移転を規制する法律が、ライセンスの目的である工業所有権の存続期間が満了したのちにおける技術情報の自由な使用を禁止する規定を

設けてはならないと規定することに注意しなければならない。工業所有権ライセンスの期間が満了したのち、その工業所有権の存続期間が満了するまえにおける技術の使用については、これらの国のなかの1国の法律は、ライセンス契約にライセンシーはその技術を継続して使用することができるという規定を設けなければならないと定める。

595. 工業所有権の対象とならない技術については、若干の国の技術移転を規制する法律は、ノウ・ハウ契約の期間が満了したのちにおいて技術受領者は自由にその技術を使用することができる規定とする。他の国の法律のもとでは、消費者製品または資材の生産のために使用することを意図したノウ・ハウの供給契約には、最新の情報を移転してから相当の期間が経過したのち技術の自由な使用を禁止する規定を設けることができない。

596. おそらく、これらの国の法律のもとでは、当事者が合意した技術情報の開示に対する安全措置は、特許ライセンスの期間または契約の期間中は有効と認められるであろう。また、これらの国のなかの1国の法律のもとでは、ノウ・ハウ契約のばあい、最新の情報を移転してから相当な期間、有効と認められるであろう。<sup>(278)</sup>

597. 特許ライセンスまたは技術移転契約が所定の期間が満了するまえに解除されたときは、ライセンシーまたは技術受領者は製造を停止し、技術情報を供給したライセンサーまたは技術供給者にその情報を返却することを含めて、合意した技術情報の開示に対する安全措置に従わなければならないかという問題が生ずる。

598. 一つのアプローチは、ライセンスまたは契約が一方の当事者によって、不可抗力のばあいのように、いずれの当事者の支配も及ばない事情によってその他の義務が免除されるために解除されたとき、または、ライセンサーまたは技術供給者によって、ライセンシーまたは技術受領者の履行遅滞を理由として解除されたときは、ライセンスまたは契約が終了したのちの技術ノウ・ハウの使用、開示および伝達に關するライセンスまたは契約の規定の効力を認めることである。他方、特許ライセンスが特許の無効によって終了するときや、ライセンシーまたは技術受領者がライセンサーまたは技術供給者の履行遅滞を理由としてライセンスまたは契約を解除するときは、反対のアプローチをとることができる。<sup>(279)</sup>

### c. 在庫または仕掛品

599. 特許ライセンスの期間が特許に關するノウ・ハウの供給契約の期間よりも長いばあいには（契約にもとづいて行なわれた改良のライセンス、または、契約にもとづいて開発された新技術に關するライセンスに

(278) 前出注 (131) および (134) を見よ。

(279) 解除の効果：技術情報の使用、開示および伝達

(a) In the event that either Party terminates this Agreement prior to the expiration of the terms thereof because of a change in conditions or the occurrence of an event beyond the control of either Party, as provided for in Article ... (前出注 (270) を見よ。) (Changed Conditions or Events), the other Party shall, for a period of (specified duration), not disclose or communicate or use any Technical Information supplied under this Agreement except upon terms and conditions to be agreed on.

(b) In the event that the Licensor, in accordance with Article ... (前出注 (264) を見よ。) (Reasons for which the Licensee is Responsible), terminates this Agreement prior to the expiration of the term thereof, the Licensee, unless it has substantial-

ly performed all its obligations under this Agreement, shall return all Technical Information in written or visual form and shall, for a period of (specified duration), not disclose or communicate or use such Technical Information except as provided in Article(s) ... (前出注 (117) および (119) を見よ。)

(c) In the event that the Licensee, in accordance with Article ... (前出注 (254) を見よ。) (Reasons for which the Licensor is Responsible), terminates this Agreement prior to the expiration of the term thereof, the Licensee may continue to exercise all rights under the license of any of the Patents or of any patent of improvement granted under Article ... (前出注 (106) の (d) 項を見よ。) (Improvements and Developments), and to use the Technical Information supplied under this Agreement, for [the duration of such license] [a period of (specified duration)], subject, however, to the provisions of Article ... (前出注 (116) を見よ。) (disclosure, communication and use of Know-How).

ついて、そのようなことが起る)、ライセンシーまたは技術受領者は、ライセンスの期間中、ライセンスの目的とする特許発明を実施し、かつ、ライセンサーまたは技術供給者が供給した関連する技術ノウ・ハウを使用することを許されるべきである。<sup>(280)</sup>

600. いずれにしても、ライセンスまたは契約には、ライセンシーまたは技術受領者はライセンスまたは契約の期間満了または解除の時に所有する在庫品を販売すること、および、その時に製造の過程にあった製品を完成すること、ならびに、製品を使用または販売することを、ほんらい要求されるロイヤルティを支払うことを条件として許諾されるという規定を設けることが望ましい。<sup>(281)</sup>

#### d. 一定の規定の効力持続

601. ライセンスまたは契約には、一定の規定は、そのライセンスまたは契約の期間満了または解除ののちにおいても継続して効力を有すると定めることができる。<sup>(282)</sup> このような「存続条項」(survival clause)のなかには、イクイップメントのメンテナンス、修理または取替えにかんする規定、<sup>(283)</sup> 決済規定<sup>(284)</sup> (生産、販売、利益およびロイヤルティにかんする報告義務を含む)、<sup>(285)</sup> 記録の監査および検査にかんする規定、<sup>(286)</sup> 紛争の解決にかんする規定、<sup>(287)</sup> 通知にかんする規定、<sup>(288)</sup> ならびに、ロイヤルティの支払いにかんする規定、および、すでに説明した技術ノウ・ハウの使用または開示および伝達にかんする規定<sup>(289)</sup>がある。

(280) 期間満了の効果：技術情報の継続使用；改良および開発

In the event that the term of the license of any of the Patents or of any patent of improvement granted under Article ... (前出注 (106) の (d) 項を見よ。) (Improvements and Developments) is longer than the term of this Agreement, then, after the expiration of the latter term, the Licensee may, for the duration of such license, continue to exploit any invention or improvement covered by such license and to use any Technical Information supplied or developments in Know-How communicated by the Licensor to the Licensee under this Agreement.

(281) 解除または期間満了の効果：在庫品または仕掛品

Notwithstanding anything herein to the contrary, in the event of any termination or expiration of the term of this Agreement, the Licensee shall have the right to use or sell the Product on hand on the date of such termination or expiration and to complete the Product in the process of manufacture at the time of such termination or expiration and use or sell the same, provided, however, that the Licensee shall make the payments required by Article ... (前出注 (219) を見よ。) and reports required by Article ... (前出注 (218) を見よ。) on the Product.

(282) 解除または期間満了の効果：一定の規定の効力持続

(a) Any termination or expiration of the term of this Agree-

ment shall be without prejudice to the rights of either Party against the other which may have accrued up to the date of termination.

(b) In respect of any Equipment acquired by the Licensee from the Licensor pursuant to Article ... (前出注 (168) を見よ。), the Licensor shall continue to be obliged to maintain, replace or repair such Equipment or parts thereof for a period of (number of days) from the date of the termination or of the expiration of the term of this Agreement.

(c) Articles ... (前出注 (218) から (222), (279) および (280) ならびに後出注 (299), (306), (310), (311) および (314) を見よ。) shall continue to have effect as long as necessary to permit a final accounting and to resolve any dispute concerning any matter at issue under this Agreement.

(283) 注 (282) の (b) 項を見よ。

(284) 前出注 (218) を見よ。

(285) 前出注 (218) を見よ。

(286) 前出注 (220) から (222) を見よ。

(287) 後出注 (299), (306), (310) および (311) を見よ。

(288) 後出注 (314) を見よ。

(289) 前出注 (279), (280) および (281) を見よ。

## U. 政府当局の認可

(技術の流出および流入の管理の方式：開発国による流出の管理と開発途上国による流入の管理；開発途上国における管理の主な特徴；技術の原産国，管理に服する法人，技術移転取引および法的取決めの種類，法的取決めの条件，技術の性質，登録または認可の申請者，ライセンスまたは契約の登録または認可を受けられなかったときの効果)

### 1. 技術の流出および流入の管理の形式

602. 多くの開発国および開発途上国は，技術の流出および流入に対して，直接に，または財務，商業または投資の取引の要素として，なんらかの形式の管理を行なっている。

603. 開発国においては，技術の流出は，国家安全保障のために，特定の技術情報を国内の一定の人もしくは国外の一定の人，または指定した国の人が入手することを制限する輸出管理に服せしめられる。さらに，税法および外国投資の届出にかんする法律をつうじて，また，為替管理規制をつうじて，開発国は，間接に，技術の種類もしくは量を管理し，または技術の移転を一定の国に向けることができる。

604. 開発途上国においては，技術の流入は種々の管理に服せしめられる。若干の国においては，この管理は，その国における外資導入にかんする法律の包括的な制度の一部として行なわれる。他の国においては，この管理は，利益配当，ロイヤルティもしくはその他の形式の所得として，または，資本の果実としての対外支払いを対象とする外国為替規制によってなされる。間接的に，輸入規制，とくに必要な技術を取り入れた製品に対する低い関税率または免税も，同様に技術の流入をもたらす効果をもっている。さらに，他の開発途上国においては，その国に対する，またはその国の国内における技術の移転を管理する法律制度が設けられている。これらの制度には，工業所有権ライセンスおよび技術移転契約を法律が設定する，または所轄政府機関が制定する規則もしくはガイドラインに定める規準に従って政府当局に届け出るか，またはこれについて登録もしくは認可をうける要件が含まれる。

### 2. 開発途上国における管理の主な特徴

605. 上に述べたような開発途上国における種々の政府規制，ならびにこれらの管理を実施するために設けられた機構および手続の詳細な説明は，この解説の範囲外である。しかし，工業所有権ライセンスおよび技術移転契約の交渉および契約書作成の法的側面にかんするガイドは，少なくともこれらの管理の主な特徴を指摘しなければ，完全なものとならない。これらの管理は，つぎのような事項にかんする：技術の原産国，関係法律の対象となる法人の種類，技術移転取引の種類および法的取決めの種類，管理に服する法的取決めの条件および技術の性質，法的取決めについて登録および認可を申請することができる者，ならびに法的取決めについて登録または認可をうけることができなかつたときの効果。

#### a. 技術の原産国

606. 若干の国の法律のもとでは，原産国が外国であると内国であるとを問わず，技術の移転について管理が行なわれる。他の国の法律のもとでは，外国から取得する，または，外国に居住する，住所を有するもしくは外国で設立された自然人または法人から取得する技術だけが，管理に服する。しかし，後者のグループにはいる国の少なくとも1国においては，法律によって，国内の技術の移転は，移転者が国内に住所を有していても，

法的取決めが外国資本の調達によってなされる事業にかんするときは、または、外国に住所を有する会社もしくは支店に適用されるときは、管理に服する。

#### b. 管理に服する法人

607. 若干の国の法律のもとでは、自然人および私企業ばかりでなく、公法人も管理に服する。しかし、ある国の法律のもとでは、軍隊または国防軍が締結した法的取決めは、軍事秘密または優先理由もしくは国防にかんするときは、除外される。

#### c. 技術移転取引および法的取決めの種類

608. 技術移転を管理する国の法律は、管理の対象とする取引および法的取決めの種類について、異なるアプローチをとっている。若干の国の法律のもとでは、工業所有権および技術移転にかんする取引は、多くのカテゴリーに分類される。これは、つぎのものを包含する：発明、工業的意匠、実用新案または商標を実施または使用する権利の取得またはライセンス；消費者製品の生産、原料もしくは中間財の加工、製品の部品もしくはその他のコンポーネントの組立、または資本財の製造に使用する技術ノウ・ハウの供給；工業所有権の実施もしくは使用または技術ノウ・ハウの実施に関連する要員の訓練または技術役務および援助の供与のため、あるいは、企業の経営もしくはオペレーションにおいて、または、関係国の生産体制に必要とする企画、実施計画ならびに調査およびプロジェクトの実施について専門技術または専門職業の役務を供与するための技術および専門職業の専門家の雇用。さらに、このような国の1国の法律のもとでは、ライセンスは、その国で付与された特許または出願された発明（商標のばあいには、その国で登録され、または出願された商標）を目的としなければならない。そうでなければ、ライセンスは、技術ノウ・ハウの供給契約とみなされ、そのカテゴリーを規制する規定の適用をうけることになる。

609. これらの法律のなかには、カテゴリーごとに、別個の法的取決めをすることを要求するものがある。他の国の法律のもとでは、別個の法的形態をとるかどうかは問題とされないが、技術移転取引の種々の要素について個別的に評価しまたは価格を付すことができなければならないという要件、すなわち、当事者に個々の要素について別個の法的取決めをなさしめる要素、が強調される。さらに、これら後者の国の法律のもとでは、法的取決めは、文書、証書、ライセンス、契約またはその他の種類の書面によらなければならないことに注意すべきである。

#### d. 法的取決めの条件

610. 開発途上国における種々の管理上の要件、とくに一定の国の技術移転を規制する法律の要件は、それらがいろいろな種類の工業所有権ライセンスおよび技術移転契約、ならびにこのようなライセンスまたは契約に含められる、または含められない条件に影響を及ぼすかぎりにおいて、この解説では、ライセンサーまたは技術移転者となる者および潜在的ライセンシーまたは技術受領者が検討すべき要点の取扱いに関連して指摘した。これらの要件は、この解説において反覆説明しない。

#### e. 技術の性質

611. 一定の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の条件の認

可のほかに、指定された政府当局は、ライセンスまたは契約の目的である技術の性質についてある程度の管理を行なっている。これらの国のいくつかの法律のもとにおいては、管理には、技術の取得が技術および開発にかんする国家の政策もしくは計画の目標に反しないか、または、消費形態もしくは所得の再分配に不利益を及ぼすか、あるいは、技術的、経済的および社会的進歩を促進しないか、を認定するための技術の審査が含まれる。当該技術が特定のセクターの政策および需要に応ずるものであるか、それをライセンサーまたは技術受領者が十分に吸収することができるか、ならびに、国内において同様のまたは代替的技術を取得することができるかについても、アセスメントが行なわれることがある。

612. これらの国のなかの若干の国の法律のもとでは、法的取決めの登録および認可を担当する指定された政府当局は、当該技術が関係するセクターの分野を担当する他の政府機関と共同して、技術の性質を管理する。

#### f. 登録または認可の申請者

613. 若干の国の法律のもとでは、その国に居住し、住所を有し、またはその国で設立された自然人または法人である当事者だけが、法的取決めの登録または認可を申請する資格を有する。その他の国においては、外国に居住するライセンサーまたは技術供給者も、自分が当事者となる法的取決めの登録または認可の申請をすることができる。

614. 技術の流入を管理する国の法律が工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の登録または認可のために課す要件にかんがみ、当事者は、それらの法律のもとで登録または認可をうけるため各自の責任を明確にすることが望ましい。技術の流出を管理する国の法律についても、同様の配慮をする必要がある。<sup>(290)</sup>

#### g. ライセンスまたは契約の登録または認可をうけなかったときの効果

615. 責任を負う当事者が工業所有権ライセンスもしくは技術移転契約またはその修正、改正、延長もしくは終了について、期限までに、および定められたその他の条件のもとに、所轄政府当局に登録または認可の申請をしないと、いろいろな法的効果が生ずる。関係する法律のもとで、要件に従わないときは、ライセンスまたは契約は、無効とされるか、または強制力をもたないものとされ、責任を負う当事者は、罰則の適用をうけるか、通商を行なう権利を停止されるか、または、事業会社としての地位を喪失することになる。ライセンスまたは契約の登録または認可は、当該国における特許の現実の実施または商標の現実の使用を証明するため、または、外国に支払いをすることについての、または、一定のセクターもしくは産業における投資を奨励または促進することを目的とする財政的またはその他の恩典をうけるための前提条件とされることがある。

#### (290) 登録または政府の認可

(a) This Agreement is subject to the registration in, and approval of the competent Government Authorities of, the country of the [Transferor and of the Transferee] [of the Transferor] [of the Transferee] having been duly obtained.

(b) Within the time limits of any applicable law and if permitted by such law, either Party may, and, if requested by a Party to this Agreement, the other Party shall, apply for the registration or approval of this Agreement to any agency, officer or authority of the Government of (specified country) whose registration or approval is required by such law.

(c) Each Party shall fully cooperate with the other with regard to any such registration or approval, or additional registration or approval that may be required in connection with the implementation of any portion of this Agreement.

(d) In the event of failure to obtain such registration or governmental approval, each Party hereto hereby agrees that it shall in that event bear the expenses which it has incurred in relation thereto.

## V. 紛争の解決

(当事者間の相互信頼にもかかわらず意見の相違が生ずる可能性；弾力的な履行を可能にする明示の条件；意見の相違を解決するため契約書によること、および解釈の原則を定める規定：定義、むじゅんする表現、契約締結のまえまたはそれと同時になされた了解および通信ならびに統合した取引の例外、無効条項；契約書を支配する言語；準拠法：複数の国と関連する取引の多面性、当事者の地位、当事者の事業活動および履行の場所ならびに結果が生じた場所による異なる国の法律の適用；意見の相違および紛争を解決する外部の手続および機関：独立の鑑定人の任命、仲裁への付託、裁判所における手続の開始)

### 1. 総説

616. 当事者間には相互信頼があるにもかかわらず、自分達が締結した工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の条件の適用について意見の相違が生ずることがある。

617. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約は、他の商取引の契約書と同様に、当事者間の取引関係が導かれ、かつ、展開されるべき枠組を定めるものである。ライセンスまたは契約は、これらの関係から果実を生じさせるため規定された手続をつうじて、必要なガイダンスを与えるものである。ライセンスまたは契約の条件は、もちろん、交渉のプロセスにおいて問題を解明し解決することによって、ある程度の精密さをそなえさせることができる（C節：主要な用語および表現の定義、第128項から第132項を見よ）。しかしながら、交渉の時点においてすべての問題を予見することができたか、また、予見できたとしても、その解決をライセンスまたは契約に反映させることができたか、またはそうすべきであったかは、疑わしい。したがって、ライセンスまたは契約の条件は、これを履行する者が、交渉には参加しなかったとしても、当事者の目的を達成できるように、十分に明示的であり、かつ、同時に弾力性をもったものでなければならない。これらの目的は、交渉の時に表明された当事者の意思に従うとともに、当該ライセンスまたは契約のもとにおける日々の取引活動の変化に即応して達成しなければならない。

618. 多くのばあい、当事者は、ライセンスまたは契約の文書を見ることによって意見の相違を解決することができる。そうでないばあいには、実際的な考慮にもとづいて友好的な解決にいたらないかぎり、助言または勧告を与える独立の鑑定人に委ねるか、それを仲裁に付託するか、あるいは裁判所において法的手続を開始するといった、外部の手続または機関による必要がでてくる。

619. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に設ける、契約文書を見て、または、外部の手続もしくは機関を利用して紛争を解決する規定は、その他の国際商取引の契約書に設けられる同様の規定と異ならない。しかしながら、いくつかの点で、若干の国の技術移転を規制する法律は、とくに契約書に使用する言語、準拠法、およびライセンスまたは契約を認可する政府当局の属する国以外の国の仲裁機関または裁判所に救済を求めることのような事項について、特別の影響を及ぼすことがある。これらの法律の関連する部分を、つぎの数項において説明する。

### 2. 解釈の原則および契約書を支配する言語

#### a. 解釈の原則

620. 当事者間の意見の相違を解決するためライセンスまたは契約の契約文書を見ることは、その条件の文言が

明確かつ簡潔であるかぎり、効果がある。これとの関連で、主要な語および表現を定義し、かつ、契約書全体をつうじてこれらの語および表現をいっかんして使用することは、不可欠である（C節：主要な語および表現の定義、第128項から第132項を見よ）。当事者は、また、どのような文書が合意を構成するかを明記すべきである。<sup>(291)</sup><sup>(292)</sup>むじゅんする表現があるばあいにどの表現が支配するかを指示する、しばしば解釈の標準原則を反映する規定をライセンスまたは契約に設けることができる。たとえば、ライセンスまたは契約の前文のリサイタルまたはホエアラズ条項の文言と本文の規定の文言とが異なるばあいには、通常、後者が支配する。同様に、追加文書、付属文書または別表の文言は、通常、ライセンスまたは契約の本文の規定の文言に優先すると定められる。<sup>(293)</sup>また、別の種類の抵触を避けるため、ライセンスまたは契約には、しばしば、その契約文書が当該主題にかんする当事者の合意を完全に表明するものであって、そのまえになされた了解および通信、ならびにその他の同時になされた表明に対して優先するという規定が設けられる。<sup>(294)</sup>しかしながら、問題のライセンスまたは契約以前に締結された、または、それとともに統合された技術移転取引の要素を形成する一定のライセンスまたは契約は、例外である。<sup>(295)</sup>

621. 当事者は、また、ライセンスまたは契約に、ある条項が無効と宣言されても、それによって他の条項またはライセンスもしくは契約自体が無効とされないという趣旨の規定を設けることができる。<sup>(296)</sup>しかしながら、無効と宣言された条項がきわめて重要であって、それがなければライセンスまたは契約が存立しえないばあいもあることに注意しなければならない。

622. これとの関連において、若干の国の工業所有権にかんする法律は、ライセンスに一定の規定を設けなければ、そのライセンスは無効であると規定することに注意しなければならない。たとえば、商標にかんする法律は、しばしば、商標のライセンスは、その商標の登録所有者がその商標を使用するライセンシーの商品の品質を効果的に管理する規定を欠くときは無効であると定める（J節：生産段階、第335項から第342項を見よ）。

#### (291) 契約の内容

This Agreement contains [(specified number of) Articles] [two sections, the first being these "Special Terms and Conditions," the second being "General Terms and Conditions" attached hereto and incorporated herein, by reference, neither section to be considered without the other, plus (specified number of) Appendices, Annexes and Schedules, identified as Annexes (e.g., A, B and C), Appendices (e.g., D, E and F) and Schedules (e.g., G, H and I)].

understanding of the Parties, supersede all previous communications, whether oral or written, between the Parties, including any previous agreement or understanding varying or extending the same, and there are no further or other agreements or understandings, written or oral, in effect between the Parties, with respect to the subject matter hereof.

(b) The making, execution and delivery of this Agreement have been induced by no representations, statements, warranties or agreements other than those herein expressed.

#### (292) この契約の一部である追加文書、付属文書、別表

The Appendices, Annexes and Schedules annexed to this Agreement or to be added thereto shall, for the purpose of this Agreement, be deemed to form part of this Agreement, it being understood and agreed that in case of any deviation or discrepancy between the text of this Agreement and any stipulation made in one or more of the Appendices, Annexes or Schedules hereto the text of the [former] [latter] shall prevail.

#### (295) 以前の合意に対する優先

This Agreement cancels and supersedes the Agreement between the Parties hereto, dated ..., pursuant to which the Licensor granted to the Licensee certain rights with respect to the Product.

#### (296) 無効条項

In the event of a conflict between any provision of this Agreement and any pertinent law, regulation, ordinance or decree, the provision of this Agreement so affected shall be regarded as null and void or shall be curtailed and limited to the extent necessary to bring it within the legal requirements but otherwise it shall not render null and void other provisions of this Agreement.

#### (293) 前出注 (292) を見よ。

#### (294) 全了解

(a) [Except as to the (specified) Agreement of (even date herewith or other date) between the Parties,] the terms and conditions of this Agreement constitute the entire agreement and

623. 同様に、この解説の他の場所で指摘したように、若干の国の技術移転を規制する法律は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約には一定の規定を設けなければならないとか、設けてはならないと定め、かつ、これらの要件を充足するライセンスまたは契約を政府当局が認可することが効力発生の前提条件であると規定する（U節：政府当局の認可、第602項から第615項を見よ）。

#### b. 支配する言語

624. 他の国際商取引のばあいと同様に、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に定める条件は、1または2以上の言語で行なう討議をつうじて交渉することができる。当事者の合意は、同時にまたはその後に書面に記載される。最初の草案およびその修正案に用いる言語は、討議において使用した言語と同じであることもあるし、違うこともある。まれではあるが、当事者は、ライセンスまたは契約に、討議で使用した言葉を示す規定を設けることができる。しばしば、言語にかんする規定には、契約書は特定の1または2以上の言語で作成されたと定められるし、また、契約書は特定の1言語で作成され、他の特定の言語に翻訳されたと定められることもある。いずれのばあいにも、通常、その解釈について疑義が生じたときどの言語による契約書が支配するかが定められる。<sup>(297)</sup>

625. 若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約は、その国の言語で作成しなければ、政府当局の認可をうけることができない。しかしながら、このような法律の一つは、技術用語で自国の言語に相当する語がないものについて例外を認める。これらの国のなかの他の1国の法律のもとでは、ライセンスまたは契約の文書はその国の言語以外の言語で作成することができるが、自国の言語による翻訳文を原本とともに提出しなければならない。

### 3. 準拠法

626. 工業所有権のライセンスおよび技術の移転にかんする取引にどの国の法律を適用するかを決定する問題は、国際的レベルにおいてこのような取引が複数の国と関連する多面的側面を有するために複雑である。

627. たとえば、ライセンサーまたは技術供給者がある国にいて、ライセンシーまたは技術受領者が他の国にいることがある。ライセンスまたは契約にもとづく各当事者の活動および要求される履行は、これらの国のどちらか、または第三国でなされることがある。当事者の活動および履行はこれらの国の1国で行なわれるが、その結果はこれら3国のうちの1国またはその他の国で発生することがある。

628. ある国の法体系が工業所有権のライセンスまたは技術移転取引の1または2以上の要素に及ぶか、その取引の全体に及ぶかは、その国の立法、行政および司法の枠組の範囲および問題となる要素の性質に依存する。さらに、その取引またはその要素の1もしくは2以上が複数の国の法体系によって規制されることも予期される。たとえば、当事者の法的地位については、それが設立された国または主たる事業を行なう国の法律が適用

(297) 原文と翻訳文

(a) This Agreement has been made in the (specified) language and has been translated into the (specified) language(s).

(b) In case of doubt as to the interpretation of any of the provisions of this Agreement, the (specified) version of this Agreement shall prevail.

されるが、この解説の他の場所で指摘したように、その取引から生ずる所得は、その国の法律によって課税されるばかりでなく、他の国の法律によって課税されることがある（O節7：支払いにかんする要点——課税、第511項から第517項を見よ）。

629. ライセンシーまたは技術受領者の国で製造された製品は、他の国に輸出されることがあり、その収益は、どこで「販売」がなされたかによって、ライセンシーまたは技術受領者の国か、その他の国で所得税、販売税または売上税を課せられる。各国は、物品売買に適用される法律の解釈によって課税権を主張することがある。

630. ライセンスされた工業所有権の有効性については、特許もしくは実用新案を付与し、または工業的意匠もしくは商標を登録した国の法律によるが、これらの権利の範囲については、その国の法律によるばかりでなく、他の国の法律によることもある。たとえば、付与または登録した国の法律は、工業所有権の所有者またはそのライセンシーが当該工業所有権にかかる製品と競争する製品の輸入を阻止することを認めるが、その製品を輸出した国の法律は、輸出の地理的制限を認めないことがある。

631. 同様に、技術情報の使用、開示または伝達は、ライセンサーまたは技術供給者の国の法律によって管理されるが、ライセンシーもしくは技術受領者の国または第三国の法律のもとで管理に服さないことがある。

632. 同様に、技術役務および援助を供与する技術および専門職業の専門家の民事責任については、通常、その傷害または損害を与えた行為がなされた国の法律が適用される。したがって、このような専門家は、ライセンサーまたは技術供給者の国から派遣されても、ライセンシーもしくは技術受領者の国または第三国で役務および援助を供与するばあいには、通常、その国の法律の適用をうける。おなじく、ライセンシーまたは技術受領者の要員がライセンサーまたは技術供給者の国で訓練をうけるばあいには、その民事責任については、その傷害または損害を与えた行為がその国でなされたときには、その国の法律が適用される。

633. これらの例を見ると、工業所有権のライセンスもしくは技術移転取引またはそのいずれかの要素の「準拠法」がなにであるかについては、合理的な判断をもってしても見解が異なるところである。

634. 多くの国の法体系は、取引の当事者が自分の国または他の国の法体系の枠組によってその法律関係を定めることを認めている。そのばあい、当事者は、そのような前提のもとに交渉し、かつ、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約のなかに、まえに説明した事例について指示したように、特定の国の法的枠組が取引全体またはその一定の要素を規制すると定めることができる。<sup>(298)</sup>しかしながら、当事者の意思は、他の国で、その法体系が当事者のいずれか一方もしくはその活動または取引にもとづいてその国でなす特定の履行、または、他の国でなされた履行のその国における結果に及ぶばあいには、かならずしも法的効力を認められないことに注意すべきである。

(298) 準拠法

Regardless of the place of agreement, the place of performance, or otherwise, this Agreement, and all amendments, modifications, alterations, or supplements hereto, shall be construed under, governed by, and the legal relations between the Parties hereto determined in accordance with, the laws of (specified country or political subdivision thereof).

635. これとの関連において、若干の国の法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に、その解釈または履行についてその国以外の国の法体系が支配するという規定を設けるときは政府当局の認可がえられないことに注意しなければならない。

#### 4. 意見の相違および紛争を解決するための外部の手続および機構

##### a. 独立の鑑定人の任命

636. 当事者が協議または誠実な交渉によって意見の相違を解決することができないときは、<sup>(299)</sup>当事者は、助言を与えまたは勧告をする独立の鑑定人にその事項を付託することができる。この手続は、あらゆる事項に適用することができ、また、侵害のばあいのロイヤルティ支払いの調整、<sup>(300)</sup>改良を利用する権利に対するロイヤルティの支払い、<sup>(301)</sup>一定の事情のもとにおける履行保証またはその他の保証の調整、<sup>(302)</sup>製品の品質基準の達成、<sup>(303)</sup>技術的進歩または新技術の入手可能性の発生、<sup>(304)</sup>条件の変更または履行を妨げるできごとの発生<sup>(305)</sup>のような一定の専門的な問題に適用することもできる。

637. ライセンスまたは契約の鑑定人に付託する手続を定める規定には、任命する鑑定人の種類、任命する方法——たとえば、当事者が共同して、または当事者の一方が同意しないときは、他方の当事者の要求にもとづき適切な専門家団体の会長によって——鑑定人が行動する顧問の資格、報告書の作成および鑑定人の費用の分担を定めることができる。<sup>(306)</sup>

##### b. 仲裁

638. 友好的な討議によって意見の相違を解決することができないとき、<sup>(307)</sup>または鑑定人への付託が満足できる結果をもたらさないときは、<sup>(308)</sup>ライセンスまたは契約に仲裁によってその事項を解決する旨を定めることができる。<sup>(309)</sup>

(299) 誠実な交渉による解決

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this Agreement, or the breach, termination or invalidity thereof, shall be settled through bona fide negotiations between the Parties hereto.

(300) 前出注 (91) および注 (257) を見よ。

(301) 第227項を見よ。

(302) 前出注 (153) および第293項を見よ。

(303) 前出注 (179) を見よ。

(304) 前出注 (111) および第234項を見よ。

(305) 前出注 (270) および第576項を見よ。

(306) 前出注 (270) および第576項を見よ。

(a) In the event of any dispute arising [under this Agreement] [under Article(s) . (前出注 (300) から (305) を見よ。)] which the Parties are unable to resolve by discussion or bona fide negotiations pursuant to Article . . . (前出注 (299) を見よ。), the matter shall be referred to an independent person of good repute and standing who may be an accountant, legal counselor, consulting engineer or other professional person chosen as befits the basic point of disagreement.

(b) The expert shall be appointed jointly by the Parties and in default of agreement he may be appointed (on the application of either Party) by the President for the time being of (specified professional organization).

(c) The professional person appointed shall act as an expert and not in a judicial capacity as an arbitrator.

(d) Either Party may call upon the expert to issue his report within a limited and specified time being a reasonable time in the circumstances.

(e) The Parties shall share the costs of the decision of the expert equally unless he gives a certificate that the conduct of either Party is such that he should bear all the costs.

(307) 前出注 (299) を見よ。

(308) 前出注 (306) を見よ。

(309) 後出注 (310) を見よ。

639. そのばあいには、仲裁条項には、管轄仲裁裁判所または適用する仲裁法制を定める。現在ある仲裁裁判所および準拠することのできる規則には、つぎのものがある：特定の国の仲裁法、2国間の通商仲裁協定、国際商事仲裁条約、指定された国連経済委員会または地域仲裁委員会の仲裁規則、国内もしくは国際仲裁協会または国内もしくは国際商業会議所またはその他の専門団体の仲裁規則。<sup>(310)</sup>

640. これら現在の仲裁裁判所または仲裁規則のどれかによることとは別に、準拠法が許容するときは、当事者は、仲裁条項に従うべき仲裁手続を規定し、または、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)のアド・ホック仲裁規則を採用することができる(UNCITRAL 第9会期において採択された UNCITRAL Arbitration Rules(United Nations document A/31/17(1976), pages 35 to 55)を見よ)。国連総会は、国際商事関係から生ずる紛争の解決のために、とくに商事契約にこの規則によることを定めて、これを用いることを勧告した(決議31/98, 1976年12月15日)。<sup>(311)</sup>

641. いろいろな仲裁裁判所および仲裁規則について説明することは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に固有のものではないので、この解説の直接の範囲を越える。仲裁の種々の要素および現存する仲裁規則については、UNCITRAL 第9会期(1976年4月/5月)に提出された国連事務総長の報告書に説明されている(つぎを見よ: United Nations document A/CN. 9/112, November 7, 1975, および A/CN. 9/112/Add. 1, December 12, 1975)。

642. しかしながら、若干の国の技術移転を規制する法律は、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に他の国の仲裁裁判所に管轄権を付与する規定を設けると政府当局の認可をうけることができないと定めることに注意すべきである。

### c. 裁判手続

643. 問題を特定の仲裁裁判所における、または、まえに説明した仲裁規則に従う(第639項および第640項を見よ)仲裁による解決に付託する代りに、特定の国の裁判所において訴訟手続を開始することができる。前者のばあいにおいても、仲裁判断を執行するには、裁判所の手続によらなければならない。<sup>(312)</sup>

#### (310) 仲裁による解決

(a) Should negotiations pursuant to Article ... (前出注(299)を見よ。) or the report of the expert appointed pursuant to Article ... (前出注(306)を見よ。), fail to result in settlement within three (3) months, the Parties hereto agree to finally settle by arbitration pursuant to

*Example 1*  
the Arbitration Law of (name of country).

*Example 2*  
the Trade Arbitration Agreement of (date).

*Example 3*  
the UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law) Arbitration Rules which the parties declare to be known to them.

*Example 4*  
the Rules of Conciliation and Arbitration of the International Chamber of Commerce.

(b) The award of the arbitrator(s) shall be final and binding upon the Parties hereto.

(c) Judgment upon the award made by the arbitrator(s) may be entered by [any court having jurisdiction thereof.] [the court of (specified country)].

(311) 注(310)の例3にかかげる UNCITRAL の仲裁規則によるばあいには、注(310)の規定につぎの規定を加えることができる:

(d) The Parties also agree that:

- (i) the appointing authority shall be (name of person or institution);
- (ii) the number of arbitrators shall be (one or three);
- (iii) the place of arbitration shall be (town or country);
- (iv) the language(s) to be used in the arbitral proceedings shall be ...;
- (v) authorization, if considered desirable, for the arbitrators to act *ex aequo et bono* or as *amiables compositeurs*.

*N.B.* "according to the general principles of law and trade practices and not on the basis of the substantive law of a particular jurisdiction."

(312) 注(310)の(c)項を見よ。また、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(1958年6月10日, United Nations, *Treaty Series*, Volume 330, page 3)を見よ。

644. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約には、当事者間のすべての紛争(または、一定の種類)の紛争)を付託する1国の裁判所を指定することができる。

645. これに関連して、準拠法を決定するばあいと同様に、訴訟を遂行するのにもっとも適切な国の裁判所を決定する問題が生ずる。法廷地として指定された国、または、当事者の指定に反して訴えが提起された国が、準拠法の所属する国とは異なるばあいがある。これらの問題は、かならずしも工業所有権ライセンスまたは技術移転取引に固有のものではないので、この解説においては扱わないことにする。

646. しかしながら、若干の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約に他の国の裁判所の管轄に服する旨の規定を設けるときは政府の認可がえられないことに注意すべきである。さらに、これらの国のなかの1国の法律のもとでは、国家がその国民の権利および訴権を代位行使することは認められない。

## W. 修正または改正

(新たな事情にもとづくライセンスまたは契約の修正、改正またはこれへの追加；改正の手続)

647. 他の商取引のばあいと同様に、当事者がそのオペレーションの法的枠組となってきた工業所有権ライセンスまたは技術移転契約を修正し、改正し、またはこれに追加しなければならないような事情が生ずることがある。たとえば、一方の当事者が他方の当事者に対してなすべき履行を妨げるような条件の実質的な変更またはできごとが生ずることがある（O節6第510項およびS節4第573項から第576項を見よ）。

648. ライセンスまたは契約を改正する手続が定められていないばあいには、ライセンスまたは契約自体を締結するさいに適用されるものと同一の法的要件に従って修正、改正または追加を行わなければならない。<sup>(313)</sup>

649. これとの関連において、一定の国の技術移転を規制する法律のもとでは、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の修正または追加は、それを行なってから一定の期間内に政府に提出して認可を受けなければならないことに注意すべきである。

## X. 通知

(人または業務単位、住所、言語および通信手段の指定；発送または受領の確定日)

650. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約には、通常、その規定にもとづいて発信する通知の名あて人

(313) 改正

(a) If any change is required regarding the terms and conditions of this Agreement, then the Licensor and the Licensee shall negotiate in order to find a suitable solution, [provided, however, that any change of this Agreement shall be subject to the approval of the Government of (country of the Licensee).]

(b) This Agreement may be amended or modified only by an instrument in writing of equal formality, signed by the duly authorized representatives of the respective Parties hereto.

または事業単位、住所、言語および通信手段を定めた規定が設けられる。<sup>(314)</sup>ばあいによっては、通知の規定には、いつ、どのような状態で一方の当事者は相手に対して通知をする義務を履行したとみなされるかが定められる。この問題は準拠法がなにであるかによって異なることがあるから、ライセンスまたは契約において、この点は、すべての通知について、または特定の通知について明確にしなければならない。この判断は、発信主義によることもあるし、到達主義によることもある。当事者は、各当事者が発する通知の種類および数、ならびに特別扱いを必要とする特定の通知を十分に考慮して、どちらかの主義を選んだときの結果を考えるべきである。

## Y. 契約書の作成

(作成条項の内容およびライセンスまたは契約のなかの場所；代表者の権限；ライセンスまたは契約の署名の日および効力発生の日)

### 1. 作成条項の内容

651. 作成条項 (execution clause) には、各当事者の法律上の名称、各当事者に代って署名する担当者の職名、署名の日および場所、各当事者の署名の日および場所が異なるばあいにはそれぞれの署名の日および場所を記載し、両当事者またはその代表者の署名を掲げ、かつ、要求されるときは、適法な認証機関による署名の認証 (証明または合法性の公認) を掲げる。<sup>(315)</sup>

### 2. ライセンスまたは契約における作成条項の場所

652. 作成条項の諸要素は、通常、工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の契約書の末尾に掲げられる。しかし、これらの要素は、契約書の始め、または、契約書の表書のページに掲げられることもある。後者のばあいには、たとえば、これらの要素に他の情報、ライセンスまたは契約の番号および表題、当事者の住所、ならび

#### (314) 通知

(a) Any notice or request with reference to this Agreement shall be by registered, prepaid air letter, cablegram or radiogram, and shall be directed by one Party to the other at its respective following address or at such other address as either of the Parties may notify to the other in writing.

Licensor Address	Licensee Address
---------------------	---------------------

(b) [All notices shall be deemed to be given at the time of mailing or at the time of delivery of a cable to the communications company or its agent for transmittal, as the case may be.]

[Notice shall be deemed to be given as of the date of the signing of the return receipt by the addressee.]

#### (315) 契約書の作成

IN WITNESS WHEREOF the Parties hereto have caused this Agreement to be duly executed in duplicate on their behalf by their duly authorized officers and representatives on the day and year given [above] [below] in a manner legally binding upon them.

WITNESS: \_\_\_\_\_ Licensor  
by (signature) \_\_\_\_\_  
Name: (in print) \_\_\_\_\_  
Title: \_\_\_\_\_  
Date: \_\_\_\_\_

WITNESS: \_\_\_\_\_ Licensee  
by (signature) \_\_\_\_\_  
Name: (in print) \_\_\_\_\_  
Title: \_\_\_\_\_  
Date: \_\_\_\_\_

EFFECTIVE DATE: \_\_\_\_\_ (initials on behalf of Licensor)  
\_\_\_\_\_ (initials on behalf of Licensee)

に、いずれか一方の当事者の業務単位が内部管理の目的のために必要とするその他の詳細を併記することがある。

### 3. 作成における主な問題

653. 契約書の作成 (execution) に関連して生ずる主要な問題は、代表者の権限と署名の時期にかんするものである。

#### a. 署名する権限

654. 署名する権限の問題は、とくに、政府機関や施設と取引をするばあいにおいて、一定の官吏はライセンスまた契約の交渉をする権限だけを与えられ、他の官吏がその機関または施設に代って署名する権限を与えられているばあいに、切実なものとなる。交渉または署名をする政府官吏の資格にかんする情報は、官報に公告されることがある。ばあいによっては、行為をなすに必要な権限を高い地位の責任ある官吏に与え、その権限の証拠を署名する代表者が提示しなければならないことがある。

#### b. ライセンスまたは契約の署名日と効力発生の日

655. この解説の他の節において指摘したように、署名の日は、ライセンスまたは契約の効力発生の日と調整させることが重要である (A 節：導入部分の要点、第121項から第123項を見よ)。

## Z. 追加文書、付属文書、別表

(追加文書、付属文書、別表の内容；ライセンスまたは契約の不可欠の部分；文言の抵触)

656. 工業所有権ライセンスまたは技術移転契約の目的は複雑であるから、ライセンスまたは契約の文書のなかにすべての情報を記載し、または、すべての要件を規定することが不可能であったり、好ましくなかったりすることがある。特許および特許出願、<sup>(316)</sup>商標、<sup>(317)</sup>原料、中間財、部品またはその他のコンポーネント、<sup>(318)</sup>ならびにイクイップメントは、<sup>(319)</sup>通常、ライセンスまたは契約の文書の不可欠の一部分をなす別表に列挙され、説明される。同様に、製品の品質、パフォーマンスおよびその他の特徴、<sup>(320)</sup>工業プラントの予定性能、<sup>(321)</sup>生産の割合、<sup>(322)</sup>ならびに生産に要求される施設および役務<sup>(323)</sup>は、通常、おなじくライセンスまたは契約の文書の不可欠の部分をなす種々の追加文書または付属文書に定められる。

657. この解説の他の場所で指摘したように、このような追加文書、付属文書または別表に記載された詳細は、通常、ライセンスまたは契約の文書の他の部分の抵触する表現に優先するとみなされる (V 節：紛争の解決、第620項および前出注 (292) を見よ)。そのため、かつ、このような追加文書、付属文書または別表は、その詳細な情報およびこれに記載された要件を取引の遂行においてただちにレファーすることができるから、その内容が当事者が達成しようとする目標と合致するように注意ぶかく作成し、検討しなければならない。

(316) 前出注 (25) を見よ。

(317) 前出注 (29) を見よ。

(318) 前出注 (53) を見よ。

(319) 前出注 (44) を見よ。

(320) 前出注 (137) の (ii) 項および注 (148) を見よ。

(321) 前出注 (137) の (v) 項を見よ。

(322) 前出注 (156) を見よ。

(323) 前出注 (151) の (a) 項を見よ。

## 第Ⅳ部

### 要点のチェックリスト



## 第 IV 部 要点のチェックリスト

### 目 次

	ページ
A. 導入部分	173
B. 前文：ホエアラズ条項；リサイタル	174
C. 主要な用語および表現の定義	175
D. ライセンスまたは契約の範囲	177
E. 特許にかんする特別の側面	179
F. 技術的進歩；ライセンスまたは契約の範囲内における改良および開発	182
G. ノウ・ハウ；技術情報	183
H. 技術役務および援助	187
I. 資本財，中間財，予備部品，コンポーネントまたは原料の供給	190
J. 生産段階	191
K. 商標にかんする特別の側面	192
L. マーケティング段階にかんするその他の側面	193
M. 経営役務	196
N. 補償；対価；価格；報酬；ロイヤルティ；フィー	196
O. 支払い	200
P. 最恵条件	202
Q. 関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請	202
R. 第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険	203
S. 履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済	203
T. 効力の発生；存続期間，期間；解除；期間満了；延長	204
U. 政府当局の認可	206
V. 紛争の解決	206
W. 修正または改正	207
X. 通 知	207
Y. 契約書の作成	208
Z. 追加文書，付属文書，別表	208



項\*

**A. 導入部分**

1. 技術の商業的移転の方法	53—63
a. 工業所有権の移転	53
(1) 販売	402
(2) 譲渡	402
(3) ライセンス	39, 53, 69, 78, 130
(a) 特許ライセンス	46, 78
(b) 工業的意匠のライセンス	46, 78
(c) 実用新案のライセンス	46, 78
(d) 商標ライセンス	46, 78
(e) 新種の植物のライセンス	46, 78
(f) クロス・ライセンス	196, 229
b. 技術移転契約	40, 79
(1) 技術情報および技術ノウ・ハウのライセンス	57, 79
(2) 技術役務および援助の契約	58, 79
(a) 訓練役務	304
(b) エンジニアリング役務	310
(c) 設置役務	310
(d) スタートアップ役務	310
(e) オペレーションおよびメンテナンス役務	310
(f) 経営役務	313, 314, 388, 389
(g) 研究および開発役務	315—317
(h) 技術, マーケティングおよび商業情報役務	311, 312
(3) 予備的開示, 秘密の保持およびオプション契約	88, 259—265, 274, 454
c. イクイップメントまたはその他の資本材の供給契約	60, 318—330
d. 原料, 中間財, 部品またはその他のコンポーネント	60, 318—330
e. フランチャイズまたはディストリビューター契約	61, 369
f. 直接外国投資	12
(1) 親子会社	91, 130, 526
(2) 合併事業	12, 62, 432, 440, 484—486, 526
2. 工業所有権ライセンスおよび技術移転契約	39, 40
a. 作成, 締結または署名の場所および日	120—123
(1) 文書の始め, 署名欄または末尾に記載	121
(2) 記載した作成または締結の日と実際の署名の日の不一致	122

\* レファレンスは、ガイドの第I部、II部およびIII部の該当用語、要点または概念を扱った項の数字に対するものである。

	項
(3) 政府当局への報告, 記録または登録の日との関係 (U節206ページを見よ).....	122, 123, 615
(4) 効力発生との関係 (T節204ページを見よ) .....	122, 123, 579
h. 当事者.....	119
(1) 当事者または交渉に関係するその他の者の確認.....	119
(a) 文書の本文に記載されているが署名当事者でない者の確認.....	119
(b) 第三者たる受益者——指定する方法.....	130, 546
(2) 当事者の記載.....	119
(a) 固有名詞.....	119
(b) 法律が要求する名称; この法律の規定にもとづき作成される関係文書に使用する略称またはその他の選んだ呼称.....	119
(c) 会社設立地 (あるばあい) .....	119
(d) 住所 (とくに, 当事者が個人または法人格なき社団であるばあい) .....	119
(e) 所有または基幹要員について将来変更があったときの効果 (Q節 (譲渡) 202ページ, およびT節 (解除) 204ページを見よ).....	540
(3) 当事者の法律上の呼称, ライセンスまたは契約の目的たる権利の保有者の呼称, および当事者のライセンスまたは契約を締結する能力.....	119
c. 政府当局への報告, 記録または登録 (U節206ページを見よ) .....	602—615

## B. 前文: ホエアラズ条項; リサイタル

1. ホエアラズ条項およびリサイタルの目的.....	124, 125
2. 説明の内容.....	126
a. ライセンスまたは契約の当事者の業務上の経歴.....	126
b. ライセンスまたは契約の目的, 目標または動機づけ.....	126
(1) 当事者がライセンスまたは契約を締結する理由のかんたんな説明.....	126
(2) 研究および開発の継続性.....	126
c. これまでのまたは平行して行なう取決め.....	126
(1) ライセンスまたは契約が服する, または取って代るこれまでの取決め.....	126
(a) 技術情報の使用または開示にかんする書面による予備的合意.....	88, 259—265, 274, 454
(b) 以前は締結したライセンスまたは技術移転契約.....	620
(2) 平行して行なう取決めの例.....	126, 620
(a) 他のライセンス.....	126, 620
(b) 他の技術移転契約.....	126, 620
(c) 製品のマーケティングにかんするフランチャイズ契約またはディストリビューター契約.....	126, 620
d. 交渉の経過.....	126
e. 権利を付与しまたは技術を供与する権限: 表示および勧誘.....	126, 198
(1) ライセンスまたは契約における場所.....	126

	項
(a) 前文において	126
(b) 特許 (E 節179ページを見よ), 商標 (K 節192ページを見よ) もしくはその他のライセンスの目的物, またはノウ・ハウ (G 節183ページを見よ)にかんする対応する規定において	198
(2) 表示; 種類	126, 198
(a) 特許, 商標またはその他の権利の所有権	126, 198
(b) 特許, 商標またはその他の権利を付与する権利の所有権	126, 198
(c) 特許, 商標またはその他の権利の有効性についての保証または責任否認 (上記(a), (b)および(c)については, E 節179ページを見よ)	197
(d) ノウ・ハウの所有権, 出所または性質についての保証 (G 節183ページも見よ)	296, 297
(3) 政府認可の条件の達成 (U 節206ページも見よ)	602—615
f. ライセンスまたは契約を締結する当事者の意思	126

**C. 主要な用語および表現の定義**

1. 定義の場所	129
a. 最初に, 1 か条に	129
b. 対応する条に	129
c. 別個に追加文書, 付属文書または別表に	129
2. 定義すべき語および表現	128—132
a. 付与される権利; ライセンスまたは契約の範囲 (D 節177ページを見よ)	143—146
b. 製品	130
(1) 品目; ライセンスした品目	130
(2) 物品; ライセンスした物品	130
(3) 製品; ライセンスした製品; 新製品; 完製品; ノックダウンした製品; 製品細部	130
(4) 商品; 消費者商品; 便利商品; 工業商品; 設置商品; 選択買い商品	130
(5) 装置; 器具	130
c. 構成部品; 予備, 修理および取替え部品	130
d. 容器および包装資材	130
e. プロセス; ライセンスしたプロセス	130
f. ライセンス; 技術	39, 78, 130
(1) 発明; ライセンスした発明	39, 78
(2) 特許; ライセンスした特許; 特許出願; 工業的意匠; 実用新案; 新種の植物の権利	39, 78, 130
(3) 商標	78, 130
(4) ノウ・ハウ	78, 79, 130
(5) 技術情報	130
(6) 技術資料; 操業および指導マニュアル	130
(7) 購入, マーケティング情報	130, 312

	項
(8) 基本的な詳細コンピューター・レイアウト	130
(9) エンジニアリング, 経営, スタートアップ, オペレーションおよびメンテナンス役務	310
(10) 改良	130, 141, 219
(11) 開発	130, 141, 219
g. プラントおよびイクイップメント	130
(1) 機械; 機器; 工具; 機械工具	130
(2) イクイップメント; 主要なイクイップメント; 選択イクイップメント; 専門化したイクイップメント; 設置イクイップメント	130
(3) 操業補給品; 一次資材または原料; プロセス資材	130
(4) 製作資材; 製作部品	130
h. 度量衡 (合衆国, 連合王国およびメートル法)	130
i. サービスまたは修理; 認定サービス・センター	61
j. 使用または事業活動分野	130, 147—160
(1) 分野	130, 147—160
(2) 製品の最終用途	130, 147—160
(3) 製品に含まれる構成部品でライセンスまたは契約の目的とされないもののライセンスまたは契約からの除外	130, 147—160
k. ロイヤルティ, 報酬および関係用語または要素	396, 399, 405
(1) 公正市場価格; 純送状価格; 純販売価値	425—427
(2) 純販売価格; オファー価格; リスト価格; 割引額, 控除額, 国内税額, 返品額を差し引いた販売価格	420—422
(3) 販売の日; 販売額; 販売する; 販売した	428, 249
(4) 総売上げ	428, 429
(5) 総収益および純収益; 利益; 節減	417, 431
(6) 通貨	499—506
l. 地域	130, 164, 214
(1) ライセンス地域; 排他的地域; 非排他的地域	130, 164, 214
(2) 選択地域; 合意した地域; 合意しない地域	130, 164, 214
(3) 指定地域; 販売地域; 製造地域	130, 164, 214
(4) 地域の縮小	130, 164, 214
m. 法人格	130
(1) ライセンサー; ライセンシー; 技術供給者; 技術受領者	79, 130
(2) 当事者; 人	130, 546, 547
(3) ファーム; 協会; 企業; 会社; 法人	130, 546, 547
(4) 部門; 子会社; 親会社; 提携会社; 関係会社; 集団	130, 546, 547
(5) 内国; 外国	130, 546, 547

項

**D. ライセンスまたは契約の範囲**

1. 技術の確認および説明	133—142
a. 製品の製造またはプロセスの実施に必要な技術の決定	133—135
b. 技術の説明	136—142
(1) 時間との関連で	139
(2) 特定の特許もしくはその他の資料または指定した技術もしくは専門職業の専門知識に言及して	137—142
(3) 製造する製品に言及して	137—142
(4) 一定の製品の製造または一定のプロセスの使用において用いるプロセスに言及して	137—142
(5) その他の一定の目的に言及して	147—160
2. 取得の方法	53
a. 特許, 工業的意匠, 実用新案, 新種の植物の権利	53
(1) 売却による権利の譲渡または移転	53, 402
(2) ライセンス	53
(a) ライセンシーの国以外の国で付与された権利の	165—185
(b) ライセンシーの国で付与された権利の	165—185
(c) 前提条件としての権利の付与もしくは登録または出願の公告	194, 195
b. 商標	53
(1) 売却による権利の譲渡または移転	53, 350, 402
(2) ライセンス (上記 a. (2)(a), (b), (c) も見よ)	53, 350, 402
c. ノウ・ハウ	238—283
(1) 技術情報の引渡し	238—283
(2) 技術および専門職業の専門知識の供与	300—317
d. 改良および開発 (F 節182ページを見よ)	216—237
e. 将来のおよび周辺のまたは関連する権利	232—236
(1) サブライセンスを与える権利	228, 542, 543
(2) 特定の分野におけるすべてのまたは選択した権利の自動的付与またはこれを取得するオプション	228, 400, 495
(3) 交渉によって決定した価格で, またはライセンサーもしくは技術供給者が支払うのと 同じロイヤルティによる取得	226
3. 技術フォーミュラの利用	143—189
a. 使用または事業活動の分野	147—160
(1) 限定した分野	148—153
(2) 限定した分野以外のすべての分野	148—153
(3) 発明, 工業的意匠, ノウ・ハウまたは商標を使用する目的	148—153
(4) 当該分野に属する製品またはプロセスの全部ではなく一部の除外または包含	148—153

	項
(a) 技術の過剰にもとづく製品を支払いを条件として加えることができるばあい	159
(b) その他の製品が技術供給者の製品と競争するばあい	186—189
(5) 一定の事業活動の除外または包含	148—153
(6) 最終製品に使用する, 付与された権利の対象でない部品の除外または包含	148—153
b. 排他性または非排他性	165—185, 367—372, 375—389
(1) 排他的	165—175
(2) 非排他的	176—185
(3) 排他的から非排他的への転換	165—185, 214
(4) 非排他的から排他的への転換	165—185, 379
(5) 第三者に付与する権利	537—547
(a) 権利が第三者に付与されたか, されていないかの記載	126, 198
(b) 第三者に付与された, または付与される権利についてライセンシーまたは技術受領者に与える情報	184, 226—228
(c) 許容される第三者の数	546
c. 製造, 使用または販売	143, 162, 169
(1) 製造, 製作または組立	143, 169
(2) 製作させる	333, 544
(3) 使用	143, 169
(4) 販売, 売却またはリース	143, 169
(5) 方法の実施またはプロセスの使用	143, 212—215
d. 地域の指定	161—185
(1) 非排他的製造地域	166, 167
(a) ライセンシーまたは技術受領者の国	165—173
(b) その他の指定する国	174—185
(2) 排他的販売地域	168—173
(a) ライセンシーまたは技術受領者の国	165—173
(b) その他の指定する国	174—185
(3) 排他的使用または販売地域	161—185, 379
(a) ライセンシーまたは技術受領者の国	165—173, 379
(b) その他の指定する国	174—185, 379
(4) 非排他的使用または販売地域	166, 167
(a) 排他的使用または販売地域以外のすべての国 (または一定の例外をのぞくすべての国)	174—185
(b) 排他的使用または販売地域の外にある一定の国	174—185
(5) 選択可能な地域	164
(6) 合意しない地域における製品の使用または販売	165—185
(a) ライセンサーまたは技術供給者の事前の書面による同意をえて, またはえないで	165—185

項

(b) ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者から製品を購入してなす .....	367—372
(c) ライセンシーまたは技術受領者がなす.....	367—372
(d) 合意しない地域で製造した包括的なイクイップメントに組み込む部品として.....	367—372
(e) ライセンサーまたは技術供給者の国の政府が供与する特別の信用またはその他の取決め に含まれるライセンシーまたは技術受領者がなす.....	24
(7) 製品の輸出.....	174—185
(a) ライセンサーまたは技術供給者が特許保護をうけている, またはうけていない地域への	176, 177
(b) 合意された地域に隣接する国への.....	178—185
(c) 合意された地域における1または2以上の国を含む, 1地方を形成する, 合意された地 域に隣接する諸国への.....	170, 385
(d) ライセンサーまたは技術供給者が企業として所有されている国.....	382
(e) 製品に, ライセンサーまたは技術供給者が合意されない地域で使用することを第三者に 許諾した商標が付されているばあい.....	176, 177, 383
(f) 製品が特定の国の輸出規制に服するばあい.....	178—185
(g) 下記(9)に掲げる1または2以上が存在するばあい.....	214, 379, 572
(8) 目的たる製品に類似する製品の輸出.....	187
(9) 排他的または非排他的地域の拡張, 縮小または放棄.....	214, 379
(a) 一定の期間後.....	214, 379
(b) 一定の生産または販売数量を達成したのち, または達成できなかったとき.....	214, 572
(c) 追加のフィーまたはロイヤルティを支払って, あるいはフィーまたはロイヤルティを減 額したのち.....	214
(d) ライセンサーまたは技術供給者の代理人をつうじて一定の国において製品を販売するこ とと交換条件で.....	367—372
4. ライセンシーまたは技術受領者が競争技術を使用する, または使用しない条件.....	186—189, 337

**E. 特許にかんする特別の側面**

1. ライセンスの目的である特許の詳細.....	137
a. 特徴.....	137
(1) 特許が登録または付与された国.....	137
(2) 出願日; 出願国; 発明の名称.....	137
(3) 特許出願; 出願の状態.....	137
(4) 登録または付与の日.....	137
(5) ライセンスの範囲, 地域および時期との関連における将来の特許.....	137
b. 文書のなかで詳細を記載する場所.....	137
(1) 「定義」規定において.....	137

	項
(2) 最初に記述される規定において	137
(3) 追加文書, 付属文書または別表において	137
2. 特許表示およびライセンスにもとづく製造の表示	360—363
a. 義務づけられているかいないか	360, 363
b. 文言	361, 362
3. 特許の効力の維持	207—211
a. 年度特許料の納入	208, 209
b. 特許の防御 (下記6を見よ)	190—206
c. 特許発明の実施 (下記7を見よ)	212—215
4. 権利の有効性の承認とそれを争わないことの保証	184, 201, 206
a. ライセンシーが特許の有効性を争うことについて(その有用性およびライセンスの範囲を含む)	201, 206
b. 有効性を争う第三者の援助または権利の侵害にかんして	184, 201, 206
5. 特許の保証および特許が無効とされたときにとるべき手段	190—206
a. 特許の保証を不爭条項とともに定めることの適合性	202
b. 権利が争われたとき, または無効と宣言されたときにおける, ライセンサーによる義務または保証の否認	197, 206
c. ライセンサーによる権利にかんする保証および無効とされたときにおける義務の引受け	198
(1) 支払ったロイヤルティまたは前払金に対する効果	204, 564
(2) その他の救済措置の規定	204, 564
(a) 条件の修正	204, 564
(b) 取消または解除	204, 564
d. サブライセンシーの権利に対する紛争の効果またはこれにかんする特許の修正	545
6. 特許の防御	190—206
a. 防御の目的たる特許の宣言	198
(1) すべての特許	198
(2) 特定の国で付与された特許	198
(3) ライセンシーが指定する製品またはプロセスに対する特許	198
(4) ライセンシーにとって実質的な競争となる, またはライセンシーが指示した特許の侵害	204
b. ライセンサーとライセンシーのいずれも訴訟手続を開始しないことを定めること	196, 202
c. ライセンサーによる訴訟手続	201
(1) 訴訟を提起するライセンサーの約束	201
(2) ライセンシーのライセンサーに対する特許侵害の通知およびライセンシーによるその他の援助	201
d. ライセンシーによる訴訟手続	204
(1) ライセンシーによる開始	204
(a) ライセンサーから権限を授与されて	204
(b) ライセンサーの要求により	204

	項
(c) ライセンサーが一定の期間内に訴訟手続を開始しなかったため	204
(2) 訴訟遂行のためにするライセンサーまたは特許もしくはその他の権利の所有者の名の使用	201
(3) ライセンサーの訴訟参加	201
e. ロイヤルティおよびライセンスの条件に対する効果	200, 204, 564
(1) 訴訟費用にあてるためのロイヤルティの使用	204
(2) ロイヤルティ支払いの停止; エスクロー取決め	564—567
(3) 最惠ライセンサー規定の適用	528—536
f. 和解	201, 204
(1) ライセンサーによる訴訟の管理	201, 204
(2) ライセンサーと侵害者とのあいだの和解	201, 204
(3) ライセンサーによる仲裁の申立て	201, 204
g. 侵害に対する請求または責任の放棄または解除	201, 204, 206
(1) 侵害または主張される侵害	201, 204, 206
(2) 特定の日以前の侵害	201, 204, 206
(a) ライセンサーの署名の日以前	201, 204, 206
(b) 政府当局によるライセンス認可の日以前	201, 204, 206
(3) 対象	198
(a) すべての特許, ライセンスしたすべての特許, すべての外国特許	198
(b) 特定の特許	198
(4) 利益をうける者	546
(a) 本人	546
(b) 子会社	546
(c) 関係会社	546
(d) 顧客, 賃借人, 買主	546
(e) 以前のすべての侵害者	546
7. 特許発明の実施	212—215
a. ライセンサーによるライセンスの条件にもとづく実施	213
b. つぎの事項にかんする要素	213, 214
(1) 実施を開始する時期	214, 572
(2) 不実施の効果	114, 572
(a) 解除	214, 572
(b) 期間が経過したばあいの補償または確定損害賠償額	214, 572
(c) ライセンサーの組織またはライセンサーのプラントにおけるライセンサーのテイクオーバー利益	389
(d) 排他的ライセンスから非排他的ライセンスへの転換	214, 572

**F. 技術的進歩：ライセンスまたは契約の範囲内における改良および開発**

1. ライセンサーまたは技術供給者および提携会社（ならびにその他のライセンシーおよび技術受領者）が行なった改良または発明……………216—231
  - a. ライセンシーまたは技術受領者への供与…………… 222, 226
    - (1) 無償…………… 222
    - (2) 追加ロイヤルティの支払いを条件として…………… 226
  - b. ライセンサーまたは技術供給者の特許を出願し、保護をうける権利…………… 226
    - (1) 排他的地域において…………… 226
    - (2) 非排他的地域において…………… 226
    - (3) 合意しない地域において…………… 226
    - (4) 出願権に対する追加特許にかんする法律の効果…………… 226
2. ライセンシーまたは技術受領者が行なった改良または発明…………… 234
  - a. ライセンシーまたは技術受領者が行なう改良についてのライセンサーまたは技術供給者の事前の同意…………… 234
    - (1) 商標を使用する権利が付与されているばあい…………… 234
    - (2) 原技術に実質的な修正または変更が行なわれているばあい…………… 234
    - (3) 許容される改良の定義…………… 234
  - b. ライセンシーまたは技術受領者が行なった改良または発明にかんする情報のライセンシーまたは技術受領者によるライセンサーまたは技術移転者への提供…………… 222, 228
    - (1) 契約期間中…………… 222, 228
    - (2) 無償で、またはロイヤルティの支払いを条件として…………… 222, 228
3. 一方の当事者による特許出願…………… 222, 226, 228, 542, 543
  - a. 他方の当事者が出願しないと決定したとき…………… 222
  - b. 他方の当事者の事者の書面による同意をえて…………… 222
  - c. だれの名において、および、だれの費用負担において…………… 222
  - d. 追加特許の出願にかんするばあい…………… 222
  - e. どの地域（排他的、非排他的、合意しない）において…………… 222
    - (1) ライセンスまたは契約の期間中…………… 222
    - (2) 無償で、またはロイヤルティの支払いを条件として…………… 226, 228
  - f. サブライセンスを与える権利…………… 228, 542, 543
4. 他人にライセンスまたはサブライセンスを与える権利をともしない移転（譲渡またはライセンス）……………537—547
5. 改良または発明にかんする相互主義……………222—231
  - a. 改良または発明の種類または性質…………… 222
  - b. 使用に対する報酬…………… 222
  - c. ライセンスの性質（すなわち、排他的または非排他的）…………… 222

	項
d. 他のライセンサーまたはサブライセンサーに対する、またはそれからの便益	223
6. 新製品またはプロセス	232—237
a. ライセンサーまたは技術供給者による	226, 234
b. ライセンサーまたは技術受領者による	226, 234
c. 現存の製品またはプロセスと同一の目的のために使用することができる、またはできない新製品またはプロセスについて付与された権利の利用	232—237
7. 研究および開発 [H節5 (研究および開発役務) 187ページを見よ]	235—237

**G. ノウ・ハウ；技術情報**

1. ノウ・ハウの時間的簡囲；ノウ・ハウにおける開発	133—142
a. 特定の日にける	135—137
b. 契約の署名、締結または効力発生のまへの特定の日に始まり生産スタートアップの日に終わる一定の期間中	135—137
c. つぎの事項にかんするかぎりその他の期間中	135—137
(1) 製品	135—137
(2) 契約の範囲	135—137
2. ノウ・ハウおよびその移転の方法の詳細	133—142
a. 契約におけるノウ・ハウの詳細を定める場所	137
b. 詳細の内容：特定に対する全体	138—141
c. ノウ・ハウの移転方法の記載	137
3. 技術情報	130, 137
a. 技術情報の内容	130, 137
(1) 製造情報	130, 137
(a) 現場図面	130, 137
(b) 組立図面および品目リスト	130, 137
(c) オペレーション・マニュアル、フォーミュラ、ダイアグラム、パターン、写真、複製物	130, 137
(d) 原料仕様書	130, 137
(e) 完成した製品の仕様書	130, 137
(f) 各段階ごとの計算基準（労働および機械時間）	130, 137
(g) 製造上の指示またはプロセスの説明	130, 137, 310
(h) 製品使用上の指示	130, 287, 312
(i) 現地政府の法規の説明	130, 287, 311
(j) プラントおよび製品使用についての安全指示	130, 287, 311
(k) 包装および貯蔵上の指示ならびに製品またはプロセスの安全性および環境的側面に かんする情報	130, 287, 312
(2) プロトタイプおよびサンプル	130, 137

	項
(a) ライセンシーへの提供	130, 137
(b) ライセンシーによる修正およびこれに対する責任	130, 137
(c) プロトタイプの価格	130, 137
(3) 環境および排棄物処理にかんする情報	130, 287
(4) 法律資料	130, 137
(a) 出願中または登録された特許, 商標または工業的意匠の写	130, 137
(b) 二重課税免除の書式	130, 137
(c) 現地の許可証およびこれをうるための技術受領者の援助	130, 137
(d) ライセンスした権利の地位にかんする継続的情報	130, 137
(5) 上記の資料 [(1), (2), (3), (4)] をアップ・トゥ・デートにする手段	130, 137
(6) 時期にかんする一般的計画	130, 137, 310
(a) 上記 [(1), (2), (3)] の文書をプラント建設および生産スタートアップの進捗に応じて作成すること	130, 137, 310
(b) 技術供給者の企画部門が作成した計画	130, 310, 315
(c) 技術供給者の本部で作成した, 技術供給者の使用人または技術受領者が送付した後者のオペレーションにかんする資料を評価する報告書	313, 314
b. 技術情報を供与する手続	130
(1) 特別の要求なくして, または特別の要求によって	130
(2) イニシアル・ペイメントの受領後	402, 403, 454
(3) 資料に使用する言語	130
(4) 資料の複製可能な一部または数部	130
(5) 供与する場所の指定	130
(6) 直接の手渡しまたは航空便による	130
4. ノウ・ハウの開示	255—283
a. 技術情報の使用または開示にかんする予備的な書面による合意	88, 259—265
b. 開示の範囲	261, 262
(1) 部分的開示	261, 262
(a) 開示を禁止するノウ・ハウの指定	267
(b) 開示禁止の重要度に応じた取扱方法	273
(c) 開示禁止を解除するためとるべき措置	275—279
(d) 口頭で伝授するノウ・ハウの特別の問題	274
(2) つぎに掲げるものを除外して開示を禁止するすべてのノウ・ハウの指定	267
(a) 技術受領者がすでに知っている部分	267
(b) 技術受領者が合法的に所有する他人から独立に取得した部分	267
(c) 公知のまたは技術供給者が公にされたことを認める部分	267
(d) 技術供給者が技術受領者に対して一般的に開放している部分	267

	項
(e) 販売政策上製品を紹介するため開示を必要とする部分	267
(f) 下請によって製造することを契約に明確に定めた部分	270
(3) 技術受領者が財産として即時にノウ・ハウを取得したばあい	250
(4) 技術情報の相互関係および同一性	263, 272
c. 開示を禁止する期間	275—279
(1) 契約の期間満了または解除の日以前, その日またはその日以後に終わる一定の期間	279
(2) 契約の期間満了または解除の開示禁止期間に対する効果	570, 571, 593—598
d. 管理の方法	270—273
(1) 図面のような有形の技術情報の管理	270—273
(a) 開示を禁止する術術情報の分類を定める規定	270—273
(b) 技術情報の取扱いを許可される指定と主なる責任者	270—273
(c) 保管する場所および容器	270—273
(d) 複製の制限または禁止	270—273
(e) 操作するたびごとに詳細を記録すること	270—273
(f) 緊急のばあいにとるべき安全措置	270—273
(g) 契約の終了時に技術供給者に技術情報を返却すること	570, 593—598
(2) エンジニアの頭脳のような無形の技術情報	274
(a) 雇用先を変更することの防止	274
(b) 雇用先を変更したばあいにも開示をさせないようにするための計画立案	274
(c) 可能な最大限までノウ・ハウを具象化すること	274
(d) 実行可能なかぎり特許の形式でノウ・ハウを保有すること	274
(3) 漏洩されたノウ・ハウについて開示をしないように要員を拘束する指示または契約	262, 271
(a) 資料において	262, 271
(b) 製造プラントを視察中に	261, 271
e. 可能な許容される開示: 技術受領者による供与したノウ・ハウにもとづく特許出願	222, 274
(1) 開示とならない特許願書の起草	222, 274
(2) 開示となる出願	222, 274
(a) 出願が拒絶されたとき	222, 274
(b) 受理され, 公開されたとき	222, 274
(c) 特許が付与されたとき	222, 274
(d) 受理されたのち特許の付与が拒絶されたとき	222, 274
(3) 供与された技術情報にもとづいて特許を出願するまえに技術供給者の同意をえ, かつこれについて詳細なデータを提供する技術受領者の義務	222, 274
(4) 技術供給者がみずから特許を出願するばあいこれに協力する発明者としての技術受領者の義務	222, 274
(5) 技術供給者が特許出願をしないとき, 技術受領者による特許出願	222, 274

	項
(6) 技術受領者が供与をうけた技術情報にもとづいて特許出願をしたばあいにおける、技術供給者に対する特許ライセンス	222, 274
f. 可能な許容される開示：サブコントラクターによる製造	270, 333, 544
(1) サブコントラクターの利用	270, 333, 544
(a) 契約にこれを認める規定がないばあい	270, 333, 544
(b) 「製品を製造させること」という表現による下請および供与された技術情報を合意した製品の製造のためにサブコントラクターに供給することの承認	333, 544
(2) サブコントラクターによる開示に対する技術受領者の責任	270, 333, 544
(3) 供与された技術情報を開示しないというサブコントラクターの約束	270, 333, 544
g. 可能な許容される開示；特定の第三者	270
(1) 契約によって認められるばあいに、技術受領者による関係会社またはその他の第三者に対する開示	270
(2) 技術供給者に最大のロイヤルティをうる機会を与える「再開示」、「ノウ・ハウの再販売」または「ノウ・ハウのサブライセンス」	27
(a) 直接の追加役務なくして	27
(b) 追加役務をともなう	27
h. 技術受領者による供与をうけた技術情報またはこの情報にもとづいて製造した製品の再輸出	283
(1) 技術資料の輸出を管理する法律の効果	283
(a) 地域的制限	283
(b) 技術資料の目的および製品	283
(c) 政府当局の事前認可を申請する責任	283
(2) 技術受領者による約束	283
5. ノウ・ハウの保証	284—299
a. 保証の対象	285—290
(1) 供与する技術情報が正確かつ完全であることについて	285
(2) 供与する技術情報が技術供給者が所有し使用するものと同一であること、または技術受領者の使用に適合するように改良されていることについて	286
(3) 技術が技術供給者の最新の開発を取り入れたものであること	233, 283
(4) 供与される技術情報の使用によって特定のパフォーマンスの水準を達成できること	287, 288
(5) 技術情報の使用によって第三者の特許を侵害しないこと	296, 297
(6) 排他的ライセンスのばあいに、供与する技術情報供給者が、契約の有効期間中、情報の排他的使用が保証される地域内の第三者に開示しないこと	269
b. 技術供給者が保証に違反したときの効果	291—295, 562
(1) 技術受領者がうけた損失に対する補償；損失の種類	562, 563
(2) 技術受領者が支払った金額の払戻し	562, 563
(3) 支払義務の解除	562, 563

	項
(4) 確定損害賠償額	562, 563
(5) 使用を継続するならば技術供給者が供与した技術情報の一部とオーバーラップする特許をのちに取得した第三者に対する技術供給者によるロイヤルティ支払い	296, 297
6. プラントのパフォーマンスについて与えられる保証	291—295
a. ノウ・ハウの保証との区別	291—295
b. ノウ・ハウがプラントの輸出をともなうばあい	291—295
7. 技術移転契約にもとづいて供与したノウ・ハウによって製品を製造したことの表示	362, 363

## H. 技術役務および援助

1. 技術受領者の要員の訓練	304—309, 317
a. 訓練の目的および効果	304, 305
b. 指導者および訓練の選抜	306, 307
(1) 資格の種類	307
(2) 技術受領者による指定	307
(3) 人数	307
(4) 技術受領者の技術供給者に対する通知	307
c. 派遣の時期、期間、場所、回数；訓練に使用する言語	306, 307
(1) 一定の期間内に；まえて、または交渉中に決定したスケジュールに従い技術受領者の要求により	307
(2) 期間；一つの期間における総人日によるフォーミュラ	307
(3) 訓練の場所	307
(a) 技術受領者の製造プラント	307
(b) 技術供給者およびその子会社の製造プラント	307
(4) 話すときおよび書くときに使用する言語；翻訳	307
d. 要員のための便宜	308
(1) 入国査証および労働許可	308
(2) 訓練または派遣国の法律の遵守	308
(3) 民事責任；旅行、事故および医療保険	308
(4) 住居；食事；輸送；レクリエーション；医療施設；通信；身体障害または死亡のばあいの配備	308
e. 現場訓練に対する支払い	466—468
(1) 要員を訓練の場所に派遣するための費用（旅費、生活費および交通費を含む）	467, 468
(a) 技術供給者の要員の費用	467, 468
(b) 技術受領者の要員の費用	467, 468
(2) つぎの当事者が負担する費用および給料	467, 468
(a) 派遣する当事者	467, 468
(b) 技術受領者	467, 468

(c) ノウ・ハウに対する支払い（一括払いまたはロイヤルティ）が問題の訓練の費用を含まないばあいにおける技術受領者	467, 468
(3) 最初に企画した訓練を超える訓練を与える条件	467, 468
2. エンジニアリング役務	302, 310, 317
a. ライセンサーのエンジニア、スペシャリストまたはエキスパートを派遣する目的	302, 310
(1) デザイン・コンサルテーション	302, 310
(2) スタートアップの援助	302, 310
(3) オペレーションの改善および新技術の導入	302, 310
b. 契約に定める基本原則および付属役務契約に定める運用細則	302, 310
c. エンジニア、スペシャリストまたはエキスパートの選抜	302, 310
d. 派遣の時期、場所、度数；言語	302, 310
(1) 一定の期間内；技術受領者の要求により；事前にまたはあとに続く交渉中に決定されるスケジュールに従い	302, 310
(2) 期間；いずれか一つの期間中の総人日によるフォーミュラ	302, 310
(3) 場所	302, 310
(4) 言語および通訳の役務	302, 310
e. 作業および便宜供与の条件	302, 310
(1) 入国査証および労働許可	302, 310
(2) 作業をする国の法律の遵守	302, 310
(3) 民事責任；旅行、事故および医療保険	302, 310
(4) 職場、労働時間、勤務日、休日、時間外労働	302, 310
(5) 技術受領者の学生エンジニアの資格	302, 310
(6) 住居；食事；輸送；レクリエーション；医療施設；通信；身体障害または死亡のばあいの配備	302, 310
f. エンジニア、スペシャリストまたはエキスパートにかんする請求	469, 471
(1) 請求金額の基礎となる項目	461—471
(a) エンジニア、スペシャリストまたはエキスパートが供与するノウ・ハウの価格	469—471
(b) エンジニア、スペシャリストまたはエキスパートが本国のプラントから出張しているあいだに技術供給者がうける損失を補償する出張フィー	469—471
(c) エンジニア、スペシャリストまたはエキスパートの給料および手当；旅費、ホテルおよび交通費を含め、海外勤務の達成のために必要とする費用	469—471
(d) 家族手当；休暇	469—471
(e) 契約がイニシャル・ペイメントをノウ・ハウに適切な役務のくわえた価格の一部として定めているばあいにおいて、つぎのものを包含するものとして計算する	469—471
(i) ノウ・ハウの価格、および	469—471
(ii) 出張フィー	469—471

	項
その他の費用は技術受領者の負担とみなすか、または、技術供給者が給料および手当を負担し、技術受領者がエンジニア、スペシャリストまたはエキスパートが海外に出張する日数を基準として一定の金額を支払うものとする	469—471
(f) 旅費	469—471
(i) 航空運賃（往復）の前払い	469—471
(ii) 技術受領者による帰国航空券の前渡し	469—471
(iii) 旅行の等級	469—471
(g) 技術受領者による限定された金額の現地手当の支払い	469—471, 502
(h) 支払いの時期および方法ならびに通貨	469—471, 502
(i) 租税取決め	469—471, 502
(ii) 技術供給者が送金する給料、手当および費用の支払分および現地で支払われる部分の取扱い	469—471, 502
3. パフォーマンス・テスト、スタートアップおよび関連する役務	291—295, 310, 311
a. 製品のサンプルのテスト	337, 342
(1) 手続	337, 342
(2) 品質基準	335, 359
(a) とくにライセンサーの商標を使用する製品について	335, 359
(b) その他の品質基準の基礎	335, 359
(3) 結果の報告	295
b. ライセンサーまたは技術供給者によるプラントのパフォーマンス・テスト	291—295
(1) ライセンサーまたは技術供給者の要員の一般的監督のもとに行なうスタートアップ	291, 292
(2) 原料の供給ならびにプラントを運転するための動力、施設および役務の入手可能性	293
(a) ライセンサーまたは技術供給者がテストを行なう条件として	293
(b) 原料、動力、施設または役務が供給されないとき、または入手できないときにおいてライセンサーまたは技術供給者がスタートアップの要員を派遣する実際の費用の支払いの決定	293
(3) パフォーマンス・テストの開始：通知；期限	293
(4) パフォーマンス・テスト中における運転状態の維持	294
(5) プラントの変更：勧告	294
(6) 追加パフォーマンス・テスト	294
(7) 結果の報告	295
c. パフォーマンス・テストが保証の条件に合致しないときの確定損害賠償額またはロイヤルティの調整	292, 293, 299
4. マーケティングおよび商業情報役務	312, 317
a. マーケティング・ガイドライン	312
b. パブリシティ・ガイドラインおよび技術供給者が使用するサンプル	312, 364—366
c. 経済（技術供給者が適用するプライシングおよびマージンを含む）	312

	項
d. 契約の存続期間中における新しいマーケティングのアイデア、共通のマーケティング概念にか んする情報の流れ	312
e. ロイヤルティ算定の手続	312, 405—448
5. 経営役務 (M節196ページを見よ)	313, 314, 317
6. 研究および開発役務	315—317
a. 範囲, タイミング, 場所	312—317
b. 費用の割当	315—317
c. 目標	315—317
(1) 製品改良	315—317
(2) 輸入代替	315—317
(3) 技術の適合 (F節5第235項—第237項を見よ)	315—317
<b>I. 資本財, 中間財, 予備部品または原料の供給</b>	
1. イクイップメントの定義	130
a. 工具, 器具, 機械	130
b. 記述の場所	129
(1) ライセンスまたは契約のなかでイクイップメントに最初に言及する対応する規定において	129
(2) レファレンスしたライセンスまたは契約の付属文書, 追加文書または別表において	129
2. イクイップメントのリースまたは売却	318, 319
a. ライセンシーまたは技術受領者に対するイクイップメントの売却	318, 319
(1) 所有権移転の時期	318, 319
(2) 価格	324
—国際市場における価格水準	324
(3) ライセンサーまたは技術供給者に対するリースのグラントバック	320
—レンタルの率	320
(i) 耐用年数と釣合う	320
(ii) 一定の年率 (%) を超過しない	320
b. ライセンシーまたは技術受領者に対するイクイップメントのリース	320
(1) ライセンサーまたは技術供給者が所有する	320
(2) 第三者が所有する	320
(3) ライセンシーから回復することのできる費用に含めることができる第三者に対するレンタル支 払い	320
c. 輸入関税および通関	320
(1) 支払いおよび通関	320
(a) ライセンサーまたは技術供給者による	320
(b) ライセンシーまたは技術受領者による	320

	項
(2) 支払いのまえの協議	320
(3) 支払った輸入関税の払戻し	320
3. 調達源	318—330
a. ライセンサーもしくは技術供給者またはそれが指定した者	318, 319
b. 契約に定めたその他の供給者	318, 319
c. ライセンサーの国における生産者または売主の優先	323
4. ライセンサーまたは技術供給者が供給するイクイップメントの図面およびその他の構造データ；ライセンサーまたは技術供給者のメンテナンスおよびオペレーションのインストラクション	326
5. 「抱合せ」規定または条項	328—330

## J. 生産段階

1. サブコントラクターをつうじてなす製造	331—334, 544
a. 下請させる権限	333
b. 生産段階にかんする下請契約の特別規定	334
2. 製品の原料，中間財，部品またはその他のコンポーネントの供給源および品質	321, 318—330
a. 供給源	321, 318—330
(1) ライセンサーもしくは技術供給者またはそれが指定した者	321, 318—330
(2) 契約のなかで指定するその他の供給者	321, 318—330
(3) ライセンサーの国における生産者または売主の優先	321, 318—330
(4) 価格が国際市場における価格水準に対応するとき，または対応しないときの供給源	321, 318—330
b. ライセンサーがライセンスしない製品に含まれる部品のライセンスの規定からの除外	321, 318—330
c. 度量衡およびその他の仕様	333, 337
(1) 品質基準を維持するため	333, 337
(2) インプットまたは予備部品の調達源を管理する手段として	333, 337
d. 供給源と製品の品質管理との関係	322, 337
3. 生産スケジュール	315
a. 2以上の製品を製造するばあいにおける生産の順序	315
b. 生産数量	343, 344
c. つぎのことを目的とするばあい	409—411
(1) 最初のオペレーションを拡大しすぎないようにすること	409—411
(2) 輸出数量を管理すること	409—411
(3) 製品の品質を管理すること	336—341
4. テスト手続（H節3，187ページを見よ）	291—295, 337, 342
5. 品質基準に合致させるためにする技術情報の供給	342

**K. 商標にかんする特別の側面**

1. ライセンサーの商標の登録	346, 350—352
a. 商標がすでに登録されているかどうかの調査	346
b. 合意した製品にかんする商標の登録出願	346, 350
(1) ライセンサーである所有者の名において	346, 350, 351
(2) ライセンシーの名において	346, 350, 351
c. 法律がライセンサーである所有者がこれまでに使用していない商標の登録を禁止する地域における登録	346, 353
(1) 登録した地域において	346, 353
(2) 登録した地域以外の地域において	346, 353
2. 所有者による商標の登録出願またはその登録のライセンシーまたはライセンシーの関係会社に対する譲渡または移転	351
a. 商標を使用する企業の全部または一部の移転とは独立した譲渡または移転	351
b. 商標登録出願または登録した商標にかかる商品またはサービスの全部または一部にかんする譲渡または移転	351
c. 当該国の領域だけにかんする部分の譲渡または移転	351
3. ライセンスの登録	350—352, 615
a. つぎの者による登録出願	350—352
(1) ライセンサー	350, 613, 614
(1) ライセンシー	351, 613, 614
b. その他の形式要件	350—352, 615
(1) 署名	350—352
(2) ライセンスの要旨の提出	350—352
4. 使用する商標の説明およびライセンスにおける説明の規定の場所	346
a. 商標について最初に言及する対応する規定における説明	346
b. 追加文書, 付属文書または別表における説明	346
5. 商標を使用する合意した製品または役務	347
6. 使用の方法	354, 362, 363
a. 製品または企業に, またはこれに関連して	354
(1) 文字の書体, 形式, 大きさおよび色彩	354
(2) 製品における場所	354
(3) 広告における製品または企業への言及	354
(4) 使用が所有者の「許諾にもとづく」ことの表示	362, 363
b. 結合または連合商標 (ライセンサーの商標とライセンシーの商標との)	352, 356—358
(1) ライセンスの期間満了または解除後における使用の継続	352, 356—358
(2) 契約の期間満了または解除後におけるライセンシーによる登録	352, 356—358

	項
(3) 強制的または選択的使用	352, 356—358
7. 排他性または非排他性	165—185, 367—372, 375—389
a. つぎの事項について	
(1) 存続期間の一部	587—590
(2) 国の領域の一部	166, 169, 170
(3) 商標の登録にかかる商品または役務の一部だけ	151
(4) ライセンサーによる他のライセンスの付与	169
(5) ライセンサー自身による商標の使用	166
b. 上記(1), (2), (3), (4)または(5)にかんする規定を欠く効果	371, 372
8. 商標を使用する地域	165—185
a. ライセンシーの国の市場におけるライセンシーによる使用	169—173
b. ライセンシーの国の市場から輸出することを目的とする製品における、またはこれにかんするライセンシーによる使用	367—372
c. ライセンサーがライセンシーの国に輸入する製品における、またはその国で行なう役務にかんするライセンサーによる使用	375—389
9. 存続期間	580—586
a. 一定の期間におけるライセンシーによる国内代替商標の開発	352, 356—358
b. ライセンスの期間満了後における使用	587—600
10. 製品の品質管理	335—344, 359, 622
a. 管理の手段	333, 336—341
(1) 製品サンプリング	342
(2) プラントにおける現場検査	342
(3) 製品の製造に使用する技術の改良または変更の禁止	186—189, 337
b. 品質の効果的管理を行なう規則または規定	336—341
c. 品質基準を維持するための技術情報の供給	342
11. ライセンスした商標に類似する他の商標の使用	383, 384
12. ライセンシーによる異なる商標を使用した製品の販売もしくは購入、または役務の提供	383
13. ライセンシーによる、商標ライセンスを与えた製品とは関係のない商品の販売もしくは購入、または役務の提供	318—330
14. 商標ライセンスを与えた製品の価格	373, 374
15. 商標の継続的使用の停止または終了	568—576
a. ライセンシーに義務を課すライセンスの規定に従わないとき	568—572
b. その他	573—576
16. ライセンスの譲渡およびサブライセンスの付与	537—547
a. 譲渡またはサブライセンスを認める規定	542—545
b. ライセンシーの企業の全部または一部の移転とともにするライセンスの譲渡	351, 358

	項
c. ライセンシーが譲渡またはサブライセンスを与えるばあいにおけるライセンサーによる品質管理：上記10も見よ	545
17. 侵害	346
a. 侵害を防止するため法的手続を開始するライセンサーの義務	346
b. ライセンサーが法的手続を開始しないばあいに法的手続を開始するライセンシーの権限（E節（特許）179ページを見よ）	190—206
18. 商標の不使用	353
a. 使用となる行為	353
(1) 排他的地域における製品の販売——十分な使用	353
(2) 排他的地域における広告——不十分な使用	353
b. 不使用の期間	353
18. 対価および支払い	390—496
a. ロイヤルティ、補償等（N節196ページを見よ）	390—496
b. ライセンシーが使用しない商標または他の場所において使用しない商標に対する支払い	210
c. 外国にロイヤルティを支払う契約の政府当局による認可（U節206ページを見よ）	602—615

## L. マーケティング段階にかんするその他の側面

1. 製品ラベリング；広告またはパブリシティおよびその他の販売促進活動（商標の側面以外）	312, 364—366
a. 製品がライセンサーのライセンスにもとづいて、または技術供給者との取決めによって製造されたことの表示	362
b. 販売促進費用	365
c. 販売および宣伝努力の調査	312, 364
(1) 一定の間隔において	312, 364
(2) 免除の効果	312, 364
d. 製品の商業的可能性を熱心に追及する他の手段	312, 366
2. 流通経路	367—372
a. 一定の種類ของผู้ザーに対する販売	370, 371
b. ライセンサーの商標による製造した製品の販売	367—387
(1) ライセンサーによる	375—387
(2) ライセンシーによる	367—370
3. 製品の販売価格	371—374
a. 卸売または小売価格の決定	373, 374
(1) ライセンサーまたは技術供給者による	373, 374
(2) ライセンシーまたは技術受領者による	373, 374
b. ライセンサーの商標を付して販売するばあい（K節（商標）192ページも見よ）	371
c. ライセンシーまたは技術受領者が子会社として製品を親会社またはその他の関係会社に輸出す	

	項
るばあい	369
4. ライセンサーもしくは技術供給者またはその関係企業が、あるいは第三者が製造した製品の輸入	375—387
a. ライセンサーまたは技術受領者による輸入	371—387
(1) 生産スタートアップのまえ、または一定の生産および販売の水準に達するまえに国内市場を開発するため	375—377
(a) ライセンサーまたは技術供給者がライセンサーまたは技術受領者の国内需要に応ずる	371, 376
(b) ライセンサーまたは技術受領者がライセンサーまたは技術供給者から国内需要に応ずるため購入する	371, 376
(c) 輸入製品の国内販売価格の決定	374
(2) 商標を付した製品の輸入	375—377
(a) ライセンサーまたは技術供給者と関連のある企業から	376, 377
(b) 他の企業から	376, 377
b. ライセンサーもしくは技術供給者またはその関連企業による輸入	378—387
(1) ライセンサーまたは技術受領者が商標を使用する許諾をえていないばあいにおいてライセンサーまたは技術供給者の商標を付した製品の	383, 385
(2) ライセンサーまたは技術供給者の商標を付さない製品の	384, 385
5. ライセンサーまたは技術受領者が製造した製品の輸出	367—374
a. ライセンサーまたは技術供給者によるライセンサーまたは技術受領者の輸出製品の全部または一部のマーケティング	367—371
(1) 国内および輸出生産の数量を決定するフォーミュラ、ならびにライセンサーまたは技術供給者に提供する後者の割合	370
(2) 販売する選択権	371
(a) 数量	371
(b) 支払う対価	371
(3) 販売する要件	371
(a) ライセンサーまたは技術受領者が製品をさらに加工するまたはそのマーケティングのための経路を欠くばあい	371
(b) 目的がライセンサーまたは技術受領者の国の外貨準備の強化にあるばあい	371
(c) 国内市場のために生産の全部または一部を販売するライセンサーまたは技術受領者の選択権	369, 371
(d) 製品についてライセンサーまたは技術供給者よりも高い価格をつけることができるばあいにライセンサーまたは技術受領者に与える販売する選択権	369, 371
(i) マッチする高い価格を付すライセンサーまたは技術供給者の選択権	369, 371
(ii) 高い価格またはマッチさせた価格で販売したときの収益の計算または処分	369, 371
(e) 所有権移転の時点	370
b. 輸出地域	372

項

- (1) D節(付与する権利;ライセンスまたは契約の範囲)177ページを見よ
- (2) K節(商標) 163ページも見よ
- 6. ライセンシーまたは技術受領者による同一または類似の製品の販売…………… 186—189, 593—600
  - a. ライセンスまたは契約の期間中……………186—189
  - b. ライセンスまたは契約の解除または期間満了後……………593—600

## M. 経営役務

- 1. 予算および作業プログラム…………… 314, 317, 388, 389
  - a. だれが作成し, だれに提出するか…………… 314, 317, 388, 389
  - b. 改正の手続…………… 314, 317, 388, 389
  - c. オペレーションの審査および勧告…………… 314, 317, 388, 389
- 2. ライセンシーまたは技術受領者によるオペレーションの要員の任命…………… 314, 317, 388, 389
  - a. ライセンサーまたは技術供給者による指定…………… 314, 317, 388, 389
  - b. ライセンサーと協議して…………… 314, 317, 388, 389
  - c. ライセンサーまたは技術供給者の要員を任命する期間…………… 314, 317, 388, 389

## N. 補償; 対価; 価格; 報酬; ロイヤルティ; フィー

- 1. 用語……………390—399
  - a. 支払いの呼称……………395—399
    - (1) 「補償」, 「対価」, 「価格」, 「報酬」, 「ロイヤルティ」, 「フィー」, 「役務料」として, または技術情報の「費用」として…………… 396
    - (2) 「ロイヤルティ」をとまなう, またはとまわらない, 「最初の」支払い, 「頭金」支払い, 「一括」支払い, または「分割」払いとして……………400, 453—455
- 2. 種類……………399—491
  - a. 直接: 金銭的補償…………… 399
    - (1) 契約の効力発生と同時に, またはその後間もなく支払う金額……………402—404
      - (a) 最初の支払い……………402—404
        - (i) ロイヤルティと関係なく実質的な金額……………402—404
        - (ii) ノウ・ハウの開示料として……………402—404
        - (iii) ノウ・ハウを供与する費用を含めて, または含めないで……………402—404
        - (iv) 侵害に対する補償を含めて, または含めないで……………402—404
        - (v) ロイヤルティの金額に影響をおよぼすものとして……………402—404
      - (b) 一括支払い…………… 402—404, 446—452
        - 以後支払う必要のない単一金額…………… 402—404, 446—452
      - (c) 一連の一括支払い…………… 402—404, 446—452
        - (i) 預託金または保証金として…………… 402—404, 446—452

	項
(ii) 分割して	402—404, 446—452
— 一定の期間ごとに	402—404, 446—452
— ライセンスまたは契約の継続を条件として	402—404, 446—452
— 販売または品質等級により異なる時期に	402—404, 446—452
— オペレーションの段階により一定の時期に	402—404, 446—452
— ライセンスまたは契約の締結の時に	402—404, 446—452
— 技術情報の移転の時に	402—404, 446—452
— スタートアップの時に	402—404, 446—452
— 一定の生産能力を達成した時に	402—404, 446—452
(2) ロイヤルティ	405—463
(a) 将来のロイヤルティに充当する前払い	438
(i) 各支払期におけるロイヤルティの総額が前払いの金額を超えるまでロイヤルティの算 定額を報告すること	430, 437
(ii) 総額が前払いの金額を超える支払期におけるロイヤルティの開始	430
(iii) 供与する技術の担保として	27
(iv) 利息支払いを条件として	27
(b) 定額分割払いロイヤルティ	27
(i) 毎年度またはその他の期間	27
(ii) 製品の販売額と関係なく	27
(c) 基準にもとづいて算定するロイヤルティ	405—407
(i) 製品の販売	412—430
— 製品の純販売額の一定割合	420
— 販売数量	420
(ii) 利益の割合	431
(iii) 使用した数量	408—411, 414, 423
(iv) 製造した数量	408—411, 414, 423
(v) 製造し使用した数量	408—411, 414, 423
(vi) つぎによって測定した使用の程度	408—411, 414, 423
— アウトプット（機械またはプロセス）	408—411, 414, 423
— 度数	408—411, 414, 423
(vii) 技術が使用されたとき、または一団の特許の一つ、若干、全部が使用されたとき、も しくはどれも使用されないときにおける、製品の総アウトプット	495, 496
(viii) スライディング・スケール（漸減または漸増）	413, 437, 441—443
（販売額または生産数量を数セクションに分割し、高いセクションになるほど順次に率を 引き下げ、または引き上げる）	495, 496
(d) 純販売価格の特別の側面	420—424

	項
(i) 販売価格から一定の費用を控除したものとして定義する	420—424
(ii) 一定の費用にはつぎの項目を含めることができる	420—422
—包装費（製品の価格の一定割合として定めることができる）	422, 424
—輸出入関税, 物品税, 通関税	422, 424
—保険料	422, 424
—運送費（製品の価格の一定割合として定めることができる）	422, 424
—製品を使用する場所における設置費	422, 424
—通常の商業割引	422, 424
—ライセンサーもしくは技術供給者または第三者から輸入した部品およびコンポーネントの価格	422, 424
—供与した技術を使用しない部分のイクイップメントの費用の額	422, 424
(iii) 純販売価格に代る公正市場価格または自由取引価格（たとえば, 管理されない価格, 再販売価格, コスト・プラス・マークアップ・プライス）（ライセンサーまたは技術受領者が自分と特別の取引関係にある者に販売するばあい）	425—427
(iv) 製品が販売されたとみなされる時期	428, 429
—ライセンスまたは契約に規定する	429
—在庫品のばあいには, ライセンスまたは契約が解除されたとき, またはその期間が満了したとき	600
(e) 最高ロイヤルティ	444, 445
(f) 最低ロイヤルティ	434—441
(i) ライセンスまたは契約は	439—441
—最低額に達しないとき終了する	439, 441
—最低額に達しないときライセンサーまたは技術供給者の選択により解除することができる	439, 441
—最低額に達したときライセンサーまたは技術受領者の選択により継続することができる	439, 441
—最低額に達しないとき排他的から非排他的に変更する	439, 441
—自動的に	439, 441
—ライセンサーまたは技術供給者の選択により	439, 441
—ライセンサーまたは技術受領者の選択により	439, 441
(ii) 取得したロイヤルティを超える定額義務としての最低額	437, 441
(iii) 取得したロイヤルティと一定の金額との差額を支払う義務としての最低額	437, 441
(iv) 達成する一定の販売量にもとづく最低額	437, 441
(g) 第三者が所有する抵触する特許またはその他の権利が優先するばあいにおけるロイヤルティの調整	204, 564
(h) 特許, 商標またはその他の権利の終了または期間満了のロイヤルティに対する効果	591, 592

	項
(3) 設計図および図面のフィー	464, 465, 481
(a) つぎのものの報酬として要求される	481
(i) ノウ・ハウ	481
(ii) ノウ・ハウの一部	481
(b) 要求されない	481
(c) 設計図および図面を作成し送付する費用	481
(i) ライセンサーまたは技術供給者が負担する	481
(ii) ライセンシーまたは技術受領者が負担する	481
(4) コンサルタント料	466—481
(a) ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者に供与する特別の役務 について	469—481
(b) 支払いの時期	471
(5) 技術の各要素についての別個の価格決定または評価	468, 471, 480, 495, 496, 523
(a) 特許	495, 496
(i) $x$ 特許にもとづく権利に対するロイヤルティの単一額, ライセンシーが特許の一つ, 若干または全部のいずれかを選択する	495
(ii) 個々の特許に対するロイヤルティの単一額, ライセンサーの純ロイヤルティ収入は特 許の一つ, 若干または全部のいずれかによって異なる	495
(b) 技術移転契約とともにする工業所有権ライセンスの締結	64, 104—108, 495, 496
(c) 特定の技術情報または技術役務および援助に対する特別の料金	468, 471, 480
(d) 技術の基本要素を最初に評価し, その他の要素をのちに評価する	23—32, 216
(6) 工業所有権または技術の対価または費用の最高限度額	492—494
b. 間接: 非金銭的補償	33, 34, 482—491
(1) 費用の転換または分担, たとえば合意した地域内における特許の維持または防御	487
(2) 供与した原技術に関係する改良または発明にかんする情報のフィードバック	488
(3) 市場および特許データの取得, すなわち, 合意した地域内における特許および製品の事情変 更にかんする情報	489
(4) ライセンサーまたは技術供給者の販売流通経路の利用	490, 491
(5) ライセンサーまたは技術供給者による部品およびコンポーネントの供給	483
(6) ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者の国から物品を購入する条 件	367—374
(a) ライセンスまたは契約にもとづく支払いにリンクさせた金額	371, 374
(b) 購入の期間	370
(c) 物品の種類	370
(d) 購入しないばあいの確定損害賠償額	559
(e) 履行信用状	565—567

	項
(7) 資本参加の利益配当および価値増加；一括支払いまたはロイヤルティの資本化	484—486
<b>0. 支払い</b>	
1. 支払いを証明する報告	430, 497, 498
a. 報告の方法	497
(1) ライセンスまたは契約における報告すべき主要項目の指定およびその形式	497
(2) 書類およびその他の詳細	497
(a) センシーまたは技術受領者が選択する	497
(b) ライセンサーまたは技術供給者が決定し、ライセンサーまたは技術受領者が記載する	497
b. 主要項目	497
(1) ライセンスまたは契約の署名者の名称および署名の日	497
(2) 補償の期間	430, 497
(3) 合意した製品、その販売量および純販売価格（純販売価格の定義に使用した品目の除外またはその他のロイヤルティ算定の基準を含む）	430, 497
(4) 控除すべき税額	456—463, 497, 524
(5) 予定した支払いの純額	497
c. 報告書の名あて人；ライセンサーまたは技術供給者の単位または部課	497, 650
d. 報告および支払いをする時期	430
e. 記録をチェックすることなく報告書および支払いを受領する効果	497, 498
(1) 誤りの性質	497, 498
(2) 出訴期限または時効の利益の放棄	497, 498
2. 会計帳簿；ファイルおよび記録	498
a. ライセンサーまたは技術受領者による会計帳簿、ファイルおよび記録の維持	498
b. 会計帳簿、ファイルおよび記録の監査および検査	498
(1) 監査および検査の日および期間	498
(2) 監査および検査を行なう者	498
(a) ライセンサーもしくは技術供給者またはその代表者	498
(b) 現地の公認会計士	498
(i) 選択	498
(ii) 承認	498
(3) 時期	498
(4) 場所	498
(5) 目的	498
3. 通貨の指定、送金代行機関および為替相場	499—510
a. 通貨の指定	499—505
(1) ライセンサーもしくは技術供給者による、またはライセンサーもしくは技術受領者による指	

	項
定	499—505
(a) ライセンサーもしくは技術供給者の国またはライセンシーもしくは技術受領者の国の通貨	499—503, 505
(b) 他の国の通貨	499—503, 505
(2) ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者の国の通貨で支出した費用のその通貨による支払い	471, 503, 505
(3) 通貨の指定および送金の承認に対する為替管理法の効果	507, 508
b. 送金代行機関があればその指定	509, 510
(1) ライセンシーまたは技術受領者の代りに送金をする機関	509, 510
(2) ライセンサーまたは技術供給者の代りに送金を受領する機関	509, 510
(3) 直接送金	509, 510
c. 為替相場	506
(1) 金額を特定の通貨から指定した通貨に換算する為替相場	506
(a) 送金代行機関による送金の日の公定為替相場	506
(i) 変動が生じたばあいにおける公正相場の証明書	506
(b) 支払義務が発生した日またはライセンスもしくは契約に定めた特定の日における公定為替相場	506
(2) 実質的なまたは顕著な為替相場の変動が生じたばあいにおける支払金額、算定方法および換算率の再決定	510, 573—576
4. ライセンシーもしくは技術受領者がライセンサーもしくは技術供給者に支払う金額または契約にもとづくその他のオペレーションの税法上の取扱い	456—463, 511—527
a. ライセンシーまたは技術受領者の国の政府が課す所得税	456
(1) ライセンサーまたは技術供給者に課せられる、ライセンシーまたは技術受領者が前者に対して送金する金額から控除し、後者の国の政府に納入した税額の租税負担	459, 524
(2) ライセンシーまたは技術受領者に課せられる、ライセンシーまたは技術受領者の国の政府に納入した、ライセンサーまたは技術供給者に支払う金額から控除することができる、あるいは、後者がライセンシーまたは技術供給者に、ライセンサーまたは技術供給者の国の政府が後者の政府がライセンサーまたは技術供給者の課税所得に対して課す、またはこれからの控除を認める税について税額控除を認める限度において、所定の方式に従って償還する税額の租税負担	459, 463, 525
b. ライセンシーまたは技術受領者の国の政府が課すその他の租税、課徴金または料金	511
(1) 種類の明細	511
(2) ライセンシーまたは技術受領者の税租負担および納税	524
5. 信用供与の条件および支払保証	27, 565—567
a. 信用状	565—567
b. ライセンサーまたは技術供給者の国における親会社によるライセンシーまたは技術受領者の子	

	項
会社の債務の保証	565—567
<b>P. 最惠条件</b>	
1. ロイヤルティだけについて	533, 528—536
2. その他の条件について	533, 528—536
a. 新しい条件にかんする選択	533
b. 新しいライセンスまたは契約の修正をうける機会をともなう現存のライセンスの返還	528, 535
3. より有利な条件に関係する過去の侵害	528
4. あとで締結されたライセンスまたは契約の条件を現存のライセンスまたは契約と比較する関係国の指定	535
<b>Q. 関係企業の権利；移転および譲渡；サブライセンス；下請契約</b>	
1. ライセンシーの関係企業による付与された権利の行使または使用	537—547
a. 子会社、提携会社または関係会社による	542, 543
b. 計画経済におけるライセンシーが選んだ工場による	330—332, 542, 544
2. サブライセンスをする権利	537, 538, 542, 543, 545—547
a. 自動的	538, 545
b. ライセンサーの許可をえて	538, 545
c. 主たるライセンスの範囲内において	538, 545
d. 主たるライセンスの存続期間	538, 545
e. 主たるライセンスの解除をともなわないサブライセンスをする権利の解除	587—590
f. 排他的なものから非排他的なものへの転換による既存のサブライセンスの地位	542, 543, 545, 546
g. サブライセンスをする相互の権利	226, 228, 542, 544—546
3. 移転可能性および譲渡可能性	540, 541
a. ライセンサーについてつぎの事態が生じたときライセンサーによる	540
(1) ライセンサーがその法人格の同一性を変更したとき	540
(2) ライセンサーが権利を関係企業に譲渡したとき	540
b. ライセンシーによる	542, 543, 545—547
(1) 営業を継続するとしないとを問わず、ライセンシーの死亡により、その相続人に	538, 542, 543, 545—547
(2) ライセンシーの企業の所有権の移転をともなう、またはともなわない譲渡によって	538, 542, 543, 545—547
4. 下請契約(J節(生産段階)191ページを見よ)	542—544
5. 技術受領者に関係する第三者に対する技術情報の開示(G節(ノウ・ハウの開示)183ページを見よ)	543—545
6. 政府当局の認可	602—615

	項
a. ライセンサーまたは技術供給者の国の……………	602
b. ライセンサーまたは技術受領者の国の……………	603
c. どちらの当事者が認可をうけるか……………	613, 614
 <b>R. 第三者またはその財産に対する侵害または損害；保険</b>	
1. ライセンサーまたは技術受領者の行為から生ずるものに対するライセンサーまたは技術供給者の責任の有無……………	548—556
a. ライセンサーまたは技術受領者がライセンサーまたは技術供給者の代理人とみなされる、またはみなされないという理由によって……………	549, 551
b. ライセンサーまたは技術受領者の設計またはワークマンシップの欠陥にもとづく……………	549, 551
c. ライセンサーまたは技術受領者がなした表示または保証について……………	549, 554
d. 第三者またはその財産に影響をおよぼす契約にもとづくライセンサーのオペレーションについて……………	206, 550, 551, 554
2. ライセンサーまたは技術供給者のライセンスまたは契約にもとづくライセンサーまたは技術受領者に対するその義務の履行から生ずる責任……………	558—567
a. ライセンサーまたは技術供給者が付与した権利にかんし第三者がライセンサーまたは技術受領者に対してなす責任追及について……………	564, 190—206
b. 技術情報、技術役務または援助の供与において……………	284—289
c. 責任の否認……………	184, 201, 206
3. 保険……………	555, 556
a. 事故；その他……………	555
b. どちらの当事者が保険料を負担し、支払うか……………	556
 <b>S. 履行遅滞；条件の変更またはできごと；免責；救済</b>	
1. ライセンサーまたは技術供給者による遅延または不履行……………	557—567
a. つぎの事項にかんする遅延または不履行……………	558—561
(1) 技術情報、ノウ・ハウ、技術役務または援助の供与……………	558—561
(2) イクイップメントの引渡し……………	558, 560, 561
(3) パフォーマンス・テスト……………	291—295, 337
b. 上記(1)、(2)または(3)のばあいにおけるライセンサーまたは技術受領者による支払いの停止またはライセンスもしくは契約の解除……………	558
c. つぎの事項について遅延または不履行が生じたばあいの確定損害賠償額……………	559—561
(1) 技術情報、ノウ・ハウ、技術役務または援助……………	559—561
(a) 製品または関係するイクイップメントの送状価格の一定割合……………	561
(b) 一率……………	561
(c) 最高限度額を設ける……………	561

	項
(2) イクイップメント、合意した最高限度額まで遅延したイクイップメントの送状価格の一定割合にもとづく(遅延したイクイップメントの割合または合意した価格の総額の割合のどちらか)	561, 563
(3) パフォーマンス・テスト	291—295, 337, 562, 563
(a) 達成された要求生産率の割合に反比例する最高限度確定損害賠償額の割合	562, 563
(b) 最高限度額を設ける	562, 563
(c) 確定損害賠償にあてるための履行信用状	565—567
(d) 上記c(1)および(2)にいう割合または率が適用される遅延の期間の定め	291—295
2. ライセンシーまたは技術受領者による遅延または不履行	557, 568—572
a. つぎの事項について	
(1) 支払い	568—570
(2) 生産スケジュール	572
(3) 品質基準	337, 342, 572
(4) ノウ・ハウの開示	255—283, 571
b. 上記(1), (2)または(3)のばあいには、ライセンサーまたは技術供給者による履行の停止またはライセンスもしくは契約の解除	568—572
3. 履行を妨げる、または妨げるおそれのある条件の変更またはできごとの発生	573—576
a. とるべき手続	576
(1) 一方の当事者の他方の当事者に対する条件またはできごとの通知	576
(2) 共同報告書の作成および勧告を含めた是正措置についての提案	576
(3) 紛争の解決にかんする規定にいう紛争となる上記(1)または(2)の不履行	576
b. いずれかの当事者が支配することのできない条件またはできごと(不可抗力)	573
(1) 違反とならない	574, 575
(2) 計画経済における特別の事態	575
(3) 上記3 a に述べた手続の開始原因となる、または、停止もしくは解除の理由となる	575, 576
4. 責任免除	575
a. 条件の履行要求の不作为または遅延にもとづかないものとして	575
b. 権利の行使または強行の懈怠にもとづかないものとして	575

## T. 効力の発生；存続期間；解除；期間満了；延長

1. 効力の発生	577—579
a. 署名によって	121—123, 578, 579
b. 署名後の一定の日に	121—123, 578, 579
c. 効力の発生または一定の規定に効力を与える条件としての政府当局への届出、登録またはその認可	122, 123, 579, 615
2. ライセンスまたは契約の期間	580—586
a. 始期	121—123, 578, 579

	項
(1) 署名の時	121—123
(2) 署名後の一定の日またはできごと	578, 579
b. 終期	581—584
c. 期間	581—586
3. 解除	587—601
a. 事前の通知による	557
(1) いずれかの当事者による	557
(2) 事前の協議をへて、またはへないで	557
b. 解散、破産、支払不能、債権者の利益のためにする譲渡	573—576
c. 直接または間接の所有者、経営または効果的支配の変更	540
(1) 解除の代替手段としてのライセンスまたは契約の条件の修正	200, 557
(2) 所有、経営または支配への参加	314, 389
d. ライセンスまたは契約を解除する政府機関の命令	573—576
e. 期間の満了による、または、特定の特許もしくは商標の効力または出願の拒絶による	593—598, 200, 204
(1) ライセンスまたは契約全部の解除	588
(2) ライセンスまたは契約の特定の特許もしくは商標または出願にかんする部分にもとづく義務の解除	589
f. 侵害訴訟の提起による	200, 204
g. ライセンスまたは契約にもとづく義務の履行遅滞による	557—576
(1) 解除の原因となる履行遅滞の種類	557—576
(a) 支払い遅延	568, 569
(b) 要求される生産数量の不達成	572
(c) 品質基準の不達成	337, 342, 572
(d) 販売目標の不達成	572
(2) 解除の原因とならない履行遅滞の種類	575
(3) 治癒した遅滞、反覆遅滞、責任免除	575
h. いずれかの当事者の支配することのできない条件の変更またはできごとの発生（不可抗力）	573—576
i. 解除の通知	650
(1) 通知を送付する場所	650
(2) 通知を送付する相手方	650
4. 期間の満了および延長	586—601
a. 延長の申込みがないばあいにおける期間満了	587—601
b. いずれかの当事者の申込みによる新たに合意する期間の延長	586—601
c. 終了させないばあいにおける所定の期間の延長	586—601
5. 更新；新しい条件の交渉	586, 615

	項
6. 解除または期間満了の効果	587—601
a. 製品の製造または販売の継続	593—600
(1) 特許の存続期間がライセンスまたは契約の存続期間より長い、または短いばあい	594, 597—599
(2) ノウ・ハウだけが関係するばあい	595, 596
(a) 使用する権利の消滅	595
(b) 開示または開止禁止	596
b. 仕掛品または在庫品	599, 600
(1) 処分	599, 600
(2) 終了の日に販売されたものとみなす製品	599, 600
(3) 終了後一定の期間内における製品の販売	600
c. 上記(1), (2)および(3)のばあいにおけるロイヤルティ	591, 592
d. ライセンサーまたは技術供給者によるライセンシーまたは技術受領者の所有権、経営または支配の取得	314, 389
e. 解除または期間満了後における一定の規定の効力持続	601
(1) すでに発生した債務の弁済	601
(2) 開示禁止；期間	601
(3) 帳簿の検査	601
(4) 原料、半製品、イクイップメントおよび部品の供給	601

## U. 政府当局の認可

1. ライセンシーまたは技術受領者の国の政府当局の認可	602—615
a. 認可、登録または届出を必要とするライセンスおよび契約の種類	608, 609
b. 必要とする認可の性質	605—612
(1) 技術について	611
(2) ライセンスまたは契約の条件について	610
(3) 財政面について	404, 407, 411, 419, 424, 427, 441, 445, 463, 468, 471, 485, 486, 494, 503, 508, 527
c. 認可をうける期間	615
d. 変更および改正の認可；延長および更新	586, 615
e. ライセンシーまたは技術受領者がライセンサーまたは技術移転者の協力をえて認可をうける手続	613, 614
2. ライセンサーまたは技術供給者の国の政府当局の認可	283, 603
a. ライセンシーまたは技術受領者の国に対する技術情報の輸出	283
b. ライセンシーまたは技術受領者の国からの技術情報の再輸出	283
c. ライセンサーまたは技術供給者がライセンシーまたは技術受領者の協力をえて認可をうける手続	613, 614

項

**V. 紛争の解決**

1. ライセンスまたは契約の解釈にあたってよべき契約書	616—618, 624, 625
a. 原契約文書	624, 625
b. 契約書の正文	624, 625
c. 契約文書の選択および解釈にかんする準拠法の原則の効果	624, 634
2. その他の解釈の原則	620—622
a. 正文のあいだに相違があるばあいに支配する契約文書	620
b. ライセンスまたは契約のリサイタルと本文規定の相違	620
c. 当事者のすべての合意	620
d. 先行する取決めに対する優先	620
e. 無効規定の効果	621, 622
3. 準拠法	626—635
a. 契約文書の解釈の準拠法	625, 634
b. 紛争に適用される法	626—635
4. 紛争を解決する手段	616—618, 636—646
a. 友好的解決	636
b. 独立の鑑定人への付託	636, 637
c. あっせんまたは調停	636, 637
d. 仲裁	638—642
(1) 2国間仲裁協定による	639—641
(2) 地域または国際仲裁裁判所, 手続または規則による	639—641
(3) 仲裁人の選定	639—641
(4) 仲裁地	639—641
(5) 準拠法	626—635, 646
e. 裁判所への付託	643—646
(1) 場所	643, 644
(a) いずれかの当事者の国	645
(b) 第三国	645
(2) 準拠法	626—635, 646

**W. 修正または改正**

1. 手続	647—649
a. いずれかの当事者のイニシアチブによる	647, 648
b. 効力発生の日	647, 648
2. 政府当局の認可 (U節206ページを見よ)	649

	項
<b>X. 通知</b>	
1. 名あて人の指定	650
2. 名あて人の住所地	650
3. 通知に使用する言語	650
4. 通信の手段	650
5. 通知の効力発生の日	650
<b>Y. 契約書の作成</b>	
1. 権限を授与された役員	651, 653, 654
2. 場所	651
3. 日付	651, 655
4. 証人	651
5. 証明または認証	651
6. ライセンスまたは契約における作成条項の場所	625
<b>Z. 追加文書, 付属文書, 別表</b>	
1. 内容	656
2. 文言の抵触	620, 657

## 参加者名簿



## 序文で述べた会議の参加者名簿

ライセンスング・セミナー, 1974年11月18日～22日; コンサルタントの会合, 1975年11月5～7日, 1976年2月23日～25日, 1977年2月7日～9日; 開発途上国における工業所有権ライセンスングのガイドライン作業グループ, 1976年6月21日～24日。

## I

## 参加国政府が指名した専門家

- Mr. H. Abbas, Professor, Faculty of Law, University of Kuwait, *Kuwait*  
Mr. A. Adoh, Senior Assistant Registrar (Patents), Commercial Law Division, Federal Ministry of Trade, *Nigeria*  
Mr. O. Agüero Wood, Head, International Relations Department, National Commission for Scientific and Technological Research (CONICYT), *Chile*  
Mr. G. Albrechtskirchinger, Rechtsanwalt, *Federal Republic of Germany*  
Mr. A. Amerasinghe, Secretary, Patents, Trademarks and Copyright Committee, *Sri Lanka*  
Mr. M. Arruda, Supervisor for Transfer of Technology, National Institute for Industrial Property, *Brazil*  
Mr. F. Astudillo Gomez, Attorney, National Council for Scientific and Technological Research (CONICIT), *Venezuela*  
Mrs. M. Auz Castro, Oberregierungsrätin, German Patent Office (Munich), *Federal Republic of Germany*  
Mrs. U. Axelson (Kanslisekreterare), Secretary, Ministry of Commerce, *Sweden*  
Mr. K. Baino, Registrar of Patents, Designs and Trade Marks, *Jordan*  
Mr. Z. Bastürk, Expert, Patent Office, Ministry of Industry and Technology, *Turkey*  
Mr. J.-P. Berard, Maître des requêtes au Conseil d'Etat, Directeur de l'Agence nationale de valorisation de la recherche, Administrateur de l'Institut national de la propriété industrielle, *France*  
Mr. A. Bolbol, Director, Legal Affairs, Patent Office, *Egypt*  
Mr. I. Bukhari, Second Secretary, Permanent Mission of *Pakistan*, Geneva, Switzerland  
Mr. G. Cajina Mejicano, Ambassador, Alternate Permanent Representative, Permanent Mission of *Nicaragua*, Geneva, Switzerland  
Mrs. M. Caruci de Patino, International Agreements and Transfer of Technology Division, Registry of Industrial Property, *Venezuela*  
Mrs. A. Castro Granados, Registrar of Industrial Property, Registry of Patents, Ministry of Economic, Industrial and Commercial Affairs, *Costa Rica*  
Mr. B. Cawthra, Deputy Director (Legal), Confederation of British Industry, *United Kingdom*  
Mr. C. Correa, National Registry of License and Transfer of Technology Agreements, *Argentina*  
Mr. J. Crespin, Counsellor, Permanent Mission of *Senegal*, Geneva, Switzerland  
Mr. A. de Alencar, Counsellor, Permanent Mission of *Brazil*, Geneva, Switzerland  
Mr. A. Figueira Barbosa, Acting Secretary for Transfer of Technology, National Institute for Industrial Property, *Brazil*  
Mr. M. Game Munoz, Director of Patents and Trademarks, Ministry of Industry, Commerce and Integration, *Ecuador*

- Mr. B. Ghafari, Director General of Companies and Registrations, *Syrian Arab Republic*  
 Mr. F. Gordillo Martinez, Head, Legal Division, Exchange Office, Bank of the Republic, *Colombia*  
 Mr. K. Guéblaoui, Head, Industrial Property Service, Ministry of National Economy, *Tunisia*  
 Mrs. M. Hiance, Conseiller juridique, Institut national de la propriété industrielle, *France*  
 Mr. N.-V. Iba, Head, Accounting and Publications Bureau, Industrial Property Service, *Zaire*  
 Mr. I. Ibrahim, Chief, Law Drafting Division, Bureau of Legal Affairs/Human Relations, Department of Industry, *Indonesia*  
 Mr. V. Iliyn, Deputy Chief, External Relations Department, State Committee for Inventions and Discoveries of the USSR Council of Ministers, *Soviet Union*  
 Mr. C. Iriarte y Tejada, Head, Legal Analysis Department, National Registry of Technology Transfer, Secretariat of Industry and Commerce, *Mexico*  
 Mrs. S. Jessel de Miguel, Head, Planning and International Affairs Office, Registry of Industrial Property, *Spain*  
 Mr. J. King'Arui, Senior Assistant Registrar-General, *Kenya*  
 Mr. K. Kra, State Controller, Ministry of Finance, *Ivory Coast*  
 Mr. R. Lammali, Head, License Agreements Department, Algerian Institute for Standardization and Industrial Property (INAPI), *Algeria*  
 Mr. J. McKenzie, Assistant Secretary, Department of Business and Consumer Affairs, *Australia*  
 Mr. W. Neervoort, Member of the Patent Council, *Netherlands*  
 Mr. A. Omar, Director General, Patent Office, *Egypt*  
 Mr. R. Ong, Second Secretary, Permanent Mission of the *Philippines*, Geneva, Switzerland  
 Mr. T. Opalski, Deputy Director of the Department of Control and Legal Coordination, Ministry of Foreign Trade and Shipping, *Poland*  
 Mr. A. Ortega Lechuga, Head, Exploitation and Licensing Section, Registry of Industrial Property, *Spain*  
 Miss B. Ousmer, Algerian Institute for Standardization and Industrial Property (INAPI), *Algeria*  
 Mrs. U. Özgelen, Chemical Engineer, Ministry of Industry and Technology, *Turkey*  
 Mr. A. Pillay, Crown Counsel, Attorney-General's Department, *Mauritius*  
 Mr. B. Prah, Registrar-General, Registrar-General's Department, *Ghana*  
 Mr. G. Ramirez, Deputy Executive Secretary, National Commission for Scientific and Technological Research (CONICYT), *Chile*  
 Mr. J. Rodriguez Padilla, Director General, National Office of Inventions, Technological Information and Marks, *Cuba*  
 Mr. M. Sanmuganathan, Additional Secretary, Ministry of Trade, *Sri Lanka*  
 Mrs. G. Sellali, Counsellor, Permanent Mission of *Algeria*, Geneva, Switzerland  
 Mrs. E. Smith, Byrådirektör, Royal Patent and Registration Office, *Sweden*  
 Mr. A. Suliman, Director, Department of Licensing and Control, Ministry of Industry and Mining, *Sudan*  
 Mr. V. Tudor, Counsellor, Permanent Mission of *Romania*, Geneva, Switzerland  
 Mr. F. Villarte, Registrador de la Propiedad Intelectual, Ministerio de Fomento, *Venezuela*  
 Mr. A. Wilson, Head, Industrial Property Division, Ministry of Commerce and Industry, *Togo*

## II

### WIPO 国際事務局のコンサルタント

- Mr. J. Alvarez Soberanis, Director General, National Registry of Technology Transfer, Secretariat of Industry and Commerce, *Mexico*  
 Mr. G. Ancarola, Advisor to the Secretary of State for Industry, Ministry of Economy, *Argentina*  
 Mr. E. Aracama Zorraquin, Lawyer, *Argentina*  
 Mr. J.-C. Combaldieu, Directeur du Département des Accords industriels, Agence nationale de valorisation de la recherche (ANVAR), *France*  
 Mr. A. Dyer, Secretary at the Permanent Bureau, Hague Conference on Private International Law, The Hague  
 Mr. D. Ebongue Sone, Deputy Director of Industry, *Cameroon*  
 Mr. A. Ferrari, Legal Department, Montedison S.p.A., *Italy*  
 Dr. M. Kasaly, Head of Legal Department, Strojimport Ltd., *Czechoslovakia*  
 Mr. B. Meany, Assistant Commissioner for Trademarks, United States Patent and Trademark Office, Department of Commerce, *United States of America*  
 Mr. S. Shulka, Joint Secretary, Ministry of Commerce, *India*  
 Mr. Y. Smirnov, Head, Licensing Department, State Committee for Inventions and Discoveries of the USSR Council of Ministers, *Soviet Union*

- Mr. D. Vincent, Chartered Patent Agent, Legal Department: Patents, Imperial Chemical Industries Ltd., *United Kingdom*  
 Mr. E. de Vries, Assistant Secretary, N.V. Philips' Gloeilampenfabrieken, *Netherlands*  
 Mr. R. Zribi, General Secretary, Ministry of National Economy, *Tunisia*

## III

## WIPOフェローシップ・プログラムの訓練生

- Mr. P. Adrabonyibia-Masaara, Senior State Attorney, *Uganda*  
 Mr. G. Asmar, Head, Industrial Property Section, Directorate General of Registration and Supervision of Companies, *Iraq*  
 Mr. J. Digoh, Assistant to the Head of the Division of Industrial Property, Directorate of Industry and Crafts, Ministry of Commerce and Industry, *Togo*  
 Mr. G. Eguiguren Palacio, Director, Patent and Trademark Office, Ministry of Industry, Commerce and Integration, *Ecuador*  
 Mr. Hartono Prodjomardojo, S.H., Director, Direktorat Patent, *Indonesia*  
 Mr. S. Imam, Head, Department of Industrial and Commercial Protection, *Syrian Arab Republic*  
 Mr. M. Manap, Executive Officer, Registry of Trade Marks and Patents, Ministry of Trade and Industry, *Malaysia*  
 Mr. P. Mathanjuki, Assistant Secretary (Legal), Ministry of Foreign Affairs, *Kenya*  
 Mrs. Z. Kutb El Abagy, Technical Examiner, Patent Office, *Egypt*  
 Miss L. Zebdji, Department Head, Algerian Institute for Standardization and Industrial Property (INAPI), *Algeria*

## IV

## 政府間国際機関の代表者

- African Intellectual Property Organization (OAPI)*  
 Mr. D. Ekani, Director General, Yaoundé, Cameroon  
 Mr. P. N'Goma, Deputy Director General, Yaoundé, Cameroon  
*Industrial Development Centre for Arab States (IDCAS)*  
 Mr. A. Abdelhak, Head, Industrial Legislation Unit, Cairo, Egypt  
*Organization of American States (OAS)*  
 Mr. F. Hurtado de Mendoza, Counsellor, European Regional Office, Geneva, Switzerland  
*United Nations (UN)*  
 Mr. F. Brusick, Economic Affairs Officer, Trade and Technology Division, Economic Commission for Europe, Geneva, Switzerland  
 Mr. H. Einhaus, Chief, Office for Science and Technology, Geneva Branch, Geneva, Switzerland  
*United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)*  
 Mr. P. Roffe, Legal Affairs Officer, Transfer of Technology Division, Geneva, Switzerland  
*United Nations Industrial Development Organization (UNIDO)*  
 Mr. H. Janiszewski, Associate Industrial Development Officer, Industrial Institutions Section, Vienna, Austria

## V

## 民間国際機関の代表者

- Council of European Industrial Federations (CEIF)*  
 Mr. B. De Passemar, Directeur, Direction de la propriété industrielle, des accords techniques et de la documentation, Pechiney-Ugine-Kuhlmann, Paris, France  
 Mr. C. Kamm, General Manager, Hepatex AG, Wattwil, Switzerland  
 Mr. W. Kuster, Schweizerische Gesellschaft für Chemische Industrie, Zurich, Switzerland  
*European Federation of Agents of Industrial Property (FEMIP)*  
 Mr. R. Roodhooft, Head, Patent Department, Belgonucléaire, Brussels, Belgium  
*European Industrial Research Management Association (EIRMA)*  
 Mr. M. Fine, Head, Central Legal Department, Joseph Lucas (Industries) Limited, London, United Kingdom  
 Mr. B. Pretnar, Head, Industrial Property Department, ISKRA-Raziskovalni Institut, Ljubljana, Yugoslavia

*Licensing Executives Society (International) (LES)*

Mr. P. Hug, Licensing Consultant, Hug Interlizenz, Birmensdorf, Switzerland

Mr. C. Wickham, Monsanto Chemicals Limited, United Kingdom

*Inter-American Association of Industrial Property (ASIPI)*

Mr. A. Ladron de Guevara, Lima, Peru

*International Association for the Protection of Industrial Property (AIPPI)*

Mr. J. O'Farrell, President of the Argentine Group, Buenos Aires, Argentina

Mr. E. Jucker, Vice-President of AIPPI, President of the Swiss Group, Sandoz, Basle, Switzerland

*International Federation of Inventors Associations (IFIA)*

Mr. H. Romanus, Past President, Stockholm, Sweden

*Union of Industries of the European Community (UNICE)*

Mr. J. Gaudin, Sous-Directeur de la propriété industrielle, Chef du Service des accords techniques, Compagnie générale d'Electricité, Paris, France

---

注に掲げた契約条項例の文言については、“Forms and Agreements on Intellectual Property and International Licensing” (published by Sweet & Maxwell, London, and by Clark Boardman Co. Ltd., New York, 3rd edition 1979) の著者メルヴィル氏 (Mr. L. W. Melville) の御協力をえた。

\*

\* \*

コンサルタントおよび作業グループに提出したガイドの草案の作成、ならびにこれらの会議での討議にもとづくこの刊行物の最終草案の作成については、WIPO の法律顧問であり、コンサルタントの会議および開発途上国における工業所有権ライセンスのガイドライン作業グループの事務局長であるレダキス氏 (Mr. Gust A. Ledakis) が責任をとった。

---

